

平成17年第6回さつま町議会定例会会期日程

月	日	曜	日	程	備	考
12	5	月		本会議（招集日） ・開会 ・会議録署名議員の指名 ・会期の決定 ・諸般の報告 ・行政報告 ・議案上程 ・一部議案審議 ・陳情		行財政改革対策調査特別委員会財政小委員会
	6	火	休	会		
	7	水	休	会		
	8	木		本会議 ・一般質問 議会運営委員会		
	9	金		本会議 ・一般質問		議会全員協議会
	10	土	休	会		
	11	日	休	会		
	12	月		本会議 ・一般質問 ・追加議案上程 ・一括質疑		議会全員協議会
	13	火		常任委員会		
	14	水	休	会		
	15	木	休	会		議員研修会 行財政改革対策調査特別委員会 家畜市場再編対策調査特別委員会
	16	金	休	会		
	17	土	休	会		
	18	日	休	会		
	19	月	休	会		
	20	火	休	会		
	21	水		議会運営委員会		議会全員協議会 総合振興計画策定調査特別委員会

月	日	曜	日	程	備	考
	22	木		本会議 ・行財政改革対策調査特別委員会報告 ・家畜市場再編対策調査特別委員会報告 ・常任委員長報告 ・議案審議 ・陳情 ・報告 ・所管事務調査報告 ・議員派遣 ・継続調査 閉会		

平成17年第6回さつま町定例会審議結果

開会 平成17年12月 5日

閉会 平成17年12月22日

議案番号	件名	上程日	議決日	議決結果	付託委員会
議案104	平成16年度宮之城町歳入歳出決算の認定について	17.12.05	17.12.05	認 定	—
105	平成16年度鶴田町歳入歳出決算の認定について	〃	〃	不 認 定	—
106	平成16年度薩摩町歳入歳出決算の認定について	〃	〃	認 定	—
107	平成16年度さつま町歳入歳出決算の認定について	〃	〃	〃	—
108	平成16年度祁答院地区消防組合歳入歳出決算の認定について	〃	〃	〃	—
109	平成16年度薩摩郡東部衛生処理組合歳入歳出決算の認定について	〃	〃	〃	—
110	平成16年度祁答院地方卸売市場管理組合歳入歳出決算の認定について	〃	〃	〃	—
111	平成16年度宮之城町水道事業会計決算の認定について	〃	〃	〃	—
112	平成16年度鶴田町中央地区簡易水道事業会計決算の認定について	〃	〃	〃	—
113	平成16年度さつま町水道事業会計決算の認定について	〃	〃	〃	—
114	平成16年度さつま町鶴田中央簡易水道事業会計決算の認定について	〃	〃	〃	—
120	さつま町公の施設の指定管理者の指定の手續等に関する条例の一部改正について	〃	17.12.22	原案可決	総 務
121	さつま町町民センターつるだ荘条例の一部改正について	〃	〃	〃	文 教
122	さつま町営住宅等条例の一部改正について	〃	〃	〃	建 設
123	さつま町水道事業給水条例の一部改正について	〃	〃	〃	〃
124	平成17年度さつま町一般会計補正予算（第5号）	〃	〃	〃	総 務 文 建 教 設
125	平成17年度さつま町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）	〃	〃	〃	文 教

議案 番号	件名	上程日	議決日	議決結果	付託 委員会
議案 126	平成17年度さつま町老人保健医療特別会計補正予算（第1号）	17.12.05	17.12.22	原案可決	文教
127	平成17年度さつま町介護保険事業特別会計補正予算（第2号）	〃	〃	〃	〃
128	平成17年度さつま町水道事業会計補正予算（第4号）	〃	〃	〃	建設
129	平成17年度さつま町簡易水道事業会計補正予算（第3号）	〃	〃	〃	〃
130	広域基幹林道紫尾線維持管理協議会を組織する地方公共団体の数の減少及び広域基幹林道紫尾線維持管理協議会規約の変更について	〃	17.12.05	可決	—
131	広域基幹林道紫尾線維持管理協議会を組織する地方公共団体の数の増加及び広域基幹林道紫尾線維持管理協議会規約の変更について	〃	〃	〃	—
132	鹿児島県市町村自治会館管理組合を組織する地方公共団体の数の減少について	〃	〃	〃	—
133	鹿児島県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体の数の減少及び鹿児島県市町村職員退職手当組合規約の変更について	〃	〃	〃	—
134	鹿児島県市町村職員退職手当組合の財産処分について	〃	〃	〃	—
135	鹿児島県市町村非常勤職員公務災害補償等組合を組織する地方公共団体の数の減少及び鹿児島県市町村非常勤職員公務災害補償等組合規約の変更について	〃	〃	〃	—
136	鹿児島県市町村交通災害共済組合を組織する地方公共団体の数の減少及び鹿児島県市町村交通災害共済組合規約の変更について	〃	〃	〃	—
137	鹿児島県市町村交通災害共済組合の財産処分について	〃	〃	〃	—
138	鹿児島県市町村消防補償等組合を組織する地方公共団体の数の減少及び鹿児島県市町村消防補償等組合規約の変更について	〃	〃	〃	—
139	鹿児島県市町村議会議員公務災害補償等組合を組織する地方公共団体の数の減少及び鹿児島県市町村議会議員公務災害補償等組合規約の変更について	〃	〃	〃	—
140	鹿児島県市町村職員退職手当組合規約の変更について	〃	〃	〃	—

議 案 番 号	件 名	上程日	議決日	議決結果	付 託 委 員 会
議案 1 4 1	鹿児島県市町村非常勤職員公務災害補償等組合を組織する地方公共団体の数の減少及び鹿児島県市町村非常勤職員公務災害補償等組合規約の変更について	17. 12. 05	17. 12. 05	可 決	—
1 4 2	鹿児島県市町村交通災害共済組合を組織する地方公共団体の数の減少及び鹿児島県市町村交通災害共済組合規約の変更について	〃	〃	〃	—
1 4 3	鹿児島県市町村交通災害共済組合の財産処分について	〃	〃	〃	—
1 4 4	鹿児島県市町村消防補償等組合を組織する地方公共団体の数の減少及び鹿児島県市町村消防補償等組合規約の変更について	〃	〃	〃	—
1 4 5	鹿児島県市町村議会議員公務災害補償等組合を組織する地方公共団体の数の減少及び鹿児島県市町村議会議員公務災害補償等組合規約の変更について	〃	〃	〃	—
1 4 6	人権擁護委員候補者の推薦について	〃	〃	許 可	—
1 4 7	人権擁護委員候補者の推薦について	〃	〃	〃	—
報告 8	平成17年度さつま町土地開発公社事業変更計画及び事業会計補正予算（第3号）について	〃	17. 12. 22	報 告 済	—
陳情 4	違法伐採問題への対応強化を求める陳情書	〃	〃	採 択	建 設
議案 1 4 8	さつま町町民センターつるだ荘の指定管理者の指定について	17. 12. 12	〃	可 決	文 教
発議 1 0	違法伐採問題への対応強化を求める意見書（案）の提出について	17. 12. 22	〃	原案可決	—
	議員派遣の件	〃	〃	決 定	—
	閉会中の継続調査について	〃	〃	〃	—

平成17年第6回さつま町議会定例会会議録

目 次

○12月5日（第1日）

会議を開催した年月日及び場所	1
出欠席議員氏名	1
出席事務局職員	1
出席説明員氏名	1
本日の会議に付した事件	2
開 会	6
開 議	6
会議録署名議員の指名	6
会期の決定	6
諸般の報告	6
行政報告	7
議案第104号 平成16年度宮之城町歳入歳出決算の認定について	8
（委員長報告・質疑・討論・採決）	
議案第105号 平成16年度鶴田町歳入歳出決算の認定について	8
（委員長報告・質疑・討論・採決）	
議案第106号 平成16年度薩摩町歳入歳出決算の認定について	8
（委員長報告・質疑・討論・採決）	
議案第107号 平成16年度さつま町歳入歳出決算の認定について	8
（委員長報告・質疑・討論・採決）	
議案第108号 平成16年度祁答院地区消防組合歳入歳出決算の認定について ...	8
（委員長報告・質疑・討論・採決）	
議案第109号 平成16年度薩摩郡東部衛生処理組合歳入歳出決算の認定について	8
（委員長報告・質疑・討論・採決）	
議案第110号 平成16年度祁答院地方卸売市場管理組合歳入歳出決算の認定につ いて	8
（委員長報告・質疑・討論・採決）	

議案第 1 1 1 号 平成 1 6 年度宮之城町水道事業会計決算の認定について ……………	8
(委員長報告・質疑・討論・採決)	
議案第 1 1 2 号 平成 1 6 年度鶴田町中央地区簡易水道事業会計決算の認定について ……………	8
(委員長報告・質疑・討論・採決)	
議案第 1 1 3 号 平成 1 6 年度さつま町水道事業会計決算の認定について ……………	8
(委員長報告・質疑・討論・採決)	
議案第 1 1 4 号 平成 1 6 年度さつま町鶴田中央簡易水道事業会計決算の認定について ……………	8
(委員長報告・質疑・討論・採決)	
議案第 1 2 0 号 さつま町公の施設の指定管理者の指定の手續等に関する条例の一部改正について ……………	1 9
(提案説明)	
議案第 1 2 1 号 さつま町町民センターつるだ荘条例の一部改正について ……………	1 9
(提案説明)	
議案第 1 2 2 号 さつま町営住宅等条例の一部改正について ……………	1 9
(提案説明)	
議案第 1 2 3 号 さつま町水道事業給水条例の一部改正について ……………	1 9
(提案説明)	
議案第 1 2 4 号 平成 1 7 年度さつま町一般会計補正予算 (第 5 号) ……………	1 9
(提案説明)	
議案第 1 2 5 号 平成 1 7 年度さつま町国民健康保険事業特別会計補正予算 (第 1 号) ……………	1 9
(提案説明)	
議案第 1 2 6 号 平成 1 7 年度さつま町老人保健医療特別会計補正予算 (第 1 号) ……………	1 9
(提案説明)	
議案第 1 2 7 号 平成 1 7 年度さつま町介護保険事業特別会計補正予算 (第 2 号) ……………	1 9
(提案説明)	
議案第 1 2 8 号 平成 1 7 年度さつま町水道事業会計補正予算 (第 4 号) ……………	1 9
(提案説明)	

議案第 1 2 9 号 平成 1 7 年度さつま町簡易水道事業会計補正予算（第 3 号） ……	1 9
(提案説明)	
議案第 1 3 0 号 広域基幹林道紫尾線維持管理協議会を組織する地方公共団体の数の減少及び広域基幹林道紫尾線維持管理協議会規約の変更について ……	2 3
(提案説明・委員会付託省略・質疑・討論・採決)	
議案第 1 3 1 号 広域基幹林道紫尾線維持管理協議会を組織する地方公共団体の数の増加及び広域基幹林道紫尾線維持管理協議会規約の変更について ……	2 3
(提案説明・委員会付託省略・質疑・討論・採決)	
議案第 1 3 2 号 鹿児島県市町村自治会館管理組合を組織する地方公共団体の数の減少について ……	2 3
(提案説明・委員会付託省略・質疑・討論・採決)	
議案第 1 3 3 号 鹿児島県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体の数の減少及び鹿児島県市町村職員退職手当組合規約の変更について ……	2 3
(提案説明・委員会付託省略・質疑・討論・採決)	
議案第 1 3 4 号 鹿児島県市町村職員退職手当組合の財産処分について ……	2 3
(提案説明・委員会付託省略・質疑・討論・採決)	
議案第 1 3 5 号 鹿児島県市町村非常勤職員公務災害補償等組合を組織する地方公共団体の数の減少及び鹿児島県市町村非常勤職員公務災害補償等組合規約の変更について ……	2 3
(提案説明・委員会付託省略・質疑・討論・採決)	
議案第 1 3 6 号 鹿児島県市町村交通災害共済組合を組織する地方公共団体の数の減少及び鹿児島県市町村交通災害共済組合規約の変更について ……	2 3
(提案説明・委員会付託省略・質疑・討論・採決)	
議案第 1 3 7 号 鹿児島県市町村交通災害共済組合の財産処分について ……	2 3
(提案説明・委員会付託省略・質疑・討論・採決)	
議案第 1 3 8 号 鹿児島県市町村消防補償等組合を組織する地方公共団体の数の減少及び鹿児島県市町村消防補償等組合規約の変更について ……	2 3
(提案説明・委員会付託省略・質疑・討論・採決)	
議案第 1 3 9 号 鹿児島県市町村議会議員公務災害補償等組合を組織する地方公共団体の数の減少及び鹿児島県市町村議会議員公務災害補償等組合規約	

の変更について	2 3
(提案説明・委員会付託省略・質疑・討論・採決)	
議案第 1 4 0 号 鹿児島県市町村職員退職手当組合理約の変更について	2 3
(提案説明・委員会付託省略・質疑・討論・採決)	
議案第 1 4 1 号 鹿児島県市町村非常勤職員公務災害補償等組合を組織する地方公共 団体の数の減少及び鹿児島県市町村非常勤職員公務災害補償等組合 組合理約の変更について	2 3
(提案説明・委員会付託省略・質疑・討論・採決)	
議案第 1 4 2 号 鹿児島県市町村交通災害共済組合を組織する地方公共団体の数の減 少及び鹿児島県市町村交通災害共済組合理約の変更について	2 3
(提案説明・委員会付託省略・質疑・討論・採決)	
議案第 1 4 3 号 鹿児島県市町村交通災害共済組合の財産処分について	2 3
(提案説明・委員会付託省略・質疑・討論・採決)	
議案第 1 4 4 号 鹿児島県市町村消防補償等組合を組織する地方公共団体の数の減少 及び鹿児島県市町村消防補償等組合理約の変更について	2 3
(提案説明・委員会付託省略・質疑・討論・採決)	
議案第 1 4 5 号 鹿児島県市町村議会議員公務災害補償等組合を組織する地方公共団 体の数の減少及び鹿児島県市町村議会議員公務災害補償等組合理約 の変更について	2 3
(提案説明・委員会付託省略・質疑・討論・採決)	
議案第 1 4 6 号 人権擁護委員候補者の推薦について	2 8
(提案説明・委員会付託省略・質疑・討論・採決)	
議案第 1 4 7 号 人権擁護委員候補者の推薦について	2 8
(提案説明・委員会付託省略・質疑・討論・採決)	
報告第 8 号 平成 1 7 年度さつま町土地開発公社事業変更計画及び事業会計補正 予算（第 3 号）について	2 9
(内容説明)	
陳情について	3 0
散 会	3 0
○ 1 2 月 8 日（第 2 日）	
一般質問表	3 1

会議を開催した年月日及び場所	3 3
出欠席議員氏名	3 3
出席事務局職員	3 3
出席説明員氏名	3 3
本日の会議に付した事件	3 5
開 議	3 6
一 般 質 問	3 6
宮之脇金次郎議員	3 6
地区公民館管理運営について	
甫立原農園について	
楠木園洋一議員	4 3
農林業対策について	
平田 昇議員	5 0
町長の経歴について	
別府 静春議員	5 7
学校校舎等の木造化について	
千年の森（悠久の森）造成について	
東 哲雄議員	6 5
定住対策について	
日高 政勝議員	7 1
専門職の育成について	
川口 憲男議員	8 2
健康づくり推進の町づくり施策は	
延 会	9 1

○12月9日（第3日）

一般質問表	9 3
会議を開催した年月日及び場所	9 6
出欠席議員氏名	9 6
出席事務局職員	9 6
出席説明員氏名	9 6
本日の会議に付した事件	9 8

開 議	9 9
一 般 質 問	9 9
内之倉成功議員	9 9
健康維持について	
中山間整備事業について	
新改 秀作議員	1 0 8
青少年育成について	
社会体育行政の体制の見直しについて	
平八重光輝議員	1 1 5
心肺蘇生法の普及について	
A E D（自動体外式除細動器）の設置について	
市来 修議員	1 2 5
梅の加工場の建設の考え方について	
舟倉 武則議員	1 2 8
商工業者の育成と商店街の振興対策について	
県立公園の今後の整備について	
コンベンションタウン事業の促進について	
米丸 文武議員	1 4 0
さつま梅の生産振興対策について	
柳田 隆男議員	1 5 7
農業振興と農業高校の連携について	
農村定住策について	
延 会	1 6 2

○ 1 2 月 1 2 日（第 4 日）

一般質問表	1 6 3
会議を開催した年月日及び場所	1 6 5
出欠席議員氏名	1 6 5
出席事務局職員	1 6 5
出席説明員氏名	1 6 5
本日の会議に付した事件	1 6 7
議案付託表	1 6 8

開 議	1 7 0
一 般 質 問	1 7 0
木下 敬子議員	1 7 0
少子高齢化対策について	
仮称「男性50人委員会」の組織づくりについて	
中尾 正男議員	1 7 9
町民体育祭について	
新庁舎建設について	
麥田 博稔議員	1 8 9
18年度予算編成について	
議案第148号 さつま町町民センターつるだ荘の指定管理者の指定について	2 0 5
(提案説明・一括質疑・委員会付託)	
議案第120号 さつま町公の施設の指定管理者の指定の手續等に関する条例の一部 改正について	2 0 5
(一括質疑・委員会付託)	
議案第121号 さつま町町民センターつるだ荘条例の一部改正について	2 0 5
(一括質疑・委員会付託)	
議案第122号 さつま町営住宅等条例の一部改正について	2 0 5
(一括質疑・委員会付託)	
議案第123号 さつま町水道事業給水条例の一部改正について	2 0 5
(一括質疑・委員会付託)	
議案第124号 平成17年度さつま町一般会計補正予算(第5号)	2 0 5
(一括質疑・委員会付託)	
議案第125号 平成17年度さつま町国民健康保険事業特別会計補正予算(第1号)	2 0 5
(一括質疑・委員会付託)	
議案第126号 平成17年度さつま町老人保健医療特別会計補正予算(第1号)	2 0 5
(一括質疑・委員会付託)	
議案第127号 平成17年度さつま町介護保険事業特別会計補正予算(第2号)	2 0 5
(一括質疑・委員会付託)	

議案第128号 平成17年度さつま町水道事業会計補正予算（第4号）	205
（一括質疑・委員会付託）	
議案第129号 平成17年度さつま町簡易水道事業会計補正予算（第3号）	205
（一括質疑・委員会付託）	
散 会	227

○12月22日（第5日）

会議を開催した年月日及び場所	229
出欠席議員氏名	229
出席事務局職員	229
出席説明員氏名	229
本日の会議に付した事件	231
開 議	232
行財政改革対策調査特別委員会報告	232
（委員長報告）	
家畜市場再編対策調査特別委員会報告	237
（委員長報告）	
議案第148号 さつま町町民センターつるだ荘の指定管理者の指定について	239
（委員長報告・質疑・一括質疑・討論・採決）	
議案第120号 さつま町公の施設の指定管理者の指定の手續等に関する条例の一部 改正について	239
（委員長報告・質疑・一括質疑・討論・採決）	
議案第121号 さつま町町民センターつるだ荘条例の一部改正について	239
（委員長報告・質疑・一括質疑・討論・採決）	
議案第122号 さつま町営住宅等条例の一部改正について	239
（委員長報告・質疑・一括質疑・討論・採決）	
議案第123号 さつま町水道事業給水条例の一部改正について	239
（委員長報告・質疑・一括質疑・討論・採決）	
議案第124号 平成17年度さつま町一般会計補正予算（第5号）	239
（委員長報告・質疑・一括質疑・討論・採決）	
議案第125号 平成17年度さつま町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）	239

(委員長報告・質疑・一括質疑・討論・採決)	
議案第 1 2 6 号 平成 1 7 年度さつま町老人保健医療特別会計補正予算 (第 1 号)	2 3 9
(委員長報告・質疑・一括質疑・討論・採決)	
議案第 1 2 7 号 平成 1 7 年度さつま町介護保険事業特別会計補正予算 (第 2 号)	2 3 9
(委員長報告・質疑・一括質疑・討論・採決)	
議案第 1 2 8 号 平成 1 7 年度さつま町水道事業会計補正予算 (第 4 号)	2 3 9
(委員長報告・質疑・一括質疑・討論・採決)	
議案第 1 2 9 号 平成 1 7 年度さつま町簡易水道事業会計補正予算 (第 3 号)	2 3 9
(委員長報告・質疑・一括質疑・討論・採決)	
陳情第 4 号 違法伐採問題への対応強化を求める陳情書	2 5 5
(委員長報告・質疑・討論・採決)	
発議第 1 0 号 違法伐採問題への対応強化を求める意見書 (案) の提出について	2 5 6
(趣旨説明・委員会付託省略・質疑・討論・採決)	
報告第 8 号 平成 1 7 年度さつま町土地開発公社事業変更計画及び事業会計補正 予算 (第 3 号) について	2 5 8
(質疑)	
所管事務調査報告の件	2 6 1
(報告)	
議員派遣の件	2 6 6
(決定)	
閉会中の継続調査について	2 6 7
(決定)	
閉 会	2 6 7

平成17年第6回さつま町議会定例会会議録

(第1日)

○開会期日 平成17年12月5日 午前9時30分

○会議の場所 さつま町議会議事堂

○当日の議員の出欠は次のとおり

出席議員(28名)

1番	高 嶺 実樹雄 議員	2番	市 來 修 議員
3番	平 田 昇 議員	4番	新屋敷 浩 議員
5番	肥 後 紀 康 議員	6番	木 下 敬 子 議員
7番	米 丸 文 武 議員	8番	麥 田 博 稔 議員
9番	平八重 光 輝 議員	10番	新 改 秀 作 議員
11番	楠木園 洋 一 議員	12番	宮之脇 金次郎 議員
13番	柏 木 幸 平 議員	14番	久 保 道 夫 議員
15番	別 府 静 春 議員	16番	舟 倉 武 則 議員
17番	日 高 政 勝 議員	18番	田 中 伸 一 議員
19番	柳 田 隆 男 議員	20番	山 崎 文 久 議員
21番	岩 元 涼 一 議員	22番	新 改 幸 一 議員
23番	中 尾 正 男 議員	24番	東 哲 雄 議員
25番	川 口 憲 男 議員	26番	内之倉 成 功 議員
27番	木 下 賢 治 議員	28番	濱 田 等 議員

欠席議員(なし)

○出席した議会職員は次のとおり

事務局 長	中 村 慎 一 君	議事係 長	福 田 澄 孝 君
議事係 主査	角 茂 樹 君	議事係 主査	原 田 健 二 君

○地方自治法第121条の規定による出席者は次のとおり

町 長	井 上 章 三 君	教 育 長	福 満 隆 徳 君
助役(総務)	宮之脇 尚 美 君	教委総務課長	上久保 澄 雄 君
助役(経済)	山 下 彦 志 君	教委学校教育課長	瀬戸山 稔 君

鶴田総合支所長	岡村兼利君	教委社会教育課長	永田清信君
薩摩総合支所長	山口正展君	水道課長	楠木園建雄君
健康増進課長	中村政己君	消防長	田上泉君
介護保険対策室長	小椎八重廣樹君	会計課長	下市真義君
町民課長	豎山修啓君	監査事務局長	楠八重英雄君
耕地林業課長	脇黒丸猛君	代表監査委員	木原成孝君
建設課長	前囿義広君		
開発課長	北原美義君		
企画広報課長	和気純治君		
総務課長	湯下吉郎君		

○本日の会議に付した事件

- 第 1 会議録署名議員の指名
- 第 2 会期の決定
- 第 3 諸般の報告
- 第 4 行政報告
- 第 5 議案第104号 平成16年度宮之城町歳入歳出決算の認定について
- 第 6 議案第105号 平成16年度鶴田町歳入歳出決算の認定について
- 第 7 議案第106号 平成16年度薩摩町歳入歳出決算の認定について
- 第 8 議案第107号 平成16年度さつま町歳入歳出決算の認定について
- 第 9 議案第108号 平成16年度祁答院地区消防組合歳入歳出決算の認定について
- 第10 議案第109号 平成16年度薩摩郡東部衛生処理組合歳入歳出決算の認定について
- 第11 議案第110号 平成16年度祁答院地方卸売市場管理組合歳入歳出決算の認定について
- 第12 議案第111号 平成16年度宮之城町水道事業会計決算の認定について
- 第13 議案第112号 平成16年度鶴田町中央地区簡易水道事業会計決算の認定について
- 第14 議案第113号 平成16年度さつま町水道事業会計決算の認定について
- 第15 議案第114号 平成16年度さつま町鶴田中央簡易水道事業会計決算の認定について
- 第16 議案第120号 さつま町公の施設の指定管理者の指定の手続等に関する条例の一部改正について
- 第17 議案第121号 さつま町町民センターつるだ荘条例の一部改正について
- 第18 議案第122号 さつま町営住宅等条例の一部改正について
- 第19 議案第123号 さつま町水道事業給水条例の一部改正について
- 第20 議案第124号 平成17年度さつま町一般会計補正予算（第5号）
- 第21 議案第125号 平成17年度さつま町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）
- 第22 議案第126号 平成17年度さつま町老人保健医療特別会計補正予算（第1号）
- 第23 議案第127号 平成17年度さつま町介護保険事業特別会計補正予算（第2号）
- 第24 議案第128号 平成17年度さつま町水道事業会計補正予算（第4号）
- 第25 議案第129号 平成17年度さつま町簡易水道事業会計補正予算（第3号）
- 第26 議案第130号 広域基幹林道紫尾線維持管理協議会を組織する地方公共団体の数の減少及び広域基幹林道紫尾線維持管理協議会規約の変更について
- 第27 議案第131号 広域基幹林道紫尾線維持管理協議会を組織する地方公共団体の数の増加及び広域基幹林道紫尾線維持管理協議会規約の変更について

- 第28 議案第132号 鹿児島県市町村自治会館管理組合を組織する地方公共団体の数の減少について
- 第29 議案第133号 鹿児島県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体の数の減少及び鹿児島県市町村職員退職手当組合同規約の変更について
- 第30 議案第134号 鹿児島県市町村職員退職手当組合の財産処分について
- 第31 議案第135号 鹿児島県市町村非常勤職員公務災害補償等組合を組織する地方公共団体の数の減少及び鹿児島県市町村非常勤職員公務災害補償等組合同規約の変更について
- 第32 議案第136号 鹿児島県市町村交通災害共済組合を組織する地方公共団体の数の減少及び鹿児島県市町村交通災害共済組合同規約の変更について
- 第33 議案第137号 鹿児島県市町村交通災害共済組合の財産処分について
- 第34 議案第138号 鹿児島県市町村消防補償等組合を組織する地方公共団体の数の減少及び鹿児島県市町村消防補償等組合同規約の変更について
- 第35 議案第139号 鹿児島県市町村議会議員公務災害補償等組合を組織する地方公共団体の数の減少及び鹿児島県市町村議会議員公務災害補償等組合同規約の変更について
- 第36 議案第140号 鹿児島県市町村職員退職手当組合同規約の変更について
- 第37 議案第141号 鹿児島県市町村非常勤職員公務災害補償等組合を組織する地方公共団体の数の減少及び鹿児島県市町村非常勤職員公務災害補償等組合同規約の変更について
- 第38 議案第142号 鹿児島県市町村交通災害共済組合を組織する地方公共団体の数の減少及び鹿児島県市町村交通災害共済組合同規約の変更について
- 第39 議案第143号 鹿児島県市町村交通災害共済組合の財産処分について
- 第40 議案第144号 鹿児島県市町村消防補償等組合を組織する地方公共団体の数の減少及び鹿児島県市町村消防補償等組合同規約の変更について
- 第41 議案第145号 鹿児島県市町村議会議員公務災害補償等組合を組織する地方公共団体の数の減少及び鹿児島県市町村議会議員公務災害補償等組合同規約の変更について
- 第42 議案第146号 人権擁護委員候補者の推薦について
- 第43 議案第147号 人権擁護委員候補者の推薦について
- 第44 報告第 8号 平成17年度さつま町土地開発公社事業変更計画及び事業会計補正予算（第3号）について

第45 陳情について

△開 会 午前9時30分

○議長（濱田 等議員）

おはようございます。ただいまから平成17年第6回さつま町議会定例会を開会します。

教育委員会委員長及び農業委員会会長から本定例会に欠席する旨、届け出がありましたので、お知らせします。

△開 議

○議長（濱田 等議員）

これから本日の会議を開きます。

△日程第1 「会議録署名議員の指名」

○議長（濱田 等議員）

日程第1「会議録署名議員の指名」を行います。

会議録署名議員は、会議規則第120条の規定によって、柏木幸平議員及び川口憲男議員を指名します。

△日程第2 「会期の決定」

○議長（濱田 等議員）

日程第2「会期の決定」の件を議題とします。

お諮りします。本定例会の会期は、本日から12月22日までの18日間にしたいと思います
が、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（濱田 等議員）

異議なしと認めます。したがって、会期は本日から12月22日までの18日間に決定しました。

△日程第3 「諸般の報告」

○議長（濱田 等議員）

日程第3「諸般の報告」を行います。

一般的なことについては、印刷してお配りしてありますので、口頭報告は省略しますが、次の
件については、補足して説明します。

10月3日、平成17年第2回川薩地区介護保険組合議会定例会が招集され、各議案の審議が

行われました。これについては、まず新町の関係で議会構成が改められ、薩摩川内市6名、さつま町4名、合計10名で議会が構成され、議長に薩摩川内市議会議長、副議長にさつま町議会議長が充て職とされたところであります。

副議長選挙の後、16年度決算の認定、監査委員の選任、17年度補正予算ほか鹿児島県市町村非常勤職員公務災害補償等組合の構成市町村の合併に係る規約変更等の関係議案及び専決承認議案が2件ずつの4件、合計7件の議案審議がなされました。

平成16年度歳入歳出決算額は、歳入総額2億1,969万8,000円、歳出総額2億589万2,000円、実質収支額1,380万6,000円で認定されております。

また、監査委員には、薩摩川内市議会の田島副議長を選任し、そのほかの議案につきましても、それぞれ提案どおり議決されたところであります。

次に、10月5日、第4回定例会本会議において設置された26人の委員で構成する決算特別委員会については、10月21日、正副委員長の内選が行われ、委員長に中尾正男議員、副委員長に米丸文武議員が選任されましたので、報告します。

次に、監査委員から定期監査並びに例月出納検査の結果報告がありましたので、印刷してお配りしてあります。御了承願います。

これで諸般の報告を終わります。

△日程第4 「行政報告」

○議長（濱田 等議員）

日程第4「行政報告」を行います。

町長の報告を許します。町長。

〔町長 井上 章三君登壇〕

○町長（井上 章三君）

おはようございます。町長報告につきましては、印刷してお配りしてあるところでございますが、若干補足して御報告を申し上げます。

9月22日から11月1日まで、町内20地区において町民懇談会を開催し、三役及び担当課の出席のもと、町総合振興計画の策定状況及び行政改革の取り組みについて説明し、併せて地区の課題等も含めて、住民の方々と意見交換をいたしたところであります。

この町民懇談会では、総合振興計画の策定に当たり、住民の意見を計画のなかに反映させることと併せ、厳しい財政状況を踏まえて、行政全般にわたる行政改革の取り組みについて、御理解と御協力を求めてまいったところであります。

この町民懇談会には、20地区で約900人の住民の参加があり、熱心な意見が交わされたと

ころであります。全体的には、地域の要望や課題に対する意見等が多く出されましたが、町の提案に対する意見としては、行政改革に対する意見が多く、なかでも職員や特別職、臨時職員等の人件費及び定数の削減に対する取り組みや、職員の接遇の問題、あるいは本庁方式への移行問題などの意見が多く出されたところであります。

今後、行政改革を進めるに当たっては、これらの意見等を十分踏まえて、取り組んでまいりたいと考えておりますが、地域の課題や要望等について、緊急度や必要度の高いものは、担当課を通じて速やかに対処させましたが、そのほか地域の活性化を図る上で必要な事業につきましては、今後、総合振興計画のなかで取り組んでまいりたいと考えております。

以上で、行政報告を終わります。

〔町長 井上 章三君降壇〕

○議長（濱田 等議員）

これで、行政報告を終わります。

△日程第5 「議案第104号 平成16年度宮之城町歳入歳出決算の認定について」、日程第6 「議案第105号 平成16年度鶴田町歳入歳出決算の認定について」、日程第7 「議案第106号 平成16年度薩摩町歳入歳出決算の認定について」、日程第8 「議案第107号 平成16年度さつま町歳入歳出決算の認定について」、日程第9 「議案第108号 平成16年度祁答院地区消防組合歳入歳出決算の認定について」、日程第10 「議案第109号 平成16年度薩摩郡東部衛生処理組合歳入歳出決算の認定について」、日程第11 「議案第110号 平成16年度祁答院地方卸売市場管理組合歳入歳出決算の認定について」、日程第12 「議案第111号 平成16年度宮之城町水道事業会計決算の認定について」、日程第13 「議案第112号 平成16年度鶴田町中央地区簡易水道事業会計決算の認定について」、日程第14 「議案第113号 平成16年度さつま町水道事業会計決算の認定について」、日程第15 「議案第114号 平成16年度さつま町鶴田中央簡易水道事業会計決算の認定

について」

○議長（濱田 等議員）

日程第5「議案第104号 平成16年度宮之城町歳入歳出決算の認定について」から、日程第15「議案第114号 平成16年度さつま町鶴田中央簡易水道事業会計決算の認定について」まで、以上の議案11件を一括して議題とします。

決算特別委員長の審査報告を求めます。中尾議員。

〔中尾 正男議員登壇〕

○決算特別委員長（中尾 正男議員）

決算特別委員会に付託されました「議案第104号 平成16年度宮之城町歳入歳出決算の認定について」から「議案第114号 平成16年度さつま町鶴田中央簡易水道事業会計決算の認定について」までの議案11件の審査の過程と結果につきまして、御報告申し上げます。

当委員会は、去る10月5日の第4回定例会最終日において、議長及び監査委員を除く議員全員により設置され、委員長に不肖私が、副委員長に米丸文武委員が選任されました。

審査は、10月24日から11月7日まで、執行部から各種資料の提出を求めて、予算が適正に執行されたかどうか、事業による行政効果や経済効果について、また、今後の行財政執行上、改善すべき点はないかなど、慎重に審査を行ったところです。

その結果、「議案第105号 平成16年度鶴田町歳入歳出決算の認定について」を除く議案10件については、いずれも認定すべきものと、議案第105号については、討論が行われ、不認定とすべきものと決定した次第であります。

それでは、審査の過程における主な論議について、その概要を申し上げます。

まず、「議案第104号 平成16年度宮之城町歳入歳出決算の認定について」であります。

はじめに、「一般会計」について、環境課の審査のなかで、特定の場所で不法投棄等が見受けられるが、環境美化推進員の活動状況について質しましたところ、それぞれの受け持ち区域を定期的に巡回してもらっており、不法投棄等を発見した場合は、連絡をもらうようになっているとのことであります。また、東谷墓地、弓場ヶ迫墓地及び旭墓地の3カ所の町営墓地の管理のあり方について質しましたところ、都市計画事業を行ったときに郊外への移転を余儀なくされた関係から、町営墓地として管理を行っている。現在、墓地の利用実態を調査中であり、今後、墓地管理組合の設立などを含め、検討していきたいとのことであります。

次に、福祉介護課の関係で、敬老祝金の支給について、80歳、85歳、90歳及び95歳の節目の年に記念品を支給するよう見直す考えはないか質しましたところ、対象者が多いことや財政面からしても一考の必要性も感じているとのことであります。また、地震災害援護資金の未収金対策について質しましたところ、債務者の実情の把握を急ぎ、対策を講じていきたいとのこと

であります。

次に、健康増進課の関係で、緊急医療体制整備に関して薩摩郡医師会病院との協議状況について質しましたところ、年内あるいは年度内に薩摩郡医師会と病院運営、地域医療等について話し合いを持つように進めているとのことであります。

次に、社会教育課の関係で、条例公民館のある地区とない地区では、維持・運営面で不公平ではないか質しましたところ、公民館活動の理念は地域の活動を支援することであり、区公民館で公民館の維持管理を行っているところについては、平成17年度から公民館維持費として年15万円を運営補助金に上乗せしたところであるとのことであります。

次に、農政課の関係で、優良雌牛の保留事業への補助金について質しましたところ、合併後は補助金の増額となることから、対象となる牛に対する関心も高くなり、優良雌牛の保留・導入が図られるものと考えているとのことであります。

次に、商工観光課の関係で、コンベンションタウン事業を推進するなかで、受け入れ態勢について質しましたところ、会場、宿泊所の申し込みについては、コンベンション推進協議会事務局である商工観光課が窓口になっている。申し込みを受けて、担当課に施設の確保をお願いし、宿泊については温泉組合に割り振りをお願いしているとのことであります。

次に、農業委員会の関係で、農業者年金の加入状況について質しましたところ、加入者は31人で、うち認定農業者が27人である。積立方式で有利な制度でもあることから、積極的に推進を図りたいとのことであります。

次に、総務課の関係で、職員の能力評価、業績評価等に基づく勤務評定の活用について質しましたところ、職員の能力、その職責などについて評価するようにしており、人事配置や係長・課長への昇任等に活用しているとのことであります。

次に、企画広報課の関係で、合併に伴う電算システム統合作業内容について質しましたところ、合併時の安定稼働を目的としたため、最も業務量及びデータ量の多い旧宮之城町のシステムに統一し、旧鶴田町及び旧薩摩町のデータの移行作業を行った。移行作業に当たっては、システムエンジニアによるプログラム作成、データ確認等を行ったとのことであります。

次に、開発課の関係で、用地事務で登記の未処理問題への取り組みについて質しましたところ、898筆の未処理がある。嘱託登記事務員が3人いることから1年以内で処理を済ませていきたいとのことであります。

次に、税務課の関係で、町税の収入未済額対策について質しましたところ、近年、不動産、給与、預貯金及び国税還付金の差押えを行っている。今後、不動産の公売など法的措置を行いながら収入未済額の減少に努めていきたい。また、収入未済額のうち特別土地保有税が4,300万円ほど含まれており、今後、執行停止も考えながら処分を行っていききたいとのことであります。

次に、町民課の関係で、住宅新築資金等貸付金の収入未済額対策について質しましたところ、長期滞納者等の事情聴取を行い、納付督促、臨戸訪問など未収対策に努力をしている。今後も引き続き努力をしていきたいとのことであります。

次に、消防本部の関係で、消防団員数の見直しについて質しましたところ、現在、512名の消防団員がいるが、策定中の消防計画のなかで、分団・部の再編、団員数等について検討していきたいとのことであります。

次に、「農業集落排水事業特別会計」についてであります。

加入率向上をどのように図るかについて質しましたところ、佐志ニュータウンで7戸の新築があり、農業集落排水に加入していただいた。この住宅団地が完売し、新築がなされれば、加入率が大幅に向上することになり、期待しているとのことであります。

次に、「議案第105号 平成16年度鶴田町歳入歳出決算の認定について」であります。

「一般会計」の総務管理課の関係で、個人の土地提供により防火水槽を設置しているが、税等の取り扱いがどのようになっているか質しましたところ、防火水槽部分についても課税がされていることから全域の調査を行った。今後、非課税の手続きをしていきたいとのことであります。

次に、「議案第106号 平成16年度薩摩町歳入歳出決算の認定について」であります。

まず「一般会計」について、総務管理課の関係で、庁舎建設で事業費や規模は合併等を考えて設計を行ったとのことだが、どのような考慮がなされたのか質しましたところ、合併においては総合支所方式になることから面積を最小限にとどめ、会議室も設けなかった。今後、本庁方式になった場合は災害時の避難場所、地域住民の拠点施設等として利用していきたいとのことであります。

次に、町民福祉課の関係で、すこやか巡回輸送バス運行事業について年々利用者が減少していることから、その運行状況について質しましたところ、1日1往復で中津川コース、永野コースを運行している。対象者は無料で送迎しているとのことであります。

次に、経済課の関係で、農作物への被害が大きい猿の駆除対策について質しましたところ、猿は1群50頭から100頭ぐらいで4群いるといわれている。駆除については、3つの猟友会に4万円の補助金を出して猿の駆除をお願いしており、1猟友会での出動は年15～20回である。猿の追い上げも行ったが、駆除は難しいというのが実情であるとのことであります。

次に、「町立診療所特別会計」についてであります。

診療所の運営については、平成18年度で施設等の起債償還や医師との運營業務委託が終了することから、普通財産への切り替え、医師との話し合いを進めながら、賃貸契約の方向で進めていきたいとのことであります。

次に、平成16年度財政運営状況についてであります。

まず、「一般会計」について、合併後、今後の指標となる経常収支比率について質しましたところ、経常一般財源が91億3,300万円、これに対して経常経費に充当した経常一般財源が93億2,600万円で、経常収支比率が101.8割であることから、この比率を思い切って下げていく施策も必要ではないかと考えているとのことであります。

次に、「国民健康保険事業特別会計」について、旧薩摩町が高医療費指定町になっているようだが、その内容について質しましたところ、昭和63年度から高医療費の市町村を厚生労働大臣が指定し、指定された市町村は国民健康保険事業の安定化に関する計画を作成するとともに、国及び都道府県の助言、指導及び援助の下に、給付費の適正化等国保事業の安定化のための措置を講じることとなっており、指定には国指定と県指定がある。国指定は地域差指数値が1.14を超える市町村で旧薩摩町が、県指定は1.10を超える市町村で、旧宮之城町及び旧鶴田町が指定を受けたことから、現在、医療費適正化事業に取り組んでいるとのことであります。

次に、「議案第108号 平成16年度祁答院地区消防組合歳入歳出決算の認定について」であります。

まず、最近話題となっている心室細動者への迅速な救命措置への取り組みについて質しましたところ、自動体外式除細動器（AED）を高規格救急車に積載して対処している。平成18年度以降、関係部局と協議し、公共施設等にも設置できるよう努めたいとのことであります。

次に、職員の健康管理について質しましたところ、年1回の職場健診を義務付けているが、相当数の職員が何らかの健康障害を抱えている状況である。今後、健診の回数を増やすなどの対応をしていきたいとのことであります。また、隊員の充足率も、定員42人に対し2人の欠員となっていることから、本庁総務課と協議し、職員のなかから来年4月の県消防学校入学に向けた取り組みをしていきたいとのことであります。

次に、「議案第109号 平成16年度薩摩郡東部衛生処理組合歳入歳出決算の認定について」であります。

「容器包装リサイクル法」が施行されたことによる容器等の処理状況について質しましたところ、容器包装リサイクル協会へ処理を委託すると、梱包代として多額の経費が必要となることから、できるだけ負担を少なくするためリサイクル会社との間で、梱包代とアルミ缶、スチール缶代と相殺する形で処理をしているとのことであります。

次に、「議案第110号 平成16年度祁答院地方卸売市場管理組合歳入歳出決算の認定について」であります。

卸売市場の土地はさつま農協の所有であり、土地の交換問題についての話し合いがどうなっているか質しましたところ、さつま農協と旧宮之城町とで土地の賃貸借覚書が締結されているが、これまでに話のあった土地について地積が未確定のため、確定後、さつま農協と協議を進めると

のことであります。

最後に、次の点について、町長に質したところであります。

まず、旧鶴田町における林業機械購入基金の処理で、予算を通さず財政調整基金に振り替えられていることについて質しましたところ、事務処理の過程において、関係課間の連携が図られずに、今回の歳入決算のなかに計上されていないという結果になった。このように不適切な事務処理が行われたということは、誠に遺憾なことである。今後、このようなことがないよう全体的な職員の資質向上に努めていきたいとのことであります。

次に、旧鶴田町の「町民センターつるだ荘」の運営について、法令等の違反が確認されたことから早期改善への考え方について質しましたところ、「町民センターつるだ荘」は昭和42年に老人休養ホームとして開館以来、38年の間、高齢者をはじめとする町民福祉の向上を図る憩いの場としての役割を果たしてきている。途中において業務委託、旅館業の取得及び使用許可の取り扱いなど条例改正や条件整備を図りながら、効率的な運営と良好な施設の機能維持に取り組んできたが、管理の委託、業務の委託、使用料の徴収業務委託、宿泊機能と旅館業の取得による行政財産の一部使用許可の問題及び個人事業としての使用などの実施面において、不適切な実態が生じているということが判明し、混乱を招いたことに深くお詫び申し上げたいと思っている。老人休養ホーム建設地の取得のため締結した土地や泉源の売買契約に基づいた協議書における地権者及びその家族は、温泉に無料で入浴できるという事項も、今に至っては大きな課題として残っている。適正化を図るには、長年にわたる業務委託者との課題の解決、行財政改革を踏まえた施設の経営方針の決定、これに基づいた指定管理者制度の導入、または行政財産から普通財産にして、利活用をどう進めていくか、あるいは施設自体を廃止あるいは処分するかというこの選択をどうするかというような問題がある。また、無料入浴権者との協議事項をどう整理するかという問題などもある。いずれの問題にしても、非常に重要な問題・課題を抱えているので、慎重な取り組みをしながら、早期解決を図らなければいけないと思っている。時期については、年度内に解決が図られるようできる限りの努力をするとのことであります。

次に、旧鶴田町の「母子健康センター」は、昭和63年度から休止状態で、財産処分の手続中とのことで新町に条例が継承されていないが、町の公有財産であれば条例措置をして財産台帳に記載すべきではないかと質しましたところ、「母子健康センター」は昭和41年度に施設整備をし、昭和42年6月から運営がなされている。昭和50年代の前半までは助産部門の利用が多く、また健康診査、母子保健指導などにも多くの利用がなされて、地域の母子保健衛生の向上に大いに貢献をしてきた。

昭和50年代半ばから利用者が激減し、昭和62年度には助産利用者が数名となったため、昭和63年度から総合的に判断し休止扱いとした。昭和63年度から県に2年ごとに休止届を提出

しており、最終的に平成11年4月1日から廃止許可日までということで受理され、廃止手続を検討するようにと指導を受けた経緯がある。

平成13年度に「補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律」に基づき、財産処分の手続を行ったが、補助金交付決定書の写し、事業年度決算書等の書類不備により、未処理、未許可の状態であるに至っている。合併協議会の法制事務の取り扱いでは、当該施設が休止状態で、今後の運営の見込みもないということから、公の施設でないと判断して、関係条例及び規則の継承を行わなかったという経緯がある。

現在、国・県の指導に基づき、財産処分の手続を再開したところである。このような状態になっていることについては、大変遺憾なことだと思っている。今後、国・県の指導のもと早期解決に向けて努力したいとのことであります。

次に、「町民センターつるだ荘」については、業務委託の件、使用料の徴収委託の件、徴収した使用料の納付の件、宿泊の件など指弾すべき点があるが、現在の実態に至らしめた原因は何であったか、また、正当な実態を取り戻すため、どのような努力をしているかについて質しましたところ、「町民センターつるだ荘」は、昭和42年に老人休養ホームとして始まり、昭和53年に国民宿舎的経営を改善し、宿泊機能を廃止した新しい町民センターとして運営がなされてきている。

昭和53年ごろ、町の財政負担の軽減を図るために、直営方式から食堂など特定なものへの使用許可、施設の一部管理、事務の業務委託等により、効率的な運営と良好な施設の機能維持に運営方法を変更する必要があると判断がされた。契約事務、条例改正等が短期間のなかで行われることとなって、法制上整理がなされなかったことが、一つの今日の結果につながった要因になっているのではないかと考えている。

しかし、改めてこの条例などを見ると、確かに不備な状態、不適切な実態になっているが、旧鶴田町においては、長い間そのことがおかしいという認識がないまま運営がなされてきたという実態がある。受託者としても、正当な契約であるという前提のもとに、精一杯の業務の努力をされていることから、問題の早期解決を図るため、何回か話し合いをしてきたとのことであります。

次に、「ヘルシーランドつるだ」について、町からの補助金として平成11年から14年までに1億2,000万円強が支出され、平成15年、16年度分を加えると1億6,000万円を超えていると思うが、財政が大変厳しいときに一般財源の持ち出しについて見直す考えはないか。また、宴会ができることで民間業者が苦しんでいる現実を直視し、事業を見直す考えはないか。この2点について質しましたところ、健康ふれあいセンター「あび〜る館」は、町民からの要望に基づき、町民の健康と福祉の向上を目的として、振興計画のなかにも盛り込まれて、いろいろ

と研究をしながら、そして議会も特別委員会を設置して研究をされ、建設に至った経緯がある。この施設を維持するには、町の財政的な支援が必要ということは、建設の当初において既にわかっていた。

できるだけ財政負担を少なくするため、公設民営型の株式会社「ヘルシーランドつるだ」を設立した。レストラン、売店あるいは飲食とか宴会という部門を持っているが、この施設の利用者に対するサービス面は、利用者からも今の営業形態というのは強く望まれているようだ。この大きな施設の維持管理をしていくうえで、町の負担をできるだけ軽減するという努力をという点から考えた場合に、今の形を見直すということはかえって負担を増大させることにつながるものであり、適切でないと思っている。

これを建設する段階においても、紫尾温泉や湯田温泉の旅館、飲食店の方々との打ち合わせのなかで、圧迫しないように宿泊施設は設置しないとか、あるいは料金問題についても打ち合わせをし、そういうことに配慮した建設をし、そのような運営をしてきたところである。

この民間の方々が、かつて湯田温泉においても大変栄えた時期もあったが、非常に今厳しい状態になっているというのは、いわゆる官官接待というようなことが問題とされ、また、景気の動向などもあって、急速にこういう宴会行為というものが少なくなったという時代の流れのなかであって、「あび〜る館」が出来たことによって圧迫されたというのは、事情が全然違うと思っている。

逆に「あび〜る館」が存在することで、新たな利用客が増えており、湯田温泉とか紫尾温泉とか旅館街に対して、いい意味での利用の増大につながっていく、相乗効果につながっていくということも、決して少なくはないと思っている。

また、やり方によってはますます効果を上げていくことが、できるものであると思うとのことであります。

次に、「ヘルシーランドつるだ」、「パーク観音滝」の2株式会社について、両施設の管理運営に当たり、2株式会社の法的根拠について質しましたところ、健康ふれあいセンター「あび〜る館」及び「観音滝公園滝の宿」は、一般住民の利用、当該地方公共団体の住民の利用、住民の福祉の増進など、地方公共団体による設置の要件を満たした施設であり、公の施設に該当している。

また、管理運営に関して、地方自治法第244条の2に、「地方公共団体が資本金の50分の1以上の出資を行っている法人等に対して管理の委託が可能である」と規定されており、100%出資している「株式会社ヘルシーランドつるだ」及び「株式会社パーク観音滝」については、管理委託は可能な法人ということになる。

これを根拠として、健康ふれあいセンター条例第3条で「株式会社ヘルシーランドつるだ」を、

観音滝公園条例第4条で「株式会社パーク観音滝」を、それぞれ委託者として規定したわけであり、このことが何ら問題になるとは思っていない。「あび〜る館」の設置目的のなかに、「地域情報交換及び交流の場」と規定しており、また、観音滝公園の設置目的のなかにも、「都市・農村の交流促進」という規定がある。地域内外の情報交換、交流を進めるなかで、その交流手段の一つとして、宴会という行為は、可能であると考えているとのことであります。

次に、職員の不祥事に際して、最高責任者としての町長と三役の責任問題について質しましたところ、職員の不祥事については、当然ながら当事者は法的制裁などを受けるところである。組織上においては、行政執行の最高責任者である町長、助役などの特別職にあっても不祥事の内容にもよるが、管理監督責任、道義的責任は出てくる。責任のとり方はその事案によって、適切に対処しなければならないと考えているとのことであります。

次に、職員の資質向上への取り組みについて質しましたところ、市町村合併が進み新しい自治体が誕生していくなか、地方分権時代の自治体運営を左右するのは、職員の能力と資質の向上が不可欠だと言われている。自治体間の競争は、一つには職員の能力の競争でもあることから、職務能力を高めるための研修、実務上の法制研修、財務研修など、あらゆる機会をとらえながら資質の向上を一段と図っていく努力をしていきたいとのことであります。

次に、定住対策としての宅地分譲促進について、土地開発公社の分譲地は一括支払いであることから、旧宮之城町、旧鶴田町で開発した分譲地を、旧薩摩町方式を取り入れて、従来どおりの販売方式に加えて2通りの方法で分譲促進を図る考えはないか。また、佐志ニュータウンがまだ42区画が残っているが、学区制がネックになっているという声が聞かれることから、この団地については学区制を外しフリーにする考えはないか。この2点について質しましたところ、旧薩摩町の坪100円という貸し付けの方法は、取得する側からすればいい取り組みだとは思う。土地開発公社のこの事業については、公有地の拡大の推進に関する法律第17条により、その業務の範囲が定められており、土地の取得、造成その他の経費は民間の金融機関からの借入金で賄うものであり、その借入金の利息まで含めた取得原価に基づいて算定した販売価格による処分を行い、借入金の返済に充てていくことが原則とされている。賃貸方式を導入するには、公社が持っている土地を町が買い取る必要があり、財政的に大変難しい問題があると思っているとのことであります。

また、学区制の問題については、建設の段階で佐志区から、佐志小学校の児童数が年々減少する傾向にあるので、佐志小学校校区ということで進めてもらいたいという要望書が町に出された経緯がある。

合併協議においても、通学区域は重要な問題として検討がなされた経緯があるが、学校が地域に果たしている役割等を考慮すると、町において現段階で一方的に見直しを行うということは、

適当でないと思っているとのことであります。

次に、収穫前の稲、転作の作物についてイノシシ、シカ、特にイノシシの被害が急増していることから、わな設置に対する考え方について質しましたところ、有害鳥獣に対する被害対策としては銃器による捕獲を中心に、時期、場所、被害の状況によっては「箱わな」による捕獲を併用している。

また、電気柵による被害防止対策もとられている。現在、「箱わな」による捕獲を実施しており、平成16年度はイノシシが49頭、ニホンジカが14頭という捕獲実績が上がっている。わなには、そのほかに「くくりわな」があるが、猟犬が被害に遭うということから、現在は許可はあまり出していない。町内には5つの猟友会があることから、猟友会同士の連携を取っていただきながら、被害対策に努めたいと思っている。

また、それが思うように進まないと判断される場合には、わなの活用の許可を出さないといかないケースも出てくるかと思っているとのことであります。

以上が町長に対する質疑の概要であります。

次に討論については、反対2、賛成1の討論がなされたところであります。反対討論の要旨は、「議案第105号 平成16年度鶴田町歳入歳出決算の認定について」について、「町民センターつるだ荘において、法令等に基づかない不適切な管理運営の実態が明らかになり、地方自治法や条例に抵触していることの事実が確認をされたこと。また、母子健康センターについては、現在、休止状態にあることから、新町への条例措置や財産としての引き継ぎがなされず空白の状態になっている。現在、財産処分について、国・県と協議中ということであるが、それまでの間は新町に引き継いで適切な対応を図るべきであったが、適法な財産管理が行われなかったこと。もう一つは、法で定める財務処理上の基本的な原則が遵守されなかったために、決算総額に影響を及ぼす結果になっていることから、決算の認定に反対する」というものと、また、「本来は法令に基づき整然と管理運営されるべき公の施設が、法令から逸脱して管理運営されてきており、これを認定することはできない。町民の福祉の増進を目指すための施設が、私的営利事業に近い形で利用されてきている。行政上の過ちを開示することが過ちを拡大させず、次の過ちを生み出さないことになる。このような行政体質を新しい町に持ち込むことには絶対反対であることから、この決算を認定することはできない」というものであります。

これに対して、賛成討論の要旨は、「町民センターつるだ荘と母子健康センターは、昭和41年に建設され、それぞれ管理運営がなされてきた町の社会福祉施設である。町民センターは直営方式から業務委託方式へと、条例改正をしながら形態が移行してきた。当時の業務委託も厳しい状況のなか、また、町の財政負担の軽減を図るため、現在のような管理運営、委託方式と変わらない方式で進められてきた。また、母子健康センターは昭和50年代半ばから利用者の激減

により旧町で廃止手続中であり、合併で新町へと引き継いだものである。今後においては、早急に改善に向けた手続が図られるとのことであること。また、林業機械購入基金の処理関係については、合併協議に基づいて廃止基金として、平成１６年１２月に旧町議会において条例廃止がなされたもので、基金の取り崩し、積み立てにあつては、地方自治法第２１０条に基づき処理されるべきものであるが、この件は財政調整基金へ積み立てがなされたものであり、金額そのものへの実害はない」というものであります。

以上の討論の後、まず、「議案第１０４号 平成１６年度宮之城町歳入歳出決算の認定について」、「議案第１０６号 平成１６年度薩摩町歳入歳出決算の認定について」、「議案第１０７号 平成１６年度さつま町歳入歳出決算の認定について」、「議案第１０８号 平成１６年度祁答院地区消防組合歳入歳出決算の認定について」、「議案第１０９号 平成１６年度薩摩郡東部衛生処理組合歳入歳出決算の認定について」、「議案第１１０号 平成１６年度祁答院地方卸売市場管理組合歳入歳出決算の認定について」、「議案第１１１号 平成１６年度宮之城町水道事業会計決算の認定について」、「議案第１１２号 平成１６年度鶴田町中央地区簡易水道事業会計決算の認定について」、「議案第１１３号 平成１６年度さつま町水道事業会計決算の認定について」及び「議案第１１４号 平成１６年度さつま町鶴田中央簡易水道事業会計決算の認定について」までの議案１０件を一括採決した結果、「賛成全員」で認定すべきものと、「議案第１０５号 平成１６年度鶴田町歳入歳出決算の認定について」は採決の結果、「賛成少数」で不認定とすべきものと決定をみた次第であります。

以上で報告を終わります。

〔中尾 正男議員降壇〕

○議長（濱田 等議員）

これからただいまの報告について、質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（濱田 等議員）

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（濱田 等議員）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決します。まず、議案第１０４号及び議案第１０６号から議案第１１４号までの議案１０件について採決します。この採決は起立によって行います。

お諮りします。本案に対する委員長の報告は認定とするものであります。本案は委員長報告の

とおり、認定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（濱田 等議員）

起立多数です。したがって、議案第１０４号及び議案第１０６号から議案第１１４号までの議案１０件については、認定することに決定しました。

次に、議案第１０５号を採決します。採決は起立によって行います。

お諮りします。本案に対する委員長の報告は、不認定とするものです。したがって、原案について採決します。「議案第１０５号 平成１６年度鶴田町歳入歳出決算の認定について」、本案は、認定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（濱田 等議員）

起立少数です。したがって、議案第１０５号は、不認定することに決定されました。

△日程第１６ 「議案第１２０号 さつま町公の施設の指定管理者の指定の手続等に関する条例の一部改正について」、日程第１７ 「議案第１２１号 さつま町町民センターつるだ荘条例の一部改正について」、日程第１８ 「議案第１２２号 さつま町営住宅等条例の一部改正について」、日程第１９ 「議案第１２３号 さつま町水道事業給水条例の一部改正について」、日程第２０ 「議案第１２４号 平成１７年度さつま町一般会計補正予算（第５号）」、日程第２１ 「議案第１２５号 平成１７年度さつま町国民健康保険事業特別会計補正予算（第１号）」、日程第２２ 「議案第１２６号 平成１７年度さつま町老人保健医療特別会計補正予算（第１号）」、日程第２３ 「議案第１２７号 平成１７年度さつま町介護保険事業特別会計補正予算（第２号）」、日程第２４ 「議案第１２８号 平成１７年度さつま町水道事業会計補正予算（第４号）」、日程第２５ 「議案第１２９号 平成１７年度さつま町簡易水道事業会計補正予算（第３号）」

○議長（濱田 等議員）

日程第１６「議案第１２０号 さつま町公の施設の指定管理者の指定の手續等に関する条例の一部改正について」から日程第２５「議案第１２９号 平成１７年度さつま町簡易水道事業会計補正予算（第３号）」までの以上の議案１０件を一括議題とします。

提案理由の説明を求めます。町長。

〔町長 井上 章三君登壇〕

○町長（井上 章三君）

それでは、議案第１２０号から議案第１２９号までの議案１０件について、一括して議案の提案の説明を申し上げます。

まず、「議案第１２０号 さつま町公の施設の指定管理者の指定の手續等に関する条例の一部改正について」であります。

これについては、教育委員会が管理する公の施設への指定管理者制度の適用について定めるため、本条例の一部を改正しようとするものであります。

次に、「議案第１２１号 さつま町町民センターつるだ荘条例の一部改正について」であります。

さつま町町民センターの管理委託並びに施設使用料等の定めについては、合併後におきましてその違法性を指摘されてきたところであり、旧鶴田町時代の事務執行上の最高責任者として深く反省するとともに、改めて心からお詫びを申し上げる次第であります。

今回の条例改正につきましては、その違法性の部分を速やかに改めるために、同つるだ荘の管理を公共的団体である鶴田振興協会に委託するとともに、宿泊に関する使用料を定めようとするものであります。

次に、「議案第１２２号 さつま町営住宅等条例の一部改正について」であります。

これについては、東谷団地の一部完成に伴い、本条例の一部を改めようとするものであります。

次に、「議案第１２３号 さつま町水道事業給水条例の一部改正について」であります。

これについては、宮之城、鶴田中央、鶴田及び薩摩簡易水道事業の水道料金及び負担金について、適正な額に改めようとするものであります。

次に、「議案第１２４号 平成１７年度さつま町一般会計補正予算（第５号）」についてであります。

これについては、保育所運営費に要する経費及び庁舎管理費、開発振興費、老人福祉費、国民健康保険財政対策費、農産園芸振興費、畜産業費、河川改修費、小学校費、中学校費、学校給食費並びにその他所要の経費を補正しようとするものであります。

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ１億２，５５９万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ１５９億４，６８８万７，０００円にしようとするものであります。

次に、「議案第125号 平成17年度さつま町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）」についてであります。

これについては、総務費に要する経費及び保険給付費、老人保健拠出金並びに諸支出金に要する経費を補正しようとするものであります。

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ9,449万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ29億6,075万5,000円にしようとするものであります。

次に、「議案第126号 平成17年度さつま町老人保健医療特別会計補正予算（第1号）」についてであります。

これについては、総務費及び医療諸費に要する経費を補正しようとするものであります。

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ278万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ51億6,657万3,000円にしようとするものであります。

次に、「議案第127号 平成17年度さつま町介護保険事業特別会計補正予算（第2号）」についてであります。

これについては、介護認定審査会費及び総務管理費を補正しようとするものであります。

歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ288万5,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ25億2,161万9,000円にしようとするものであります。

次に、「議案第128号 平成17年度さつま町水道事業会計補正予算（第4号）」についてであります。

これについては、船木水源地前線配水管改良工事等に要する費用を補正しようとするものであります。収益的支出において、これに係る消費税分として50万4,000円を減額し、収益的支出の総額を1億5,901万円に、資本的支出において工事費1,060万円を追加し、資本的支出の総額を5,636万2,000円にしようとするものであります。

次に、「議案第129号 平成17年度さつま町簡易水道事業会計補正予算（第3号）」についてであります。

これについては、旧薩摩町永野金山地区の区域拡張事業に要する経費、配水及び給水費、総係費並びにその他所要の経費を補正しようとするものであります。収益的収入及び支出において、収益的支出を373万3,000円追加し、収益的支出の総額を3億4,500万7,000円に、また、資本的収入及び支出において、資本的収入額を100万円追加し、資本的収入の総額を5,442万5,000円に、資本的支出において121万8,000円を追加し、資本的支出の総額を1億7,623万3,000円にしようとするものであります。

以上、議案10件について提案の説明を申し上げましたが、それぞれ所管の課長に説明させますので、よろしく御審議いただきますようお願いいたします。

〔町長 井上 章三君降壇〕

○開発課長（北原 美義君）

議案第１２０号でございます。さつま町公の施設の指定管理者の指定の手續等に関する条例の一部改正について、内容の説明をいたします。

〔以下議案説明により省略〕

○鶴田総合支所長（岡村 兼利君）

「議案第１２１号 さつま町町民センターつるだ荘条例の一部改正について」御説明をいたします。

〔以下議案説明により省略〕

○建設課長（前園 義広君）

「議案第１２２号 さつま町営住宅等条例の一部改正について」内容の説明をいたします。

〔以下議案説明により省略〕

○水道課長（楠木園建雄君）

議案集の１２３ページ、「議案第１２３号 さつま町水道事業給水条例の一部改正について」内容の説明をいたします。

〔以下議案説明により省略〕

○議長（濱田 等議員）

しばらく休憩します。再開は概ね１０時４５分とします。

休憩 午前１０時３７分

再開 午前１０時４６分

○議長（濱田 等議員）

休憩前に引き続き会議を開きます。

○総務課長（湯下 吉郎君）

「議案第１２４号 平成１７年度さつま町一般会計補正予算（第５号）」について、内容説明をいたします。

〔以下議案説明により省略〕

○健康増進課長（中村 政己君）

「議案第１２５号 平成１７年度さつま町国民健康保険事業特別会計補正予算（第１号）」について御説明いたします。

〔以下議案説明により省略〕

○介護保険対策室長（小椎八重廣樹君）

「議案第１２７号 平成１７年度さつま町介護保険事業特別会計補正予算（第２号）」について説明をいたします。

〔以下議案説明により省略〕

○水道課長（楠木園建雄君）

「議案第１２８号 平成１７年度さつま町水道事業会計補正予算（第４号）」について説明をいたします。

〔以下議案説明により省略〕

○議長（濱田 等議員）

ただいま議題となっています各議案に対する一括質疑は、１２月１２日の本会議で行いますので、当日まで審議を中止しておきます。

△日程第２６ 「議案第１３０号 広域基幹林道紫尾線維持管理協議会を組織する地方公共団体の数の減少及び広域基幹林道紫尾線維持管理協議会規約の変更について」、
日程第２７ 「議案第１３１号 広域基幹林道紫尾線維持管理協議会を組織する地方公共団体の数の増加及び広域基幹林道紫尾線維持管理協議会規約の変更について」、
日程第２８ 「議案第１３２号 鹿児島県市町村自治会館管理組合を組織する地方公共団体数の減少について」、
日程第２９ 「議案第１３３号 鹿児島県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体の数の減少及び鹿児島県市町村職員退職手当組合規約の変更について」、
日程第３０ 「議案第１３４号 鹿児島県市町村職員退職手当組合の財産処分について」、日程第３１ 「議案第１３５号 鹿児島県市町村非常勤職員公務災害補償等組合を組織する地方公共団体の数の減少及び鹿児島県市町村非常勤職員公務災害補償等組合規約の変更について」、
日程第３２ 「議案第１３６号 鹿児島県市町村交通災害共済組合を組織する地方公共団体の数の減少及び鹿児島県市町村交通災害共済組合規約の変更について」、日

程第 3 3 「議案第 1 3 7 号 鹿児島県市町村交通災害
共済組合の財産処分について」、日程第 3 4 「議案第
1 3 8 号 鹿児島県市町村消防補償等組合を組織する地
方公共団体の数の減少及び鹿児島県市町村消防補償等組
合規約の変更について」、日程第 3 5 「議案第
1 3 9 号 鹿児島県市町村議会議員公務災害補償等組合
を組織する地方公共団体の数の減少及び鹿児島県市町村
議会議員公務災害補償等組合規約の変更について」、日
程第 3 6 「議案第 1 4 0 号 鹿児島県市町村職員退職
手当組合規約の変更について」、日程第 3 7 「議案第
1 4 1 号 鹿児島県市町村非常勤職員公務災害補償等組
合を組織する地方公共団体の数の減少及び鹿児島県市町
村非常勤職員公務災害補償等組合規約の変更について」、
日程第 3 8 「議案第 1 4 2 号 鹿児島県市町村交通災
害共済組合を組織する地方公共団体の数の減少及び鹿児
島県市町村交通災害共済組合規約の変更について」、日
程第 3 9 「議案第 1 4 3 号 鹿児島県市町村交通災害
共済組合の財産処分について」、日程第 4 0 「議案第
1 4 4 号 鹿児島県市町村消防補償等組合を組織する地
方公共団体の数の減少及び鹿児島県市町村消防補償等組
合規約の変更について」、日程第 4 1 「議案第
1 4 5 号 鹿児島県市町村議会議員公務災害補償等組合
を組織する地方公共団体の数の減少及び鹿児島県市町村
議会議員公務災害補償等組合規約の変更について」

○議長（濱田 等議員）

日程第 2 6 「議案第 1 3 0 号 広域基幹林道紫尾線維持管理協議会を組織する地方公共団体の
数の減少及び広域基幹林道紫尾線維持管理協議会規約の変更について」から、日程第 4 1 「議案
第 1 4 5 号 鹿児島県市町村議会議員公務災害補償等組合を組織する地方公共団体の数の減少及
び鹿児島県市町村議会議員公務災害補償等組合規約の変更について」まで、以上の議案 1 6 件を
一括議題とします。

提案理由の説明を求めます。町長。

〔町長 井上 章三君登壇〕

○町長（井上 章三君）

議案第１３０号から議案第１４５号まで、議案１６件を一括して説明申し上げます。

まず、「議案第１３０号 広域基幹林道紫尾線維持管理協議会を組織する地方公共団体の数の減少及び同協議会規約の変更」並びに「議案第１３１号 広域基幹林道紫尾線維持管理協議会を組織する地方公共団体の数の増加に伴う広域基幹林道紫尾線維持管理協議会規約の変更について」であります。

これについては、広域基幹林道紫尾線の維持管理に関する計画の策定及びその実施についての連絡調整に関する事務を共同処理するため設置している広域基幹林道紫尾線維持管理協議会について、平成１８年３月１３日に出水市が設置されることに伴い、同月１２日をもって出水郡野田町及び同郡高尾野町の同協議会からの脱退、また同月１３日から出水市を加入させるため、地方自治法第２５２条の６の規定により、それぞれ議会議決を求めるものであります。

次に、「議案第１３２号 鹿児島県市町村自治会館管理組合を組織する地方公共団体の数の減少について」であります。

これは、平成１７年１０月１１日にいちき串木野市が、同年１１月７日に霧島市及び南さつま市が設置されたことに伴い、市町村の合併の特例に関する法律第９条の３第１項及び地方自治法第２８６条第１項の規定により、それぞれの市の構成町であった市町を脱退させるとともに、新たに設置されたそれぞれの市を加入させることから、地方自治法第２９０条の規定により議会の議決を求めるものであります。

次に、議案第１３３号から議案第１４５号までについてであります。

これらにつきましては、平成１８年３月１３日に出水市が、平成１８年３月２０日に奄美市及び長島町が廃置分合により、新たに設置されることに伴い、それぞれを構成する関係組合の規約の変更または財産処分等をしようとするものであります。

まず、「議案第１３３号 鹿児島県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体の数の減少及び鹿児島県市町村職員退職手当組合規約の変更について」、「議案第１３４号 鹿児島県市町村職員退職手当組合の財産処分について」、「議案第１４０号 鹿児島県市町村職員退職手当組合規約の変更について」であります。

これにつきましては、出水市、奄美市及び長島町が新たに設置されたことに伴い、同組合を組織する地方公共団体の減少並びに同組合の規約の変更及び財産処分をしようとするものであります。

次に、議案第１３５号及び議案第１４１号の「鹿児島県市町村非常勤職員公務災害補償等組合を組織する地方公共団体の数の減少及び鹿児島県市町村非常勤職員公務災害補償等組合規約の変更について」であります。

これにつきましても、出水市、奄美市及び長島町が新たに設置されることに伴い、同組合を組織する地方公共団体の数の減少及び同組合の規約を変更しようとするものであります。

次に、議案第136号及び議案第142号の「鹿児島県市町村交通災害共済組合を組織する地方公共団体の数の減少及び鹿児島県市町村交通災害共済組合規約の変更」並びに議案第137号及び「議案第143号 鹿児島県市町村交通災害共済組合の財産処分について」であります。

これらについても、出水市、奄美市及び長島町が新たに設置されることに伴う同組合の規約の変更並びに同組合を組織する地方公共団体の数の減少及び同組合の財産処分をしようとするものであります。

次に、議案第138号及び議案第144号の「鹿児島県市町村消防補償等組合を組織する地方公共団体の数の減少及び鹿児島県市町村消防補償等組合規約の変更について」であります。

これらにつきましても、出水市、奄美市及び長島町が新たに設置されることに伴う、同組合を組織する地方公共団体の数の減少及び同組合の規約の変更をしようとするものであります。

次に、議案第139号及び議案第145号の「鹿児島県市町村議会議員公務災害補償等組合を組織する地方公共団体の数の減少及び鹿児島県市町村議会議員公務災害補償等組合規約の変更について」であります。

これらにつきましても、出水市、奄美市及び長島町が新たに設置されることに伴い、同組合を組織する地方公共団体の数の減少及び同組合の規約を変更しようとするものであります。

以上、議案第133号から議案第145号までの議案13件につきましては、市町村の合併の特例に関する法律第9条の2及び地方自治法第286条第1項に基づく規約の変更、または地方自治法第289条に基づく財産処分について、同法第290条の規定に基づき、議会の議決を求めるものであります。

内容につきましては、それぞれ所管の課長に説明させますので、よろしく御審議いただきますようお願いいたします。

〔町長 井上 章三君降壇〕

○耕地林業課長（脇黒丸 猛君）

それでは、議案第130号から議案第131号まで、一括して内容の説明を申し上げます。

〔以下議案説明により省略〕

○総務課長（湯下 吉郎君）

次に、議案第132号から145号まで、一括して説明を申し上げます。

〔以下議案説明により省略〕

○議長（濱田 等議員）

お諮りします。ただいま議題となっています議案第130号から議案第145号までの議案

16件については、会議規則第39条第2項の規定によって、委員会付託を省略したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（濱田 等議員）

異議なしと認めます。したがって、議案第130号から議案第145号までの議案16件は、委員会付託を省略することに決定しました。委員会付託を省略します。

これから質疑を行います。ただいまの議案16件について、質疑はありませんか。麥田議員。

○麥田 博稔議員

町村数が減って、組合の数も減ってくるわけですが、そのことによって結局、何ていうんですか、町村自治会館の管理組合、経費等が負担金とかあれば、その辺がどのように変わっていくのかを、ちょっとお知らせを願いたいんですけど。

○総務課長（湯下 吉郎君）

数が減れば、全体の数が減ってくれば、均等割とか、そういうのが増えてくる可能性があるわけですが、現在のところでは、負担を変えないでという方針であります。ただ、退職手当組合は、平成19年からその退職者の数によって見直しをしていくということでございます。

○議長（濱田 等議員）

ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（濱田 等議員）

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（濱田 等議員）

討論なしと認めます。

これから議案第130号から議案第145号までの議案16件を一括して採決します。

お諮りします。ただいまの議案16件は、可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（濱田 等議員）

異議なしと認めます。したがって、議案第130号から議案第145号までの議案16件は、いずれも可決されました。

しばらく休憩します。再開は概ね1時5分とします。

休憩 午前 11 時 53 分

再開 午後 1 時 05 分

○議長（濱田 等議員）

休憩前に引き続き会議を開きます。

△日程第 4 2 「議案第 1 4 6 号 人権擁護委員候補者の
推薦について」、日程第 4 3 「議案第 1 4 7 号 人権
擁護委員候補者の推薦について」

○議長（濱田 等議員）

日程第 4 2 「議案第 1 4 6 号 人権擁護委員候補者の推薦について」及び日程第 4 3 「議案第 1 4 7 号 人権擁護委員候補者の推薦について」、以上の議案 2 件を一括議題とします。

提案理由の説明を求めます。町長。

〔町長 井上 章三君登壇〕

○町長（井上 章三君）

議案第 1 4 6 号及び議案第 1 4 7 号について、提案の説明を申し上げます。

まず、「議案第 1 4 6 号 人権擁護委員候補者の推薦について」であります。

人権擁護委員のうち蓑牟田慶溢氏が、平成 1 8 年 3 月 3 1 日付をもって任期満了となることに
伴い、引き続き同氏を推薦しようとするものであります。

次に、「議案第 1 4 7 号 人権擁護委員候補者の推薦について」であります。

人権擁護委員のうち小松園静子氏が、平成 1 8 年 3 月 3 1 日付をもって任期満了となることに
伴い、引き続き同氏を推薦しようとするものであります。

いずれにつきましても、人権擁護委員法第 6 条第 3 項の規定に基づき、議会の意見を求めるも
のであります。内容につきましては、町民課長に説明させますので、よろしく御審議いただきま
すようお願いいたします。

〔町長 井上 章三君降壇〕

○町民課長（堅山 修啓君）

議案第 1 4 6 号から議案第 1 4 7 号まで、一括して内容の説明を申し上げます。

〔以下議案説明により省略〕

○議長（濱田 等議員）

お諮りします。ただいま議題となっています議案第 1 4 6 号及び議案第 1 4 7 号は、会議規則

第39条第2項の規定によって、委員会付託を省略したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（濱田 等議員）

異議なしと認めます。したがって、議案第146号及び議案第147号は、委員会付託を省略することに決定しました。委員会付託を省略します。

これから質疑を行います。ただいまの議案2件について、質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（濱田 等議員）

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（濱田 等議員）

討論なしと認めます。

これから順番に採決します。まず、議案第146号を採決します。

お諮りします。本案は同意することに、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（濱田 等議員）

異議なしと認めます。したがって、議案第146号は、同意することに決定しました。

次に、議案第147号を採決します。

お諮りします。本案は、同意することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（濱田 等議員）

異議なしと認めます。したがって、議案第147号は、同意することに決定しました。

△日程第44 「報告第8号 平成17年度さつま町土地
開発公社事業変更計画及び事業会計補正予算（第3号）
について」

○議長（濱田 等議員）

日程第44「報告第8号 平成17年度さつま町土地開発公社事業変更計画及び事業会計補正予算（第3号）について」内容の説明を求めます。町長。

〔町長 井上 章三君登壇〕

○町長（井上 章三君）

「報告第8号 平成17年度さつま町土地開発公社事業変更計画及び事業会計補正予算（第3号）について」であります。

これについては、公有地の拡大に関する法律第18条第2項及び第3項の規定により提出がありましたので、地方自治法第243条の3第2項の規定により、議会に提出するものであります。

内容につきましては、開発課長に説明させますので、よろしくお願いいたします。

〔町長 井上 章三君降壇〕

○開発課長（北原 美義君）

「報告第8号 平成17年度さつま町土地開発公社事業変更計画及び事業会計補正予算（第3号）について」内容の説明をいたします。

〔以下議案説明により省略〕

○議長（濱田 等議員）

ただいまの報告に対する質疑は、12月22日の本会議で行いますので、当日まで中止しておきます。

△日程第45 「陳情について」

○議長（濱田 等議員）

日程第45「陳情について」であります。

本日まで受理した陳情は、お手元にお配りしました文書表のとおりであります。所管の常任委員会に審査を付託します。

△散 会

○議長（濱田 等議員）

以上で、本日の日程は全部終了しました。

12月8日は、午前9時30分から本会議を開き、一般質問を行います。

本日はこれで散会します。御苦労さまでした。

散会時刻 午後1時21分

平成 17 年 第 6 回 定 例 会 一 般 質 問

平成 17 年 1 2 月 8 日 (第 2 日)

順 番	(議席番号) 質 問 者	質 問 の 要 旨
1	(12) 宮之脇金次郎	1 地区公民館管理運営について (1) 各地区公民館単位の人件費、維持費等の管理運営費に大きな較差があり、各地区への不公平差を感じるが、今後どのように対処していくのか、公平な地区公民館管理運営への考えを伺う 2 甫立原農園について (1) 現在の農園の貸付状況は。また、荒廃地も見受けるが、今後の農地の有効利用への考えを伺う
2	(11) 楠木園洋一	1 農林業対策について (1) 農地及び森林に関する条例について 少子高齢化が進むなか、農地、森林の相続による分割化、売買、町外転出等により管理のできない所有者や不在所有者が増加しつつある。 農地、森林の粗放化防止のため、農地及び森林に関する管理条例を制定する考えはないか (2) 遊林農地、荒廃農地の対策について、考えを伺う (3) 竹、木材の需要拡大の取り組みについて、考えを伺う
3	(3) 平田 昇	1 町長の経歴について (1) 町長の経歴について、再度伺う
4	(15) 別府 静春	1 学校校舎等の木造化について (1) 薩摩中学校の改築を木造校舎に、今後の小中学校校舎・施設の改築にあたっては、すべて木造化にする考えはないか伺う 2 千年の森（悠久の森）造成について (1) 千年の森（悠久の森）を町有林内一面に設置する考えはないか伺う

順 番	(議席番号) 質 問 者	質 問 の 要 旨
5	(24) 東 哲 雄	1 定住対策について (1) 本町も少子高齢化、過疎化の状況のなか、年次的な人口減少が進みつつある。今後、その対策として、人口流出の歯止めや転入による定住対策は重要な施策と考える。財政負担は伴うが、定住によるその効果は高いと思う。 定住促進事業として住宅取得対策制度を設け、助成する考えはないか伺う
6	(17) 日 高 政 勝	1 専門職の育成について (1) 合併効果の一つである「専門職」の育成にどう取り組まれるか、具体策を伺う (2) 特に「専門職」が必要と認識する部門はどこか伺う
7	(25) 川 口 憲 男	1 健康づくり推進の町づくり施策は (1) 高齢化が進み、医療費等も高騰するなかで、健康な町、健康な町民が育つ町づくりは、新さつま町の命題と考えられる。 他にさきがけ、健康づくりを推進する町として、町独自の健康体操、運動、食体系等をつくり、すべての町民に広め、健康づくりに更に役立たせる考えはないか伺う

平成17年第6回さつま町議会定例会会議録

(第2日)

○開議期日 平成17年12月8日 午前9時30分

○会議の場所 さつま町議会議事堂

○当日の議員の出欠は次のとおり

出席議員(28名)

1番	高 嶺 実樹雄 議員	2番	市 来 修 議員
3番	平 田 昇 議員	4番	新屋敷 浩 議員
5番	肥 後 紀 康 議員	6番	木 下 敬 子 議員
7番	米 丸 文 武 議員	8番	麥 田 博 稔 議員
9番	平八重 光 輝 議員	10番	新 改 秀 作 議員
11番	楠木園 洋 一 議員	12番	宮之脇 金次郎 議員
13番	柏 木 幸 平 議員	14番	久 保 道 夫 議員
15番	別 府 静 春 議員	16番	舟 倉 武 則 議員
17番	日 高 政 勝 議員	18番	田 中 伸 一 議員
19番	柳 田 隆 男 議員	20番	山 崎 文 久 議員
21番	岩 元 涼 一 議員	22番	新 改 幸 一 議員
23番	中 尾 正 男 議員	24番	東 哲 雄 議員
25番	川 口 憲 男 議員	26番	内之倉 成 功 議員
27番	木 下 賢 治 議員	28番	濱 田 等 議員

欠席議員(なし)

○出席した議会職員は次のとおり

事務局 長	中 村 慎 一 君	議事係 長	福 田 澄 孝 君
議事係 主査	角 茂 樹 君	議事係 主査	原 田 健 二 君

○地方自治法第121条の規定による出席者は次のとおり

町 長	井 上 章 三 君	教 育 長	福 満 隆 徳 君
助役(総務)	宮之脇 尚 美 君	教委総務課長	上久保 澄 雄 君
助役(経済)	山 下 彦 志 君	教委学校教育課長	瀬戸山 稔 君

鶴田総合支所長	岡村兼利君	教委社会教育課長	永田清信君
薩摩総合支所長	山口正展君	税務課長	二階堂清一君
健康増進課長	中村政己君	商工観光課長	橋之口幸男君
福祉介護課長	鬼塚三武君		
介護保険対策室長	小椎八重廣樹君		
農委事務局長	脇博俊君		
農政課長	久保蘭純隆君		
耕地林業課長	脇黒丸猛君		
企画広報課長	和気純治君		
総務課長	湯下吉郎君		

○本日の会議に付した事件

第 1 一般質問

△開 議 午前9時30分

○議長（濱田 等議員）

おはようございます。ただいまから、平成17年第6回さつま町議会定例会第2日の会議を開きます。

△日程第1 「一般質問」

○議長（濱田 等議員）

日程第1、一般質問を行います。

質問通告に従って発言を許します。まず、12番、宮之脇議員の発言を許します。宮之脇議員。

〔宮之脇金次郎議員登壇〕

○宮之脇金次郎議員

おはようございます。3町が合併してから早くも8カ月を過ぎてしまいましたが、まだまだ自分なりにわからない点や納得のいかない点があったり、また、多くの町民の方々の御意見や不満を聞いたり、相談を多分に受けながら過ぎてきたところでございます。

そこで、町民の方々にわかりやすい、納得のいく説明の答弁をお願いいたしまして、先に通告いたしました2点について、質問いたします。

まず1点目は、「地区公民館管理運営について」でございますが、各地区公民館単位の人件費、維持費等の管理運営費に大きな格差があり、各地区への不公平差を感じております。

このことにつきましては、多くの方々からの不満の声を耳にしておりますが、今後どのように対処していくのか、公平な地区公民館運営への考えを町長に伺います。

2点目は、「甫立原農園について」でございますが、この件につきましては、旧宮之城町時代の開園で、私も詳しいことはよくわかっていないところでございますが、新しい例規集を確認の上で質問をいたすところであります。

現在の貸付状況はどうなっているのか、また、荒廃地等の問題はどうか、有効利用の考えを伺います。

以上2点を質問いたします。

〔宮之脇金次郎議員降壇〕

〔町長 井上 章三君登壇〕

○町長（井上 章三君）

ただいまの宮之脇議員の「地区公民館管理運営について」という第1点の問題でございますが、条例設置による地区公民館は、旧町にそれぞれ3館ずつ設置されておりまして、合併前と同様の形で現在も運営されているところで、その形態は、旧町ごとにその取り扱いに違いがあるところ

でございます。

これまで旧町ごとに長い歴史のなかで、公民館の運営がなされてきており、合併協議においても、「条例公民館については、現行どおり新町に引き継ぐ」との確認がなされたところであります。

こうしたなか、新町においての住民の公民館への思いや、今後の地域活動の拠点としての位置づけ等を考慮しますと、現在の組織体系を急に一変させることは、住民の方々に不安を与え、活性化への機運の低下を招く恐れがあると考えております。

しかし、地区公民館の運営費等については、先の決算特別委員会でもお示ししましたとおり、町予算の支出などに大きな格差が生じており、また、組織等にも差異があるのも事実であります。

新しい町で、早い段階での町民の一体性を図ることなどを考えますと、この不公平感の解消を図る必要があります。

今後におきましては、公民館組織のあり方について、早い時期での自治公民館制度への移行も課題でありますし、さらには公民館主事など職員の配置のこと、運営費負担の問題などの課題の検討に、現在入っているところでもございます。

同じ町の地区公民館でありますので、その体制や管理運営費など、公平感のある取り扱いとなるよう、総合振興計画等においても十分な検討を行いたいと思っております。

それから、2点目の「甫立原農園について」お答えいたします。

この農園は、県営農地開発事業で生み出された土地であり、農業者以外の方が野菜、花などを栽培し、自然にふれあいながら農業に対する理解を深めてもらうとともに、都市と農村との交流を図ることを目的に、特定農地貸付法により開設したものであります。

まず、農園の貸付状況であります。昨年度から1区画30平米のものを年3,000円で、1年契約で貸し付けを実施しているところですが、26区画のうち現在23区画、14名に貸し付けている状況でございます。

また、荒廃地も見受けられますが、今後の農地の有効利用の考えはとの御質問でございますが、御指摘の、ここの甫立原地区は昔から野菜、スイカ、メロン等が栽培されてきたところであり、現在ではナシ、金柑等の果樹やお茶、野菜、たばこ等多品目栽培もされているところでございます。また、観光農園としても取り組んでいる地区でもあり、ほとんどの土地が有効活用されていると思っております。

議員の御質問の荒廃地のことでございますが、これにつきましては、地権者が個人に貸し付けをしておられたところございまして、現在では柿が数本植えてあり、カヤが繁茂している状況であります。町といたしましても、今後地権者がどのように考えておられるのか協議をしていきたいと考えております。

〔町長 井上 章三君降壇〕

○宮之脇金次郎議員

ただいま町長のほうから前向きな考え、第1問の問題ですが、地区公民館管理運営については前向きな考えの意向を示されたわけですが、私なりにここにちょっと質問を持ってきておりますんで、1件1件また重複する点があるかも知れませんが、お答えを願いたいと思います。

まず、地区公民館については、条例公民館ですけども、決算特別委員会でもちょっと上がってきておりますが、不公平差というものが非常に大きいんじゃないかというようなことで、回答は、公民館活動の理念は地域の活動を支援することであるうんぬんの答弁でした。

だからこそ、この不公平差をなくしていかなければならないと、そういうことで、徐々に変えていくというような返答でありましたけど、この件について、できるだけ早いほうがいいんじゃないかと思うんですけど、そこら辺を1点聞いておきたいと思います。

○町長（井上 章三君）

具体的にどのように調整していく予定かという御質問だと思いますが、御存じのように、この条例公民館というのは、今までの国の政策のなかでも、地域の活性化のために大変有効な役割を果たしてきたものでございます。ただ、昨今は地方分権という時代のなかで、それぞれの地域の自立性、自主性を尊重しながら、地域の活性化を図っていくんだということが言われているように、時代の流れも変わってきているところでございます。

しかし、特に薩摩地区の山間の自治公民館制度、この条例公民館に真剣に取り組んでこられたこの取り組みを移行させていくというのは、急にということは、なかなか難しい点もあると思っておりますので、移行の目標を平成20年度頃を一応設定しておりますが、できればもっと早くというふうに考えて、機構の改革を進めてまいりたいというふうに思っております。

○宮之脇金次郎議員

20年頃ということですので、それはそれで置いておって、次に、今まで合併ということに對しまして、旧の町で一番いい方法だという形で行われてきたわけですから、もう終わったことはどうこうという問題でもありませんし、また、17年度予算もそういう形で組まれております。

それはそれでいいとして、やはり新しい町をスタートという形ですから、済んだことよりも前向きに考えないといけないと思うんです。だから、この条例公民館の変更についても、できるだけ早くそういう形のものでやっていってもらわないと、例えば、今の行財政改革等で非常にこの人件費の問題とかいろいろ検討しているなかで、そこら辺の金額的な面も考えなければいけないと思うんですが、この資料を持ってきておりますけれども、6つの公民館で17年度の予算が2,998万621円と、約3,000万円の予算が人件費あるいはあれで、この資料を見ますと上がってきているわけです。そこらあたりの問題が、他の公民館との差というものの、非常にこう

周りの人は大きく受け止めている感じになっているわけです。

だから、そこら辺あたりの格差というものを考えますと、やはり今、特に上げております職員を減らすという問題、あるいは給料カットの問題、あるいは議員定数の問題、いろいろ努力をするなかで、ここらあたりもその行革のなかの一貫として考えていかなければならない問題じゃないかと、そういうふうにも思っているわけですが、その点について考えを伺います。

○町長（井上 章三君）

御指摘のように、現在の条例公民館に対しては、町の負担が相当にされているということでございまして、特に旧鶴田の地区の公民館との格差というのが、大変大きいということがございます。

行革ということも真剣に取り組まなければいけないということもございますので、少しでも御理解をいただきながら、早めに進めていきたいという気持ちは持っているところでございます。

また、この自治公民館の、地域活動としての自治公民館のあり方と、生涯教育とか社会教育という点でのこの条例公民館が取り組んできた活動というのは、またそれなりに意味があることでございますから、そういうような意味での活動をしておられる公民館主事という問題に関しましては、現在、宮之城地区の3館と薩摩地区の3館に主事が配置されているわけでございますが、鶴田地区のほうには配置されていないと、ここにも不公平な部分がございます。

ただ、この生涯教育・社会教育的なこの活動を推進するという点からみると、鶴田地区のほうにも主事を配置すべきではないだろうかというふうに考えておりまして、これに関しましては、今までの条例公民館のほうの配置を少し少なくして、その分を鶴田地区のほうにというふうにして、19年度を目標にして、そこらの配置を平均化する努力をしてみたいというふうに考えているところでございます。

○宮之脇金次郎議員

鶴田地区を取り上げて言われましたけど、旧宮之城地区でも3地区だけやって、なぜほかの地区がないのかという、鶴田地区もですけど、そこらあたりがちよつとなかなかわからないんです。そこは町長、どう考えておりますか。

○町長（井上 章三君）

宮之城地区の場合は、旧の合併の頃の名残ということもありまして、山崎地区、それから佐志地区の公民館はそういう形がとられてる。それから、虎居地区にあるわけでございますが、そこらの詳しい関係につきましては、担当課長のほうで、ちょっと説明をさせたいと思います。

○教委社会教育課長（永田 清信君）

宮之城地区の公民館の関係について、お答え申し上げます。

今ありましたように、旧町ごとに設置をされておりますが、旧宮之城は、中央公民館は設置を

されておりませんで、旧の山崎、佐志、それから虎居地区に公民館を設置いたしているところでもありますけれども、13地区ございますけれども、山崎地区公民館におきましては、旧山崎村の山崎、久富木、二渡を、これを担当する公民館ということで主事を配置して、社会教育の推進を図っております。

それから、佐志地区の公民館におきましては、佐志、時吉、湯田、この3つの地区を管轄する公民館ということで主事を配置して、社会教育行政を行っている。

それから、虎居地区公民館におきましては、虎居、白男川、泊野、平川、柊野、以上の5地区を担当する公民館ということで主事を配置いたしております。残りの宮之城屋地と船木地区につきましては、本町の社会教育課が支援をするという形で、それぞれの取り組みを行っているところであります。

○宮之脇金次郎議員

わかりました。現在までの状況はそういうことであつたんですけれども、もちろん前の合併時のつながりの関係で、そういうふうに流れてきているということで内容はわかりました。

ただ、さっきから言いますように、今から先をどうしていくかというのが、私の今日の質問の目的は、その格差をなくしようというのが目的でありまして、今後の考え方をしっかり持って、その格差をなくするというのが大事だと、そういうふうに思っております。

町長は、さつま町の誕生記念式典のところで、公平感と一体感をもって住んで良かったと思えるような町の実現を、職員と共に取り組んでいくというようなことを、確か述べられたと記憶しているんですが、その公平感ということは、町長はやはりそこらあたりをしっかりと考えていらっしゃると思って聞いておったわけですが、そういうことから、常にこの問題については前向きに考えてもらいたいと思っております。

それから、これは私の勝手な考え方かもしれませんが、先ほど鶴田町にも専門主事を置くというようなことで話がなされましたけども、それはもちろん経費的にも大分また入ってくると思います。

今、各区におきましては、区民から区費をとって、その公民館長、副公民館長兼会計、副公民館長が兼会計をやっているわけですが、その区費のなかから払っていると、そういう不公平差が非常に大きいわけですが、私の考えるに、今、職員の削減とかいろいろ言われておるわけですが、その職員が、例えばの例ですけど、例えば職員が、削減が難しいという問題もあるわけですから、週に1日か2日か、その職員が役場職の仕事とその条例公民館のなかの一部を兼任して、そのなかである程度、完全になくするまでやっていくとかそういう方法も考えるわけですが、そこら辺はどう考えますか。

○町長（井上 章三君）

現在、囑託でもってお願いしている部分があったりしておりますが、職員の配置という問題、あるいはまた議員の削減の問題とか、いろいろ行革の課題もあるなかでございますので、この問題は、どのような形で配置にするかということは、今、検討中ということでございます。

○宮之脇金次郎議員

いろいろ質問をしておりますけれど、大体似たような質問になってしまいまして、先には進まない状況になると思いますけれども、さっき言われました20年度頃をメドにということでございます。その20年度を、それより前にできれば一番いいわけですが、そこら辺は、何回も言いますが、財源節減です。今、非常に財政に困っておりまして、苦慮しているわけですから、長く伸ばしてどうこうということじゃないと思うんです。できるなら、もうちょっとでも早くそういう対策を打たないと、先に伸ばしていいことはないとは思っておりますし、確実にその3年以内にやってもらうということは確認したわけですが、そういう前の形で、まだ行財政改革とかいろいろな形で十分にもんでもらって、早くできることは早くやったほうがいいと、そういうふうに思っております。

そういうことから、もう一遍、その町長の考えを最後に聞いておきたいと思いますが、その20年度をメドにやりますけれども、まだできれば早くやれないかということです。そこを一応聞いておきたいと思います。

○町長（井上 章三君）

御指摘の趣旨はよく理解しているつもりでございますので、これは議会の皆さんの御理解、あるいは住民の皆さんの御理解をいただきながら、できるだけ早い時期に改革を進めたいという気持ちはそのとおりでございますので、御理解を賜りたいと思います。

○宮之脇金次郎議員

町長の発言と、必ずやらしてもらえということに期待をいたしまして、この質問については終わりたいと思います。

それから、次の質問なんですが、甫立原農園のことなんですが、私も現場を見て、ちょっと検分違いのところもありまして、さっき答えがありましたように、甫立原農園と個人農園のちょっとくい違いということもあったわけですが、現在、甫立原農園が26カ所あって、23カ所ですか、利用されているということで、あと3カ所は空いたままの状態ですが、貸し付ける最初のその時期と今の状態と、その最初は全部26カ所使われていたのが、最近増えてきたのか、そこらあたりをちょっと教えてもらいたいと思います。

○耕地林業課長（脇黒丸 猛君）

この甫立原農園につきましては、平成16年度の途中から貸し付けを行っております。昨年度は26区画のうち18区画を貸し付けを行っております。本年度が、もう4月から貸し付けを行

っておりまして、1年契約ということで貸し付けを行っておりまして、26区画のうち23区画を、貸し付けを1年契約で行っているところでございます。

以上、14名の方に貸し付けを行っているわけですが、そのなかで、鹿児島市のほうから1名、それから川内市のほうから2名、あとの11名につきましては町内ということでございます。

以上でございます。

○宮之脇金次郎議員

私も現場を見せてもらっても、もうちょっと大きな広いところかなと思っておったら、ごく簡単な農園だった。自分なりにびっくりしたところですが、借りている方から、いろいろ要望とかあるいは苦言とか、あるいは良かった点とかそういう話があるのか、あるいはその最初からすると箇所が増えてきた形になっておりますが、まだ3区画残っておりまして、そこらあたりの要望の関係とか、わかっていれば教えていただきたいと思います。

○耕地林業課長（脇黒丸 猛君）

この農園につきましては、感触といたしましては皆さん喜んでいらっしゃるようでございます。面積につきましても30平方メートルということで、ちょうど手ごろの面積だということでございます。

それと、大々的と言いますか、ちょっと足りないという方々につきましては、2区画とか3区画借りてやっていらっしゃる方もおられます。

それと、要望につきましては、現在トイレとか、あと倉庫関係がない関係上、その要望がございます。これにつきましては、また来年度から補助事業を導入いたしまして、トイレの整備とか倉庫の整備につきましても今後、要望に応じた形で整備を進めてまいりたいということで考えております。

○宮之脇金次郎議員

1点だけ、条例もここにありますが、ちょっと答えにくいかもしれませんが、この事業を行って良かったちゅうか、成果ちゅうか、そこらあたりをどう受け止めていらっしゃるのか。

○耕地林業課長（脇黒丸 猛君）

この趣旨が、「都市と農村との交流」ということもございまして、特に鹿児島とか川内の方、現在3名の方々が借りていらっしゃるわけですが、1週間に土曜日、日曜日は必ず来ていらっしゃる方もいらっしゃいます。

そういうことで、農家のそういう生産をするそういう体験ができるということで、何かすごくリフレッシュできるということです。そういう声も聞いております。

こういうことが非常にいいあれじゃないかということで、考えているところでございます。

○宮之脇金次郎議員

もう耕地についての質問は、私の見聞違いということで、追加質問はやめたいと思います。

町長に最後をお願いですけれども、やはり新しい町のスタートということをよく頭のなかにおいて、先のほうを考えて、終わったことの繰り返しじゃなくして、先のことを、一緒になったんだから一緒の考え方で進んでいかないと、なかなかこうまとまりのない進め方ではおかしい状況になってきますんで、そこらあたりをしっかりと把握して、町政に取り組んでいただきたいと、希望いたしまして私の質問を終わります。

○議長（濱田 等議員）

次は、11番、楠木園議員の発言を許します。楠木園議員

〔楠木園洋一議員登壇〕

○楠木園洋一議員

先般通告しました「農林業対策について」、高齢化、担い手不足による農地・森林の荒廃が多く見られるようになり、農地・森林の水を蓄え、災害の防止、地球温暖化を防ぐなどの多面的機能が発揮されなくなっている。

今、京都議定書でもありますが、二酸化炭素について、森林は二酸化炭素の排出量と二酸化炭素の吸収量を見ますと、人間一人が呼吸して排出する二酸化炭素の量は年間320キロ、50年生の杉、直径26センチから、樹高が20センチです、それが23本要るそうです。そしてまた、自家用乗用車1台から年間2,300キログラム、杉にしますと160本、反別で言いますと2反分ぐらい。そしてまた、1世帯当たり年間6,500キロ、杉にしますと460本、反別に見ますと50アールぐらい吸収しているそうです。

また、炭素を蓄える量としまして、木造住宅は6トン、鉄筋コンクリート住宅で1.6トン、鉄骨プレハブ住宅で1.5トン蓄えております。

今後、中山間地域等の支払い事業費、そしてまた公社、公団、緑資源機構などの縮小がみられると思います。

今、県では全国で3番目に環境税の徴収をするようになり、県も力を入れてきています。また、国が都市との交流促進農産物に対する鳥獣被害防止を盛り込んだ山村の環境や産業基盤の整備に国の支援を義務づける改正山村振興法が成立しました。

地方分権の時代における地域再生として、資源の活用、個性ある豊かな地域づくりを目指すために、管理できない所有者、不在所有者の増加が多く見られるようになり、農地・森林の粗放化防止のために、1点目の農地及び森林に関する管理条例を制定する考えはないか、2点目に、遊休地、荒廃農地の対策として、そして3点目に、豊かな資源活用策として、竹、木材の需要拡大の取り組みについて、考えを伺います。

1回目の質問を終わります。

〔楠木園洋一議員降壇〕

〔町長 井上 章三君登壇〕

○町長（井上 章三君）

ただいまの楠木園議員の質問の第1点目の問題でございます。農地及び森林に関する管理条例を制定する考えはないかということであります。

農地につきましては、今回、農業経営基盤強化促進法の一部改正に伴い、遊休農地等の防止対策が強化されましたので、法改正を活用した取り組みを進めてまいりたいと考えているところでございます。

また、森林は林産物を供給するとともに、国土の保全、水資源の涵養、保健休養の場の提供並びに自然環境の保全等、多様な機能を有しており、さらに、最近では地球温暖化防止等の重要な役割を果たしていると言われております。

このような森林の多面的な機能を存続させるため、町といたしましても森林組合と連携を図りながら、造林や除間伐等の事業を導入しながら、森林の適正な整備を推進しているというところでございます。

また、町有林の看守人や森林づくり推進員の方々の協力もいただきながら、森林の管理に努めているところでございます。

このようなことから、今後におきましても森林所有者の御理解、御協力をいただきながら、また、町としましても森林及び農地が適正に管理保全されるよう指導・助言を行い、森林の有する多面的機能の維持・増進を図り、森林環境の保全に努めてまいりたいと考えているところであります。管理条例の制定については、今後の研究課題としたいと考えているところでございます。

2点目の、「遊休農地、荒廃農地の対策について」の御質問でございます。

農地においては、農業就業人口の高齢化及び減少に伴って、山間地を中心に遊休農地が年々増加しているのが現状であります。農業委員会では、地区担当の農業委員が農地パトロールを行い、遊休農地の所有者及び管理者に指導を行っておりますが、山間部においてはイノシシやシカ、野猿等の獣害、害獣であります。獣害により収穫皆無の農地も多数見受けられ、耕作不能農地が増加する一因にもなっております。

遊休農地等のうち、農業用の利用の増進を図る必要がある要活用農地については、認定農業者と耕作希望者へ斡旋等を行っているところであります。

今回、農業経営基盤強化促進法の一部改正によりまして、遊休農地の農業上の利用の推進に関する措置が強化されたところであり、町としましても遊休農地の発生防止、解消の具体策を新たに盛り込んだ基本構想を今年度末までに策定することとしております。

今後、遊休農地となる恐れがある農地を含め、農業上の利用の増進を図る農地と、それ以外の

農地とに区分し、利用増進を図る農地については認定農業者等への利用集積を図るなど、積極的に遊休農地の発生防止及び解消に努め、要活用農地以外に区分された農地については林地化等、農業生産以外の利用を推進していくこととしております。

なお、特に不在地主の遊休農地対策については、隣接市町等との機密な連携をとりながら、解消に向けた指導を行うこととしております。

3点目の「竹、木材の需要拡大の取り組みについて」であります。木材の需要拡大の取り組みに関しましては、ソフト面では県・町及び森林組合など木材関係団体が一体となりながら、この普及啓発に取り組んでいるところであります。

なかでも、毎年10月8日の「木の日」には、関係団体に対し木材需要拡大の要望活動を行っているところであり、併せて、関連のイベントも数々開催されており、これらを通じて広く住民への木材利用をお願いしているところであります。

一方、ハード面では、公共事業において治山事業での柵をつくる柵工や流路工、また、林道や国・県道ののり面保護工としての間伐材のパネルを使用したり、公共施設の木造化、内装部分の木質化などに取り組むなど、積極的に木材利用に取り組んできているところであります。

しかしながら、今後は公共事業の減少も考えられますが、できるだけ木材利用が図られるように努めてまいりたいと考えております。

また、本県では本年度から森林環境税を導入しておりますが、この使い道として、県産材を活用した木造の施設をつくる場合、ある一定の条件を満たせば助成の対象になるとしております。

これは、公募方式で事業を実施することになっており、このことが木のあふれるまちづくりを進めるとともに、民間団体等における間伐材などの木材利用の機運を醸成し、木材需要の拡大につながるものと期待しております。

また、竹材の利用におきましては、従来の竹細工での竹の器、竹器などの加工用や竹炭用として活用をさらに進めることはもちろんですが、このほかに、現在、鹿児島大学で竹を畜産の飼料用として活用できないかという研究をさせていただいておりますが、一日も早く、このよい結果が出るように大学側に協力をしてまいりたいと考えております。

〔町長 井上 章三君降壇〕

○楠木園洋一議員

この農業経営基盤強化促進法です。これは遊休農地に関するのが大体多いわけです。農地法を見ますと、「農地はその耕作者みずからが所有することを最も適当であると認めて、耕作者の農地の取得を促進し及びその権利を保護し並びに土地の農業上の効率的な利用を図るためその利用関係を調整し、もって耕作者の地位の安定と農業生産力の増進とを図ること」を目的となっております。

今までこの農地法がちょっとネックになって、いろいろあるそうです。もう貸主が強いのか借主が強いのか、そこをやっぱり地域にあった条例を制定して、国ではその農地法あるんですけど、地域でやっぱり違った条例です。もう一番この農地法のネックとなっておりますこの貸主の借主がその有効利用されないち、今後やっぱいその集落営農とか、森林組合のその施業計画のなかにおいて、もう突っ込めないところがあるわけです。

それで、国は国として、条例は条例として、各町村にあった、制定していかないと、もう今後は施業の状況で、もう問題が出てくると思うんです。

後々研究すると言われましたけども、やってみて、戦後60年、その開墾された田畑が、今、木を植えてあるんです。そこにまた木が植えて、それが荒廃してるわけです。それはもう全然そのままにして、もう荒廃の一途をたどっているわけです。

それで、新生さつま町について条例を定めて、このさつま町はこのようにやっぱり取り組んでいくという意志を示すために、早急に施行するという考えはありませんか。

○町長（井上 章三君）

楠木園議員は林業関係の仕事もしていращやいますから、現場において、いろいろとそういうことを痛感していращやるのだろうと思っております。

町としての管理条例の制定ということについては、まだまだ研究しなければいけないところが多々あると思っておりますし、まだそこを「やります」と言えるだけの準備ができておりませんので、先ほど申しましたように、今後の研究課題として、この件は検討したいと思っておりますのでございます。

○楠木園洋一議員

研究課題として取り組むということですけど、条例としてやっぱ認めて、ドイツなんかは10年に1回ぐらいずつ変えていくんです。この環境にあったようなことをです。そのくらいの前向きにものをもっていかないと、皆さんもう農地とか森林を、もう財産的所有じゃなくて環境的所有をもっていかないと、今後なお一層荒れてくるんじゃないか。

こういう条例をつくっているところが、全国で26件ほど関連があります。そしてまた、本当に農地及び森林に関する管理条例を定めているところは、全国に1カ所あります。そういうところ、県内にないわけです。せつかく新生さつま町として、町内の森林や農地を有効な活用と適切な管理を図るためということですので、どうこうするということじゃなしに、今後やっぱいそういうことを考えていかないと、もう荒れれば荒れ放題、もう人のものだから、もうすぐです。

まあ言うちゃないやっどん農地法があって、入れないわけです。せつかくだったから、施業計画のなかに入るんですけども、せつかく補助金があって、やってあげようと思っても、みんな言われるんです。「うんだげん山はもう良か」とか、やっぱそうじゃなくて、みんなして地域の

山は守っていくんだという意志をもつために、こういう管理条例を制定して、町民みんなに認識してもらうように、そういう努力をしてほしいと思います。それは検討するということです。

それと、今度は、遊休農地の荒廃対策として、もうすぐ遊休農地が、認定農家はすぐ借るんですけど、荒廃農地は全然どうしたらいいかち、もう借り手が少ないわけです。それで荒廃農地をどうしていくか。

もういまある企業は、一番荒れたところからものを進めていく。それに目をつけていくということです。今後いろいろと、その全国でたくさんほうぼうでやってます、その遊休農地活用策として。

そういうのを、せっかくいいスタッフが要るじゃないですか。それを使って、動かして、自然と共生していくとか、いろいろ荒廃農地をとかありますので、そういう取り組みを、スタッフを動かしてやっていくという考えはないか、考えを伺いたいと思います。

○町長（井上 章三君）

この遊休農地あるいは荒廃農地の対策ということは、特に、我が地域はそういう農業地帯であり、この農業用地の有効利用ということは問われている地域でございますから、今、御指摘ありましたように、職員の、スタッフに、大いに勉強し研究をしながら、この対策については、また努力をさせたいというふうに思っております。

○楠木園洋一議員

前向きに、前向きにですけど、それを、町長はリーダーですので、いかにスタッフを動かして、新しいさつま町はこうなんだ、遊休農地、荒廃農地をどうしていくかちゅうことは思って、頑張っていたきたいと思います。全部頑張る、頑張るですので、今後とも尚一層頑張ってくださいようお願いします。

それと3点目の、竹、木材のいろいろ、竹の器とかそういうのを、需要拡大をやっているということですけども、今は、町長は所信表明でもトップセールスマンとして、そのいろいろしていくということで、そう言われましたけれども、どのようなトップセールスマンとして、セールスマンをしてられるのか、ありましたら。

○町長（井上 章三君）

どのようなというのが、ちょっと意味がよくわからなかったんですが、私は、本町のそういう農産物にしろ、特産品の販路の拡大につながるような面で、出番があった場合は積極的に出ていく努力をしたいと、こういう意味でトップセールスということを考えているつもりでございます。

○楠木園洋一議員

努力をする、努力をするですけども、行かれるときに、これちょっと資料をもらってきたんですけども、竹の加工品、こうして販売してるんです。県の出先の会合のときは必ず持ってきてる

んです。町長も行かれるときは、ここに申し込み用紙もありますので、これを持って行って、食べて、よかったら買ってください、今つくって30年ほどだそうですので、そういうことを、ここでトップセールスマン、資料をやりますので、持ってセールスをするのは、考えはないですか。せっかく持ってきたんです。もらってきたんです。お歳暮とかあれに。贈ったらそれ違反になるけど、これ試食品とか、やっばこうセールスだと言けばいいんだそうですので、どうですか、その考えは。

○町長（井上 章三君）

見せていただいて、ちょっと検討をさせていただきます。

○楠木園洋一議員

検討を、検討を、何回も検討ですけども、竹のバイオマス研究で、町を挙げて取り組んでいるところがあるんです。岩手県の衣川村、木質バイオマスガス電化発電報告書って、まとめているんです。町としてプロジェクトをつくってです。

今後、原子力はもう、ドイツでは2020年には大体廃棄すると言われてますので、今後バイオマス、今、食鶏のほうでもやってますけど、村にある森林エネルギーを見つめ直そうとして、いろんなことやってます。

そこは、岩手県ですけども、8割が森林ということで、いろいろ間伐材、いろいろありますので、資料をやりますので、やるという考えがあるか、努力しますでいくか、どちらかですけど、どうですか。

○町長（井上 章三君）

資料は見せていただいて結構なんですが、我が町は今、新しく合併をして大変いろいろな課題を持っています。我が町なりに進んでいかないと、よそはよそでいろんな取り組みをし、いろんな事情もあって、いろんな経過もあると思いますが、私も我が町なりに一步一步足元を固めながらいくと、あれもこれも一度にできるわけじゃありませんから、また、町長としてもいろんなことが一度にできるわけではありませんから、やれるところから一生懸命努力をしていくと、そしてすぐにできないことは、これはまた今後の課題として、みんなで考えていくというスタンスでいくしかないというふうに思っておりますので、そのところは御理解をいただきたいと思っております。

○楠木園洋一議員

何でもかんでもやれないということですけども、それは計画を立ててないとやれないわけです。ただその来たらじゃなくて、ちょっと今日、この前行って、これ竹ですいた紙ですけども、またこれも資料を見せますので、こういうのもやっている人がいるんです。可能性が大きいということです。そういうところはすぐできるんじゃなくて、少しずつプロジェクトちゅか、職員が

いるなか、そのなかからこう考えを拾い上げて、事業で金を使うんじゃないかと、どうやるべきかち、そう判断していくのが一番じゃないかと思います。そういうこともまた努力してください。

それと、また資料をやりますけど、これ写真を持ってきましたけども、こういう木造でつくったこのいす、机、こういうのを公的な場所に持っていったら、評判になるんじゃないかち。それで、これをつくって茨城県のほうに送るんだそうです。こっちの人がつくってやるんで、これ後で資料やりますけれども、そういうのを公的な施設で使うという考えはないか、せっかくこう地域の資源活用をしたい人がいるんです。どこでもいいから、公的な、試験的に庁舎のあの辺に、そういう使えるあれはないか。

○町長（井上 章三君）

中身がまだちょっとわかりませんので、何とも返答はできません。

○楠木園洋一議員

中身はそれぞれありますけれども、しっかりと信念を持って、もう何回も言っても堂々巡りです。最後に町政に、運営に対する所信、所信における町長が、新生さつま町振興発展のために全力を尽くして邁進することが、皆様の熱意に応える唯一の道であり、また、合併のモデルとなるような公平感と一体感のあるまちづくりを目指し、新生さつま町のリーダーとして、また、町長として、力強い決意のほどをいま一度、いま一度、もう努力じゃなくて頑張るんだでもいいですから、答えてもらいたいと思います。

○町長（井上 章三君）

今、所信のところを読んでいただきましたが、そのとおりの気持ちで今もやっていると、御理解いただきたいと思います。

○楠木園洋一議員

そのとおりやってるというのは、ちょっと見えませんので、やるということを出す。

それと、町長に、「島津いろは歌」のなかに「もろもろの国やところの政道は人にまづよく教へならはせ」という言葉があります。人々を治め、教え導いてまとめるには、法や制度の精神や目的を明確にし、教え知らせることが必要です。

また、町の運営・経営においても、理念、哲学を町民、職員に知らしめて、目指すことに対するのみ思い、心をつにすることが成長の発展には不可欠であります。

それで、政策・施策を明確にして、自身の信念を持って、町民のために議会と政策論争をし、協調しながら、基本理念であります「個性と知恵と協働で創造する豊かなまちづくり」、将来像として「人々が織りなす元気で快適な活力あるまち」を目指して邁進することを要望いたします。質問を終わります。

○議長（濱田 等議員）

次は、3番、平田議員の発言を許します。平田議員。

〔平田 昇議員登壇〕

○平田 昇議員

なぜ私が9月議会に続いて同じ質問をするのか。今年の秋口、同じ地区内の方から来てくださ
いとのこと、見知らぬ業者がまだ動いているから、取替えなくてもよいというトイレのファンを
もう寿命だからと、簡単な取替えで市販されている値段の6倍の請求をしてきた。本人が金は支
払わず突っぱねたので、もとのファンに戻させて事なきで済んだが、いやがらせを受けたと。

私は、現場に、行政の担当課にも、警察にも足を運んでもらった。もう一人の方は生活水の配
水管がつまると、水を流してしばらく棒でつつけば元に戻るのに、訪問業者が修理すると言っ
て手を加えて、10万円もとられたとのこと。行ってみたがもう時も経っていてどうしようもな
い。こういう例が身近にいくつもあるのです。

こんな被害に遭う人はお年寄りの女性、隣家とは少し離れている家での一人暮らし、体が不自
由で理不尽なことに立ち向かう気力がない、大方がこういうか弱い方々です。国民年金だけでつ
つましく暮らしている方々です。弱者を食い物にする悪徳業者、私は「これからはきっぱり断り
なさい。それでも帰らないときは警察を呼びなさい。私にも電話をしなさい」と言うほかなか
った。そして、私はこれからこんな人たちをどう守っていくのか、考えに考えた。

あるところでは、狙われそうな一人暮らしの人を回って注意を促す人が「気をつけなさいよ、
そういう人が来たら気をつけなさいよ、断りなさいよ」。

またある地区の公民会長は、春夏秋冬、この四季のはじめあたりに「皆さん、たちの悪い業
者が尋ねてくる季節になりましたので、気をつけましょう」、警告の放送をされている例も知り
ました。

そして、私はこういうか弱い人たちをみんなで守る町、この機運を盛り上げる消費者行政の推
進、その第一歩が「消費者保護条例」の制定だという結論に達したのです。

昨日も新聞によりますと、鹿児島弁護士会は「悪質訪問販売」に対処する構えをつくったと。
正義を守る弁護士として、これは当然なことです。昨日の新聞に記載されております。

私は、何人かの人に、この考えを話しました。「大事なことだ」と賛成されました。ところ
が、一人の先輩が「それは無理だ」と言われ、「井上町長はそれをやろうとは言わないだろう。
たとえやると言っても本気ではやらないだろう」と言われる。「なぜですか」と尋ねると、「彼
のこれまでの経歴を考えればわかる」と言われ、「悪いことは言わない。調べなさい」と言われ
て、「井上町長からは9月議会で、株式会社国際宝章に勤務した経歴を持つとの答弁を得てい
る」と言うと、その人が「井上町長はまさに靈感商法で名高い統一教会の信者として、その会社
で働いてきたのだ」と言われるので驚いたのです。

「靈感商法」とは何か、霊界の地獄で苦しむ先祖の因縁を解放しない限り不幸になると、こう言って、不当に高額なものを買わせたり、多額の献金などをさせて資金を集める手口、あなたはこの「靈感商法」で活動した統一教会のなかのいくつかの株式会社の幹部を歴任してきた人なのだとされたのです。

町長、町長自身、それは事実であると認めますか。これを尋ねます。井上町長のこれからの行政執行が、心のこもったさつま町民の福祉につながっていくのか、弱者の保護・支援につながっていくのか確認したい。そのための質問です。1回目の質問を終わります。

〔平田 昇議員降壇〕

〔町長 井上 章三君登壇〕

○町長（井上 章三君）

9月の議会に続いて12月議会で、また同じような質問が出てきたということで、どういう意味かなあと思っておりました。ただいまその意味が大体わかったような気がするわけであります。

私は、今のことが町政に対する一般質問ということにそぐうのかどうかということとはちょっと疑問もありますが、私への理解を深めるためにこのような機会をつくっていただいたということに対して、感謝を申し上げたいというふうに思います。

私は、9月議会のときに経歴を問われて一応お話をしました。何回か選挙をしてきたわけですが、選挙のなかでいろいろなデマ、中傷、あるいはこの井上というのはこういう男だということでの攻撃をされたということを経験しております。

それは、人間を理解する、理解すると言いますか、人間のその真の姿というものは、学歴とか経歴のなかで、それによって判断できる部分と判断できない部分とあります。経歴というのはあくまでもそれは表面的なものであり、部分的なものである場合もあります。

私は、今の問題に関しまして、今御指摘のあったような形で、その人の弱みに付け込んでどうこうという、そういうことに自らタッチした覚えはありません。

ただ、私は9月議会のときにも言いましたが、若い頃にこの人生の問題をどう生きるべきかということについて真剣に研究した時期があるということを申し上げました。これは、私の先祖と言いましょうか、曾祖父が、例えば西郷さんと共に西南の役で戦死をしたということ、叔父たちがこの戦争に、国を守るために壮烈な戦いに身を投じていった、あるいは父もまたそうであった。いろいろなそういう生き様を聞きながら、国や人のために役立つ人生を生きたいというふうに、若い頃から心には秘めておりました。それとともに、人は何のために生まれて、何のために生きて、死んだらどこに行くんだろうかという、この基本的な疑問に対して、私は人生に対する強い関心を持っていました。

そのために、大学に入ったときもいろいろ勉強したいことはあったけれども、まずもって、そ

の疑問を解きたいということで、哲学科を専攻しながら、そして、いろいろな本をあさったり、また、いろんな人や団体、そしていろんな場所を尋ねました。

そういうなかで、私は先ほど言われました、その当時、大学に原理研究会というのがありました。そのちらし、あるいはそのポスターというのを見て、大変心のこう引っかかるもの、引かれるものがあって、そして、ある期間、真剣にそれを勉強した時期があります。

そして、それに関連して、いろんなその仏教、あるいはキリスト教のいろんな規制の団体、あるいは新興宗教と言われる団体、そして、そういうもののそれぞれに取り組んでいる考え方、そういうものをいろんな場所を尋ねながら、そして、こういうものをどう判断したらいいのか、そして、自分の人生においてこれをどういうふうに、また取り入れていけるものなのか。

また一方において、当時は学内においてもそうでしたけれども、社会においてもいろいろな紛争・闘争というのが盛んでした。大学内においても思想闘争、あるいはまた様々な労働運動というのは、社会に非常に激しい時期でありました。

○平田 昇議員

僕の尋ねたことについて事実かどうかをお尋ねしているんだから、それについて答えていただければ結構です。

○町長（井上 章三君）

いやいやそれに関連するわけです。私の真意を知ってもらいたいし、私の実際のその考えていることを……

○平田 昇議員

「覚えはない」と言われたから、私はこれは受け取りました。私の質問に対する答えとして、「そういう事実は覚えがない」と言われたから、それで了解しているわけですから、次の質問をさせてください。

○議長（濱田 等議員）

平田議員、今発言中ですから、少し待ってください。

○町長（井上 章三君）

私はこの自分の、今まで生きてきた人生に対する真剣なこれは問いかけであり、それを正しく理解してもらう、あるいはまた判断してもらう、これは大切な場面だと思っておりますから、そういう点で、私の歩んできたその生き様と言いましょうか、経過というのを併せて語っているわけであります。

それで、そういうところをいろいろ尋ねながら歩んだ時期がありますから、私は、全く関係がなかったとは言いません。いろんなところに関係を持ちながら、いろいろ研究したということは事実ですし、そのために行動を共にしたこともあります。しかし、そういうなかで、疑問を感じ

る部分もあれば、またもっといろんなことに、また取り組んでいったこともありますから、はっきり言っておきますが、ですから、今心配されるような特定の団体と特別な関係に、今あるということは全くありません。

そして、先ほど言われました消費者の保護条例というようなものを、消費者を守るという、そういう考え、これは、私は当然だと思っております。

私は人のために、あるいは世のなかのために少しでも役に立ちたいという、そういう生き方をしたいという気持ちのなかで、様々なその模索をしてきたということは事実であります、しかし、これがそのために良くないと思ったときには、そこから身を引き、あるいはまたそういうことに対してもっと自分としてはやっぱり良心に従った生き方をすべきだというふうに思いながら、今まで歩んできた。

ですから、ある部分を見て、あの人間はこういう人間だと、こういうふうにレッテルを貼られる。そして、いつまでもそれを、そういうような決めつけをされる。そしてそれをそうなんだろうというふうにいろいろとうわさされる。これは、私は非常に危険であると思っております。

選挙というのは非常に難しいものでありまして、その戦いのためにいろんなことが言われる場合があります。私の妻なども国籍が4つぐらいあるような話になっているといううわさになっているというふうに聞きます。ですから、結果として私は、私自体は今、はずることはないと思っておりますが、今の私のそういうこの実際の姿というのを率直に見て、そして私の行動、あるいは考え方、それが町のために役に立たないということであれば、町民の皆さんはそれなりに判断していただくだろうというふうに思いますし、私はそういう点において偏見のない、そして差別のない、前に「人権尊重の町宣言」ということもされました。そういう点においては注意して人を見なければならぬと、そして〔「簡潔に願います」と発言する者あり〕この人を大切にするまちをつくりたいものだと、こういうふうに思っております。

〔町長 井上 章三君降壇〕

○議長（濱田 等議員）

しばらく休憩します。再開は概ね10時55分とします。

休憩 午前10時42分

再開 午前10時55分

○議長（濱田 等議員）

休憩前に引き続き会議を開きます。

平田議員。

○平田 昇議員

先ほどの答弁で、指摘したようなこと「覚えはない」と、しかし、「関係がなかったとは言わない」という、どちらでもとれるような答弁でございました。私は、その方の熱心な言葉を受けて、あなたが勤めていたという「国際宝章」という会社から調査に入り、多くの事実を知ったのです。

あなたは統一教会の組織のなかで、広島地区長、富山地区長、東京第17教会長という役職に就いたあと、昭和56年5月21日から昭和58年2月14日まで「株式会社世界のしあわせ名古屋」の取締役をされた。会社の目的は、高麗人参の健康食品、医薬品、呉服、美術品、原石及び加工石材等の販売とされています。

この株式会社世界のしあわせ何々という会社は当時、全国で8つあり、株式会社ハッピーワールドという靈感商法の総元締会社と末端の販売会社の中間に位置していたと言われ、その後、あなたは国際宝章、その後、日本念珠という株式会社の取締役につき、株式会社国際宝章では印鑑、仏壇、家系図、墓石等の卸、株式会社念珠では昭和62年6月27日まで取締役として念珠、仏具の卸に当たり、平成3年1月17日から平成3年7月4日まで株式会社出雲商会取締役として神仏具、仏壇、墓石、美術彫刻品等の販売に取り組んできた事実、要約すれば、あなたは昭和40年鹿大を中退のあと、ふるさとをあとにして、昭和45年の10月21日韓国ソウルでの国際合同結婚式のあと、鶴田町に帰ってくるまでの20数年間は統一教会の中堅幹部として活動してきた人であることが明確だと、明確です。

ここで私は尋ねます。井上町長は現在も統一教会に関与されているのか、統一教会の信徒なのか、先ほど「今は関係ない」と言われたが、そのことを確認させてください。

町民の福祉、公の福祉、公共の利益を損じるようなことがあってはならない。そのために尋ねているのです。どうぞお答えください。

○町長（井上 章三君）

先ほどお答えしましたが、現在、私はそのような特定の団体とのかかわりは一切持っておりません。

○平田 昇議員

「一切ない」と言われました。いつ統一教会から身を引かれ、縁を切られたのか、それもお聞きしておきたいと思います。

3番目の質問です。今まで私が町長に言い立ててきたことは、私の知り得たことのほんの一部です。あなたが、昭和45年韓国のソウルで国際合同結婚式を挙げた統一教会の信者である、または、あったことについては宗教の自由である、これは当然です。

9月議会であなたは「哲学、信念を持って生きてきた」とも言われた。宗教上のことなら、またほかのことにおいてもこれは信念を持つことは当然です。しかし、最高裁が非と談じたことをも信念を持って認めてきたというのであれば、町長として公人としてふさわしくない。あなたが多くの善良な人たちを不幸な境遇に落とし込んだ靈感商法の物品の卸、販売に活動した会社の取締役を歴任してきたことに、自分では問題ないと考えているのであれば、それこそ大きな問題です。

靈感商法の根絶と被害者の救済のために組織された全国の弁護士会と弁護団体の連絡組織が集計した1986年から1992年までの6年間、6年間に関係弁護士が受け取った被害者からの相談は約8,350件に上がり、被害金額にして455億円に上るということです。6年間にです。

この6年間は、あなたが株式会社日本念珠と株式会社出雲商会の取締役であった時期とも重なっているではありませんか。

献金勧誘、お金を献金すればあなたの祖先は救われる、あなた方も不幸にはならないという、こういう行為が不法行為であり、統一教会に使用者責任があるとする最高裁判決決定。靈感商法の手口による販売行為は不法行為であるとして、統一教会に使用者責任があるとする最高裁の決定。ほかに伝道の手口、合同結婚式関与等に違法性を認め、確定した例がいくつも出てきます。多くの善良の人が苦しめられたのです。

こういう結果を生み出す活動にかかわってきた会社の取締役だったことについて、何も問題はないとするのであれば、あなたは町長としてふさわしくない。選挙を戦って、町民の半分以上の支持を得たという反論があるかもしれない。では、なぜ選挙戦のとき、そして町長に就任する際も統一教会での経歴を隠したのか。

あなたは選挙においても、また町長就任の際にも国会議員の秘書を務めたことは明らかにされている。私も初めはすごい人だと思いました。しかし、あなたは国会議員の秘書、昭和61年10月から平成6年12月まで国会議員の秘書をしながら、統一教会の株式会社出雲商会の取締役もされていたのです。平成3年1月17日から平成3年7月14日まで。なぜそれを隠したのか。都合の悪いことは隠すのか。国会議員の秘書として、統一教会から70名も派遣されたとも書いたものがあります。あなたもその1人だったのか。

町長という公職にある人はどうあるべきか。自分は我が町をこういう方向に進めていきたいという考えを明らかにして、信頼を勝ち取るべきである。そのためには、自分が今までどんな歩みをしてきたか、どんな信念で歩いてきたかを明らかにすべきである。この人を町長という公職につけるべきかいなかを判断する町民に、経歴は個人の秘密であるなどという考えを持つべきではなかった。

残念なことがあります。今年の町長選挙で統一教会の信者である。また、業者から不正な金を

受け取ったといううわさを、差出人不明の文書を流布されたのは、あなたに対立して立候補し、落選したほうだった。人を疑うことをしない善良な人たちが、火のないところには煙はたたないはずと、何かがあったんだろうという思いを持っても不思議ではないが、しかし、これは出所がはっきりしないから、これ以上は言えない。ただ、政策論争の欠けた次元の低い選挙に終わったということを残念がっているだけです。

町長という重い役職についた人が、自分からはっきり示せる自分の経歴は、国会議員の秘書ばかりなのだろうかと、長年の空白の部分は何だろうかという町民の疑問、この疑問を私は受けて9月にあなたに質問した。「違和感を覚える。そのような個人の私的な情報に関する質問は、町の行政には全く関係ない」として、株式会社国際宝章には答えが及んだ。

公職です。公人です。町長としては、町民に疑問があればそれに正直に答えて、反省すべきは反省し、町民の信頼を得る努力をすべきではなかったのか。公職にある人として、残念な態度である。

町長は、統一教会で活動してきたことについて、どう考えているのか。反省されているのか。

○町長（井上 章三君）

私がこの歩んできた反省のなかで、先ほどから言っておりますように、私は自分の良心の問いかけに従いながら、いろいろと探求の道を歩んだ。そして、またそういうなかで、先ほど言われました統一教会というところだけでなく、いろんな団体もまた研究もしました。そうして、自分の良心の許す範囲で、私は真剣にその道を歩んだ時期というのは確かにあります。

しかし、人を傷つけたり、弱い者を食いものにしたりというようなことに対しては、私の良心は、それは明らかに反するわけでありまして、そういうものを加担するということを、そういうことにとどまっているということは、私の良心が許さなかった。それと同時に、自然と心は離れていったということでもあります。

先ほどの経歴には、多少ちょっと誤差があるように思いましたが、思想、宗教の自由というのは憲法でも保障されておりますが、私は時代のなかで、必要を感じてそういうことを真剣に勉強したと、これは隠すつもりはありません。それはただ経歴のなかに、言うべきものでもないと思っております。

そして、私は自分自身の良心に基づいて道を変えたんだと、あるいはまた、新しい自分としての時代のなかでどう生きるかということで、出会いがあり、そして、そのような国会議員をサポートする仕事をするようになったということでありまして、いろいろ問題になっている、言われている活動に対して、私は自分自身がその会社のなかで積極的に加担したとは思っておりません。私はその製造、卸という会社のなかで、そういう商品の開発というのを、あるいはまた、輸入の仕事などをやっておりますが、自分の良心の許す範囲で歩んできたというふうに思ってお

ります。

○平田 昇議員

私の予想した答弁とほぼ変わらない。どっちでも受け取られる。実際は長年加担したことが、事実はあるんです。しかし、「加担したとは思わない」と。実際は、仕事はしたけれども、これが多くの善良な人を苦しめているとは、そこまでは思わなかったというのは、ちょうどつるだ荘について、違法な事実があるということは認識に至らなかったというのと全く同じで、納得がいきます。説得力はないです。幹部です、中堅幹部だったんです。

統一教会の機関紙「祝福」、ここにあります「祝福」、世界基督教統一神霊教会発行の「中和新聞」、あなたの名前が出ている。各登記簿謄本、全部ある。そして、さらに靈感商法の実態を暴いた山口広弁護士著「検証・統一教会」等によって証明されている私の列挙したあなたの経歴に関する事実に対し、町民の幸せを第一義とする町長の立場を自覚されるなら、自分の過去の統一教会という組織のなかでの活動に、指摘されたとおり、多くのまじめで素直な人たちを苦しめ、傷つけた靈感商法にかかわった事実、これらの事実を認め、町長という公職のトップにある者として、これを深く反省して、これまでの経歴を町民に隠してきたことも恥じている、今は、または今後は、これまでの組織とも縁を絶ち、これは絶った、「縁を絶った」と言われた、いつ絶たれたかそれを聞きたい。

町民にお詫びをし、さつまの町民の福祉のため一つに努力する、このような答弁を夢見ていたのだが、私の受け取りは先輩の言われたとおりだった。そのようにしか受け取れない。本当に町民に済まないことをしている。明らかにすべきであった。自分の過去をしっかりと明らかにして、私はこうやって心を変えていきますと、町民のために一生懸命やりますという心を披瀝してもらいたかった。残念なことです。

人はみな、自分の家族の幸せを願う。それだから人はみな、自分を窮地に置きたくない。それだけ他人を窮地に追い込み、恨みを買うこともしたくない。私も本当はしたくない。しかし、私たちは、町長も議員も公人です。町民全体の幸せ、公共の利益を第一に置くことを約束した公職の身です。

私は、本日の質問、対する答弁を私の議会だよりとして町民の皆さんに読んでもらうつもりです。それが議員としての務めであると信じます。終わります。

○議長（濱田 等議員）

次は、15番、別府議員の発言を許します。別府議員。

〔別府 静春議員登壇〕

○別府 静春議員

私、通告書の大項目2点について、質問をいたします。

1 点目の薩摩中学校の改築を木造校舎に、今後の小中学校校舎・施設の改築にあたっては、すべて木造化についてであります。本町の過疎地域自立促進計画書によりますと、17年度から21年度の5カ年間で、宮之城中学校、薩摩中学校の校舎建替が計画されていますが、宮之城中学校については、県立宮之城高等学校閉校の絡みで建替は検討中で、薩摩中学校については18年度設計、19年度建設で、改築工事が実施されるやに伺っています。

ところで、本県の公立小中学校木造校舎の整備状況を見てみますと、小学校42校、中学校22校、計64校が木造校舎として整備されています。

川薩管内では、薩摩川内市、旧東郷町の鳥丸小学校、旧入来町の副田小学校の2校で、さつま町では旧薩摩町の狩宿分校、昭和26年と、鶴田町の紫尾小学校、平成6年、鶴田小学校、平成10年の3校であり、旧鶴田町におかれましては、文部科学省が奨励している「温かみと潤いのある学習環境創出」に取り組まれていたことに対し、敬意を表しているところです。

学校建築様式の変遷を見てみますと、昭和30年代以降は、ほとんどの校舎がRC構造もしくは鉄骨などの非木造建築物であったが、昭和60年に文部省教育助成局長通知により、木造建築物に対する補助単価が切り上げられてから増加の傾向をたどっています。

正式な機関「日本木材総合情報センター」による木造校舎が人体に及ぼす影響等について列記しますと、1点、子どもの情緒について、鉄筋コンクリート造り校舎と木造校舎の子供の情緒の違いを比較すると、鉄筋コンクリート校舎は木造校舎に比べ、不安傾向や憂鬱性、神経質な面が強く現れ、総じて情緒不安定傾向がより強く現れているとあります。

2点目、教師の健康状態について、木造校舎と鉄筋コンクリート校舎での教師の健康状態を比較すると、女性教師の方が「生理不順が起きる」との訴えが多くなっています。また、男女ともですが、「長時間立っているのが辛い、のどが乾く、イライラすることがある」などが、鉄筋コンクリート校舎のほうが多く、物理的環境は、そこで生活する教師に肉体的、精神的にも影響を与えているとのことで、木造校舎が職場環境として良いことがわかります。

3点目、インフルエンザによる学級閉鎖について、今から先寒くなり、インフルエンザ等による学級閉鎖が話題になりますが、木造校舎と近隣地域にある鉄筋コンクリート校舎を対象に、3年間調査した結果によりますと、鉄筋コンクリート校舎は木造校舎より2倍の閉鎖率になっているとの調査結果が出ています。

4、保健室の利用について、保健室の利用は、ケガや腹痛などの身体的な問題での利用が多いのですが、何となく教室にいたくないなどの曖昧な理由で利用する場合もあり、そこで養護の先生に曖昧な理由での保健室の利用頻度を聞いてみますと、曖昧な理由で保健室に来る子供は鉄筋コンクリート校舎に通う子供に目立ち、最近増加傾向にあるが、一方、木造校舎では増加傾向を感じなく、むしろ減少傾向にあるそうです。

私、先日、大隅町立神小学校中村校長先生の談話を聞きましたが、「木造校舎になってから、保健室に来る子供が少なくなった」と話されていました。鉄筋校舎と木造校舎について、情緒・健康面に与える影響などについて述べましたが、学校は子供たちの学習の場であるとともに、1日の多くの時間を過ごす生活の場でもあります。

町長が在任中に改築された鶴田小学校を見学させていただきましたが、暖かさ、優しさのある素晴らしい学校でした。21世紀を担う子供たちのため、これからの学校づくりに当たっては、木造校舎に改築していかれる方針であると確信はしていますが、薩摩中学校の木造化と今後の学校づくりについて、町長の見解を伺います。

2点目の「千年の森」「悠久の森」を町有林一画に設置する考えはないかであります。新生さつま町として今回制定された町民憲章の冒頭に、「わたくしたちさつま町民は、先人たちが築いてきた歴史と山紫水明の豊かな自然に感謝し」とあり、歴史と自然をたたえてあります。

「千年の森」造成は、先人として子々孫々に歴史を築き、自然環境をつくり出す未来への遺産であります。

ところで、今回の質問につきましては、平成13年9月議会一般質問で、「千年の森」を設置する考えはないかを質しましたところ、できるだけ早い段階で実施できるように進めていきたいとの回答を聞き出した一件であります。

このことで、合併に伴う林業関係事業13項目の一つとして、「千年の森」推進事業については、宮之城町の例により新町において実施するとあり、森林・林業を愛するものとして喜んでいるところです。

県下で、「千年の森」として取り組んでいる自治体は、曾於市財部町平成6年設置、面積約36ヘクタール、曾於市大隅町平成5年設置、約5ヘクタール、鹿児島市郡山町平成16年度設置、面積約7ヘクタールの3カ所で、条例を制定してあり、旧大隅町、旧郡山町2カ所については、篤志家の寄贈林であります。

「千年の森」となりますと、広葉樹でという考えがあるかも知れませんが、広葉樹は、天然林としては長くて150～300年ぐらしか寿命を保つことはできません。自然林では、下木が育ってくると、自らを守るための「フィントンチッド」という殺菌性の物質を発散する量が少なくなり、害虫・腐抗菌に侵されて枯死していきます。

天然の森がいつ見ても同じような林相であるのは、種族の繰り返しであるから大径木として育たないのです。その点、針葉樹は屋久杉で見られるように、3,000年経っても枯死が見られなく、屋久島では樹齢1,000年以下は屋久杉ではなく小杉、1,000年以上経った木を屋久杉と呼び、取り扱われています。

屋久杉以外で有名なのは、芦ノ湖湖畔、箱根の杉並木、日光の杉並木約380年生で川越藩主

松平正綱によって植えられたと伝えられています。九州管内では、球磨郡旧水上村にある市房神社参道にある推定樹齢1,000年、幹周り平均7.2メートル、樹高平均43メートルの杉が並び壮観で、1982年日本の自然百選に選ばれています。

ここで、旧財部町の「悠久の森」を紹介しますと、役場職員、国岳係長案内で調査しましたが、設定地内に小川が流れ、杉、ヒノキ人工林と一部広葉樹からなる素晴らしい環境の場所で、設置に当たっては一部「小中学生体験の森」、「議員の森」などの造林地が設けてあり、山中先生の書による「悠久の森」記念碑、また、「議員の森」には議員自らが浄財1万円を出し合っの記念碑も設けてあります。

ときに、川薩地区植樹祭は、1市7町の輪番制で毎年実施されていたわけですが、合併により薩摩川内市樋脇町、平成16年度開催、1年休み、さつま町と、3年に1回の開催となり、本町が18年度19年2月ごろ開催予定となっております。

植樹祭には、林業関係者300名以上の方々が出席されます。この機会をとらえ、条例を制定し、町有林総面積1,637ヘクタール内一画20～30ヘクタールを「千年の森」として位置づけ、今、政策的に進められている多様な山造り、杉、ヒノキ人工林を間伐し、広葉樹等を植え込む複層林としての植樹祭を開催、「千年の森」を広く宣言し、「悠久の森」林とのふれあいを通して、森林・林業に関する理解を深めるとともに、自然環境の保全に関する意識の高揚を図る目的で、「千年の森」を設置する考えはないか、町長の見解をお伺いし、1回目の質問を終わります。

〔別府 静春議員降壇〕

○議長（濱田 等議員）

町長。

〔町長 井上 章三君登壇〕

○町長（井上 章三君）

ただいまの別府議員の2つの質問に対して、お答えしたいと思います。

まず、「学校校舎等の木造化について」であります。現在、町の総合振興計画策定作業中でありまして、年次ごとの具体的な整備計画は今後調整を行ってまいります。近年において増改築がなされた学校を見てみますと、本町も含め、県内外を問わず地元産材等を使った校舎をはじめ、大気汚染や地球の温暖化などの環境問題へも配慮した太陽光発電システムまで備えた校舎も建設されてきているという状況もございます。

確かに木造建築は、我が国の風土に最も適した伝統的な素晴らしい文化でもあり、環境面においても、また人に対しても、木のもつ特性から風土に適した好影響をもたらしていると考えております。

このような意味からいたしましても、教育現場の木造化は、教育活動を進めていく上で、「木の安らぎ、あたたかさ」といった心理的・身体的な面等に一定の効果を上げているものと思っているところであります。

学校は学習の場であることは言うまでもありませんが、また、一方においては生活の場としての役割も果たしていることから、それだけに機能性が高く、快適な環境となるよう配慮することは重要な事項であると考えております。

今後におきまして、薩摩中学校をはじめとする教育施設の整備のあり方については、御質問の趣旨を十分踏まえながらも耐久性、建築コスト、管理面における特に中学校においては、生徒指導上の観点なども含めて総合的に検討を行いながら、児童・生徒が安全で、安心して学校生活を送れるような学習環境の整備を基本としながら対応してまいりたいと考えております。

次に、「千年の森（悠久の森）の造成について」の質問でございます。この件につきましては、旧宮之城町の時代から検討されてきており、引き続き新町でも検討してきているところであり、議員の御指摘にもありましたが、これまでのところ設定箇所が、広葉樹林がいいのか、あるいは針葉樹林がいいのか、また、合併したことで鶴田及び薩摩地区を含めて候補地が考えられないか、検討をしてきているところであります。

今回、議員から18年度中に本町内で開催される予定の川薩地域植樹祭を契機に「千年の森」を設定し、そこを会場として植樹祭を開催できないかの御提案であります。

今や森林・林業においては、長期にわたる木材価格の低迷や林業就労者の減少、高齢化など厳しい状況から、森林を木材生産の場としてよりも、森林の持つ多面的機能を重視する見方が強くなっており、本年度から本県で創設された森林環境税に見られるように、森林は森林所有者だけでなく、国民全体で負担し育てていくとの考えが大きくなってきております。

このようななか、議員が提唱される「千年の森」の企画は、森林再生の面からも時宜を得たものであり、このことを通じ町民一人ひとりが森林・林業への認識を深め、併せて本町の緑豊かな自然とその環境の保全を図り、自然と町民が共生する町をつくる絶好の機会となり、ひいては町の貴重な財産を子々孫々まで引き継ぐことにもなると考えますので、植樹祭の事務局である川薩農林事務所とも協議をしながら、前向きに検討してまいりたいと考えているところでございます。

〔町長 井上 章三君降壇〕

○議長（濱田 等議員）

別府議員。

○別府 静春議員

それでは、2回目の質問に移らせていただきます。恐らく耐用年数、生徒の希望等を考慮して、

やはり検討したいというようなことが出るのではないかとすることを想定しまして、私も2回目の質問書を考えてみました。

県下に現存する木造校舎64校について、耐用年数、生徒数について調べてみました。耐用年数についてはRC構造の薩摩中学校、宮之城中学校より古い昭和40年以前に建てられた学校がないかということで調べてみましたが、64校のなかで40年以前につくられた学校が20校あります。県下の一番の年数を数える学校は、築54年を誇る我が町の狩宿分校でした。学校を見学に行きましたが立派な校舎で、ただただ頭が下がる思いでした。文化財としての価値が問われるような気がしますので、今後は手厚い管理を要請しておきます。

また、生徒数からみた規模であります。薩摩中の生徒数は現在148人で、これより多い150人規模以上の学校が27校あり、高尾野小学校で546人、鹿屋東中学校で834人の大規模校舎があります。

このようなことから、耐用年数・規模などから勘案し、RC構造でなければという理由は成り立ちませんので、優れた教育現場、環境面を考慮し、さつま町の小中学校の改築にあたっては、先ほども町長も「地材地建」という言葉を使われましたが、「地材地建」の面からも木造舎に建替えていくという決断はできないか、再度町長の回答をお願いいたします。

○議長（濱田 等議員）

町長。

○町長（井上 章三君）

この木材校舎の良さというのは、私も旧鶴田町においてつくられた紫尾小学校あるいは鶴田小学校の実態を見ておりますから、その良さというのは良く認識しているつもりでございます。

それで、先ほど申されましたように、1つは耐久性という点でどうなのかということが問われる面がございます。木造というのは、やはり劣化しやすいと、ですから、それなりの補修をしたり、色を塗りかえたりとか手を入れないといけなく、あるいはシロアリの対策とかというようなことの必要な面があり、それをどう判断するかということがございます。

また、RCで、鉄筋コンクリートで作りながら、内装を木をできるだけ使うというそういう工面をして、両面を生かしていくというような取り組みをしている学校もあるわけでございます。

また、小学校と中学校の違いといったら、そういう点もあるわけでありましたが、やはり中学生になりますと、木造校舎はいろんな面で傷みやすいと、そして、破損されるような側面というのが多々見受けられるという点で、小学生の場合は比較的そういうことはないわけでありましたが、そういう点をどう考えるかと。生徒指導上の観点というのはそういうことでございます。

そういうことも含めながら、我が地域の中学校の校舎建設ということでありますから、そこらもいろいろと議論をしていただきながら、どういう形のものにしていったらいいかということ

で、詰めていきたいというふうに思っているところでございます。

○議長（濱田 等議員）

別府議員。

○別府 静春議員

R C構造で、内装の木造化の学校もあるということで、山崎小学校がそのような手法をとられたわけなんです、やはり外観というものが非常にやっぱり威圧感があると、そういうようなことでやはり、現在の木造校舎を見て回ったときに、やはり木造校舎の良さというものは、やはり素晴らしいものがあるというふうに私は確信してますし、そして、中学校になると荒れる、そういうような壊すとか、そういうようなこともあるというようなことであるし、修理の面ということも言われましたが、先ほども申したとおり、40年前の建てられた薩摩中学校、宮之城中学校は昭和47年ですから、薩摩中学校にしても45年、R Cでつくられたんですけど、それ40年以前のそれよりも長く、現在でも大規模校でも持っている学校があると、そのようなことはさっき述べたわけですが、そしてまた、今修理面ですが、私は「地材地建」で、そして地元の大工さんを使って、結局、修理をしていくということがやはり地域とのつながり、そういうもので学校との触れ合いというものにつながるから、やはりそこ辺が一番大事なことはないかというふうに私は思うんですが、そこ辺のところで、もう一つ町長の答えを聞きたいと思います。

○議長（濱田 等議員）

町長。

○町長（井上 章三君）

御指摘のところは、私たちも理解をするところでございます。もう1点言うとしたら、コスト的にどうなのかという観点での検討もそれに加えなきゃいけないだろうというふうに思いますので、まだ、どういう形の校舎にするということは確定しておりませんし、これからの議論の段階でございますので、今申されました内容なども十分に踏まえながら検討をさせていただきたいと思っております。

○議長（濱田 等議員）

別府議員。

○別府 静春議員

コスト面という問題も出ましたが、少しは木造校舎のほうが高いのかなという感じはします。しかし、改築にあたりまして、私調べてみたんですが、薩摩中学校ができた当時は、45年開校当時は15組568人の生徒がいたわけです。宮之城中学校については、568人の生徒がいたんですが、現在は6組148人の生徒で、4分の1になっております。5年後には生徒数が100名を割るのではないかと懸念されています。

このようなことを勘案したときに、非常に小さな、前の学校とすれば非常に小さな規模でできると、また、宮之城中学校も恐らく1,100名からいたのが、現在500幾らです。そのようなことで規模からいって、コスト面を考えるまでもないというような気がします。

そして、一応、森林林業基本計画というのがあって、それが大体概ね5年ごとに変更がなされているわけですが、内閣官房副長官と農水など各省の副大臣でつくる「森林・林業の再生に関するプロジェクトチーム」は、学校校舎の木造化、国産材輸出促進などを盛り込んだ林業振興の提言をまとめ、副大臣会議に10月27日に提出、農水省は提言を5年ごとですが、ちょうど2006年が当たるわけですが、農水省は提言を「2006年秋に策定する国の森林・林業基本計画に反映させる」とのことです。学校の木造化については、政策的な大きなうねりがあります。このようなことを考えて、再度町長の決断をお伺いします。

○議長（濱田 等議員）

町長。

○町長（井上 章三君）

ここで、最終決断をするわけにいきませんので、私も木造の校舎は大好きですし、自分たちも小学校、中学校、木造の校舎で育って、それなりにその良さというのは、わかってるつもりでございますので、御指摘のありましたことを十分に踏まえながら検討をさせていただくということで、一応今回は御容赦いただきたいと思います。

○議長（濱田 等議員）

別府議員。

○別府 静春議員

恐らく、私も間違いはないだろうというふうに受け止めました。そのようなことで、先ほどの冒頭で鶴田小学校を見学に行ったということを言いましたが、柚木園校長先生の案内で見学をさせていただきました。校長先生の談話からですが、「今まで学校を12～13校転勤をして回ったが、こんな素晴らしい学校に来て幸せです。できるだけ長くいたい」と話されていたことを付け加えまして、学校の件についてすべての質問を終わります。

○議長（濱田 等議員）

別府議員。

○別府 静春議員

「千年の森」が抜けていましたので、「千年の森」については、川薩地区植樹祭で設置の方向で進めるという回答をいただき、感無量であります。本日8日、今日ですが、JAさつま農協会議室におきまして北薩流域・伊佐・出水・川薩の林業関係者が集まって、「新しい国産材時代の到来について」鹿児島大学農学部教授遠藤先生と、「21世紀グリンプランの実現に向けて」富

土通総研主任研究員梶山先生の講演があります。

梶山先生の「21世紀日本の森林林業をどう再構築するか」研究レポートを読まさせていただきましたところ、「非皆伐・長伐期施行への移行が、木材としての品質も向上していく。また、土壌は一段と安定、広葉樹も侵入してくるようになり、森林が本来持つ機能を一段と引き出せるようになる」との見解を述べていらっしゃいます。私が提唱している「千年の森」は、択伐をしながら杉、ヒノキが上木で、広葉樹が下木の森造りであり、これからの林業関係者の研究・研修のフィールドとして、観光としての価値も出てくると確信をしています。

なお、議員の皆さん方の御協力をいただき、財部町のように「議員の森」ができるとするならば、複層林としてカヤの植栽をしたい。県内にカヤ造林地はほとんどないですが、始良町の日本産直住宅、韓国に日本住宅を建売販売していらっしゃるところの理事長の父にあたる有村吉一氏が、山が好きで、複層林による多様な山づくりを实践され、カヤ造林を成功されています。

1000年おけるなら、カヤの銘木を残したいと夢を抱き、夢を話して、すべての質問を終わります。

○議長（濱田 等議員）

次は、24番、東議員の発言を許します。東議員。

〔東 哲雄議員登壇〕

○東 哲雄議員

通告に基づき町長に質問します。

本町が発足し、初年度も慌ただしく8カ月が過ぎ、平成18年度からいよいよまちづくりも本格的に動き出すことになります。町の振興計画と併せ、健全な財政基本の確立に向けた行政改革も具体的に推進されます。分権型社会における自己決定、自己責任による地域間競争も合併を期にさらに激化するものと思われます。まずもって、行財政改革を広範囲に進めることになりますけれども、同時に、町の活性化に向けた有効的、また、効果的な政策も前向きに進めていくことが一方では強く求められます。その中でも、町の人口安定を図ることは、町政を進める面でも最も重要かつ基本とすべきことではないかと、また、思っているところであります。

本町も少子高齢化、過疎化の状況のなか、年次的な人口の減少が進みつつあります。そこで、その対策として、人口流出の歯止めや転入による定住対策は重要な施策と考えております。財政負担は伴いますけれども、定住によるその効果は高いものと思っております。定住促進事業として、住宅取得対策制度を設け、助成する考えはないか伺いたいと思います。

〔東 哲雄議員降壇〕

○議長（濱田 等議員）

町長。

〔町長 井上 章三君登壇〕

○町長（井上 章三君）

ただいまの東議員の「定住対策について」でございます。定住対策として、住宅取得に対して助成する考えはないかという御質問であります。定住促進対策については、現在、3工業団地、田原と倉内と薩摩の3工業団地の整備による企業誘致の推進、それから、商工業や農業後継者等の支援制度の創設など、定住人口を増やすための施策を行っております。

住宅対策としては、これまで7カ所の住宅団地を造成し、分譲・賃貸による宅地の供給に取り組む、町外からの転入が約3分の1以上を占めており、定住促進として相当の効果を上げているものと考えております。

住宅取得に対する助成制度につきましては、旧鶴田町で実施しておりましたが、新町で実施するとしますと多額の経費を要しますことから、現在の厳しい財政状況等を勘案いたしますと、助成制度の創設については、慎重な検討が必要であると考えているところであります。

定住促進による町づくりは、地域・町の活性化の面からも大変重要な施策であり、優先的に取り組むべき事業であると認識しております。人口の流出に歯止めをかけ、地域活性化を推進するためにも、まずは、就業の場の確保と住宅環境の整備が第一であると考えております。

このために、来年度から定住対策を包括的に取り組むための組織とスタッフを配置し、県並びに関係機関と連携を図りながら、企業誘致懇話会や県出身企業等への情報提供に努めるなど、企業誘致対策へのさらなる努力を傾注してまいりたいと思っております。

併せて、住宅団地の未分譲・未契約区画の早期完売を図るため、手段の検討も含め、積極的な情報提供と民間活力の導入も検討するなど、専門的なスタッフで総合的に定住促進対策に取り組んでまいりたいと考えているところでございます。

〔町長 井上 章三君降壇〕

○議長（濱田 等議員）

東議員。

○東 哲雄議員

ただいま答弁をいただきましたけれども、先ほどありました鶴田町のほうで住宅取得の制度をとってやったわけでございますけれども、合併協議のなかでも新町において速やかに、また、新しい制度等を設けていきたいというそういう協議もされているようでございますけれども、ありましたように、町内一円で旧鶴田町でやっておりましたので、これを対象にした場合には、多額の補助金が必要となるということから廃止検討課題ということになったんじゃないかと、このように受け止めているところでございます。来年から、企業誘致等にさらに努力をしていくというそういうことでございまして、そういうことであればあるがゆえに、やはり早く定住促進、そ

の部分もしっかりとした基盤をつくっておく必要があるんじゃないかと、このようにも思っているところでございます。

財政的に厳しいと言えばもうそれだけでございまして、町政全般が萎縮をしてしまうそういうことを思って、なかなか町の活性化につながらないんじゃないかと、このようにも思っているところでございます。そういうなかで、創意工夫をしながら、そしてまたメリハリをつけた町政運営、これを進めていくことが、やはり政治でありまして、地方を取り巻く厳しい現状であればあるがゆえに、やはり特に大事なことはないかと、このようにも思っているところでございます。

先ほど申しましたけれども、住宅取得につきましては、財政負担は非常に大きいですが、やはりその効果が高いと言いましたけれども、1つ例を上げてみますと、一般的に共稼ぎの方で子供が2名、そしてまた500万円程度の収入、そうした場合に、いろいろ計算をしてみますと、土地が100坪、それから家屋が40坪、そうした場合に、そっちのほうが大体7万円程度の税収額があるということで、家屋につきましては、また3年間2分の1軽減ですので、その処置がとれますと、また倍ということになりますし、あと住民税とか所得税、これは借り入れをした場合のなかで、申告等で若干違ってくるかと思えますけれども、そういうことを合算いたしますと、3年間は大体14～15万円程度にはなるんじゃないか、そしてまた、4年目にこれは20数万円のやはり税収になってくると、このように思っております。

そういう方からすれば助成を、金額内容その他また別にいろいろ検討しなければならないと思いますけれども、この税収の面からしても私は、後からこの助成金の額によりまして、やはりそれを将来的には上回るそういう効果が出てくると、このようにも思っておりますけれども、まず、税収のそういう面からみたなかで、住宅取得の制度、それをどのように町長のほうで考えておられるか、お聞かせ願いたいと思います。

○議長（濱田 等議員）

町長。

○町長（井上 章三君）

ただいま申されましたこの定住が進んだ場合に、それなりの税収が入ってくるという点で、確かにその効果はあるわけであります。また、今年は国勢調査の年でもありましたが、その国調の調査を前提として、交付税なんかも算定されるというようなこともありますから、やはり人口が増えるということは、いろいろと影響があるわけでございます。

ただ、助成制度を創設した場合に、一時的に出るほうが多くなるということで、将来的には返ってくるということもありますので、そこらをどう考えるかという判断が問われるというふうに思っております。

また、薩摩川内市のほうが、やはりこの住宅取得ということに対しまして、助成制度を導入し

たという話も聞いてるわけですが、相当思い切った助成制度を導入して、特に過疎地域に対して手厚い、定住した場合に手厚いそういう助成をするというような方法をとっておられまして、ちょっと我が町としては、真似がしにくいなと思うぐらいの金額が設定されているようでございます。

そういう点で、この問題についてはどう判断するか。これは内部的にも慎重に検討する必要があるというふうに思っていると同時に、先ほど申し上げました同じ定住対策ということのなかで、専門スタッフを置きながら企業誘致と、また、定住対策を促進するというこういう取り組みを思い切ってやってみたいというふうに、今、考えながら検討をしているということでございますので、助成制度の効果というものに対してはそれなりに理解しているつもりではございますが、この件については慎重な検討が必要である、と思っているところでございます。

○議長（濱田 等議員）

しばらく休憩します。再開は概ね午後１時５分とします。

休憩 午前 11 時 5 分

再開 午後 1 時 0 5 分

○議長（濱田 等議員）

休憩前に引き続き会議を開きます。

東議員。

○東 哲雄議員

さっき税収のことを申し上げましたけれども、鶴田町のほうでも取り組んでおりましたので、その試算等も出ておまして、後になりや返ってくるというそういう内容のものが示されていたようでございます。

先ほど川内市の定住のこういう補助のことを町長も言われましたけれども、「本町でできないような」というような発言をされたと思いますけれども、私はそのようには思っていないわけでございますけれども、内容が平成１７年の４月から２０年の３月３１日まで、薩摩川内市のほうに転入をされた方、これは転入に限っておるようでございます。その間に定住のための新築、そしてまた、宅地を購入された方ということで、そしてまた、引き続き５年以上の定住をする意思のある方、そういうことでこれを、３つをすべて満たしている方が対象になっているというふうになっているようでございます。

それから、補助の交付額等につきましても、旧甕島ですか、そっちのほうは一応１００万円と

いうことになっておるようございまして、これは1年目に50万円交付して、あとは2年目から6年目まで10万円ずつ5カ年にかけて交付をするということで、あと樋脇、入来、東郷、祁答院町、ここにつきましては70万円ということで、1年目が30万円、あと8万円ずつ5カ年ということになっておるようございまして。あと川内のほうも区域を区切ってありまして、川内が50万円ということで、20万円で、あと6万円掛ける5カ年ということで、やはり財政的に厳しい状況でございまして、そういうことで、そしてまた5カ年の定住ということもあるなかだと思いますが、そういう形で一度には支給をしなくて、やはり分割した形で支給をされている。そしてまた、毎年申請をして、そして交付をしていくと、そういう内容になっているようございまして。

そういうことで、さつま町のほうも財政が厳しいなかで、いろいろ工夫をすればできないということは決して私はないと、このように思っているところでございまして。やはり10年後の町づくりを考えるなかで、やはり人口をいかに最小限にやはりとどめていくかということは、何より率先して、やはり進めていくことではないかと、このようにも思っているところでございまして。

そういうことで、町内一円を対象にしていくか、また、転入者を対象にしていくか、そういういろいろそこ辺が、また議論をしなければならない点も出てくるかと思っておりますけれども、先の平成16年度の決算審査のなかでも、同僚議員のほうからありましたように、土地開発公社で進めております分譲、宅地造成、まだ60数個の未処分地が残っているという状況でございまして、早い時期に完売してほしいという思いがみんな強かった、強く持っておるわけでございまして、早く土地を購入してもらい、また、そこに住んでもらうことが、やはり町を支えていくことになると、このようにみんなが思うところでございまして。

今、社会的にも大変厳しいなか土地の購入、そして家を建てる負担、少しでも軽ければと思うのが一般的でございまして、先の決算のなかでもありましたように、旧薩摩町方式、賃貸方式を取り入れて進めるべきではないかということで、意見も出ておりましたけれども、なかなか取得原価に基づく販売価格による処分ということ、それから、賃貸方式を行うには財政的に大変厳しいということがございました。

ただ、転入をされる方が、こういう制度が他の町にはありますけれども、さつま町にはないんですかと、こう聞かれて、いや何もそういう制度ありません、そういうこともなかなか言いづらいんじゃないかと、そういうやはり受け皿を、しっかり持つておくことも大事ではないかと思っておりますし、そういうことで、土地開発公社が進めております宅地分譲地についても、やはりいろいろ啓発し、また斡旋をしながら、1区画でも販売をしていく、そういうことが大切なことではないかなと、決算審査の状況をみるなかにおいても強く思ったところでございまして。

そういうことから考えまして、本当は町内一円のなかでのこういう制度、これが一番公平性

があるというふうに思っておりますけれども、町長の考えのなかで、今後慎重に進めていくということでありましたけれども、川内市のほうでもそういう内容をいろいろ工夫しながらされているようでございますが、そういうこと等もかんがみながら、どのような考えであるかお聞きいたしたいと思います。

○議長（濱田 等議員）

町長。

○町長（井上 章三君）

転入対策あるいは定住対策というものが、そして、人口をできるだけ確保するということの重要性ということは、良くわかっているつもりでございます。それで、今の分譲地の完売の対策にせよ、あるいは転入者を転入しやすい形にするという方策にせよ、それをどこまで財政を伴って踏み込めるかということについて、検討の余地はあると思っているわけですが、現在のところ、やっぱり新年度予算をどこまで組めるのかという見通しが、なかなか不安定なところがございます。

交付税の制度もどこまで、来年度がどうなるのか、あるいはさらに交付税問題に対して、厳しく切り込んでいくということも言われておりますし、三位一体改革ということも、これがどのぐらいの影響になるのか、なかなか見えてこないものがございますので、現段階ではこれを、18年度の予算を基金を取り崩さないという方向のなかで、予算を何とか組み込んでみなきゃいけないという決意をしているところでありますけれども、それがどこまでできるのかということでの非常に厳しい自覚を持てるところであります。

そういう点で、御指摘の点は理解するわけですが、ここでいい回答をとということはなかなかやりにくいということでございますので、もう少し定住対策という面で、来年度に向けては、どの線でどこまでやるかと、踏み込むかということについてはもう少し検討させていただきたいと思っております。

○議長（濱田 等議員）

東議員。

○東 哲雄議員

先ほどらいの質問のなかで、検討するがほとんどでありますけれども、やはり町政を進めていくなかでは、やはりメリハリが非常に大切なことではないかと思っております。財政的に交付税が云々ということ言われますけれども、町長がひとつこの定住に関して、自分がこれを率先してやってみようというそういう考えがあれば、大枠で5,000万円とか、そういう金額をやはり持って、そしてそのなかで進めていくと、私はそれが一つのリーダーシップではないかと、このように思っております。

そういうことで、先ほどらいありますように、やはり税収で返ってくる。これがある程度のシミュレーションも、鶴田町のほうでもした経緯があります。私は非常に18年にいろいろ検討し、そして19年からとなっても、もう合併をして17年、18年、19年、3年目です。いわゆる行財政改革大綱にしてもまず5年間、そういうなかで、やはり3年目からのそういう政策を打ち出していくというのは少し私は遅いんじゃないかと、このように思っております。18年度の年度の途中でやってもなかなか問題が出てくる。やはり周知期間をおいて、やっていかなければならない。そういうこともあります。

できりゃあ私は通告をしたなかで、ある程度の町内で新築が幾らとか、転入者が幾らとかそこら辺も勘案されて、ある程度の試算をされてどれぐらい必要なんだ。そしてまた、税収にした場合にはどれぐらい返ってくるんだ。そういうこと等もやはり、こういう通告をしたわけですから、そこ辺もきちんと試算をして、そのなかで、それならいけるとか、ちょっと厳しいんじゃないかと、やはりそういう判断を私はされるべきじゃないかと、このように思っておるところでございます。

先ほどらい、今後18年のなかで検討を進めていくということでございました。私としては、少し不満でありますけれども、やはり他町、他市が早目にそういう施策を打ち出して進めているわけですから、財政難だけにこれを全部ダメだと言って、そして、検討します。先延ばしをしていく。それでは、私は全体的に、さっきも言いましたけれども、町政というのはしぼんでしまう。メリハリがない。一つのところが縮めば、一つのところは突起しなければならない。そういうふうに考えておりますので、私はその人口の安定した政策、これは本当に本町の10年のこれからの町政をみるなかで、やはり一番基本的に大事なことはないかと、このように思っております。やはり人がいなければ、この町はまた寂れてしまいます。

そういうことで、いろいろ交付の金額、そしてまた内容、そしてまたそれを町内一円にするのではなく、また転入者に絞るのか、そういうこと等もいろいろ検討する課題はあると思います。早目にそういう検討をしていただきまして、そして、19年からではなくても、18年のある時期でもそういう条例等をやはり出していただく、そして、できれば周知期間をおいて、早い時期にそういう制度がスタートをしますように、私のほうから要請をいたしまして質問を終わりたいと思います。

○議長（濱田 等議員）

次は、17番、日高議員の発言を許します。日高議員。

〔日高 政勝議員登壇〕

○日高 政勝議員

ただいま議長より発言の許可を得ましたので、通告に従い質問を行います。

本年3月22日、新生さつま町がスタートしてから8カ月余りが経過をいたしました。「まだはもうなり、もうはまだなり」という言葉がありますが、この8カ月余りを「まだ」とみるか、それとも「もう」とみるかで、受け止め方は大きく違ってまいります。昨今の社会は、まさにスピードが求められる時代であります。

職員の皆さんは、これまでも隣接の町同志という親近感もあって、顔見知り、あるいは何らかの付き合いもあったかと思いますが、こうして一つの町の職員として、同じ釜の飯を食う仲間となって、日々連帯感、一体感を深められていると推測するところであります。仕事を一緒にすることで、これまでの仕事に対する心構え・進め方など、同じような仕事一つとっても、考え方や手法等において必ずしも一様ではなかった面もあり、この合併によって、相互に研さんを深める機会になっているのではないかと考えております。

一般職員につきましては、合併特例法の定めるところにより、引き続き合併市町村の職員として身分を保有するように措置しなければならないという身分取り扱いのもとに、また、一部事務組合の職員については、組合の解散ということになったわけではありますが、やはり町の一般職員同様に、合併協議会の決定により新町に引き継ぐということになって、過渡期としまして、現在では425人の体制になっております。これから行政改革大綱に基づいて、定員管理適正化計画の最終目標である300人体制に向けて、相当な努力が要求されるところでありますが、それまでの間においては、多士済々の職員同志による切磋琢磨により、さらなる能力向上を図るとともに、専門性を発揮する大きなチャンスでもあると考えております。住民に対し、質の高い人的サービスが期待されると思っております。

市町村合併のメリットの一つとして、市町村の規模が大きくなると専門分課が進み、高度な住民サービスができるということが掲げられてまいりました。さつま町建設計画においても、「専門職員等の配置により、専門的かつ高度サービスの推進が可能となる。サービス提供の幅が広がり利便性が向上する」とうたっております。小さな自治体においては、職員一人でもろもろの仕事、事務事業を兼務しなければならないオールマイティで広く、浅くならざるを得なかったところがございますが、そういうことで、専門性を発揮するまでに至らなかったと考えております。

今は400人を超えるライン、スタッフになっております。合併して8カ月余りにおいて、合併前と比較して専門性がどのように生かされて、サービスを享受する住民からどのような反応が出されているのか、現状認識と実態をまず伺いをいたします。

また、住民に最も身近な基礎的自治体として、少子高齢化、情報化、国際化など、高度多様化する行政需要に的確に対処していくために、小さな自治体ではできなかった合併町ならではのより専門的な行政サービスを展開していく必要があると考えますが、そのための専門職の育成にどう取り組まれるお考えか、このことについては先の9月議会のなかでも若干お答えがございまし

たけれども、より具体性のある施策をお伺いいたします。

次に、事務事業量に基づく適正な人事配置については、来年の4月を目安として、あるべき姿を煮詰めていきたいとのことでありましたが、今の行政組織のなかで、特に専門職が必要と認識して配置を考えている部門はどこであるか、お考えをお示しをいただきたいと思います。

以上で、1回目の質問を終わります。

〔日高 政勝議員降壇〕

○議長（濱田 等議員）

町長。

〔町長 井上 章三君登壇〕

○町長（井上 章三君）

ただいまの日高政勝議員の質問に対する回答を申し上げます。

まず、第1点の「合併効果の一つである専門職の育成に、どう取り組まれるか」ということでございます。国の構造改革や地方分権が進むなかで、地方自治体を担う職員の育成は、合併後の行財政改革を進める上でも、特に重要であると認識いたしているところでありまして、新町においても県の地方課への派遣や県から農政の専門職の受入などを既に実施いたしているところであります。

また、本年10月に策定いたしました「さつま町行政改革大綱」の推進事項の一つとして「地方分権に対応できる職員の育成」が掲げられており、分権型社会の担い手にふさわしい人材を育成していく必要があることから、本年度中に「さつま町人材育成基本方針」を定め、専門的職員の育成も含めた取り組みを行っていく考えであります。

具体的には、技術研修センター等や自治大学等の専門的な機関への派遣研修等の実施、国・県との人事交流による研修、あるいは民間シンクタンクへの派遣研修など、積極的な取り組みを行っていきたいと考えているところであります。

次に、「専門職を必要と認識する部署はどこか」とのことではありますが、国の三位一体改革や地方分権の進展から、専門的な職員の配置につきましては、法制事務、財政事務を行う総務部門、税財源移譲に伴う課税事務の高度化や滞納整理など行う税務部門、高齢化社会及び福祉社会に対応するため保健師、社会福祉士及び介護に関する専門職を配置する必要がある福祉部門、青少年育成や社会教育の充実を図る観点から、社会教育主事を配置する必要がある社会教育部門、水道法に基づく水道技術管理者の配置が必要となる水道部門などが、今後、配置していく必要がある部署として認識いたしているところであります。

また、これ以外にも国・県からの権限委譲が進むことによっては、新たな専門職の配置も必要になってくるものと思われますので、的確に状況を把握しながら対処していきたいと考えている

ところであります。

〔町長 井上 章三君降壇〕

○議長（濱田 等議員）

日高議員。

○日高 政勝議員

合併後8カ月余りにおける現状認識と実態をどう把握しているかということでございましたけれども、まだちょっと、これについてはまた、後ほどお答えをいただきたいと思っております。

専門職の育成の具体策につきましては、現在も県の地方課なり、あるいは県のほうからも農政部のほうから受入をしているというようなことでございますが、研修なり、あるいは人事交流こういったことにつきましては、非常に短期間においてはなかなか効果が期待できないと申しますか、単に研修の形式に終わってしまうというような嫌いがございますので、やはり必要な期間の確保ということも考慮に入れるべきじゃないかと思っております。

これらにつきましては、行き当たりばったりにならないように研修、人事交流これらについては、やはり職種ごとの派遣の人員とか、派遣期間こういうことなど、年次的あるいは体系的に、例えば5カ年ぐらいの研修計画というものをまずしっかり策定をして、計画的に実施をしていくことが効果を上げることになるか思いますけれども、この辺については、今、人材育成基本方針を打ち出したいということで技術センターなり、自治大学なり、あるいは国・県との人事交流、あるいは民間のシンクタンク、そういうところへの派遣というようなことのお考えが示されたところでございますが、やはり基本になる研修計画というものを体系的にやっばびしゃっとしてつくり上げるということが、まずは大事じゃないかと思えます。そのなかで、こういった今申し上げました人事の育成基本方針というものを出しながら、具体的に、計画的に実施していくと、これが大事じゃないかと思えますけれども、そのような計画を立てる考えがあるか、その辺のところもお答えをいただきたいと思っております。

やはり、専門職の存在ということになりますと、後々やはり行政を進める上においては、貴重な資産ということになるかと思えますので、そしてまた、質の高い行政サービスを提供することになります。そういうことで、自治体の終極目的である住民福祉の向上というのが期せられることになりますので、一時的には財政的にも負担が伴うわけですが、今日、非常にハード事業への投資というのが難しい時代に入っています。そういうことで、こういう人材育成という一つのソフト的な面での研修については必要十分な予算措置をして、長い目で育成していくということが大事じゃないかと思えますが、その辺の予算的な体制についての考え方ですか、予算の確保、そういうものについてはどのようにお考えなっておるか、その辺もお伺いをいたしておきたいと思えます。

○議長（濱田 等議員）

町長。

○町長（井上 章三君）

合併をして8カ月余りのこの現状認識をどういうふうに考えているかということだったかと思いますが、合併をいたしまして職員の規模も大きくなり、そして、様々な行政課題を抱えながらスタートしたところでありますが、やっぱり専門職として頑張ってるなと思われる人もおりますし、また、ある部門においては、まだちょっと手薄だなと思うところもあったり、合併後の人事の配置というのが適正であったかどうかという件においては、まだ検討の余地が多々あるんじゃないかという認識もしてるところでございます。

また、実際これまで8カ月余りやってくるなかで、いろいろと組織機構のあり方、人事配置のあり方についても検討を要する部分がいろいろと目についてはきておりますので、そこらを踏まえた新たなスタートを18年度から切れるようなふうに取り組んでいきたいと思っているところでございます。

組織においては、より専門的な責任を果たせるようなそういう職員の育成という問題とともに、また一方では総合職として全体を引っ張っていく、あるいはまた全体を見渡せるそういう内容を持った職員も必要であります。そういう点で、私たちの町がその両面において、バランスのある職員配置のなかで、未来を切り開いていけるように取り組まなきゃいけないと思っているところでございます。

人材の育成基本方針を定め、今後の計画を立てるということでございますけれども、それに伴った予算の確保というのは必要に応じて当然これは考えなきゃいけないということでもありますので、これはまた今後の予算編成に向けて、あるいはまた、その計画づくりのなかで検討をしたいと思っているところでございます。

○議長（濱田 等議員）

日高議員。

○日高 政勝議員

8カ月を経過した後の現状認識については、まだ十分に把握というところまでもいかないところもあるかと思いますが、やはりスピート感が言われる時代でありますので、とにかく専門職を育成するような時期に、人数からいってそういう時期であろうかと思っておりますので、早い機会にやっぱり取り組みをいただきと思っております。とにかくおっしゃるとおり、専門職そしてまた総合職とのバランスというのは当然やっぱり配慮する必要があるところでございますので、その辺はまたお願いをしたいと思っております。

また、予算の措置についても、やはり必要なものを措置をするというようなことでございます

ので、そういうような方向で取り組みをいただきたいと思います。

特に専門職が必要と認識して配置を考えている部門としまして、総務あるいは課税の関係、保健、社会福祉士、社会教育主事、水道技術部門、そういったことが今上げられましたわけですが、私もこれからは分権社会を担う職員の育成というのが急務になっているというふうに考えております。そういうことを踏まえて、自己決定と自己責任の拡大、こういうことに対応して、その任務を通じて地方分権改革、あるいは構造改革等の時代の要請、そしてまた、地域住民のニーズの変化等を的確に把握しながら、我が町の課題というのは自ら考えて、自ら政策立案して、実行していくということが求められていると考えております。

したがって、政策形成機能を高める専門職を育成する必要があるということと、近年まで長く続いた経済不況等で、町税等の多額な未納対策というのが、財政逼迫のなかでは喫緊の課題だと思っているところでございます。

現在、滞納整理等の指導官に依頼をしまして、差し押さえとか、法的な手続きのもとで成果が上がってきております。これも本来なら職員で対応できれば、コスト的にもいいと思うわけですが、なかなか専門性が高くて、難しい面があってそこまでは至っていないのが現状でございます。この際、思い切って税務専門の、家庭の徴収事務の人材育成を考えたらどうかと思っておりましたが、先ほど町長からもございましたとおり、そういう徴収事務の人材育成も考えたいというようなことでございます。

そういうことで自治大学なり、そういうところにも派遣をしたいというようなことでございましたので、是非そういう専門コースがございまして、経費も必要ですが、長い将来からいきますと、その税の収納ということがありますので、やはりそういうコースの派遣については、是非とも実現をいただくようお願いを申し上げたいと思っております。

それから、同じ専門職の配置としまして、先ほどの同僚議員のなかにもお答えがありましたけれども、企業誘致対策の活動をやっぱり専門的に取り組む必要性というのを、私も常々考えておったわけですが、これについても来年4月以降、定住対策等の一貫として取り組みをしたいというようなことでお示しがございました。私も役場の在職中に、県が主催をします関西圏域あるいは首都圏域の企業の皆さんとの立地懇話会というのに出席する機会がございましたけれども、一頃は安い人件費で、いわゆる生産コストダウンを図って競争に打ち勝つということで、中国への進出が著しくて、国内へ立地する企業の動向というのは非常に厳しかったわけですが、そういうことで、懇話会の参加企業というのも少なかったんですけども、やはり景気がだんだんと回復するにつれて、参加企業も110数社に及んで、誘致に必要な貴重な情報交換の場になって、後々企業訪問をするなどいたしまして、有効的な立地活動ができたと思っております。

都市圏域におきましては、企業の業績というのが順調に延びまして、企業投資が積極的になされて、景気回復の牽引役とされるまでなっております。株価市場におきましても日経平均株価が5年ぶりに1万5,000円台にというバブル期に並ぶ水準復活しておるわけでございますが、今、この誘致には向上展開に入ってきたのではないかと考えております。

企業の誘致にはそれなりの立地条件は当然ございますけれども、何を売りにするかという特色を出すことはもとより、何と言っても誘致に対する熱意をいかに示すかが大事じゃないかと考えております。そのためには、情報を把握したらタイミングよく常時動ける体制、県の窓口との緊密な連携や足しげく企業訪問をする体制がないと、容易には事は運ばないというふうに考えます。

そういうためには、やはり専任の職員を数名配置して、必要な予算措置もして、積極的な誘致活動を展開する必要があるのではないかと考えておりますが、この辺の考え方をどのようにお考えであるか、お示しをいただきたいと思っております。

それとまた、今、製造業におきましては、立地に対しまして技術力の高い関連の工場が、近隣にどのくらい存在をしているのか。そしてまた、電子あるいは工業系の技術者というのが、新卒者を含めてどの程度存在しているのか。そういう人たちをどの程度確保できるかということが、一番誘致に、立地をするにあたっての関心になっておるようでございますので、そういったデータもやはり準備をしていくと、誘致活動に参考にしていくということも必要じゃないかと思っておりますので、そういった情報収集の綿密性というのを今後高めていくためには、やっぱり専任体制というのは必要じゃないかと考えております。そういうことで併せてこの見解をお伺いしたいと思っております。

○議長（濱田 等議員）

町長。

○町長（井上 章三君）

企業立地対策の重要性ということを今言われました。申されました県の企業立地懇話会というのがございますが、また今年度も年が明けると、関西のほうで計画が持たれているようでございます。そのような機会をとらえていろんな交流をするという、1日の出会いだけではなかなかやっぱり難しいものがございますから、県のほうも東京と関西にそれぞれ事務所を設けて、そのための専門職員を配置しながら、情報を入手してるという状況があり、そこらと、もっと普段の連携をとりながら、そして、我が町を適切に売り込んでいけるような体制をとる。そういう普段の努力がないとやっぱり、これは進んでいかないというふうに私も認識しているところでございます。誘致に対する熱意、そして、人とのつながりを深めていくということの大切さという点からは、我が町としてもこういう専門職員を、スタッフを、準備をしながら取り組んでいくというこ

とは、これは必要な措置だというふうな認識をしているところでございます。

私もこの間、町内の企業立地の懇話会というのがございますが、そういう関係の会社の方々と機会をとらえていろいろと話を聞いたり、そして、訪問をしたりという努力をしてまいったわけでありましてけれども、それぞれ、また優秀な技術力を持って取り組んでおられるところもありますし、また、地域のそういう技術力をもった工作所とか、いろんな会社との連携のなかでまた、受入体制が進んでいくということもあるかというふうに思いますので、そこらの周辺の潜在力というものを研究しながら、誘致の努力というものをしていくべきであるというふうに認識をしているところでございます。

この企業立地の効果というのは一番の、日特などの効果は言うまでもないわけではありますが、大切な問題だと思っておりますので、今後とも努力をしたいと思っております。

○議長（濱田 等議員）

日高議員。

○日高 政勝議員

来年、新年度になってからのそういう体制ができることを期待をいたしております。企業誘致というのは一朝一夕には実現しないかもしれませんが、やはり活動を粘り強く進めることが大事であると思っております。こういった新人を配置いたしましても、やはり誘致が実現をいたしますと、それ以上の効果というのが、地域にいろんな経済的な効果とか、雇用の問題とか、いろいろ出てくるわけですので、是非そういう体制で臨んでいただきたいと思います。

次に改正介護保険法がこの6月に成立をいたしました。来年4月から施行になるわけですが、今度の改正では、要介護認定者の増加を抑える。いわゆる要介護度の進行をダウンをさせる。すなわち予防重視型のシステムへ転換をするために、例えば筋力トレーニングなり、食事指導、口腔ケアのこの3つの新しい予防給付サービスを導入するということになっております。また、介護サービスを受ける必要のない人、これらも転倒の予防とか、あるいは認知症の対策とか、栄養指導、こういった地域支援事業を実施するようになってくるようでございます。

これらを総合的に支援するため、市町村に地域包括支援センターというものを設置することになっております。このセンターには保健師とか、経験のある看護師、主任ケアマネージャー、社会福祉士、そういった専門性を有する者の資格が求められておるわけですが、このことについては若干9月議会でもお尋ねしましたけれども、まだその時点では、はっきりしないところもあったようでございますので、今、どの程度進んでいるのかわかりませんが、この地域包括支援センターにつきましては、今後直営で行うのか、あるいは医療法人等のところに委託をするか、遅くてもやっぱり、4月に間に合うのかどうかかわかりませんが、いわゆる法の定める平成19年度末までにやるのか。そういうこともあるかと思いますが、保健師等の人員がセン

ターに取られて、例えば今の町の地域福祉あるいは保健衛生推進に、こういった行政のなかに影響は出てこないのか。

また、一方では定員の適正化計画というのがあります。いわゆる全体的に職員数を抑制の計画にありますので、そういうなかで、保健師のような免許資格を要する専門職というのは、今後どのような形で調整を図っていかれるのか。新しく採用されるのか、あるいは全体の適正化計画のなかで、一方は減らして、こっちの専門職は採用されるのか、その辺の考え方というのはどういうふうにされるお考えであるのか。これはもういわゆる目前に迫ったことでありますので、その辺の考え方をお示しいただきたいと思います。

○議長（濱田 等議員）

助役。

○助役（総務）（宮之脇尚美君）

ただいまありました介護保険に係わります法改正によります包括支援センターの関係でございます。これにつきましては、先般本省のほうから、県のほうで説明会が開催をされたところでございます。介護保険対策室長と私と2人ほど参加をいたしまして、いわゆるこの4月からはこのスタートをさせるというのが基本になっているようでございます。

したがいまして、現在、いろいろそういう専門的な職の配置というのが必要になります。ケアマネージャーあるいは社会福祉士あるいは保健師というようなことで、そういう介護度の割と軽い方々、そういう重要な介護になる前の対策というのを立てていくというのが、今回の改正法であるようでございます。そういうなかで、いわゆる各個々に応じたそういう介護のあり方ということについては、この包括支援センターのほうで、そういう計画を策定していくということが趣旨になっているようでございます。

内部でもこういう資格を持っている職員が現在おりまして、できればそういう職員を活用していきたいということで、早速年明けには研修会も実施されるようでございますが、そういうことで現在準備進めているところでございます。

ただ、保健師が若干不足をいたしておりまして、これについては、県のほうもいわゆる財政改革に伴いますそういう職員のあり方ということについて、いろいろ検討されておりまして、先般は、そういう保健師の派遣につきましても要請を行ったところでございます。県としては、まだ明確に回答はいただいてないわけでございますが、そういう要請に対しては、極力協力をしていきたいというようなことでございましたので、とにかく4月のスタートには、この支援センターの体制は整えてまいりたいというふうに考えているところでございます。

○議長（濱田 等議員）

日高議員。

○日高 政勝議員

ただいまの地域包括支援センターと、地域福祉あるいは保健衛生行政ともに、今ありましたとおり、いろいろ検討はされているようでございますので、あまり両面支障がないように、円滑に推進をされますように要請をいたします。

それから、最後にもう一つ、専門的な職を設けるかどうかという問題でございますが、先ほど水道の関係とか、社会教育の関係、そういうことも当然あるかと思えますけれども、今回、合併によりまして組織が非常に大きくなったわけでございますが、町長、助役あるいはこの教育長のいわゆる町のトップの皆さん方におかれましても、やはり400名を超える職員の動静を十二分に把握することについては、ある面においては至難なこともあるかと思っております。

そういうことで、また役場内にはいろんな民主団体、広域団体の事務局も抱えて、そういった事務も職員が兼任をしている、兼務をしているということがあられるわけでございますが、今日もある団体のところで職員の不祥事が出ておりましたけれども、やはり過去においてもそういうことが出されました。そういうことで、やはり組織が大きくなると、なかなか監理・監督といっても難しい実態があるわけです。

そういうことで、過去も宮之城においては内部監査体制ですか、そういうことも内部的に設置をして、いろいろチェックをしたいということもあったようでございますけれども、これだけ組織が大きくなりますと、やはり監理・監督というのを綿密に行うという意味でも内部監査の体制、そういうものがやっぱり考える必要があるかなという感じもいたしております。

そしてまた、今、財政が非常に厳しいなかで、従来行政のなかには執行上不十分だったと言われております行政評価の問題、こういったことについて、今、行政評価制度を導入しようという動きがあちこちで行われております。特に、企画、実行、そして評価をする。そして、見直しをするといわゆるプラン・ドゥ・チェック・アクションのサイクルでございますけれども、そういうことで、非常に事務事業が本当に町民の福祉のためになってるものであるのかどうか。そういう評価をしながら、また、費用対効果の問題も照らし合わせながら検討をしていくということが言われております。

そういうことで、これから先ほどの内部管理の体制と同様に、行政の事務事業の評価の問題をやっぱりしっかりやる。そういう部門と併せもって、そういう専門的な部署というのはできないのかということと、もう一つ、だんだんハード的な建設事業というのはもう細まっていくわけでございますけれども、やっぱり設計の段階、設計の関係についても、今はマニュアルがあるかと思えますけれども、本当に適正な設計であるのか。その辺をチェックをする。あるいは、実際そのような形で確実に工事が完成をしたのかというチェックをする検査体制、そういうところまでやっぱり今のこの職員数からみますと、相当な優秀な技術者もいらっしゃいますので、そういう

形でのやっぱり体制の専門性というのは設ける必要はないのかという感じがしますが、併せてその辺も見解をお伺いしたいと思います。

○議長（濱田 等議員）

助役。

○助役（総務）（宮之脇尚美君）

ただいまの内部の監査体制あるいは行政評価の関係、そういう事務事業に対しますそういう検査体制と言いますか、そういう全体的な行政改革とあわせまして、いわゆる行政事務の大きな見直しというのが課題になっているところでございます。いわゆるこれらの体制につきましては、特に内部監査制度は、旧宮之城町の分を引き継ぎまして、現在も取り組んでいるところでございます。

また、行政評価につきましては、行政管理室が中心になりまして、いわゆるこの計画、あるいは予算の問題等を含めまして、特任的なそういう職名である必要があるんだろうというふうなふうに考えております。いわゆる三役、あるいは各所管課の課長等も手が及ばないような形でのそういう特任的な位置づけというのが必要ではなかろうかというふうなことで、現在検討をいたしておるところでございます。

結論から申し上げますと、監査室が、そういう行政管理室がオーケーを出さない以上、なかなか執行はできないというような体制まで持っていく必要が、将来的にはやっぱり必要になってくるのではなかろうかというふうなふうに考えておりまして、そういう部門で、やはり事務の高度化、あるいは専門性というのが問われてくるというようなことになるというふうに考えているところでございます。

当然、この行政評価といいますと、今ありましたように、今後の課題として、大きな課題になっとなるわけですが、現在少しずつ取り組んでいるところでございます。主体的には、ただいま申し上げました行政管理室が中心になって事務事業の評価を行っておりまして、そういうもので、来年度の予算に向けては早速それらを生かしていきたいと、このように考えているところでございます。

さらにまた、そういう見直しのサイクルというのが非常にスピードが速くなっておりまして、2～3年の推移を見ながらということもありますが、単年度のそういう評価というものも必要になると、このようなふうに考えております。

したがって、投資効果、あるいは、それぞれの経済効果ということも考えながら、あるいは、コストの削減ということにもつながるかと思うんですが、そういうものをあらゆる角度から分析をしながら、ただいま御指摘のあった事項については取り組みをしてまいりたいというふうに考えております。

さらにまた、検査体制でございますが、特にこの工事関係につきましても、そういうことが言えるかと思います。開発課のほうに、現在、建設技監のほうを配置いたしておりますが、各先進地の団体、あるいは県・国のそういう資料等を現在、相当数収集いたしております、段階的に取り組むことで、現在準備作業を進めているということでございます。

今後はいわゆる受注者に、工事等に対する受注者のそういう評価制度というのも当然取り組む必要があるだろうということで、現在作業を進めておりますので、全体的なそういう問題につきましては、現在準備の段階にあるということで御理解をいただければと、このように考えているところでございます。

○日高 政勝議員

専門職の育成につきまして、るる質問をいたしましたけども、「自治行政は人なり」と言われますように、これからさらに専門性を発揮をされまして、より質の高いサービスに努められて、住民に頼りになる存在であり続けていただくように希望いたしまして、私の質問をこれで終わります。

○議長（濱田 等議員）

次に、25番、川口議員の発言を許します。川口議員。

〔川口 憲男議員登壇〕

○川口 憲男議員

先に通告いたしました「健康づくり推進の町づくりの施策について」、町長にお伺いいたします。

まず町長、その前に、午後2時になりまして大分お疲れですので、健康づくりの面から大きく背伸びをして深呼吸をしていただきまして、脳みそのほうに酸素をどんどん入れていただきたいと思いますが、是非、これが健康づくりのまず一歩ですので、皆さんもよろしくお願いします。

ありがとうございます。非常に質問がしやすくなりましたので進めたいと思います。

高齢化が進み、医療費等も高騰するなかで、健康な町民が育つ町づくりは、新さつま町の命題と考えています。他に先駆け、健康づくりを推進する町として、町独自の健康体操、運動、食体系等をつくり、すべての町民に広め、健康づくりにさらに役立たせる考えがないかお伺いいたします。

これで1回目の質問とします。

〔川口 憲男議員降壇〕

〔町長 井上 章三君登壇〕

○町長（井上 章三君）

ただいまの川口憲男議員の質問でございます。

「健康づくり推進の町づくりについて」ということでございますが、少子高齢化が進むなか、すべての町民が健康で、安心して暮らせる町づくりは誰もが望んでいることでありまして、町では、国の「健康日本21」の地方計画版となる「新さつま町健康づくり計画」を今年度において策定する計画であり、資料収集等に取り組んでいるところでございます。

健康づくりを推進する町として、町独自の健康体操、運動や食体系等をつくり、町民に広め、健康づくりに役立たせる考えはないかとの御質問であります。新町の健康づくり計画では、「身体活動・運動」、それから「栄養・食生活」、「休養・こころの健康」等の生活習慣分野別にこれを策定する考えでいるところであります。

そのなかで、分野別に町民が手軽に日常実践できる健康体操や運動、よい食習慣の具体的内容、達成目標などを盛り込み、既成の健康体操を活用する計画でありますので、特に今のところ、独自の健康体操を開発するという考えは持っておりません。

また、新さつま町におきましては、全地域に健康づくり推進員を設置いたしましたので、公民会長や地域の食生活改善推進員、民生員の方々と協力していただいて、地域で健康づくりの行事の開催や健康づくりグループの発足など、町全体に健康づくりの輪が広がることを期待しているところであり、その環境づくりや支援をしていきたいと考えております。

〔町長 井上 章三君降壇〕

○川口 憲男議員

町長の答弁は私もここに、増進課から資料をいただいておりますので、全くそれに書いてあるとおりで、そこは理解してるんですが、まず一つに、新年度の町政方針といいますか、町長の所信表明のなかで、ちょっと読み上げますと、途中からですけれども、「国保同様、老人保健も、それから介護保険事業も、保険事業の推進による医療費の抑制や事業の運営の適正化に向けた施策を徹底していく必要がある」と、最初の言葉で、所信で述べられているわけですが、今ここに述べられました、先ほど申し上げました健康増進課のそのなかで、これが本当にこれだけなのか、もう少し具体的に、町長自身が町民が健康であり続ける、あるいは、健康の町を推進していくという考えがあれば、もう少し何かがあるのか、そこらをお聞きしたいと思います。

今までいろんな同僚議員が質問をしてるんですけれども、何もこう具体性がない。そしてまた、9カ月を経過しました。この後にも質問しますけれども、やはり9カ月になりまして、もうそろそろ町独自の健康づくりの町の推進が出てくるべきと思うんですが、具体策は考えていらっしゃるのかお伺いします。

○町長（井上 章三君）

健康づくりという問題は、やっぱり高齢化していくなかにおきまして、基礎体力づくりというのを重視しなければいけないんじゃないかというふうに思っているところでございます。

この健康運動とかにもいろいろと、いろんなグループ、団体、あるいは、それを実践しておられる方々がいらっしゃるわけでございますけれども、先ほど申しましたこの健康づくり推進員を設置しながら、そういうような基礎的な体力づくりを広げていくということでの取り組み、そして、さつま町の健康づくり計画を策定するという、あるいは、いろいろな計画づくりを策定するというにおきましても、先ほど、日高議員のほうからもお話がありましたように、やっぱりこういうところに専門職の、専門的なやっぱり集約された情報の収集、そしてまた、開発というものが必要になってくるわけであります。

ですから、そういう点でいろんな部門で専門職という、あるいは、専門的に集中した研究努力というのが問われるわけでありまして、時間が9カ月経ったということのなかで、そろそろということで簡単に済まない問題がございます。

そういう点で、政策の形成能力というのが問われるというなかで、やっぱりこの職員の資質の向上、あるいはまた、課題はたくさんあるわけですが、この基本的な計画づくりから始まって、だんだんとそれを伸ばしていく、それに対する内容を膨らませていくという取り組みにしていかなきゃいけないという点で、一步一步そういう基礎固め、足固めを今しつつあるというふうに思っているところでございます。

そういう点で、健康づくりの町というものを目指して、先ほど申したような努力からスタートをしているということでありますから、そういうところは御理解をいただきたいと思っております。

○川口 憲男議員

町長のおっしゃるその9カ月は、そんなに長くないんだということは言われますけれども、町長、医療費のアップが今年の8月現在で、老人保健ですけれども、大体どれぐらい昨年から増えているのか、それと、高齢化率がどれぐらい上がっているのか、そこあたりは町長自身はお調べになったことがありますか。

○町長（井上 章三君）

必要に応じて調べるときは調べるわけです。

○川口 憲男議員

町長、「必要によつては調べる」、それぐらいは町の流れですから、今、高齢化がどれぐらい進んでるか、それぐらい調べるちゅうか頭のなかにも入れておかれるべき項目じゃないんですか。

やはり、うちの高齢化率、あるいは、医療費の増加はどれぐらいしとるということでは、先ほど予算の問題も出てきましたけれども、予算を縮小するとなれば何ですのか、今、職員を減にするとか、いろんな補助金を減らすとかいうことをなされていますけれども、例えば、医療費をどれぐらい削減したら、どれぐらいの町の持ち出しがなくなるということぐらいは、やっぱり

し、そこあたりを訴えていくのであれば、健康な町民を育てる、育てるということは失礼ですけども、町民が健康になっていただくような施策は、お金のかからない方法もあるわけです。

ですから、最低、医療費の伸び率とか、高齢化率のアップ率とか、そこあたりは大きく、私は正確に申し上げてくださいとは申し上げてないわけですから、頭のなかに少しでもいいから入れとって、そういうような予算編成にも臨んでいただきたいと思います。

参考のために申し上げますけれども、老人保健の場合で、一般財源がこれは16年度で申し上げますけれども、大体4億8,000万円ですか、一般財源の持ち出しが。そのなかで、医療費が約50億円。これを全部これに使ううちうことはないので、国の費用が来たりいろんなのがありますけれども、この費用の伸び率が、全体で申し上げれば一般の2.4割、退職者で6.5割、こういうような伸びをしているわけです。

そういうことを考えますと、先ほど日高議員のところでも出ましたけれども、やっぱしそれに60、あるいは65歳に達したこういう対象者じゃなくしても、40歳、50歳そういう方々から健康になるシステム、あるいは、いろんな方向性を見つけることが大事じゃないかと思います。

そういった意味で、私はこの健康体操、特別我が町で健康体操をつくれということじゃないんです。第三ラジオ体操ですか、それから、県民体操というのがあるのを御存じですよね。そこあたりをどういうふうに推進していくか。

今、先ほど深呼吸をしていただきました。ある程度、腕を伸ばして上に挙げたりしていく、そのことが少しでも、それに役立つ、完全に役立つとは思いませんけど、座ってもできるような体操、あるいは、テレビを見ながらでもできるような体の動かし方、こういうのはいろんな方向性があるわけです。

実際、健康増進課のほうでも、こういうような体操をもってますということは、私も聞いて知ってます。そこあたりをいかに町内に広めていくか。そういう考えはございませんか。

○町長（井上 章三君）

今言われたような考えに基づいて、この健康づくり推進員を設置し、そして、そういう方々が自分で健康運動ができる場合はやってもらう、できない場合は人をまた来てもらって、そしてそういうことを一緒にやる。そういう輪を広げていこうということで、そういう健康づくりへの努力をしていこうというふうに進めているわけであります。

○川口 憲男議員

それでは町長、そういうことを進めているということをおっしゃいましたから、中身にちょっと入り込んでいきたいと思うんですけれども、実際、健康増進課のほうで、公民館単位で実施する事業というようなことで約4項目。それから屋内温泉プール、それから「あび〜る館」を使ってする水中ウォーク研修をしていらっしゃると思いますよね。ですよね、していますよね。実践してい

らっしゃるわけですから、町長、そこあたりは知っていらっしゃるはずと思って、私質問しているんですけど、そのなかで、確かにおっしゃいましたそのいろんな公民館長、あるいは、お答えのなかに民生委員、食改善グループ、それから健康づくり推進員ですか、こういう方々がされておられました。

この健康づくり推進員の方々と、その区長の情報といいますか、ここあたりを中心に地域にそれを浸透していくんだということがありました。ここに、これは4月の21日ですから、職務執行者の名前で出てるんですが、5月13日までに本町各総合支所に出してくださいということで、これの対象が、例えば温泉を活用したモデル事業とかありますけど、また、健康体操で申しますと町内14地区で1回ずつ実施しますということです。

それから、栄養改善、食改善グループがしてくださるのかちょっとわかりませんが、これは、募集地区は15地区ですと、こういうふうになってます。

それから、転倒予防教室です。これは、募集11地区で5回ぐらいしますと、ただし、締め切りはどちらも全部5月13日です。

ですから、町長の説明にありましたように、自分の希望するその病状に応じて、何によってしてくだされば結構ですよということがありましたけれども。今こひこ申し上げましたけれども、ちょっと腑に落ちない点があるんですが、町長はここ、今、私が読んだのを見て、何か感じられるところはないですか。

返答がないということですけど、今さっき確か具体的に施策をしていくのはこの方向なんだということをおっしゃって、これはさつま町内、校区でいきますと20地区ありますよね。区域を限定するちゅうことは、また一つのおかしなところであって、全町内に広めるべき、対象をするべきところだと思うんですよ。

それと、先ほど専門員をとということで、日高議員のほうからもありました。もちろん、それが一番大事な必要性のあるところなんです。ところが、このなかに食改善グループ、食改善グループじゃないですね食生活改善推進員、町内に136名、それから今のこの指導員の方々、町内にどひこやったですか、全集落にいらっしゃいますから、約どひこですか、ちょっと集約をしてみませんか、全集落に大なり小なりいらっしゃいますから、全地域ということです。

それと、私はちょっといろんなところに出向くちゅうか、ひょっこり行く関係があるものですから、今先ほどおっしゃられましたように、確かに専門指導員ないかいちゅうのを育成、育てることも大事なんですけれども、町内にはいろんなそういう才能を持った方がいらっしゃるわけです。

町内に3つ給食センターがございしますが、確か栄養士さんは一人ずついらっしゃると思います。それと、いろんな病院にも栄養士さんがいらっしゃると思います。学校には保健師さん、養護の先生、そういう先生たちもいらっしゃいますから、そういう人たちに呼びかけをしたです

ね、さつま町の実際健康推進のグループといいますか、呼びかけをして、これには一つリーダーが必要だと思うんですけども、保健師さん等がリーダーになって呼びかけをしていただければ、あえて急いでそういう専門職をつくるよりも、そういう方々の協力を得たら、例えば栄養に関することでもできるだろうし、健康に関することでもできるだろうし、そういう施策はたくさんあると思います。

一つの例を申しますと、これは、合併しましたから霧島市ですか霧島市のなかに、我々と一緒に、ここで町長の申されました「健康づくり21」でしたですか、「健康日本21」です。このところは、「健康霧島21」という策定のなかで、管理栄養士さんがリーダーとなって、次世代育成支援に関するニーズを調査しようということで、11名じゃったですか、グループでしていらっしゃいます。

メンバーはもちろん管理栄養士です。それから栄養士、食生活改善推進員、学校の先生、社会福祉士、これに何といいますか、ちょっとグループ的にあれですけど、読み聞かせグループ、これはちょっと学校の関係が入っておるものですから、こういう方が入っていると思いますけど、こういう方々が入って、ここの教育とか、今までのメンバーの人がした食事とか、いろんなことを研究されて町にも提言されております。

これはうちの町でも是非、担当課のほうでも、ホームページもあるそうですので引き出していただきたいと思います。そういった面からすれば、私は必ずしも、私が独自ののをつくれということを申し上げましたけれども、つくればなおよしです。そういう考えがなければ、先ほど申し上げました県民体操、御存じですよ、県民体操があるのは。あるいは、お答えになりますから、第三ラジオ体操、今テレビ等でもしてますけれども、高齢者の方々もいすに座ってとってできる運動、こういうのでございます。やはり少しでも手足を動かす。あるいは首を動かす、何をする、やっぱし、じっとこじんまりとしていることが一番いけないんじゃないかと思います。

そういった意味で、健康な町づくりのなかで、それを推進していくという考え方から申し上げてますけれども、あえて、そういういろんなグループの方々にも協力を得てしていこうかなというような、私考え申しましたけど、町長はそこあたりはどういうふうに、今聞いとって、私のほうを聞いとって、どういうふうな考えをお持ちですか。こいも、まださきよ見らんによやっせんとという考え方ですか。

○議長（濱田 等議員）

しばらく休憩します。再開は、概ね午後2時35分とします。

休憩 午後 2時21分

○議長（濱田 等議員）

休憩前に引き続き会議を開きます。

○町長（井上 章三君）

先ほどいろいろと考えを言われましたが、いろんな考えは、また、いろんなところでの取り組みはあると思いますが、我が町におきましては、この国の「健康日本21」の地方計画版としての「新さつま町健康づくり計画」を今年度において策定する計画で、今、資料収集等に取り組んでいると、先ほど言ったとおりでございます。

本町のこの取り組みの状況については後ほど担当課のほうで、また説明をさせたいと思いますし、また、このさつま町において健康づくり推進員を設置して、各公民会ごとに1～2名ずつ設置して、取り組んでいくということにしておりますが、まだ、現実はいろいろふぞろいもあったりしてるというふうに聞いております。そこらの状況についても、担当課のほうでまた説明をさせたいと思います。

○川口 憲男議員

課長ごめんな。はんの意見は重々知っていますので、確かに町長、私も地域を挙げて、それから、この健康推進員をつくれ、明けますと講習会といいますか、研修会もされて、これから進んでいこうという話も聞いております。確かに、こういうどこかが何といいますか、推進役となって広めていかないことには、この運動も全然伸びていかない状況に、私、あると思うんです。

ですから、やはり身軽にできるような運動、それと、食体系のとでいろいろあります。何ていいますか、例えば塩分を取り過ぎとか、いろいろな方法性をへがめていきますとこうですと、そういうことを、今申し上げました食改善グループとか、いろんなグループの方々等の会を開き、そこあたりを広めていくことが私は大事だと思います。

そのなかで、町長にお願いしてるちゅか、町長に是非、声を荒らげて言ってほしいのが、医療費が高騰するなかで健康な人たちを育てんにやいかん、我々は団塊の世代と言われるんですけど、もうすぐ60歳になります。町長も当然そうでしょうけども、私に比べて町長はスリムで体型もいいし、そういう病状がないんですが、私も先ほど人間ドックを受けましたところ、非常に指摘されまして、自分のことのようにこのことを強く感じているわけです。

それで、何が足りないかと言われることには、やっぱり運動だと、それと、食生活だということとを強く言われましたので、やはり我々の年代というのは大なり小なり、皆さんがそういう状態にあるんじゃないかと。

そこで提案するのが、必ずしも町で健康体操なるものをつくらんにやいかんと、そこまで強く

は申し上げませんが、広く健康な町づくりを推進するためには食生活の体系、あるいは、そういう健康づくりの運動の状態、そこあたりをやっぱり行政が中心になって広めていくべきということを考えます。

そのことで、町長がどういう考えを持っていらっしゃるのかなというような点でお伺いしたところですが、この推進計画のなかに基づいていくということですので、そこまでは追求しませんが、是非そこを、言葉を荒らげて言っていただきまして、県の町村会長のところで、いつてらっしゃいますけれども、大きな大手を振って、うちの町はこういうのをしてるんですと、先ほどしましたけれども、「3時になりました。ちょっと、皆さん運動しましょうか」と、会議のなかでも言っていれば、また、さつま町としての健康づくりが広まっていくんじゃないかと思います。

そのなかで、もういろんなグループに呼びかけてしていこうということですので、あえて申しませんが、ただ一つだけ提案、私、これ、だれがということじゃないんですけど、こういう体操とか、健康づくりのために何が必要ですかということで、ちょっと助言をしてくださいということだったのですが、この計画のなかにも健康推進員を使って公民館単位での体力テストとか、あるいは、県民体操を普及させたほうがいいんじゃないですかとか、それから、健康づくり推進員のまだ活用が足りないと、この方々、任期は確か2年です。来年しますと、もう1年しかないわけです。次の再任は妨げないということがありますから、そこあたりが出てくると思います。

それから、是非、食改善の方々に協力をいただきまして、健康づくりの食品、食べ物ですか、こういうのは非常に健康でいいですよというような推進をされるような考え方を持っていただけるのか、そこだけちょっとお伺いしたいと思います。

○町長（井上 章三君）

食生活の重要性ということは、これは最近とみに言われているところでございます。本町におきましても、この食生活改善推進員の方々にも活躍していただきながら、この健康管理、また、健康な食生活づくりということには、これは取り組んでもらわなきゃいけないと思っております。

○川口 憲男議員

是非、町長、健康に関することは大事だと思いますので、ちょっと強くも言いましたけれども、是非、担当課でもいいし、そこらは指示されるようなシステムといいますか、町長の独自の考え方でもいいですから、そこらあたり是非してくれということを、私はしていただくようなことを要望してるんです。

実際ですよ、昨年、今年の今頃、ちょうど今頃ですけども、「あび〜る館」で水中ウォーキング、水中の体操を国保がやった経過が、私もちょうど国保のほうを担当しておりましたので、もらってございましたけれども、そのなかでやはり年齢に依っていた方々が、非常に完治したちゅうのは

おかしいんですけども、いい方向に動いていらっしゃる。だから、そういうところはやっぱしどんどん推進をしていかれる工夫、そして、温泉プール等を使えば体に負担がかかりませんので、高齢の方々も柔軟な体操ができるんじゃないかと思います。

確かあのとき、一番最高齢者が80歳間際の方だったと、私、記憶しております。是非、そのときでも、家庭でも簡単にできるストレッチ、あるいは、この体操そういうことを呼びかけて、呼びかけてちゅか家庭でやっていきたいということをおっしゃっておりますので、これはまた、担当課のほうに指示をされても結構ですので、是非、健康な町づくり、それから健康な町民を育てる施策を、町長の独自の考えでいいですので、啓蒙ちゅうか推進をしていただけるようお願いするところではありますが、町長が最後にそここのところだけ、ちょっとこう町長の具体的な考えで結構ですので、説明していただけたら。

○町長（井上 章三君）

川口議員も、町長の独自の考えをというふうにしきりと言われるわけではありますが、こういう大きな組織、大きな町になって、そして、特に合併後、新しいスタートをしようということにおいては、一人であらゆる分野を把握する。そして、推進するということはなかなか簡単にできることではありません。時間があれば、もっとそれなりの研究もしたり、取り組みもしたり、したい気持ちはやまやまですけれども、一人でそういうものを全部を指示できるという、指導力を発揮するというのはなかなか難しい面があります。

ですから、やはりそこに各専門がおり、あるいは担当課があり、そして、みんなで知恵を集めて計画づくりをしたり、推進を図っていく。そして、それに対してまた、トップとしても、その状況を見ながら意見を言ったり、また、自分の思っているところを語ったりということに進んでいくわけでありまして、そういう点ではやはり各担当課の取り組み、そして、専門スタッフのその取り組みというものに対して、これを督励しながら、そして、大いに力を発揮してもらうというふうにしていかなければ、全体の計画の推進というのは、なかなか容易ではないと思っております。

私もそういう点で、目配りがまだ十分であるとは言いませんけれども、そういう点で今、本町の計画の推進の状況はどうか、それに対する基本的な考え方はどうであるか、そして、具体的な状況としてはどうかということについては、担当課と連携をしながらやっているわけですから、そここのところは理解していただきまして、また、質問もしていただきたいと思っております。

○川口 憲男議員

町長、もうこれで終わろうかと思ったんですけど、答弁を聞いたときや、また後くされするような考え方です。担当課に、あるいは係の方、あるいはその専門員の方に、俺はこういう健康づく

りの町を目指しとるんだと、君の担当課でどういうふうな計画ができるか、何ができるか、ちょっと模索してくれんかと、そのため議会からも質問があったんだと、そこんところをあわせてどういことができるか、何日までに調べてくれ、何日までに調査してくれと、それと、この21何やったですか、「健康づくり21」の考え方ですか、それにあわせて、そこあたりと巻き込んだのはできないか、私はそこあたりを指示されるのがトップだと思います。

それと、今おっしゃられましたように、町長、「隗より始めよ」という言葉を御存じですか。ちょっとこれは難しい言葉で、私もこの字をやっと覚えたんですけど、大きな事業をするのも、まず身近なところからやっていかなきゃダメということらしいんです。

となれば、さっき町長が一人でち言いやったですけど、町長の周り、後ろにいっぱいブレーンがいますがね。動いてくれる課長や職員の人たちがいっぱいいますがね、自分が一人でするち思うから難儀するのであって、そのためには、我々もいるわけですがね。自分の、町長がやりたい、こうしていかんやいかん、こういう町をつくらんにいかんかなれば、そういう方々に自分の腹の底を訴えるべきじゃないかと、私は思います。

それが、町民にも伝わっていくし、あるいは、この議員の方々も地域に帰られりや、町長の答弁でこういうのがありましたと、町はこういう方向に進んでいくような風ですと。皆さん、こういう運動があります。こういうのをやりましょうとか、私はそれで動いていくんだと思います。町長一人で動いて町が動かせるような状況じゃないと思います。この「隗より始めよ」、まず手身近なところからやっていかれたら、できていくんじゃないかと思いますので、是非、お忙しいでしょうけれども、課長の人たちの輪を使ってやっていただきたいと要望しておきます。

終わります。

△延 会

○議長（濱田 等議員）

お諮りします。本日の会議はこの辺にとどめ、延会したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（濱田 等議員）

異議なしと認めます。したがって、本日の会議は延会することに決定しました。

明日は、午前9時30分から本会議を開き、引き続き一般質問を行います。

本日はこれで延会します。御苦労さまでした。

延会時刻 午後2時48分

平成 17 年 第 6 回 定 例 会 一 般 質 問

平成 17 年 12 月 9 日（第 3 日）

順 番	(議席番号) 質 問 者	質 問 の 要 旨
8	(26) 内之倉 成功	1 健康維持について (1) 医療費が年々高くなっているが、その対策はどのようにするのか伺う (2) 特に高齢化で老人医療対策は大事と思うが、政策を伺う (3) 高齢者の健康指向策の一案として、室内運動場（ゲートボール、グラウンドゴルフ）の建設は考えられないか伺う 2 中山間整備事業について (1) 耕地事務所と旧宮之城議員との懇談会で、統合整備事業として 15 億円の事業計画とのことであるが、町として全面的に対応できないか伺う (2) 新さつま町のハード事業は減少傾向にある。 そこで、中山間の活性化を推進すべきと思うが、その考えを伺う
9	(10) 新改 秀作	1 青少年育成について (1) 現在、第 3 土曜日が「青少年育成の日」、第 3 日曜日が「家庭の日」として定められているが、その活動内容等の実態はどうなっているか 2 社会体育行政の体制の見直しについて (1) 現在の教育行政組織では、文化行政については文化課が設置され、文化振興が図られている。一方、社会体育行政においては、スポーツ振興係を核としながらも旧町で業務分担をしている部分があるやに聞いている。 来年の県民体育大会を控え、体制の見直しは考えられないか
10	(9) 平八 重光輝	1 心肺蘇生法の普及について (1) 突然、心臓や呼吸が止まった時、すぐに措置を実施しなければ死に至る。我が町では救急車到着に平均 8 分要している。心停止には停止後 3～4 分以内の措置が必要。

順 番	(議席番号) 質 問 者	質 問 の 要 旨
1 0	(9) 平 八 重 光 輝	人命救助のため、町民の４人に１人は心肺蘇生ができるよう普及を図る必要があると思うが、町長の考えを伺う (2) 中学校の総合学習のなかに「命の大切さ」を学ぶ目的で、心肺蘇生法を取り入れる考えはないか伺う (3) 受講者にＱマスクを配布する考えはないか伺う 2 A E D (自動体外式除細動器) の設置について (1) 心室細動による心臓停止は、心肺蘇生法だけではほとんど蘇生できない。 学校や公共施設等おおぜいの人が集まる場所にA E Dを設置すべきと思うが、考えを伺う
1 1	(2) 市 来 修	1 梅の加工場の建設の考え方について (1) 産地標示が義務付けられている今日、南高梅の第二加工場の建設をすることにより、本町の特産品となり、生産効率が大幅向上し、経済効果をもたらすのだが、その考え方を伺う
1 2	(16) 舟 倉 武 則	1 商工業者の育成と商店街の振興対策について (1) 国道拡幅、河川改修、区画整理事業の三本柱の断念後の経過と現状を伺う (2) 備品や消耗品などの物品購入について、地元商店街との現状を伺う (3) 商店街活性化支援事業によりできた竹楽亭の利用状況と効果を伺う 2 県立公園の今後の整備について (1) アクセス道の整備と北部駐車場から歴史ゾーンへのつり橋整備等、どのようになっているのか伺う (2) 当初計画をどの程度実現できるか。また、どのように県に働きかけているのか 3 コンベンションタウン事業の促進について (1) 県内各市町村ともこの事業に力を入れている。先駆者として安穩としていると、ますます先細りになるが、考えを伺う

順 番	(議席番号) 質 問 者	質 問 の 要 旨
1 3	(7) 米 丸 文 武	1 さつま梅の生産振興対策について (1) 現在さつま町総合振興計画の策定中であるが、旧薩摩町で取り組んできたさつま梅の生産を新町ではどのように進める考えか (2) 生産者の高齢化で、これまで育ててきた梅園の管理が困難になりつつある。 これからの梅園並びに梅の樹の管理をどのように進める考えか (3) 梅を町の主要作物の一つとするならば、生産者の収益確保並びに後継者や新規生産者の確保が必要と思われる。 収益確保のためには、付加価値の向上と販売対策が重要と思うが、どのような取り組みをすることが必要と考えているのか伺う
1 4	(19) 柳 田 隆 男	1 農業振興と農業高校の連携について (1) 農業高校は地域農業の先進的取り組みを期待しているが、本町の支援策はどうか。畜産振興、茶の振興について 2 農村定住策について (1) 農村部には空家が増え、遊休農地も増大しつつある。団塊の世代の農村定住を支援する考えはないか

平成17年第6回さつま町議会定例会会議録

(第3日)

○開議期日 平成17年12月9日 午前9時30分

○会議の場所 さつま町議会議事堂

○当日の議員の出欠は次のとおり

出席議員(28名)

1番	高 嶺 実樹雄 議員	2番	市 來 修 議員
3番	平 田 昇 議員	4番	新屋敷 浩 議員
5番	肥 後 紀 康 議員	6番	木 下 敬 子 議員
7番	米 丸 文 武 議員	8番	麥 田 博 稔 議員
9番	平八重 光 輝 議員	10番	新 改 秀 作 議員
11番	楠木園 洋 一 議員	12番	宮之脇 金次郎 議員
13番	柏 木 幸 平 議員	14番	久 保 道 夫 議員
15番	別 府 静 春 議員	16番	舟 倉 武 則 議員
17番	日 高 政 勝 議員	18番	田 中 伸 一 議員
19番	柳 田 隆 男 議員	20番	山 崎 文 久 議員
21番	岩 元 涼 一 議員	22番	新 改 幸 一 議員
23番	中 尾 正 男 議員	24番	東 哲 雄 議員
25番	川 口 憲 男 議員	26番	内之倉 成 功 議員
27番	木 下 賢 治 議員	28番	濱 田 等 議員

欠席議員(なし)

○出席した議会職員は次のとおり

事務局 長	中 村 慎 一 君	議事係 長	福 田 澄 孝 君
議事係 主査	角 茂 樹 君	議事係 主査	原 田 健 二 君

○地方自治法第121条の規定による出席者は次のとおり

町 長	井 上 章 三 君	教 育 長	福 満 隆 徳 君
助役(総務)	宮之脇 尚 美 君	教委総務課長	上久保 澄 雄 君
助役(経済)	山 下 彦 志 君	教委学校教育課長	瀬戸山 稔 君

鶴田総合支所長	岡村兼利君	教委社会教育課長	永田清信君
薩摩総合支所長	山口正展君	商工観光課長	橋之口幸男君
耕地林業課長	脇黒丸猛君	消防長	田上泉君
健康増進課長	中村政己君	税務課長	二階堂清一君
薩摩総合支所経済課長	赤崎敬一郎君	会計課長	下市真義君
農政課長	久保蘭純隆君		
建設課長	前囿義広君		
開発課長	北原美義君		
企画広報課長	和気純治君		
総務課長	湯下吉郎君		

○本日の会議に付した事件

第 1 一般質問

△開 議 午前9時30分

○議長（濱田 等議員）

おはようございます。ただいまから平成17年第6回さつま町議会定例会第3日の会議を開きます。

△日程第1 「一般質問」

○議長（濱田 等議員）

日程第1、一般質問を第2日の会議に引き続き行います。

通告に従い、26番、内之倉議員の発言を許します。内之倉議員。

〔内之倉成功議員登壇〕

○内之倉成功議員

おはようございます。私は、先に通告いたしました健康維持と中山間総合整備事業について、質問いたします。

まず1点目ですが、「健康維持について」であります。少子高齢化社会で医療費が高くなっている。平成17年度の高医療費指定市町村では、全国で北海道に次いで鹿児島県は2位であります。県内では指定市町村として薩摩町が入っております。また、準指定では宮之城、鶴田、この3旧町が入っているわけですが、この3町合併にして国民健康保険、老人保健、介護保険は高くなっていくのではないかと考えられます。今後、どのような対策を行うか伺いたいと思います。

医療費の技術が発達し、高齢化が進み、平均年齢が高くなると思います。健康維持のために集落、隣近所とのコミュニケーションをとり、安心して暮らせる環境づくりが必要かと思いますが、町長のお考えを伺いたいと思います。

現在、高齢者の健康維持のために、ころばん健康体操、水中ウォーク教室、ウォーキング、様々な健康維持についての努力が関係課では行われております。私はここで、グラウンドゴルフ、ゲートボール愛好家から要望が、新さつま町合併記念事業として、多目的室内競技場を考えられないか伺いたいと思います。

理由として、高齢化社会の健康維持と、町内ゲート愛好家300名、グラウンドゴルフの愛好家800名が、自主的に練習をしているところであります。グラウンドゴルフについては、子供から老人まで競技を楽しめるせいか、小さな集落から校区段階まで、多くの町民が楽しんでいます。町内の広場では年間通じて、2,000～3,000名の人たちが競技をしていると思われる。協会主催の大会は、悪天候にはほとんど町外で競技が行われるとのことである。県内では福山、川内、高尾野町などが、大きな室内競技場を持っているようであります。

それから、もう一つの「中間総合整備事業について」であります。今回、耕地事務所と宮之

城町議との懇談会で、総合整備事業として15億円の整備事業とのことであるが、町としてはハード関連化が共同して対応できないか伺いたいと思います。

我々議員としては、この財政難のときに、このような有利な事業はないと思い、議員1人当たり1億円と思って、地域に話を進めてまいりました。しかし、今日まですべてのハード事業は、行政担当課が進めてきたせいか、町民にとっては戸惑いや不満が出てきました。

そこで、町長が先頭に立って、町政と議会が連携をとり、また、中山間地域の発展に寄与することが町の活性化につながると思う。町長の考えを伺いたいと思います。

ハード事業は、新さつま町としては財政的に困難と思われるが、ここで担当課が努力してもらい、国・県85%事業を成功させることが、新さつま町としてはよい機会と思われます。旧薩摩は実施中、鶴田は18年度実施とのことである。この事業の完成時には、過疎化の歯止めとして、経営後継者の規模拡大と受委託の事業が進み、集落営農ができると考えられるが、それぞれの担当課の決意を伺いたいと思います。

これで1回目の質問を終わります。

〔内之倉成功議員降壇〕

〔町長 井上 章三君登壇〕

○町長（井上 章三君）

ただいま内之倉議員から2点にわたる質問をいただきました。

まず、第1点目の健康維持の問題でございます。「医療費が年々高くなっているが、その対策はどのようにするのか」という御質問でございます。御承知のように、国保制度は被保険者の病气、ケガ、出産、死亡に関して保険給付を行うことを目的にしていると同時に、被保険者に対して健康の保持増進のための事業に努めることになっており、事業運営は保険税と大半を占める国・県の負担金や交付金等で賄われております。

医療費の動向は、事業運営上、最も注視すべき点でございますが、高齢化、医療技術サービスの高度化などで、上昇の一途をたどっている傾向に変わりはありません。

このような医療費の上昇という動向は、本町だけの課題ではなくて、全国的な問題として、これは第一義的には、国の制度改正による取り組みが必要であると思っておりますし、現在、国においては、そのような大綱のとりまとめ、そして、医療費の適正化の問題、それから、超高齢化社会を展望した新たな医療保険制度の体系をどうするかという問題、それから、診療報酬等の見直しの問題等に、今、議論を進めておられるところでございます。

こうしたなかで、医療費抑制対策として、市町村というこの保険者で対応できる範囲は限られているわけでございますが、これまで疾病予防等に力点を置きながら、各種保健事業による健診や人間ドック受診助成による早期発見に努めるとともに「自分の健康は自ら守る」を目標に、地

域ごとに高齢者を対象とした「ころばん健康体操教室」や一般を対象にした「水中ウォーク教室」などを開催しながら、健康づくりへの取り組みを広げてきているところであります。

また、保険税の収納率向上対策やレセプト点検、重複・頻回という受診者への訪問指導などの医療費適正化対策など、医療費の抑制に向けた取り組みを進めてきているところでございます。

全国の各保険者とも、このような医療費抑制対策を実施しているにもかかわらず、医療費増が見込まれることから、国は医療制度改革の取り組みを進めており、本年中に医療費抑制に向けた大綱案をまとめ、来年の通常国会で成立させたいという計画のようであります。この医療制度改革で、医療費の伸びが抑制されていくことを期待するところでございます。

2点目に、「特に高齢化で老人医療対策は大事と思うが、政策を伺う」という御質問をいただいております。御承知のように、老人保健医療制度は国保同様、高齢化、医療サービスの高度化、医療ニーズの増加に伴って、医療費が増え続け、この問題は自治体や保険者にとって大きな悩みとなっております。

これまで、町では、「元気ですこやかな老後を自宅でおくる」ことを目標に、若いときからの運動の習慣付け、さらには引きこもり防止や転倒予防のための「高齢者ころばん教室」を地域ごとに、そして定期的に開催するなど、「元気老人」となっていただくような取り組みを行う一方、レセプト点検の実施、重複・頻回受診者への訪問指導なども実施し、医療費の抑制に努めてきたところであります。

このようななか、老人保健医療制度については、平成14年10月から対象者を70歳から75歳に引き上げる改正が行われ、対象者は減少していくものの、1件当たりの医療費や一人当たりの医療費、総医療費も年々今なお増え続けているという実態にございます。

今後においても、医療技術の高度化、医療サービスなどの向上により、一層の長寿社会となり、医療費増加は避けられないものと考えられます。このようなことから、国は現在、医療制度改革に取り組んでおり、このなかで老人医療についても抜本的な改革案が盛り込まれ、制度自体が大きく変わっていくものと予想されるところでございます。

3つ目に、「高齢者の健康指向策の一案として、室内運動場の建設は考えられないか」と、屋内運動場の建設の声があるということでございます。この件につきましては、旧町時代においても、幾度となく陳情や提案がなされてきたと聞いております。町では、近年では共栄石油裏にありますグラウンドゴルフ場の整備基本計画を策定する時点で検討を行ったと、これは旧町でございますが、ということでございますが、当該地は砂防指定地の関係や運動公園からの排水溝が埋設されている状況から、建物の建設には無理があるとの判断により、現況の整備になったと聞いています。

現在、町には湯田の老人福祉センターの隣に屋内のゲートボール場がありますが、グラウンド

ゴルフ場は残念ながらございません。しかし、これの建設となりますと相当な面積も必要となるとともに、場所の選定、財政的な問題を十分考慮しなければならないという問題がございます。今、総合振興計画の策定中でもあり、そして一方で行財政改革をいかに軌道に乗せるかという大きな課題を抱えながら取り組んでいるところでございますので、これらの問題を考慮いたしますと、当面のところ既存のゲートボール場を利用させていただく、あるいは室内用のグラウンドゴルフ用具はあるわけでございますので、総合体育館等を有効的に活用しながら、雨天時や高齢者の健康づくりに御利用いただきたいと考えておりますし、この問題は行財政改革の状況などをよく見つめながら、テーマとして、考慮する必要があると思っているところでございます。

失礼しました。2番目の「中山間整備事業について」でございます。これにまず、「町として全面的に対応できないか」という御質問であります。この中山間整備事業につきましては、現在、二渡地区及び薩摩地区を実施してきているところでございますが、今年度、二渡地区が完成することに伴いまして、今後、旧宮之城町全域を中山間地域総合整備事業で実施できないか、取り組めないかと、現在、県と協議を行いながら、また、地元からの要望をとりながら検討をしているところでございます。

この事業は、生産基盤整備や生活環境整備等を総合的に行うことができ、また、県が事業主体となって実施するというなかで、補助率が80～85分の有利な事業ということになっております。

このようなことから、町といたしましても、現在、地元説明会を開催しながら、要望等の聴き取りを行っているところでございますが、今後におきましても、県と一体となりながら事業の推進に取り組んでまいりたいと考えているところでございます。

2点目の「ハード事業は減少傾向にあるが、中山間事業での活性化を推進すべきではないか」という御質問でございますが、現在まで農業の振興や地域の活性化を実現するため、農業農村整備事業を実施してきているところであります。

御承知のとおり、長引く景気低迷や税収の減少等により、極めて厳しい財政状況下ではありますが、町の基幹産業であります農林業のさらなる活性化を図っていくためには、今まで同様、農業農村整備事業を実施していかなければならないと考えているところでございます。

このようなことから、有利な事業を導入しながら、より一層の重点化を図り、最小の経費で最大の効果があらわれるような事業推進に努めてまいりたいと、このように考えております。

〔町長 井上 章三君降壇〕

○内之倉成功議員

今、私の質問に対していろいろ回答があったわけですが、この老人医療の問題について、ちょっとお尋ねしたいと思うんですけれども、今回のこの老人医療費の問題については、高騰してい

くというなかで、今、国が改正しようとしている内容が新聞などでも出ているようですけれども、本町ではどの程度そういう上がっていくとか、ことを担当課でも結構ですので、とにかく国保と介護医療、または老人医療、これがだんだん上がっていったら、財政的にも一般財政からの持ち出しがあると思うんですけれども、そこいらを緩和するためには国としても、とにかくもう耐え切れないというような形のなかで、医療費の高負担という、自己負担というのが上がっていくという話があるようですけれども、その内容についてはある程度行政のほうとしてはつかめておるか、お聞かせ願いたいと思います。

○健康増進課長（中村 政己君）

老人保健医療制度の改正によりまして、どのような見通しをもっているかというような内容でございますが、今のところまだ全体像が見えておりませんので、全くシミュレーションはいたしていないところでございます。

○内之倉成功議員

この問題については、確かに国が示さない限り町としては進めようがないというのは、十分理解しております。ですから、今後の課題として、私たちのこの保険料が上がる、また、自分たちの負担増につながるというそういう形でないと解決できないと思うんですが、そういう形はもうやむを得ない、国が決めたとおりにしか、今のところ町村では対応できないというのが実情かと思いますが、そういう形で、我々町民はこの国が示すことを待つのみしか方法はないということなんですか。

○町長（井上 章三君）

この町民の健康維持の問題に対して、制度的には国保の制度というのがあるわけでございますが、この医療費が増嵩していくなかで、今、国保の財政は非常にピンチに立っております。

そして、高齢化が進んでいくなかで、第一線を退いた方々が社会保険から国保のほうにそれぞれ入ってこられると、そうして医療費はますます高くなる傾向にあると、これには市町村としては耐えられないということで、これは都道府県でこの国保を一本化していくべきだという意見をいろいろと出されていたわけでございます。これが今回、県が国保を担当するという形までは、今のところ進まないようではありますが、都道府県単位に市町村の広域連合組織での運営に移行させるというようなことが大体素案として出てきているというふうに聞いているところでございます。

さらには、国保であったり、いろいろなまた保険があるわけでございますが、この保険制度の一元化ということも言われるわけでありましてけれども、ここまではなかなか一気にはまだ進みにくいという状況があるようでございます。

また、先ほども申しました診療報酬等の見直しであるとか、それから、それぞれの被保険者の

医療費の適正化の問題に対する詰めを今行われているということのなかで、今、素案が提示されつつある。そしてこれを、大綱を本年中にまとめて、来年の通常国会に成立させるという計画のなかで、議論が進んでいるというふうに認識をしているところでございます。

ですから、国の大きな方針のなかで、我々市町村は国保の運営を行っている、そして、この町民の健康維持に向けての努力をしているということでございますが、町としては先ほど申したような形での努力を精いっぱいやりながら、この国保の財政というものを何とか保ちながら努力をしてきたというのが実情でございます。

○内之倉成功議員

この医療費の問題については、とにかく私たちの町だけで解決でき得ないというのは、十分承知しております。そのなかで、私は今後この健康維持という意味のなかから、とにかく考え方を転換するという意味だと思うんですけれども、今、老人の皆さんは、それぞれの形のなかで、健康体操とか、それからウォーキング、いろいろなもので自分の体を維持されている、努力されているわけなんですけれども、このなかにグラウンドゴルフなり、またゲートボール、それからいろいろなそういう競技をされてるわけなんですけれども、この2団体からは、是非、室内競技場が欲しいんだと、でなければ、我々は、やはり健康維持するためには、努力しなければならないというのはよく理解できるんですけども、雨天なり悪天候の場合なんかには、どうしてもこの本町内ではできないと、町外に出ていっていかなければならないというのが、現状かと思います。

そういうなかで、近辺の町はそれぞれ大きな練習場を持っているわけなんですけれども、宮之城にあるのは、湯田にちっちゃな1面しかとれないゲートボールの競技場しかないわけなんですけれども、なかなかあそこの場合については、偏った関係で、中心にないというのか知りませんが、なかなか利用が少ないということは、私も聞いております。

ですけれども、やはり一生懸命になって県の大会、そういうところに出ていく競技者については、本当にそういう室内競技場が欲しいと、是非お願いしたいというたつての願いがあるわけなんですけれども、町長は財政上できないと言われるかもしれませんが、やはり一町の首長となられ、新しい町長として何か一つぐらいは、「おし、おれは、これはやるんだ」という何か生きがいどうしてもほしいんですけれども、町長はそこいらどうなんですか、財政的に厳しいというのは、ここにいらっしゃる皆さんはすべて御存じだと思います。しかし、それをとにかくどうか展開していこうという、先が見える、先が明るくなっていくような、そういうものというのが、町長個人の、町長一人として、私は是非出させていただきたいと思うんですが、やはり財政上、また、それはできないという考えがずっとこのままいかれれば、何のために私たちの町の町長になられたのか、新さつま町は何のためにやったのか。ただ、赤字を消していくための町長という、それも大事なことだと思いますけれども、やはり町民には夢がほしいと思います。その

夢を是非、実現していただくようお願いしたいんですが、もう一度、町長のお考えをお聞かせ願いたいと思います。

○町長（井上 章三君）

内之倉議員のお気持ちは、よく理解するつもりでございます。

この高齢者の健康維持、そして、元気に年をとっていただくという課題は、これはどの町においても、そしてこの高齢化社会を迎えてきた我が町においても、非常に重要な課題でございます。

そういうなかで、このゲートボール、あるいはグラウンドゴルフを愛好する方々が、強い要望を持っていらっしゃるという気持ちは、私も受け止めているつもりでございますし、何とかできるものならという気持ちは持わけてございます。

このグラウンドゴルフができる屋内の運動場となると、相当な広さ、相当の財政を伴うということがございますから、今までのそういうことをいろいろ検討する経緯のなかで、例えば、家畜市場の品評会場などを利用できないかということも検討がされたということも聞いております。

あそこは大きな屋根があり、また、広さ的にはそれなりの広さがあるわけでございますけれども、その地盤の問題でなかなかこれを、そういうグラウンドゴルフができる状況に敷き変える、あるいはまた品評会のときには、またそれをさっとそういうふうに移用できるというようなことがなかなか現実的に難しいと、簡単にできないということで、せっかく屋根があり、広さも十分だと言いながら、それが活用できないというふうになっているということでございますが、せっかくあるんだから、何とか工面ができないものかなという気もするわけでございますが、そういう既存のものを利用できないとなると、では建設できるのかという問題になってまいります。

私は、町長として当選をさせていただきまして、当面、第一の課題は行財政改革を、これをしてしっかりと軌道に乗せると、それと、将来的に展望のある総合振興計画をつくりながら、計画的に我が町の発展を期するんだということを念頭に置きながら、今、計画を進めているというふうに認識をしております。

そういう点で、目玉になるものは一つならず、幾つもつくっていききたいわけでありまして、町政にはメリハリをつけた取り組みを進めていかなきゃいけないということで、今いろいろと検討中ではございますが、この問題は、短期的に結論を出せるというふうに今言える状態にはないというふうに認識しておりますので、今のこの行財政の改革を踏まえながら、将来そういうような、またチャンスがあれば、御期待にそえれば幸いだなというふうに思っているところでございます。

○内之倉成功議員

今、町長の回答を聞いていると、やはり財政上できないというしかとれないと思うんですけれども、やはり年次的な計画を持って、少しでも蓄えていつつくるという、そういう形も是非考えていかなければ、いつまでたっても高齢者が健康維持する、また、町民のすべての皆さんが利

用できるようなコミュニケーションの場が、つくれる場所を、是非この室内的なものも考えていかないと、体育館もありますけれども、体育館はそれぞれやり方がバレーとか、そういうバスケットとか、そういうもろもろのものはできますけれども、今さっき申し上げるとおり、このゲートボール、グラウンドゴルフについては、今の体育館なり、家畜市場も出ましたけれども、私は無理かと思います。

そういうなかで、今後の一つの大きな課題として、約束はできないと言われればそれまでですけれども、是非、この問題については取り組みを考えていただきたいと思います。

次、点を変えまして、「中山間総合整備事業について」お尋ねしますが、今回のこの整備事業は、とにかく今まで二渡とか、そういうのをやっていたわけですがけれども、我々の旧宮之城のなかでは、この総合整備事業というのは今説明があったわけですがけれども、それぞれ耕地事務所が我々との話し合いのなかで、「15億円の事業ができないか、それぞれ地域の皆さんと話し合ってみないか」ということで提起があったわけですがけれども、我々もそれぞれ地区民のなかに入り、話をしてきたわけですがけれども、この85億というこの国・県の助成をうまく利用することがいかに大事かというのを私は考えております。

そういうなかで、今回、私も地域に入っていたわけですがけれども、なぜ行政が前面に出てこないかという、そういう町民側からの指摘があったわけです。私たちはそういう意味で、今回、この今提起しているできるだけ行政を中心にし、我々議会もバックアップするという方向転換をやらない限り、この事業が純然たる町政挙げて取り組むという形をとらない限り、せっかくの「絵にかいたもち」が実施できなければ、ならないかと思うんですがけれども、町長、もう一度お聞かせ願いたいと思います。

○耕地林業課長（脇黒丸 猛君）

この中山間事業につきましては、県のほうから二渡地区が終わるということで、町長の答弁でもありましたように、今後、旧宮之城町全域をどうにかできないだろうかということで、県のほうから、前、議員の方々の懇談会のなかで提示されたことでございます。それで、県のほうから町を通じまして、議員の方々に地元からの要望をとってくれという、それがきっかけでこの事業が始まったところでございます。

それで、今後につきましては、地元のほうから要望があれば説明会とか、そういうのも開催していきたいということで考えているところでございます。この前も、5日の日やったですか、佐志のほうでも地元の館長、それから公民会長さんも20名ぐらい集まってもらいまして、説明会を行っております。このようなことから、地元のほうから何でもいいですから要望を上げてくださいという形で、今後、説明会を開催していきたいということで考えております。

日にちにつきましては、1月いっぱいを考えておりまして、12月いっぱいまでに地元の説明

会を開催しながら、地元のそういう要望をとりながら事業の推進に努めていきたいということで、考えているところでございます。

以上でございます。

○内之倉成功議員

今、耕地課長のほうから、それぞれ回答があったわけですが、私はこの事業は耕地課だけの問題じゃないんじゃないかと思います。すべての事業が網羅した形のなかで、総合整備事業として出てきているわけですので、建設課、耕地、経済、それから環境課ですか、そういう形のなかで、すべての課が連携をとって、この整備事業を実施することによって、今後のさつま町の活性化が生まれてくるんじゃないかと思うんですが、そこいらを町長の考えとして、そういうものはできないか、担当課の耕地課だけに任せてやっているのか、お願いしたいと思うんですが、助役でも結構ですので、是非考えをお聞かせ願いたいと思います。

○助役（経済）（山下彦志君）

ただいま中山間総合整備事業の件で、内之倉議員のほうからいろいろとございますけれども、中山間総合整備事業につきましては、県が事業実施主体になるものでございまして、今、行財政改革ということで、それぞれ町長のほうからと言われておりますけれども、こういう時期こそ、こういう高度な効率な補助事業を導入するということは、非常に大事なことであります。ただ、上限が10億～15億円ということでございまして、やはり補助率も80～85％、それぞれ事業種目によって違うわけですが、ただこれをメインに据えるということは大事なことであり、ということで位置づけをしております。

ただ、今、主幹課長のほうからございましたけれども、地元の説明会ということは、それぞれ通知をやりながら、それぞれのところで今やるということで、やっておりますが、先ほどありましたように、佐志地区では12月5日、そういうことで、やったということも聞いております。

それぞれ今、御質問のとおり、用排水それから何と言いますか、河川の整備とか、いろいろと関連する主幹課があるわけですが、それぞれ連携をとりながらやるということは大事なことでございますけれども、やはり耕地事務所ということで事業主体が県でございしますので、耕地林業課を中心にしながら最初はやっていくと、そして要望に沿ったなかで、主幹課が連携をとりながら進めていくということが大事ではないかと思いますが、ただ負担が伴うということもございしますので、やっぱり受益者の意向を十分尊重しながらやっていく必要があるということで考えておりますので、位置づけとしては、こういう時期だからこそ、高度な、やっぱ効率の補助を導入していくことは一番大事なことでございますので、そういうことで進めさせていただきたいと思っております。

○内之倉成功議員

最後に、2つのことを私、質問したわけですが、なかなか要を得た質問ができなかったわけですが、私としては、この2つの問題をやはりよくすることによって、町の健康が保たれていくということ、それから2つ目の総合整備事業については、やはりこのさつまの町が、とにかく活性化していくためには、これ以外に方策はないんじゃないかなという気がします。

今、佐志の広田地区の水田についても、裏作ができる水田というのは、皆無に等しいような状況です。あっても限られた水田だけです。

そういうような形のなかで、地域では話し合いが進んでいるわけですが、是非、今回は県・国の補助金が85億とあるわけですが、町も、ない財政のなかから、少しでもこれをプラスするような形を考えながら、この事業が達成できることを願って質問を終わりたいと思います。

○議長（濱田 等議員）

次は、10番、新改議員の発言を許します。新改秀作議員。

〔新改 秀作議員登壇〕

○新改 秀作議員

私は一般質問通告書に従いまして、2点のことを教育長に質問いたします。

1点目は、「現在、第3土曜日が『青少年育成の日』、第3日曜日が『家庭の日』として定められているが、その活動内容等の実態はどうなっているか」。2点目は、「社会体育行政の体制の見直しについて」、現在の教育行政組織では、文化行政については文化課が設置され、文化振興が図られている。一方、社会体育行政においては、スポーツ振興係を核としながらも旧町で業務分担をしている部分があるやに聞いている。来年の県民体育大会を控え、体制の見直しは考えられないか。

これで1回目の質問を終わります。

〔新改 秀作議員降壇〕

○教育長（福満 隆徳君）

ただいまの新改秀作議員の青少年育成についての御質問でございますが、「青少年育成の日」は、家庭・学校・地域社会が、三者が一体となった青少年の育成活動や非行防止活動の実行を期するために、昭和57年度から始まっております。

また、「家庭の日」は、青少年に生活習慣や社会のルールを身につけさせるために、家庭の役割が大切であるということを広く認識させるために、昭和40年度から始まって、県がそれぞれ提唱して全県的に運動が進められております。

本町におきましても、青少年育成町民会議やPTA、子ども会など中心となり活動を展開しているところであります。特に、青少年育成町民会議の各区推進委員会では、ふるさと美化活動に

より地区内の空き缶拾いや施設の草払い、河川や文化財等の清掃活動、さらには青少年への農作業体験活動、書初め大会の実施、あるいは伝統芸能の伝承活動など、様々な取り組みを実施、実践しているところであります。

合併の本年7月に、青少年町民会議を新たに設立し、青少年に対する意識を高め、家庭、学校、地域が一体となって、町民総ぐるみの運動として、心豊かな青少年の育成を推進することとしているところでございます。

2点目の「体育行政の体制の見直しについて」でございますが、合併1年目の今年は、町全体規模の大きなスポーツ大会を3つ計画し、多くの方々の協力で盛会裏に実施できたところでございます。

スポーツ行事につきましては、地域の融和や町民の一体性を確保するという観点から言いますと、その効果は大変大きなものであると考えております。

旧町でもそれぞれ大会を実施されてきたところでありますけれども、本年度実施したスポーツ行事の運営につきましては、それぞれ旧町の運営方法を取り入れることなども考え、その大会の企画・立案・運営などを本庁及び総合支所の担当者が主になる形で、それぞれ分担して担当したところであります。

その結果としまして、住民の方々にとって、どの部署が中心になっているか分かりづらいという面があったとの意見も寄せられているところであり、スポーツ担当部署を充実していく必要があるという考えをしているところであります。

また、議員の御指摘のとおり、来年9月開催の第60回県民体育大会川薩大会では、今のところ本町では7種目の競技が実施される予定であります。実行委員会の設立など多くの業務量が予想されるところであります。これらを考え合わせますと、スポーツ振興の担当部署については、来年度は見直しを行い、その事務体制について充実整備を図る計画をしているところであります。

○新改 秀作議員

私は2年前にも青少年育成について、一応一般質問をした覚えがあるわけですがけれども、今回、ある住民の方々が、「わや青少年育成を言うとや、昔のわいと全然ちごわよ」と言われまして、「昔ほがなかったで今すったっ」ちゅて、笑ってるところでございました。今、週休2日制になりまして、非常に子供たちに、そういう育成ということが大事じゃないかと思い、質問をするわけでございます。

このような日が決められているわけでございますけれども、いろんな行事と重なってしまう傾向もあるのではないかと、町としてこの日を決めているのであれば、極力、他の行事と重ならないように配慮すべきではないかと思うんですけども、教育長どうですか。

○教育長（福満 隆徳君）

ただいま御指摘いただきましたが、言われるとおりでと思います。いろいろな地域の行事、それから学校の行事を含めまして、スポーツ少年団等の行事、あるいは中学校におきましては部活動等の行事、それぞれのいろんな行事が重なるなかで、地域での子供たちの活動というのが、だんだんこう絆が薄くなっているといいましょうか、参加する子供たちが少なくなっているということは伺っておりますし、懸念しているところであります。

そういう面から考えまして、青少年の育成事業につきまして、第3土曜日、日曜日、こういうところで、いろいろと事業をしていただくように学校とか、あるいはPTA、あるいは地区公民館、体協等含めまして、いろいろと連携を図りながら、今後、定期的にやはり行事の調整会とか、そういう実態を把握するなかで、お互いに指導を加えながら進めて、乗り入れをしながら指導を加えていきたいと、そういうふう考えているところであります。

やはり、子供たちの健全育成につきましては、「地域の子供は地域が育てる」ということが基本だと思いますし、地域と学校、家庭が一体となって青少年を育てていく、そういう機運が育つように推進していけたらと、そういうふうに思っているところでございます。

○新改 秀作議員

今、教育長のほうから地域行事のいろいろな調整についてお話がありましたけれども、実はスポーツ少年団のことについてちょっとお伺いするんですけども、今、スポーツ少年団も青少年育成の一環なんですけども、我々が地域で行事、あるいは地域の代表として町の体育行事に出場する場合、スポーツ少年団は今、町には600人からいるわけですけども、今非常にバレーボール、野球、九州大会、全国大会などがございまして盛んでございます。どうしても地域に協力をもらえない。

それに関しまして、地域としても、どうしても選手を発掘にも大変だということで、スポーツ少年団の指導者、あるいは育成会長を通して、周知の徹底を図れないもんだろうか、「町の行事には優先して参加してくれ」というようなそういう周知の徹底を図れないもんだろうかと思ひまして、質問します。

○教委社会教育課長（永田 清信君）

今ありましたように、行事がいろいろバッティングしまして、大変地域の皆さん方にも選手選考等で苦慮されているというのは、私どもも聞いております。スポーツ少年団のあり方ということについても、毎年スポーツ少年団の会議がございますが、そのなかで県のほうからの通達並びに町のスポーツ少年団本部からの通達ということで、指導者、育成会のほうには強く要望もいたしております。スポーツ少年団活動には7つの領域があるということで、もちろんスポーツはですが、そのほかに地域、社会活動ということもあります。そのなかで、県のほうからも、私ども町のスポーツ少年団からも、地域活動への積極的な参加というの、スポーツ少年団の指導者、

育成会には強くお願いをしております。しかし、なかなか大きな大会を控えますと守っていただけないのも事実であります。

今後はこれらも含めて、十分な指導をしてまいりたいというふうに思います。

○新改 秀作議員

たとえばいろいろ大会も重なるとは思いますけども、「家庭の日」、「青少年育成の日」ぐらいはスポーツ少年団も休みにして、地区の行事に協力したりするような周知が教育長のほうから図られないものかと思います。教育長どんなもんですか。

○教育長（福満 隆徳君）

今、スポーツ関係につきましては、スポーツクラブという形での組織がございまして、これがやはり生涯スポーツといいましょうか。競技力向上という面が非常に強うございます。そういう面からスポーツ少年団は、ただいま社会教育課長が申しましたように、いろんな活動をしていかなければならない、そういう団体であるわけですが、それが、競技力向上のほうに大変傾いているという、そういう面が多々見られるわけです。

そういう面であるから週に3日の活動というふうにはなっているわけですが、それがもう毎日、土曜、日曜、そして全国大会、九州大会、そういうつながった大会が設定されているということから、勝ち抜いていきますとそういうところにずっとつながっていくということで、そういう地域行事に参加できないという面が見受けられております。

そういう面からしまして、スポーツ少年団、地区のそういう組織、それから県の組織等ありますが、またそういうところにも、そういうことは要望をしていきたいと、そういうふうに考えているところであります。

○議長（濱田 等議員）

新改秀作議員。

○新改 秀作議員

なるべく地域の方も非常にそういう声が多いようですので、教育長、お願いいたします。

それから、12月17日に行われますさつま町子ども会大会が、鶴田町であるやに聞いておるわけですが、この趣旨を見てみますと、「学校週5日制の実施により青少年の健全育成は、町民総ぐるみで取り組むことが大切であることを認識し、『青少年育成の日』、『家庭の日』の過ごし方を見直す契機とする」、これは非常にすばらしい趣旨なんですけど、まさに私もこうだと思えます。

この内容を見てみますと、非常に、午前中で終わるような内容になっているんですけども、いろいろ体験発表が主な行事になっていますけども、実は今年までダムジョギング、観音滝のマラソンですか、あれの計画もあったりするんですけども、他町村でこういう育成の日はないんです

けども、子供たちを主体にしたようなフェスティバル、伊集院町で毎年あるんですけども、2日間にかけてフェスティバルをやっているわけです。こういうのなんかもステージでダンスをしたり、踊りをしたり、いろいろ子供たちのそういうのを踏まえて、そして、ジョギングなんかをやったりして、2日間で計画してるようですけども、他町村のそういうのをいろいろ研究して、さつま町でもやっぱりこういうのなんかも素晴らしいことですので、ジョギングも1本にまとまるかもわかりませんが、そんなときは、やっぱりこういうのをなかに入れて、午前中はこれをして、昼からこういうことをしようとか、そういうのを考えられないものかお尋ねします。

○教委社会教育課長（永田 清信君）

本年12月17日に、第1回の子ども会大会というのを開催することにいたしております。これは主催が、町の子ども会育成連絡協議会というところでありまして、私ども教育委員会は後援という形で協力することになりますが、今おっしゃる様に今年は合併1年ということで、こういう大会を初めて開催するわけでありましたが、旧鶴田町でこういうのがあったというふうには聞いておりますが、全町的にするのは初めてということで、日程的にも今回は午前中ということでありますが、検討の段階で1日やろうとか、いろいろ検討も加えましたが、今回は第1回目ということで、このようなことでさせていただくと、申しておりますように内容については、子供たちが今まで体験しましたことを発表していただいたり、それから高齢者、あるいは昔の遊びを体験していただくと、そういったようなプログラム内容を考えております。

それで、来年といいますか、18年度のことになりますが、何か補助事業はないかということで、今、国の「子どもゆめ基金」という制度がございますので、これをもらえないかということで、実はもう申請もいたしておりますが、この子ども会大会にこういったような補助事業が使えないかということで、もらいますと、今おっしゃったように1日大会、あるいは2日大会ぐらいのイベントもできるのかなということで考えておりますので、今後十分また私ども内部で詰めさせていただきたいというふうに思います。

○新改 秀作議員

今、イベントのことをちょっと言いましたけども、子供たちのイベントをすれば必ず親がついてきて、結果はすばらしい結果になるそうでございます。私はいろいろ聞いてみますけども、「子供たちのイベントをやれよ」ちゅうようなことをよく聞いておりますので、私は今からも、青少年の基本であります学校、家庭、地域の連携の強化という面からも、やっぱそういうことをやって、子供たちにも夢を持たせたりいろいろせんないかん、私たちの高校のときも、学生ときはそういうことがなかったもんですから、こういうがんたれにもなったんですけど（笑声）今は、そういうのを育ててやらなならんと、もう少ない少子化のなかで、子供は宝ですから、そういうのを育ててやらなならんと思いますので、是非お願いいたします。

それでは、「社会体育行政の見直しについて」、合併に伴い旧3町の行事等を統廃合すること
も必要となり、また、新しくつくることも必要となります。スポーツと文化、両面みたいなもの
でどちらも大事であり、また、文化関係とスポーツ関係は町民の大きな行事であります。現在の
組織体制で、文化振興は文化課でやり、社会教育課のなかに現在のスポーツ振興係があります。
文化振興は課であり、スポーツは係であります。このスポーツ振興係をスポーツ振興課として組
織できないものか。スポーツ振興も課として組織し、一本化することで、それぞれがばらばらで
はなく、町全体として企画立案を進めていくべきではないかと、質問いたします。

○助役（総務）（宮之脇尚美君）

教育委員会の御質問でございますが、組織の関係でございます。町長も総合調整権という立場
がございますので、こちらのほうで答弁させていただきます。

先ほどの町長の答弁にございましたように、来年度は県民総合体育大会も何種目か開催予定で
ございますし、また、「ねんりんピック」も本町のほうでラグビーが検討されているというよう
なことを伺っております。こういう大規模な大会等が予定をされておりますが、ただいまありま
したスポーツ振興の部分で、課の設置ということでございます。

当然、健康づくりという面では非常に重要な部分がございます。いわゆる医療面からみた健
康づくり、あるいはそういうスポーツを通じたなかでの基礎体力づくりということでは、スポー
ツ振興というのは非常に重要になってまいります。

そういう部分で、現在、組織機構の一部見直しというようなこともございまして、内部で検討
中であるということで御理解いただきたいと、是非そのようなことで、先ほど申し上げましたそ
ういう各種の大会等、あるいはまた今後の全町民に対するそういう基礎体力づくり、そういう部
分では医療の面と、いわゆるそういうスポーツの面で、健康づくりを進めていく必要があるだろ
うというふうなふうに考えておるところであります。

○新改 秀作議員

今、住民からのちょっと意見だったんですけど、「文化課があって、何でスポーツ振興課がな
かとよ」ちゅうような意見もあって、私は個人的には「文化スポーツ振興課でんかんまんとよ
ね」ち思ったりもしましたけども、これはみんな各町村自由ですから、いろいろ決まりはないも
のですからちょっと言えないですけど、やっぱりそういう意見がありましたので、スポーツ関係
のことを言いますと、現在ばらばらで活動しているような状態であるわけでございますけども、
合併後間もない時期であり無理もないのでありますけども、一本化すべきであると思っておいま
す。

組織の運営として、本所で一緒に一本化して企画運営をして、そこで一元化した考えを進める
べきではないかと、そう思いますけども、教育長どう思われますか。

○教育長（福満 隆徳君）

先ほども申し上げましたが、やはり今回は、スポーツ振興係が本町のほうに2人いるわけですが、各町の実態、それから運営の仕方そういうものをいろいろと取り入れながら運営をしていきたいということから、今回は、今年はそういう形をとらせていただいておりますが、先ほど見直しの計画をしているということで答弁いたしましたけれども、現在スポーツ振興係として、体育館のほうにいるのは今2人ですが、来年度はそういう県体ということから考えまして、総合支所のほうから教育事務所事務職、薩摩それから鶴田のほうから1名ずつ一応本町のほうに置いて、そこで事務局を設定したいと、そういうふうな考えを持っているところであります。

そうすることによって、県体に向けての運営、それから町の体育行政の推進そういうものを図っていききたいと、そういうふうな考えは持っているところであります。

○新改 秀作議員

今、教育長から一本化ですることが返答がありましたので、ありがたいと思います。町長も一体化、一体化と常に言ってらっしゃいますので、大事なことだと思っております。

そしてまた、福満教育長にしては、私はもう指導者としては尊敬しておりますので、これからの手腕に期待いたします。よろしくお願いいたします。

これで終わります。

○議長（濱田 等議員）

しばらく休憩します。再開は10時50分とします。

休憩 午前10時43分

再開 午前10時49分

○議長（濱田 等議員）

休憩前に引き続き会議を開きます。

助役。

○助役（総務）（宮之脇尚美君）

訂正とおわびを申し上げますが、先ほど新改議員のほうから御質問がございましたスポーツ振興課の関係で、「ねりんピック」を来年度と申し上げましたが、平成20年度でございました。訂正を申し上げて、おわびを申し上げたいと思います。

○議長（濱田 等議員）

次は、9番、平八重議員の発言を許します。平八重議員。

○平八重光輝議員

昨日、川口議員のほうから健康増進について質問がありまして、人間、元気で健康で長生きするのが一番の幸せだと思いますが、その点につきましても是非検討をいただきたいと思います。

人間、元気で長生きしても、あるいは若い人でも、ある日突然、事件や事故にあったり、あるいは病気になったりして心臓や肺の呼吸が停止する場合があります。そういう方が16年度で3万人と言われていています。この方々は不幸にして天国に召された方々であります。それ以外に、心臓や肺呼吸が停止して、自力で、あるいは第三者の手によって、またこの現世に返られた方もたくさんいらっしゃるわけですが、そういう亡くなられた方の一部と申しますか、少しでも多くの方に、この世の中に返っていただくための手段としての提言であり、質問であります。

平成13年に私が、当時の祁答院地区消防組合からもらった資料があるんですけども、なかなか質問する機会がなくて今日になりましたけれども、そのなかで、当組合ではこの実施要綱ちゅうのが、応急手当の普及に関する資料ということでしたんですが、平成8年に「祁答院地区消防組合応急手当の普及啓発活動の推進に関する実施要綱」というのを制定いたしました、8年に制定いたし、13年の8月17日付でもらった時点で783名の方が受講されておりますと、先日いただいた資料では、つい先日までで約1,560名近くの方が受講されていますということを踏まえて、質問をいたします。

救急車が到着するまでの空白時間を埋め、傷病者の命を救う応急手当の一つが心肺蘇生法です。心肺蘇生法は病気やけが等により、突然意識をなくしたり、呼吸停止、心臓停止、またはこれに近い状態になったときに傷病者を救命するために行われるものです。心肺蘇生が行わなければ、傷病者が発生したとき、どれだけ早く救命措置を行うかが、後々の経過に大きく影響すると言われています。心臓停止で3分、呼吸停止で10分を経過すると、その死亡率は50％を超えと言われています。

平成16年の我が町の救急車の出動要請があってから到着までの平均時間は、約8分です。人間が生きていく上で大切なのは、酸素がなくなってから3分ないし4分しか生きていられないそうです。皆さんも事件や事故に遭い、ケガをすることがあるかもしれません。あるいはまた、自分はそういう事件や事故に遭わなくても、そういう事件・事故に遭った方を近くに見たりすることがあるかもしれません。目の前にケガを負った人や急に心臓や呼吸が停止した人がいるとき、「あなたは何らかの応急処置ができますか」と言われたときに、「はい」と言える方はまだまだ少ないと思います。恐らく心肺蘇生法や応急処置の訓練か講習を受けたことのある人でないと、ほとんどの方はできないのではないかと思います。呼吸がなく脈が振れない人をそのまま放置しておくと、人は死に至ります。ただ、救急車を待つのではなく、救急車を待つ間に、その

場で一刻も早く心肺蘇生を行うことが大事な命を助けることなのです。しかし、心肺蘇生法はだれでもすぐにできるものではありません。熟練した人に講習を受け、そして、実際に自分で人形を使ってやってみなければできないものではないと思われます。

平成8年4月から17年10月までのさつま町の受講者は、先ほど申しましたように1,559名となっております。このほかに最近、自動車学校で教習所を卒業された方は、自動車学校で心肺蘇生法の講習がございます。そういう方を含めると、約2,000名前後の方がそういう講習を受けておられるのではないかと推測いたしております。人口でいきますと6歳ないし7歳前後の方が受けておられるのではないかと思います。しかし、この講習も実際に人形を使って実技をした人でないと、なかなかそういう事件・事故の場にあつたときには、すぐできるということでもないようであります。

消防庁は1993年に応急処置普及の実施要綱を制定し、これは消防本部からもらった資料と同じことなんですが、全国で国民の20歳を目標に心肺蘇生法を普及するという目標を上げております。我が町も大事な命を一人でも多くの人を救うために、4人に、できれば3人に1人ぐらいの人が受講し、ケガの手当を含めて蘇生法のできる町にすれば、安心・安全で住みよいまちづくりの一環としても非常によいことではないかと思います。これについて、町長はどのようにお考えかお伺いいたします。

それともう一つ、「Qマスク」というマスクがございます。これは後ほどお見せいたしますけれども、これはマウス・ツー・マウスの人工呼吸をするときに使うものでありますが、この受講者に対して、決して高いものではありませんので1個ずつでも配付すれば、また、そういう意識の高揚につながるのではないかと考えておりますので、町長のお考えをお伺いいたします。

神戸市では震災の経験を生かして、応急手当のできる市民を増やそうという対策が進められております。その一環として、市内の中学校の生徒の皆さんに総合学習のなかで、命の大切を学ぶ目的を含めて心肺蘇生法が取り入れられております。心肺蘇生法などを学ぶことで、いざというときに助けを求める人に声をかけ、恥かしがらずに周囲の人に呼びかける勇気を身につけるというもので、新聞報道によりますと、平成15年度で5,000人以上の中学生救命士が誕生しております。

さつま町でも中学校の総合学習に心肺蘇生法の講習を取り入れ、生徒に命の尊さや人を大事にする心を養う考えはないか、教育長にお伺いいたします。

次に「AED」、日本語で申しますと「自動体外式除細動」と申しますが、これを学校体育施設などの公共施設に設置することについてお伺いいたしますが、これはもう是非設置していただきたいということで質問いたします。

今年の6月末、さつま町でも若い青年が心肺停止状態になり、救急車が出動して「AED」を

除細動器ですね、これを使用し、命が助かった事例があったそうであります。お聞きしますと、お父さんが救急車到着まで心肺蘇生法を行い、救急車が到着後、「AED」による電気ショックで心臓の鼓動が再開したと聞いております。

「AED」の操作については、以前はお医者さんしか取り扱うことができませんでしたけれども、後に救急隊のほうで取り扱うようになり、現在ではもうだれでも扱っていいですよというふうに法律もなっております。

ただ、扱っていいですよと言っても、これは初めて見た人ができるわけではなくて、それなりの講習を受けなければ、できないことはないですけど、やっぱりちょっとそこまで個人的にやろうといってもなかなか、心情的にもできないものがあると思います。

つい最近までのさつま町のこの「AED」の操作講習を受けられた方が、84名となっております。平成16年度の国内における心臓停止による死亡者は、年間約3万人と言われております。心室細動による心停止は、心肺蘇生法だけでは蘇生できません。「AED」を使用して、心室細動を除いてやる必要があります。町内の学校・体育館など、人々がたくさん集まる場所に設置すれば大事な命を救うことができるのではないかと思います、町長のお考えをお伺いいたします。

以上で、1回目の質問を終わります。

〔平八重光輝議員降壇〕

〔町長 井上 章三君登壇〕

○町長（井上 章三君）

ただいまの平八重議員の質問、2点の質問にお答えしたいと思います。

消防救急業務に対して大変御理解をいただきまして、このような専門的な質問をしていただいて、ありがたく思っているところでございます。

はじめに、心肺蘇生法の普及についてであります。心臓の突然死の救命を図るためには、議員の御指摘のとおり、早い通報、早い心肺蘇生と除細動の実施及び早期医療処置が迅速確実に行われるということが必要不可欠だとされております。

このようなことから、消防本部におきましては、組合消防の発足後からこの応急手当の普及に努めてきたところであり、特に平成8年からは、国の指導の下、「応急手当の普及啓発実施要綱」を策定し、心肺蘇生法を主体とした取り組みを推進してまいりました。その結果、平成17年10月末現在で1,559人と、人口の約5.7％が受講をしているという状況でございます。

しかしながら、救命率の向上を図るためには、さらに普及啓発を推進していくことが極めて重要なことと認識しているところであります。

したがいまして、心肺蘇生法の普及につきましては、本町の救急体制の現状を踏まえ、また、

安全安心のまちづくりの観点からも、なお一層の取り組みが必要だと考えております。

次に、「Ｑマスク」の配布についてであります。消防本部では平成１５年度までは、受講者に配布していたこととありますが、使用実態等にかんがみ、現在は配布していないこととあります。応急手当の普及を推進するに当たり、マスクの配布につきましては、感染防止の必要性等を含め、今後とも十分検討させていただきたいと思っております。

それから、２点目の「ＡＥＤ」、自動体外式除細動器の設置という問題でございます。「Ｑマスク」とこの「ＡＥＤ」という専門的な用語が出ておりますので、後ほど消防長のほうに現物も持ってきていただいておりますから、一応紹介をさせていただきたいと思いますが、心臓停止、いわゆる心臓の突然死の救命を図るためには、御指摘のとおり、心肺の蘇生だけでは蘇生させることは困難であり、蘇生法とあわせて「ＡＥＤ」を使用することにより、救命効果が期待されるものであると、聞いております。

「ＡＥＤ」につきましては、故高円宮様の突然死をきっかけに、その必要性が求められるようになったと言われております。

そのようなことから、今、全国の市町村において、不特定多数の人が集合もしくは利用する公共施設等に対して、この「ＡＥＤ」の設置が進められているところもあるようでありますし、県内でもそうした動きが始まってきているということとあります。

したがいまして、救命率の向上を図るためには心肺蘇生法の普及の推進と、「ＡＥＤ」の設置は密接な関係がありますので、是非、これは取り組んでいかなければならないと考えております。

また、本町におきましては、スポーツコンベンションの町に取り組んでおりますし、来年度は県民体育大会の開催地にもなりますので、参加される選手や応援者の皆さんが、安心して御来場していただける環境を整備するという点からも必要ではないかと考えているところでございます。

それではここで、消防長のほうにちょっと皆さんに、今の２点を紹介をさせていただきたいと思います。

〔町長 井上 章三君降壇〕

○消防長（田上 泉君）

それでは、私のほうから「Ｑマスク」と「ＡＥＤ」について、御紹介をさせていただきます。後ほど平八重議員のほうからも説明があろうかと思いますが（笑声）「Ｑマスク」というのはメーカーの商品名でございまして、私ども３種類を持っております。これは購入年度が違ったために、このような３種類になったところでございまして、これが一般的に「Ｑマスク」と言われておりまして、車のキーのなかにマスクが内蔵されておる、これが一番高いものでございます。あといろいろな呼び方がございまして、「レサシフェイスシールド」とか、いわゆる口の上にこれを当て込んで、そして息を吹き込むと、そのようなことになっております。なお、救急救命士

が使っておりますのは、もうちょっと高価なものでございまして、いわゆる逆支弁がついているものを救急隊は使っております。

それから、「AED」でございまして、除細動器ということで、簡単に言いますと電気ショックでございまして。これは今年度、消防本部のほうで訓練用トレーナーという形で購入をさしていただきました2台のうちの1台でございまして、これが解析器でございまして。このボタンを押しますと、音声メッセージが流れまして、そのメッセージに従いまして、ここに「パット」というのがございまして。これを心臓と、もう一カ所の2カ所に装着をして、そしてなおこの機械のほうで波形を解析して、その解析が合致した場合についてのみ、電気ショックを与えるというふうな機械でございまして。

以上でございまして。

○教育長（福満 隆徳君）

非常に高価なものがあるようですが、「中学校における心肺蘇生法を取り入れる考えはないか」ということでございまして。

現在の中学校における実施状況でございましてけれども、中学校学習指導要領では、保健体育科のなかに「応急手当を適切に行うことによって、傷害の悪化を防止することができる」ということを目標にして、包帯法とか、あるいは止血法、あるいは人工呼吸法などの応急手当を実習を行っているのが現状でございまして。

そういうなかで、学習指導要領を受けまして、町内の4中学校がございまして、保健体育のなかの保健の領域で、心肺蘇生法の実習を担当教諭が行っているというのが実情であります。大体2年生、3年生で、2時間程度実施しているようでありますし、また、水泳学習の始まり、こういうときに全学年指導している学校もございまして。

教職員等につきましては、学校におきましては校内の職員研修におきまして、消防署から講師を招いて実習を行って、研修を積んでいるところでございまして。

平成16年度は、全中学校で実施しております。それから、本年度17年度は現在2校実施を終えて、あとまた計画がなされているようでございまして。また、各中学校では総合的学習の時間のなかで、職場体験学習を実施しておりますが、消防署での体験学習を選択した生徒たちは、そのなかで心肺蘇生法の実習を行っております。今年度も現在のところ16名の生徒が、普通救命講習修了証をいただいているようであります。

心肺蘇生法の重要性は、議員が御指摘のとおりでありまして、中学校においても教科学習のなかで指導を行っておりますが、今後とも部外指導者の活用を推進したり、職場体験学習を拡大したりすることによって、その充実を図ってまいりたいと、そういうふうに考えているところであります。

○平八重光輝議員

まず、心肺蘇生法のほうからちょっといたしますが、私は今、消防署のほうで少ない人数のなか、忙しい時間のなか、時間をとられて一生懸命やっております。それでもなかなか受講者が急激に増えるということがないものですから、できたら町を挙げてやっていただきたいという意味で、そういう意味を込めて質問をいたしておるわけであります。消防署の皆さんだけでは、なかなか大変なことであろうと思います。受講率を上げるということです。

ちょっと古い資料で、もう9年ばかり前から資料をこういうのを集めてるものですから、2001年の心肺蘇生普及に関する提言というのが、九州大学の医学部の方、愛媛大学の医学部の教授で提言をされております。その一部をちょっと読んでみます。これはちょっと除細動器だから後でいいか、ここにありました。

一般市民への心肺蘇生法の更なる啓蒙ということで、「一般市民への心肺蘇生法の普及は、啓蒙教育を繰り返す以外、道はないと、更なる普及のためには繰り返し教育できるような体制づくり、教育上の工夫が必要である。各地方自治体は、各地域ごとのC P A患者、これは心肺停止患者ということですが、家庭内発生率、B L S施行率、これは一次救命措置です、が社会復帰率などの情報を住民に公表し、心肺蘇生法習得の必要性をさらに強く認識してもらう努力をすべきである。また、P T Aや保育園、幼稚園の保護者などを対象とする乳幼児、小児の、小さな子供の心肺蘇生法講習を支援していただきたい。この種の講習は家庭内、校区体の地域内の連携意識を高め、防災などへの波及効果も期待できるものと考えられる。欧米より数十年遅れたとされる日本の救急、災害、医療体制の問題解決も、このように医師への救命措置教育、一般市民への一次救命処置教育がまず改善されなかり、望めない気がしてならない」というような提言をされていきます。

あと、これは新聞記事で、1996年、9年前の新聞ですけれども、これは有名な心臓の権威の先生のお話であります。心筋梗塞を起こして救急車で病院に運ばれ、到着時に、これは9年前の話として聞いていただきたいんですが、現在はもうちょっと改善されると思いますが、「心臓が停止していた場合、100人中何人が元気で退院できると思いますか」と書いてあります。日本ではわずか1.7人ですと、この当時です。今はもうちょっとよくなってるかもしれません。100人に2人も助からない。

しかし米国の都市なら20人～30人、当時で。シアトルなどでは半数近くの方が助かって帰られますと。その原因は何であるか、格差の原因は何であるかと、日本では発作直後の患者への人工呼吸などの心肺蘇生法がほとんどなされていない。停止した心臓に電気ショックを与える除細動器の整備もアメリカでは常識だが、国内ではまだ不十分と、今でも不十分です。突然死の原因で最も多い急性心筋梗塞による死亡の60％は、発生後1時間以内だと、心停止して脳への血

流が途絶えると、4分間で大部分のケースは脳死状態になり、蘇生されたとしても後遺症が残る。最初の4分間が重要な意味を持つ。患者を寝かせた状態で胸を押すだけでも圧力で脳に血が行き渡り、脳死を防ぐための時間稼ぎになる。心筋梗塞で心臓が止まる患者の4人に3人が自宅で発作を起こしていることから、家族のなかで1人は心肺蘇生法をマスターすべきであるとされております。

もうちょっと具体的な例を申しますと、これは何年前の新聞かわかりませんが、「ばあちゃんのおかげで命を拾った」というのが、75歳の方が自分のうちで倒れて、心肺停止状態になった。そのとき奥さんが、68歳の奥さんが心肺蘇生法で命をつないでくださったと、この方は何でできたかと言いますと、何か農協か何かの講習でそれを習ったと、習っててわずかではあるが知識はあったんだと、それでしたら、もはや死んでいなくなるかもしれない命が、その奥さんのおかげで助かったんだというような事例もあります。

あと、これは地元紙の2001年8月ですけども、「ママも知って心肺蘇生法」と「とっさの手当で子を救う」。これは鹿児島女子短期大学で公開講座が行われた模様ですが、「家の中や外出先で子供の呼吸が止まるといった一刻を争うとき、あなたは手当ができますか」とあります。幼い子供が犠牲になる事件や事故が多発するなか、最も身近な存在のお母さん方に蘇生法を身につけてもらいたいということで、こういうのを行ったというふうにあります。

ということで、私は「ほんなら5年間で6,000人まで増やせます」とか、「あと5,000人まで増やせます」というちょっと具体的な回答がほしかったんですけど、前向きな回答でありましたから、今からいろいろ検討されて、していただけるものと思っております。数値目標を上げてすればより確実ではありますが、町長、その辺は何年ぐらいでというようなお考えはありませんでしょうか、お尋ねいたします。

○町長（井上 章三君）

数値目標はまだちょっと検討はしておりませんが、事の重大さというのは、今の話でもお互いによく認識したところだと思っております。

全国の市町村におきましても、「応急手当普及推進のまち」を宣言して、全町的な一大町民運動として取り組んでいるところもあるというような話も聞いております。

今、危機管理が問われるなか、本町におきましても、それらの先進地の実情を勉強しながら、安全・安心運動の一環として、できることから進めていくと、このことは大変重要なことであると思っておりますので、この普及ということへ向けて、さらに具体的な取り組みの対策というのを検討してみたいと思います。

○平八重光輝議員

是非、早い段階で立ち上げていただいて、消防署の方も頑張っていってほしいですけども、大

変、土・日は、夜こういう講習会を開くちゅうのは大変なやっぱり時間と労力が要りますから、その辺は是非検討していただきたいと思います。

もう一つ、ちょっと紹介が遅れましたけれども、ちょっと私は読んでって、もう年とるとだんだん涙もろくなって、涙が出たんですけども、これは名瀬の消防組合の、1999年ですから、もう6年前の記事ですけども、数年前の出来事を、その消防署の方は忘れられないと、というのは心肺停止状態になった30歳前後の女性の搬送に行ったと、到着時、家族は心配そうに背中をさすっているだけだった。すぐに心肺蘇生をしたけれども病院で亡くなられたと、泣きながら救急車を見送る幼い兄弟の姿が今も目に焼きついているというお話であります。少しでも知識があれば、もしかすると助かったかもしれない命であります。

ちょっと教育長のほうは後にしまして、「Qマスク」をちょっと、何じゃろかいと思われたかもしれませんが、消防長が私に遠慮されて、詳しくは説明されませんでしたけれども、私も自分のうちのを持ってくるのを忘れて、先ほど消防長にお借りしましたんですが、こういうものがあります。

これは、呼吸が止まった方の口のなかに入れて、こっちは呼吸を送る方がして、これは何で使うかと言いますと、例えば、嘔吐をしとったり、口のなかを切っとなって血が出とったり、口の周りをケガしとったり、あるいは薬物でされた可能性があったり、あるいは細菌性の病気で、そういう状態になった方には、直接口をつけることができない場合が結構あるかと思います。そういうときに、これを口のなかに入れて、もちろん鼻もつままんにやいかんわけですけど、とれないようにして、こっちから送る。これは、救急車で使っておられるほど強力ではありませんが、こちらからは空気が送れます。こちらからは、吹いてみりゃわかりますけど、非常に微量ちゅうか、ほとんどこっちからは逆に流れないシステムになっております。

それで値段が幾らかと申しますと、先日、質問のためにインターネットを見ましたら、50個単位で買えるときですね、1個大体230円、税込みで241円。これはもうちょっと数が多くなれば、もうちょっと安くなると思います、交渉次第ですから。これを、本当はこんな一番使う状況に遭わないのが一番いいんです。いいんですけども、もしあったときに、これを持っていちゃればスムーズに、講習受けて持っていちゃればスムーズに人工呼吸もできると。一つは、これを持っていることによって、時々バックのなかとかポケットのなかで見ることによって、意識を持ってもらうと、何かあったらよし俺が行ってやるんだと。私の経験ですけど、事故に遭った方に出会ったときに、そんなら俺が行ってやるがちゅは、なかなか度胸がいらいます。簡単にはできません。交通事故とかいろんなときです。

だから、こういう方をもって、2～3人の方が、講習を受けた方がいらっしゃれば、スムーズにできると思います。講習を私も4回ほど受けました。4回受けたなかで、1回だけ実物ちゅか、

人形でやりました。見とれば非常によくわかります、見とるだけの講習は。人がやるのは、自分が第三者ですから、冷静に見えます。「あそこは、うんにゃこえんせんにゃいかん、あげんせんにゃいかん」。ところが、済んで何カ月すると、きれい忘れてる。自分がやれば、みんな見とるなかでやれば、頭が真っ白になります。間違えます。「こやちごた、あやちごた」指摘ちゅか、教えてもらいます。頭んなかに何カ月、何年経っても入ってます。だから、是非、これはもう実物で、人形でやってもらう講習をやっていただきたいと思います。

この「Qマスク」は、是非皆さんに、講習を受けられた方に配っていただければ、そんなに高いもんじゃありませんので、私は個人的に配りたいんだけど、私が配ったら警察の方が大変、やかましいこと言われますから、ちょっと配れませんので、町のほうで是非配っていただきたいと思います。これはもう回答は要りません。

もう一つ、学校の時間に総合学習のなかに入れられないかちゅうのが、これは平成15年の新聞なんですけれども、「神戸市が、中学生救命士を15年度で5,000人つくった」と。これは何んでかちゅえば、あそこは大震災があつてたくさんの方が亡くなられております。そういう震災を教訓に、命の大切さを学ぶ場にちゅうことで、毎年全員はできませんから、大体年間5,000人前後の方を、講習を受けさせて、救命士としてちゃんと修了書もやると。

それで、子供の話を書いてありますけど、「実際にやってみると難しい。見てると簡単だけど、実際自分でやると、教えてもらってるときは簡単だと思っていたけれども、自分でやる番になったら、頭のなかは真っ白で、何をしたいのかわからなかった」と。「普通は何かあれば、119番をして、救急車の到着を待つのが、中学性の場合は精いっぱい対応だろう」と、「何とかして助けたいと思ってもなかなか行動には移せないものです」と、「いざというときにあわてないためにも、普段から訓練をしていくことが大切だと実感しました」ということですので、是非子供たちも、これ一回受けたら、「AED」を含めて、方法とか、ものが変わらない限り、覚えときゃ一生使えるものだと思いますので、是非3時間か4時間で確かできると思います。そういう講習を是非取り入れて、子供たちにやっぱりそういう命の大切さというのを教えていただきたいと思います。

それと、「AED」について、ちょっと時間があまりありませんが、「AED」は、私もちょっと調べてみました。以前調べたときは25万～70万円という非常に外国のものは高く、値段のばらつきがあつたんですが、鹿児島業者に聞きましたら、1個大体32万円だそうです。病院を出していいかどうかわかりませんが、このさつま町で2つの医院が、今現在設置されております。お尋ねしたら、「台数が増えればもっと安くなります」ということですから、私は30万円を切るのかなあとあって、仮に10台しても300万円ぐらいです。300万円ぐらいで、一人の命が助かれば、もう安いもんだと思います。

設置場所についても、先ほど答弁のなかにもありましたけれども、これは今年11月15日の地元紙ですけれども、除細動器ということで、「救命率アップは普及と講習の両輪で」と、社説ですね、これに出ております。少しちゆか、ほとんど読まんといかんですけれども、読みますと、「心肺停止した人に電気ショックを与えて救命を図る自動体外式除細動器『AED』の設置が、鹿児島県内の公共施設で進んでいる」と、「『AED』による患者への措置は、早ければ早いほど救命率は高くなる。アメリカの学会の報告では1分以内の実施で20割、5分以内で5割は蘇生するという、県内でも自治体などの主導で普及にさらに弾みをつけ、事故に備えていただきたい」というふうに書いてあります。

この背景には、先ほど町長もおっしゃいましたけど、「2002年11月にスカッシュの練習をしていた高円宮様が突然倒れ、47歳の若さで急死したことがある。当時、『AED』は医師しか使用できなかった」ということであります。

「欧米の公共施設で『AED』は、既に1990年代から設置が進み、市民が『AED』を使って救命する例も多かった。日本の取り組みは欧米に比べて10年以上遅れている。日本でも一般に解禁されて1年数カ月の間に多くの人命が救われた。3年間に2,200万人が入場した愛知万博、ここでは100台の『AED』を設置され、4人の人命を救ったとされる。福島県の原子力発電所では事務の更衣室で倒れた50歳の男性が、同僚が操作する『AED』で救われた。大阪の泉州国際市民マラソンでは70歳の男性マラソンランナーが、伴走者の『AED』で救命された。見逃せないのは、命を救ったのは医師ではなく、以前なら『AED』使用が許されなかった一般市民ということだ」と、「今後はますます『AED』が普及すると、『AED』の操作に熟知することが必要になる。使い方は、本体に記録されている音声指示に従って、倒れた人の胸に2つの電極をつけてボタンを押せばいいと、ただし事前に講習を受けておかなければ、いざというときにパニック状態にならないとは限らない」と、「県内をはじめ各自治体には、『AED』導入に努めるとともに、スポーツ施設など、講習会を何度も開催し、操作に熟知した人を増やす努力が求められる」と。

消防署の方からいただいたなかに、「鹿児島市が3年計画で100数十台設置予定」と。あと、鹿児島の病院・空港、薩摩川内の市役所・本所・支所・公会堂など、いろんなところにもう設置したり、設置計画があります。具体的に何台ぐらいつけるというような、まだ、計画は立てておられないかと思いますが、どれぐらいを考えておられるかをお尋ねいたします。

○消防長（田上 泉君）

「AED」の設置につきましては、ただいま御指摘のとおり、大変重要な機器であるというふうに認識をいたしております。また、全国的にも、あるいは県内の市町村の状況を見ましても、設置の方向で動きが始まっているということは、認識をいたしているところでございます。

したがいまして、当本部におきましては、現在、高規格救急車に2台の「AED」を積載いたしておりますが、それ以外の緊急車両には積載をいたしておりませんので、とりあえず緊急自動車の積載を優先的に考え、そしてなおかつ先ほどお話がございましたような公共的施設への設置について検討を加えていくと、こういう方向性を考えているところでございます。

先ほど、価格のお話でしたが、現在はもう少し安くなったようでございまして、30万円を割ってるという話も聞いておりますので、そこらも含めて関係部局との調整を図りながら、できれば計画的・年次的な計画に基づきまして、設置していけたらいいのかなというふうな考えを持っているところでございます。

以上です。

○平八重光輝議員

今の改革にお金が要ります。予算も要りますので、予算的な措置も必要かと思いますので、すぐ来年度からちゅうわけにもいかないでしょうけれども、是非、人のたくさん集まる場所、学校等には早くつけていただくことを、これはつけたけれども使わなかったじゃないかと言われればそれまでですけど、使わんのが一番いいんです。そういう状況が発生しないのが一番よくて、発生したときは、使って命が助かるちゅうのが2番目ですので、是非、18年度すぐつけるということも言いませんけれども、早急にやはり検討、設置を強く要望いたし、要望はいかん、希望いたしまして、質問を終わります。

○議長（濱田 等議員）

次は、2番、市来議員の発言を許します。市来議員。

〔市来 修議員登壇〕

○市来 修議員

ただいま平八重議員ののは人命を救うという、非常に大事な話でありまして、そしてまた、「AED」という器具を買うという、備えつけるというような話でございましたが、私の話は、この「AED」を買う元金をつくる話でございます。（笑声）そういうところで質問に入りますが、梅の加工場の建設の考えはないかということであります。

まずもって、なぜこの問題を取り上げたかと申しますと、国も地方の財政の再建に取り組まなくてはならないという状態になったからであります。国の財政も大変厳しく、17年度の税収は当初45兆円見込んでおりましたが、景気が上向いて回りまして3兆円増となるようであります。借金は何と792兆円であります。国が地方に対しての改革は、地方分権に始まり、広域合併、地方交付税の削減、三位一体の改革と構造変化が起きてきております。われわれ町にあっても、厳しい財政状況にあることは、今さら私が申すまでもありません。

そこで、本町自体の歳入であります、税収は18億円少々、借金は244億円となっており、

予算規模もシミュレーションが示しておるとおり、年々削減していかなくてはなりません。旧宮之城が所得ごとの推移を出しておりますが、合計でまいりますけど、13年度184億4,000万円、14年度174億7,000万円、15年度173億3,000万円、16年度171億5,000万円と年々減少しており、13年度に対して16年は12億9,000万円の減であります。現在、行財政改革に取り組んでおりますが、裏を返せば町民が痛みを受けることであり、お互い辛抱していくということでもあります。

そこで、私は行財政改革と一体となって考えなくてはならないことは、経済改革と申し上げたいのであります。地方分権の時代であり、また、厳しい財政でありますから、厳しければ厳しいほど、行財政改革をやりながら、本町の景気の浮揚に取り組み、町民の所得向上を図ることでもあります。そうすることにより、必然的に税収につながってまいります。

そこで、本町にとって、一つの要因として、旧薩摩町の「南高梅」であります。16年度決算の成果説明書に、これにも出ておりますとおり、過去最高の933トンの収穫があった。販売額にして2億470万5,000円となっております。地産地消の観点から、二次加工施設の整備により、生産から加工・販売まで、一貫体制の確立にしたいという説明になっております。

現在、和歌山県に出荷している分は、運賃と容器代で1,200万円かかっております。二次加工施設により、本町の特産品となり、大変効率もよくなります。また、生産者もこれを強く望んでおります。こういうプラス要因でありますので、「南高梅」の本町の商品化については、行政も取り組んでいくべきではないでしょうか。

ある生産者の話であります、「以前の営農では今日という日はなかった。『南高梅』に切りかえて、前の借金も梅で今返しております」と。また、「今月は家族で和歌山の加工工場見学に行く予定にしております。前はこのようなことは考えられなかった」こういう話を聞かせていただきました。

少子高齢化が進むなかで、財政はますます厳しくなることは目に見えております。今やることは、本町の効率のよい経済振興であり、できるものを一つひとつ取り上げて、実行していくことであります。その一つの要因として、先ほども申し上げましたが、「南高梅」の第二加工場の建設であります。そこで、町長の考えを伺うところであります。

一回目の質問を終わります。

〔市来 修議員降壇〕

〔町長 井上 章三君登壇〕

○町長（井上 章三君）

ただいま市来修議員から「梅の加工場の建設の考えはないか」と、どうかという御質問をいただきました。梅につきましては、平成2年度から旧薩摩町で水稻依存型の農業からの脱却という

問題と、猿の害の対策等を目的にして植栽を推進され、15年が経過してきているということでございます。

平成16年度の実績は先ほど言われました。販売量が933トン、販売額が2億470万5,000円と、その内訳としては、青果で88トン、2,700万円、一次加工が845トン、販売額で1億7,770万5,000円となっているようでございます。一次加工の9割近くが和歌山へ梅干し等の原料として出荷されているというのが現状でございます。

おっしゃるとおり、原産地表示が義務づけられている今日、和歌山の企業は「紀州梅」として販売ができないために、用途ごとに分けて自社工場で「さつまの梅」として、こちらの分は加工販売すると、それから他の会社へ依頼し、そこで国産梅として販売されるもの、その他外品などは梅肉、あるいはお菓子などに形を変えて販売されているということでございます。

私も8月に和歌山の産地を視察してまいりました。梅の消費量は年間12万トン。こちらのほうが1,000トン弱でございますから12万トンと、これは大変な量でございます。そのなかで、和歌山産が6万トン、中国からの輸入が4万トン、和歌山の産地の大きさを感じたところでございます。和歌山には、梅加工関連の企業が大小150社以上ございまして、梅農家と一緒にあって「紀州梅」の揺るぎないブランド確立に貢献してるということでございます。

本町特産の「さつまの梅」も地元で加工、商品化し、全国販売が展開されれば、生産者はもちろん町民みんなが愛着が沸き、産地としての位置づけがなされるのではと感じたところでございます。梅は、健康食品としてのイメージが強いなか、今日、梅商品は多種多様に広がっており、梅干しだけつくれば売れる時代ではないと思われまふ。

和歌山では、梅を塩漬けにしたときに出てくる梅酢も体によいということで、梅酢の石けん、あるいは梅酢の塩、梅酢のカルシウム、あるいは化粧水などと商品化されており、このようなアイデア企画は、民間企業でないとなかなか行政では無理だなあと感じたところでございます。

幸い、長年取引きがある企業が、「さつまの梅」のイメージアップを図る上からも、本町に二次加工場を建設したいという申し出がございました。町としては、できることはバックアップしていきたいと考えてるところでございます。この工場を誘致できれば、地元雇用の創設はもちろんのこと、農業を基幹産業としている我が町の特産品が全国に発信され、ブランド産地として一歩踏み出すことになり、まさにアグリビジネスの展開につながると考えております。

加工場の建設に当たっては、梅の振興会、さつま農協等の関係機関の理解と協力が必要であります。町としては、高齢化するなかで、梅が高齢化のために、この産地化が消えてしまったというようなことにならないように、旧薩摩町から取り組んできた「梅の里づくり」に今後とも力を注ぎたいと考えております。

〔町長 井上 章三君降壇〕

○市来 修議員

私の質問は、この梅の第二加工場をつくることにより、非常に効率がよくなると、そしてまた、効率がよくなれば、後継者もまた出てくるんじゃないかと、そういうことですね。

それで、いろいろ今、農家といたしましても、園芸とか、その他頑張っていらっしゃるんですが、非常に効率が問題じゃないかと思うんです。そういう観点から見た場合、梅は大変、先ほど申しましたとおり効率がよく、歩留まりが、聞いた話ですが、大体甘く見ても65%残ると、非常にこれは、私はいいことだと思います。

だから、そういうもの、まだ本町にもほかにもあると思うんですが、とりあえずできることを一つ取り上げていただいて、第二加工場建設について、これを町長、検討していかれる考えはないか、ここあたりをちょっと、町長の考えを聞かしていただきたいと思うわけであります。

○町長（井上 章三君）

ただいま申し上げましたように、この第二加工場の建設ということは必要だと思っておりますが、町として加工場をつくるというのではなくて、できれば民間の活力というものを導入できればと、そういう点で今、民間のほうのそういう申し出もございますし、また、農協のほうともよく検討しながら、これは是非進めていきたいと思っているところでございます。

○市来 修議員

それで、了解をいたしますが、考え方といたしまして「生産者のためになる」、ここに目標を持って、そして考えていただきたいと、これを要望いたします私の質問は終わります。

○議長（濱田 等議員）

それでは、次は16番、舟倉議員の発言を許します。舟倉議員。

〔舟倉 武則議員登壇〕

○舟倉 武則議員

大きな3項目に分けてありますが、すべてが商工業に関連することですので、そのことを承知をお願いします。

それでは、質問します。まず1点目の「商工業の育成と商店街の振興対策について」であります。地元商工業の振興は、町の重点施策の一つでもあります。旧町での宮之城TMOは、平成11年「TMO基本構想」を策定し、以来、国道拡幅、河川改修、区画整理を事業の三本柱として推進してまいりました。そのようななか、町当局より国・県・町の財源の問題等を理由とし、一方的に事業実施を断念するとの説明があったことに対して、商店街関係者一同、落胆の念を感じたところであります。

その後、商工会としては、前期事業の三本柱の対案となる公共事業の一つなりとも実現していただくよう要望がされたわけですが、その後の経過と現状はいかようになっているのか質したい。

次に、物品購入については、敬老祝金、出生祝い、商工業や農業後継者やグラウンドゴルフ等のスポーツ大会の商品に、商工会の商品券を利用していただき、地元商店街の売り上げに御協力いただいていることに感謝します。

本町における備品や消耗品は、年間にいたしますと相当な額になると思います。そこでお尋ねしますが、地元商店街の利用状況はどのようになっているものか。また、利用を呼びかけて売り上げの伸びを示しているのかどうか、そして、商工観光課と商工会の連携はとれているのかお尋ねします。

次は、商店街活性化支援事業によりできた「竹楽亭」の利用状況と効果をお知らせください。

第2点目の「県立公園の今後の整備について」であります。町長は、検討委員会の委員にもなっていますが、公園へのアクセス道の整備と北部駐車場から歴史ゾーンへのつり橋整備など、どのようになっているのか。また、当初計画をどの程度実現できるのか、町としては県にどの程度働きかけをしているのか、その状況をお示しいただきたい。

次は、「コンベンションタウン事業の促進について」であります。県内各市町村ともこの事業に力を入れているが、先駆者として安穩としていると、ますます先細りになるが、県内のある町の担当者の働きぶりが某新聞に記事として掲載されたことがあります。それによりますと、寝食を忘れ、いろいろなスポーツ団体の監督や文化活動の先生などと兄弟同様のつき合いをして、合宿を成功に導いてる町があります。本町の職員も頑張っており、働かないということではありませんが、それ以上に、我が町に熱意をもって頑張る職員を見出すことはできないのか。これはひとえに町長や上司の熱意がなければならないと思うが、町長の所信を伺いたい。

1回目の質問を終わります。

〔舟倉 武則議員降壇〕

○議長（濱田 等議員）

しばらく休憩します。再開は概ね午後1時5分とします。

休憩 午前11時50分

再開 午後 1時05分

○議長（濱田 等議員）

休憩前に引き続き会議を開きます。

町長。

〔町長 井上 章三君登壇〕

○町長（井上 章三君）

先ほどの舟倉議員の３点の質問に対して、とりあえず答弁をさせていただきます。

まず、第１点の「商工業者の育成と商店街の振興対策について」という件であります。中心市街地活性化事業の根幹をなす土地区画整理事業については、昨年、財政上などの理由により、断念せざるを得ない状況となり、新たな展開を余儀なくされたところであります。

この事業断念による代案となる各種事業の要望書が、昨年１１月、宮之城商工会から提出され、１２月末に回答をいたしております。

回答の内容につきましては、実施可能なもの、また今後検討を要するもの、国・県へ要望すべきもの、そして今後協議していくものなどがあります。

なお、新町においては新規事業として、中小小売店舗改造等に関する補助事業を実施しており、また、これまでのTMO構想推進についても、新たに見直しを行い、４通り会の若き経営者で構成する「まちなか再生委員会」を構築し、現実的にできるものから検討協議し、段階的に実施していこうとしてるところであります。

なかでも、虎居町アーケード通り会においては、次年度以降、アーケードの撤去、街路灯の設置、小売店舗の改装等に取り組んでいく計画であります。

また、他の通り会におきましても振興策を策定し、計画的に整備を進めてまいりたいと考えております。

次に、備品購入の問題でございますが、現在のような厳しい財政状況下にありますとしましては、町予算における物件費も年々減少せざるを得ない状況でございます。業者の皆様もその厳しさを感じておられると思っています。

このようななかでありますので、全課・局に通知し、本町経済の活性化のためにも、特殊な一部のものを除き、より一層地元からの購入を推進しているところであります。

物品の調達に当たっては、地元業者を優先し、見積もり等を徴し購入しております。これまでの購入状況としましては、特に消耗品におきましては、特殊なものを除くと９割以上が地元からとなっております。

今後も商工会と連携をとりながら、町内業者からの調達を基本にして、地元経済活性化へ波及するように努めていきたいと思っております。

次に、屋地本町商店街にあります「竹楽亭」については、宮之城商工会が「竹の情報発信基地商店街活性化事業」として３４８万円で設置し、本町事業協同組合が維持管理を行っておられるところでございます。この「竹楽亭」は、空店舗を活用して改修し、竹製品の展示や買い物客用の休憩所、各種イベント等の情報発信など、一人でも多くの方が商店街にお越しいただくことをねらいとしたものです。まだ設置後、日が浅く、活動状況についてもいまいちといった感があり

ます。また、トイレがないことやPR不足等もありますので、今後においては、本町事業協同組合においても各種教室や展示会、児童の学習の場、いろいろなイベントの開催などにより、活用策を検討していただきたいと思います。

それから、次に「県立公園の今後の整備について」ということでございます。まず、県立公園の整備については、基本構想策定時と現在の公園を取り巻く経済・社会情勢が変化してきていること、また、類似施設が県内に整備されていることなどから、北薩広域公園整備計画検討委員会が、平成16年2月26日に設置され、学識経験者、関係機関、町長を含む地元関係者、近隣市行政の代表者等12名により、次の段階のテーマゾーンの整備についての意見聴取がなされているところであります。今日まで3回の検討委員会が開催され、年度内にもう一回開催をし、委員会としての意見をもとに、整備にかかる計画が立てられるものと考えております。

御質問のアクセス道路並びに歴史ゾーンへのつり橋整備については、歴史ゾーンの整備と密接に関連するものでありますが、このゾーンの整備につきましては、テーマゾーンの整備計画が決定した後、総体事業費等を考慮しながら検討がなされるものとされております。

次に、当初計画をどの程度実現できるかということですが、整備計画検討委員会が設置された経緯、委員会での意見、総体事業費等を総合的に判断いたしますと、今後の整備については、かなり制限されてくるのではないかと考えております。

そこで、県に対する働きかけということですが、今年度は川薩広域市町村圏協議会、かごしま川西薩地域振興協議会の合同陳情及び県議長会と知事との対談時にも要請事項として取り上げていただいたところであります。今後も公園の整備は、本町の地域発展につながる要因が多いためです。検討委員会の進捗状況を見極めながら、関係機関と連携し、より魅力ある公園整備について要望を続けてまいりたいと考えているところであります。

3点目の「コンベンションタウン事業の促進について」でございますが、旧宮之城町において、平成5年度から協議会を設立し、スポーツ合宿等の誘致活動を行ってきた経緯があり、コンベンションの町として、多くの関係者には定着してきていると思っております。

合併後におきましても、新町における重要施設として位置づけ、「コンベンションタウンさつま推進協議会」を核として、スポーツ・文化を通じた入込み客の増加を図り、町内の産業活性化を創造していくため、交流人口の増加に取り組んでおります。

今年の夏の合宿において、一番多い時期には宮之城温泉が満杯となり、紫尾温泉等も利用していただくなど、参加した県内外のチームや選手、指導者の皆さんには、「コンベンションタウンさつま」のPRを行うことができ、好評を得たところであります。8月現在のデータでいきますと、昨年の実績は上回っていくのではないかと考えております。

今後においては、当協議会のさらなる充実を行うとともに、来春の九州高校ラグビー大会や秋

の県民体育大会等も予定されておりますので、本町の特色と魅力ある合宿誘致を関係機関・団体等と一体となって、鋭意取り組んでまいります。

また、スポーツのみならず、文化活動にも積極的に取り組み、総合的なコンベンションタウンのまちづくりを推進してまいりたいと考えております。

〔町長 井上 章三君降壇〕

○舟倉 武則議員

「商工業の振興について」であります。通り会では3月22日合併し、その後の選挙により選ばれました町長の若さと行動力に期待するのが大であります。商工業の皆さんの期待が寄せられていますが、前の鶴田町人口5,000人から、いきなり2万7,000人余りの大世帯になりまして、戸惑われるとは思いますが、町長の商店街活性化に対する姿勢と意気込みを聞いておきたいと思います。

○町長（井上 章三君）

特に、屋地・虎居地区については、本町の行政・経済・商工業をはじめ人口等の面においても、一番の中心地であり、当地域の活性化なくして本町の活性化はあり得ないという、すべての努力が、ここの中心市街地の活性化につながっていけるようにという決意で取り組んでまいりたいと思っていますところでございます。

なかでも、中心市街地の活性化については、旧宮之城町時代にも鋭意努力され、今日に至っておりますが、この商工業を取り巻く現状は様々な要因により、現在はその厳しさが一段と増してきております。

こういったなかではありますが、私としましては重要な課題ととらえながら、今後においても商工会や商店街の方々と十分連携・協議を重ねながら、前向きに取り組んでいきたいと思っていますところでございます。

とりあえずは、これまでの経緯等からして、一度に大きな事業に取り組むということは厳しいのでありますが、できるだけ実施可能なものから計画的に手がけて、商店街の活性化を目指したいと思っていますところでございます。

○舟倉 武則議員

旧宮之城町のことでありますが、国道267号線が、船木まで4車線で道路拡幅がなされています。それがそのままですが、その後4案が示されまして、3案に決定しましたが、経済情勢によりまして、この15～16年間そのままになっております。その後、経済情勢ということで断念されましたが、このことが商店街の発展と振興に及ぼす影響は大であります。このまま見過ごすことはできないわけですが、再度、町長にこのことについて伺います。

○町長（井上 章三君）

この国道267号線の下船木地区の改良工事1.4キロと、これは平成9年に完成をしており、これまでも期成会を中心に、市街地に向けた改良促進の陳情が行われているところでございます。我々もそれを機会のあるたびに、ここはどうしていただけるかと要望しているわけでございますが、県当局としましては、地域高規格道路の進捗とあわせこの問題は考えたいということで、地域高規格道路がどの路線を、この中心地域を通ることになるのか、その計画路線とあわせながら、その段階で検討したいという回答を得ているところでございますので、今後も整備促進に対しては、粘り強く努力をしてまいりたいと考えております。

○舟倉 武則議員

物品購入についてお尋ねします。

「地元で賄えるものは地元で」、特に小・中学校の消耗品などは地元の商店街での購入を願いたいわけであります。先ほど町長の答弁では90％強になるとの答弁でありました。

そこで、購入される方策と、さらには教育委員会の課長でもいいですが、教育委員会ではどのように学校に指導されているのかお尋ねをします。昔は、事務職員や先生たちに店がついてくるというような話もあったわけですが、その辺も含めてお願いします。

○教委総務課長（上久保澄雄君）

ただいまの小・中学校における物品等の購入の件でございますが、これにつきましては、本庁と同様、取り扱いについては極力地元の商店街を使用するようにということで、指導いたしております。

年度当初に予算の配当説明会というのをいたしておりますが、その際に全体的な指導をいたしました。また、個々には伝票が上がってくるたびに、その状況を確認するといった作業までいたしております。

それから、先般行われました18年度予算の編成方針説明会につきましても、その時点でも全体的な指導というのをいたしたところでございますが、現在では特殊な物品等を除きまして、ほぼ地元の商店街を活用されてるというふうに見ておるところでございます。

○舟倉 武則議員

指導してあるということで安心いたしました。

次は、新しくできました「竹楽亭」についての質問をいたしますが、先ほどの説明によりますと、つくってから日が浅いということで、利用状況があまり、利用されなく効果も出ていないということではありますが、先般、広島と栃木県では小学生が下校中、殺されました。あのような事件を防ぐためにも、例えば「竹楽亭」を、遠くの園児の迎えの待合所として利用させて、待っている間に宿題をしたり、友だちとコミュニケーションを図ったり、迎えのお母さんは、その間に買い物をしたりして、そのような位置づけをすれば自然と商店の利用者も増えるのではと思いま

す。

そして、このことを広く町民に知らせる手段と、地元商店の熱意など、また、つくったらそれで終わりではなく、アフターケアを大事にすべきと思いますが、町長のお考えはどうか。

○町長（井上 章三君）

この「竹楽亭」の活用策ということにつきましては、現在のところ設置してまだ日も浅く、認識が少ないのではないかと考えております。また、屋地本町商店街の歩行者数も以前と比べると減少しており、また、それに比例している面もあるのかなあと考えているところでございます。

ただ、今、議員が申されましたように、この「竹楽亭」を待合所にするというようなことは、これは十分そういう活用ができるのではないかと考えられますし、休憩所、そして町や商店街の情報発信、あるいは情報提供の場など、知恵を出して広く活用されていくことが必要だと思っております。

そういう点で、本町商店街の皆さんをはじめとして、地域の方々のいろいろな活用策に対する知恵を集めながら、どんどん、少しでもこれがいい効果が出るように進められていくことを期待しているところでございます。

○舟倉 武則議員

今度、商工会が、3町が合併により、商工会の移転はどのように考えているのか、また、宮中も建替えの時期になっております。そして、宮之城高校、宮之城農高が18年度は閉校となりますが、そのことによりまして、本所の位置づけなど、いろいろと話題に上がっております。このことが、商店に及ぼす経済効果は大であります。地元商店としても黙って見ているわけにはいかないわけでありますが、町長はどのように思っているのか、このことを早く検討するため、関係町民を含めた研究委員会、仮称でも、設置する考えはないか伺います。

○町長（井上 章三君）

商工会におきましては、合併協議によって本所を宮之城商工会館とし、鶴田町、薩摩町の両商工会館を支所とするということにしておられます。明日が合併の調印式ということにもなっているようであります。

なお、現在の宮之城商工会館は施設も老朽化し、また、先の地震でも被害を受け、合併後の施設として使おうとした場合には狭く、併せて駐車場も狭いといった状況にありまして、新町のさつま町商工会館として、宮之城の鉄道記念館への移転を強く要望されているところでございます。

先般も商工会の役員の一同が来庁されまして、そのような要望をされたところであります。私といたしましては、これまでの経緯、合併後の3町一体となった商工業の振興を図る核となる商工会館ということから考えると、鉄道記念館への移転は、これはよいことではないかと考えております。

ただ、鉄道記念館のこれまでの経緯、あるいは町民の利用等の今までの経過もございますので、そこらをどう整理していくかということもありますから、詳細については、今後詰めていくということになると思っております。

また、宮中の建替え、あるいは宮高の閉鎖の時期がやってくる。また、本庁舎の建築という課題もあるというなかでの、ここらがどのような動きになってくるかということは、大きな課題でありますし、また、動きのあることでありますから、住民の注目度も関心度も大きいんだろうと思っております。

これにつきましては、やっぱり时期的な、宮高の閉鎖という時期はもう決定されているわけがありますし、そういうこともにらみながら、あとをどうしていったらいいかということについての内部の検討会、そしてまた、住民の皆さんも入っていただきながらの検討会というようなものを随時取り組んでいく必要があるというふうに思っているところでございますので、いつまでもほっとくわけにはいかないと、そういう検討に入る必要があると思っているところでございます。

○舟倉 武則議員

研究委員会ですが、設置するという事で受け取っていいわけですね。そのように受け取りたいと思います。

合併によりまして、新しくできました旧鶴田町がやっていた中小小売店舗改装等に関する補助制度を、これも非常にありがたいことでありますが、旧宮之城町に以前からありました中小企業事業資金融資の利用状況はいまいちであります。全然使われていないというのが、このような現状であります、これも制度の審査に問題があるのではと考えております。

制度の見直しと多くの商店主に利用していただき、商売繁盛につながるように、さらなる周知の徹底と中小小売店舗改造等に関する制度も含めて改善の余地はないものか、町長の考えでもいいし、係でもいいです。どっちか答えていただきたい。

○町長（井上 章三君）

中小小売店舗改造等に関する補助事業を創設したことによりまして、小売業者の皆さんからは大変喜ばれていると聞いております。

ただいまの中小企業振興資金の融資ということにつきましては、現在、利用率が非常に少ないと、非常に低いということから、制度の改善に向けて検討を行っております。低い理由としては、国民生活金融公庫が融資する小企業等経営改善貸付のほうが身近であるということ、また、金融機関においては、県の保証協会が保証する県の中小企業融資制度の資金融資を奨励されるというような状況もございます。

そこで、町といたしましては、これらの制度資金を活用して、県の信用保証協会の、保証料の一部を助成することはどうなのかなど、使いやすい形での制度になるようにという検討を今進め

ているところでございます。

また、財政状況なども踏まえながら詰めてまいりたいと考えておりますので、また知恵があったら教えていただきたいと思います。

○舟倉 武則議員

この制度もいい制度ですので、広く利用されるように、また、いろいろ見直しをお願いしたいと思います。

ちょっと数字を上げてみますが、町長も町民所得の推移はわかっていると思いますが、平成16年度旧宮之城町の営業でいきますと、営業で20億8,000万円。基幹産業である農業で5億1,000万円であります。屋地、虎居と合わせますと8億6,000万円で、営業のなかの41.4％であります。このことがそのまま税収につながっていくわけであります。

私が試算した例を言いますと、売り上げ2,000万円で、荒利益30％としたときに、必要経費を引きまして、所得金額400万円となり、課税所得が300万円で、均等割、所得割を合わせて町民税が14万2,000円になります。国保でいたしますと、税務課長にちょっと聞きましたが、2,000万円ぐらいの売り上げでは58万円の上限、最高の上限になると聞いております。売り上げ3,000万円でいきますと、試算しますと町民税の税額が38万2,000円となります。

このようなことから、地元で買い物をしていただき、そして、地元で買い物をするような雰囲気をつくっていただき、商工業者へのできる限りの支援を求めるわけではありますが、町長の姿勢をもう一回伺いたいと思います。

○町長（井上 章三君）

商業の振興を図るためには、売り上げの増を図っていくということが一番であります。売り上げの増というのは結果ということでありまして、購買者の方々が行きたいと思うような店づくり、あるいは行きやすい、交通とか、あるいは駐車とかのそういう条件、また、折々の季節に応じた適切なPRによる購買に対する動機づけとか、いろいろと要因はあると思っております。店舗側、そして、通り会とか商工会における努力、また、町としての役割、そういうものが雰囲気づくりにつながっていくんだというふうに思っております。

そういう点で、消費者あるいは購買者の方々が地元で買いたいというふうに自然に足が向くような商店、あるいは商店街づくりというものを進めていかなきゃいけないというふうに思いますことと、また、地元に対する愛着感といいますか、連帯意識というのを育てていくということも大切だというふうに思っております。

旧宮之城においては、「LOVE・LOVEみやのじょう」といった運動を展開しながら、地元のものを大切にしよう、愛していこうという運動をされたというふうに聞いておりますが、そ

うというような努力もまたいいんじゃないかというふうに思っております。やっぱり地元を守ろう、あるいは地元を大切にしよう、地元を復興させようという機運が、この厳しい時代に住民のなかに沸き起こってくること、そういうものが育っていくことを、また、行政としても努力をしたいと思うところであります。

○舟倉 武則議員

町長が言われましたように、商店街の自助努力も大事であります。商店街にはそういうことも伝えて、「すばらしい品物をより安く」というようなことで、伝えていきたいと思います。

商工業育成の最後としてちょっとお尋ねしますが、町長、人が集まれば自然と購買力も高まります。これはほんの例ですので、例ということで聞いてください。本町は幸いにして国道が3本交わっています。このことを利点として、さつま町の商工業の起爆剤として、人の集まる「JRA」中央競馬会の場外馬券売り場、また、ゴルフ場建設予定地でありました、あの辺を利用いたしまして、集荷場、トラックターミナルなどをつくるといった思い切った発想での検討はないか、率直にお尋ねします。

○町長（井上 章三君）

御指摘のように本町は、県内でも有数の国道が3本交差するという交通の要衝になっております。なかでも今回の国道504号線の整備が進んでいくということを通じて、さらにまた交通の要衝になると思っております。このような地の利ということは、昔から言われてきたことでありますし、そういうふうに見られていたわけではありますが、この地の利を生かした活性化、浮揚策というのがいま一つ思うように進んでないというのが現状ではないかと思っております。

そのために、何が阻害要因になっていたのか、そういうものを、また、阻害要因があるとすれば、それを解消しながら、この国道沿いの活性化というのを図っていくという努力も必要だと思いますし、今、御指摘がありました中央競馬場の馬券売り場ですか、まだそこまで具体的な検討はしておりませんが、そういう発想とか視点を変えて、やっぱり可能性というものを追求してみるということは大切だと思っておりますから、いろんな発想というものを大切にしながら、また、可能性の追求を重ね、施策につなげていくという点では、せつかくのこういう地の利というのが生かされるような、そして、人が集まってくる工面ということにおいては、これはみんなでやっぱり考えてみなきゃいけない大きなテーマだというふうに認識をしております。

そういう点で、我がさつま町という交通の要衝が、人々が往来する、人々が交流するそういう意味での活力のある町になることを目指したいものだと思っております。

○舟倉 武則議員

地の利を生かして人が集まるような、いろんな話を積極的にしていきたいと思っております。

県立公園についてであります。商店街にこんなに近い県立公園は、この北薩広域公園がただ

一つであります、アクセス道の整備とつり橋建設は早急にしなければならないことだと、私は思っております。経済情勢によりまして、いろいろと狭めたり、いろいろな最初の計画が縮小されていきますが、幸いに町村会長という肩書きをもらわれた町長であります。この立場を利用してでも取り組んで、活性化につなげたらと思いますが、町長どうですか。

○町長（井上 章三君）

今言われましたこのアクセス道の整備という問題は、当初、屋地側から県立公園へのアクセス道の整備ということで、土地区画整理事業との流れのなかで、絡みのなかで計画が検討されていたと、そういう入りやすい道路をつくるという検討がされていたというふうに聞いているところでございます。

この問題は、土地区画整理事業が中止された、断念されたことによりまして、特にこの住宅や店舗が密集している地域でもあるということからすると、補償等が相当に上がってくる、経費が必要になるということでもありますから、現状においては極めて厳しいのかなあというふうに思っているところであります。

この歴史ゾーンの進捗というなかで、つり橋の建設ということが、今できるかどうかということを検討するんだということが、一応報告をされているわけですが、私は、この県立公園に、やっぱ歴史ゾーンと言われた虎居場跡のこの地域等を結ぶつり橋というのが、この川内川にかかると、そしてそこを周回できるようになるというのはロマンがあって、我が地域としてはいいことではないかと、これは、この公園をより魅力あるものにしていくのに大切な計画だというふうに思っておりますので、今後の検討会、あるいはまたいろんな機会において、そのつり橋の建設にまでつながるように要望を続けていきたい。粘り強くこれはしなきゃいけないというふうに思っているところでございます。

そういう点で、県の土木部長のほうに今年も要望書を出し、そして、テーマゾーンには草スキー場や野外ステージ、おしどり橋の観察場等の設置、歴史ゾーンには広葉林と川内川の椎込付近につり橋の建設ということで、入れて要望をしたところでもございます。

そういう点で、私も、先ほど言われましたこの町村会長という役割のなかで、いろんな方と会う機会は多々出てくるわけでありまして、また、そういうなかで要望を、そして話を是非進めていきたいというふうに思うところでございます。

○舟倉 武則議員

このアクセス道は、今の「だいわ」のところから八幡馬場か、14メートルの幅員でできる計画になってたんです。やっぱり先日もありました、計画してからやっぱりスピード、速さがないとこういうふうになりますので、この辺もまた参考にしていただきたいと思います。

次は、コンベンションについてですが、年間のコンベンションの予算は30万円であります。

多い少ないでどうこうゆうことではありませんが、年間を通してたくさんのスポーツ合宿が本町に来ておりますが、これは「湯田温泉があり、安いからだ」と監督さん方からは言われております。また、体育館や芝グラウンドの充実した施設が整っており、自然と環境に恵まれているからだと思います。

しかしながら、鹿児島市の中山、国分、川内、鹿屋など、後から後から近代的な施設ができます。当然影響が大であるわけですが、今のところ本町にもかかわりの深い監督の先生や、いろいろな指導者たちのおかげであると思います。そのような人たちと連絡を取り合いまして、交流の場をつくったらと思いますが、それと同時に各種団体が県内優勝とか、いろいろ九州、全国で活躍しております。それなどに対して、激励メールやこのさつま名産の何か名産品を贈り、祝福してはと思いますが、町長お考えを、どうですか。

○町長（井上 章三君）

確かに県内の多くの市町村で、現在、コンベンションの推進が精力的に行われつつあると、行われてきているということであります。後からもっとすばらしい施設が整備をされてくると、誘致もまた、そちらのほうに流れやすいと、競争が激化してくるということになります。

幸い、本町においては、本年においても例年同様の参加者数が来町していただいているというふうに認識しているわけでありましてけれども、これもコンベンションタウンにかかわる関係者と、参加チームとのつながりの深さ、絆というものが、そういうふうにしからしめているという点が強いと思っております。

そういう今御指摘のありましたそういうチームとの交流の場とか、連絡の場というのは、今まで以上に積極的に取り組んでいかなきゃいけないと思っておりますし、また、参加チームが優勝した場合の、あるいは出場する場合のお祝いとか、あるいは、優勝した場合の祝福の仕方というのは、やはりこの地域なりに工夫をして、そして、そういう皆さんが喜んでときに、あるいはまた決意をしているときに、印象深く演出するということは大切だろうというふうに思っております。

今年も全国高校ラグビー大会に出場した沖縄の名護、あるいは長崎の北陽台高校、全国高校サッカー大会出場の鹿児島実業高校などには、祝電を既に送付しているということを聞いております。

そういう点で、今後とも我が地域ならではの温かいエールを送りながら、またこちらにも来ていただけるようにできたらというふうに思っているところでございます。

○舟倉 武則議員

商業全体についてであります。先ほどから言いますように、売り上げイコール即税金であります。たばこ税もしかり、1億何千万円の税収につながってきます。私が最初からずっと言うの

は、地元で買ってもらえれば、地元で税収としても結果が残るという観点から質問しているわけ
であります。

全体的に事業であります、本町には豊かな自然と食材がたくさんあります。川内川のアユ、
黒豚、和牛、おいしい「奥さつま」米、新鮮な野菜、そして焼酎、温泉などを挙げれば切りがあ
りません。これらを利用して、特色ある料理、安定供給のできるようにメニュー化して、町のメ
インとして位置づけ、観光さつま、コンベンションの町などイメージづけて、町の活性化につな
げ、経済効果の波及となればと思いますが、町長、もう最後でいたしませんから、力強い答弁と
やる気を聞きたいと思います。

○町長（井上 章三君）

今、議員のほうから言われましたように、本町はすばらしい資源を持っていると、「自然の恵
み」というのをあちこちに持っておりますし、これをどう活用して、人々に魅力ある地域として
売り出していくかと、これは大切な問題でありますし、もう一つ交流を進めるキーワードは
「食」だということが言われます。食材がいろいろとあると、今言われましたけれども、そうい
う「食」の面でおいしい、そして「ここならではの」という「食」を提供できる町になるとすれ
ば、そのことがまた、人々の足をこちらに向けることにつながってくるというふうに思ってお
ります。

県においても「奥薩摩・水と緑の郷づくり」ということで、我が地域を「奥薩摩」という位置
づけのなかで、魅力のある地域として位置づけていただきましたが、その中身をつくっていくと
いうのは、我々のこれからの仕事だというふうに思うところであります。

そういう点で、地域の資源、そして食材を生かしたまちづくり、まさに御指摘のように、そう
いうことに向かって、また力合わせてまいりたいと思っているところです。

○議長（濱田 等議員）

次は、7番、米丸議員の発言を許します。米丸議員。

〔米丸 文武議員登壇〕

○米丸 文武議員

私は、先に通告いたしました「さつまの梅生産振興対策について」町長にお伺いいたします。

先ほど市来議員のほうからも梅の二次加工についての工場の建設の考えはないかというよう
なことでございましたけれども、やはり地域の産物が付加価値のあるものにしながら、住民の皆さ
ん方に豊かな生活が暮らせるようにすることは、もう当然のことと思っております。そのような
関係で、重複する面も多々ありますけれども、私なりの質問をさせていただきたいというふう
に思っております。

新さつま町が誕生しまして9カ月になるわけですが、現在、さつま町総合振興計画の

策定の協議や行財政改革などの協議が鋭意行われているところでございますが、しかし、この間にも町民の生活は、一日たりとも休むことなく進んでいるわけでございます。できる限り、速やかに、そして、慎重に協議をして、新しい町の発展と住民福祉に向かっての方向付けと、諸施策の実行に着手をすることが望まれているところでございます。

新町建設計画の基本方針の理念として、「山紫水明の地にふさわしい恵まれた自然環境のなかで、住民がゆとりと豊かさを実感できる魅力ある地域社会を実現していくためには、町を構成する地域の私たち住民自身が自らの判断と責任で、地域資源や人々の個性などを生かした地域づくりに積極的に取り組むことが必要である。私たちの地域には豊かな自然を背景にして、竹、梅、ゴボウ、イチゴなど、すぐれた特産品が生まれるとともに、これらをキーワードにした地域づくり活動が展開されている。よって、まちづくりの目標の一番目に、『豊かな地域資源を核とした活力あふれる産業のまち』を掲げ、地域産業の活性化は、地域経済の振興、就業の場の創出、若者定住など多くの相乗効果をもたらす町の源である。既存の枠にとらわれない産業への企業化支援を推進し、生産物のブランド化や高付加価値化を図り、生産から販売までを視野に入れた流通体制の確立を目指す」と定められております。

基本方針の後段のほうで、地域づくりの方向のなかで、それぞれ宮之城地区、鶴田地区、薩摩地区と、地域の特性を生かした項目が掲げられておりますが、そのなかで共通するのが、農林業の推進でございます。しかし、宮之城地区、鶴田地区には園芸作物、高齢者農業の推進となっております。薩摩地区は梅の二次加工施設の整備となっております。これは旧町でこれまで10数年かけて「梅の産地づくり」に取り組んできて、それなりの実績と基盤ができた結果であろうと思われま。

しかしながら、当初目指したところまで至っていない面もあるので、梅の二次加工施設を整備することは、生産者の収入確保や「さつまの梅」の付加価値を高め、特産品として、また、ブランド品として確立するために大変重要なことだと思っております。

6月定例議会の一般質問では、基幹産業である米、ハウス園芸、畜産、お茶、果樹生産などの振興対策についてお伺いいたしました。が、「合併直後ということもあり、これから生産者や関係機関との意見等も調整しながら、今後の対策をしていきたい」との答弁であったところでございます。それから半年経過いたしましたので、今回はこの「さつま梅」についてお聞きをしてみたいと思います。

「さつま梅」は、「南高梅」のブランド名で全国的に有名で、古くから和歌山県で栽培されている品種であります。旧薩摩町では、山間地の農地の荒廃対策と有害鳥獣の被害を受けにくい作物であり、高価な農業機械を必要としない等の理由から、和歌山県から苗木を譲り受け、技術・指導等を受けながら現在に至っております。

「南高梅」の名は、和歌山で改良を重ねて育て上げられたブランド名のために、使用するなどというようなことで、「さつまの梅」として出荷しております。栽培面積は九州一と聞いておりますが、町並びに生産者の努力により、「さつまの梅」としての名前が知られるようになってきておるところでございます。

私は、合併し新しいさつま町がスタートしたわけでございますので、この「さつまの梅」を新さつま町全域で取り組み、新町の特産品として確立する必要があると思っております。もちろん新町建設計画に上げてございますので、「さつまの梅」の振興に取り組まれることと思っておりますが、町長は、町全体での取り組む考えがあるのか、あるとすれば、どのように進めていかれる考えなのか、まず、この点について伺いをいたします。

次に、現在の生産者の状況であります。薩摩地区では、平成2年頃から苗木を植えられ、これまで16年経過しつつあります。平成3年の植栽者数431名中、振興会員の会員が237名で、植栽者が最も多かったのは平成6年の500名で、振興会の会員は平成7年の360名となっております。現在の会員数は175名となり、平均年齢が62歳となっております。

高齢化などの理由により、会員脱退が185名になるようで、これまで育ててきた梅の管理が困難になりつつあると聞いております。規模の大きい農家などは、これまでも地域の人々やシルバー人材センターの方々の力を借りておられますけれども、個人のみで管理されていたところは、既に廃園化したところもあります。これまで丹精込めて管理されてきた梅園を放置することは、町の大きな損失につながると思いますので、そのような梅園を引き受けて管理する人、あるいは、苗から育てれば収穫できるまでに10年以上かかるわけですので、成木だけでも譲り受けて、自分の遊休農地に移植するなどして、即収穫につなげる人々を町全体で掘り起こし、知識や技術の指導をしていく必要があるのではないかと思います。このことについて、町長はどのように思っておられるのか、伺います。

続きまして、平成16年度決算のさつま町主要施策の成果説明に、先ほど市来議員のほうからもございましたけども、「梅振興会会員175名を中心に植栽推進、栽培指導に積極的に取り組んだ。16年度は開花時期の天候にも恵まれ、晩霜被害にも遭わなかったことから、過去最高の933トン、販売額2億470万5,000円となった。また、エコファーマー認証を基本としたエコ農産物への取り組み、減農薬栽培実験ほ場の設置など、安心・安全な梅の生産が確立され、特色ある産地づくりを目指した取り組みを行っているが、今後、地産地消の観点から、二次加工施設の整備に取り組み、生産から加工・販売までの一貫体制の確立につなげたい。過去の実績が隔年結果の様相を顕著に示しているので、原因の調査・研究が課題となっている」と報告されております。

このような状況も踏まえながら、「さつまの梅」を町の主要作物の一つとし、町の特産品とし

て生産を拡大していくには、新たな生産者の確保と梅園の管理に支障をきたしつつある農家の後継者の確保が必要であります。

しかし、生産者の声を聞きますと、価格は年々下がっている傾向のようでもあります。収穫量は隔年周期の波もあるということでございます。後継者や新規生産者の確保には、この梅の生産で生活を支えるだけの規模と収入、収益が得られることが重要であります。市場には買い手があり、相場がありますので、生産者が勝手に価格設定をするわけにもいきません。生産者の収益を増やすためには、まず、消費者が最も求めているのは安心・安全な梅であること、自然にやさしいエコ農産物、それから、トレーサビリティ等が明確に示され、生産者の顔が見られるなど、消費者のニーズに対応し得る農産物の確立と現在の販売方法の見直しと、先ほど市来議員の質問もありましたけれども、二次加工するなどの付加価値を高めることが必要ではないかと思っております。

今後の梅振興会のあり方を含めて、付加価値の向上と販売対策をどのように取り組まれる考えなのか、以上この3点について伺います。

〔米丸 文武議員降壇〕

〔町長 井上 章三君登壇〕

○町長（井上 章三君）

ただいまの米丸文武議員の「さつま梅の生産振興対策について」ということでの3点を通告書に従ってお答えしたいと思います。

まず、第1点の「さつまの梅の生産を新町ではどのように進めていくか」ということでございます。さつまの梅については、旧薩摩町において平成2年度から「梅の里づくり」として、植栽を進めてこられました。

平成3年度からは、栽培者でつくる梅振興会組織を設立し、梅の栽培管理指導に重点を置き、組織を中心とした活動を行っておられます。

梅は、土地利用型の作物であり、反当たりの収入はあまり多くは望めませんが、初期投資や経費が他の作物よりもかからないと、そして、面積を拡大すればするほど収益が確保されるという特徴がございます。

また、全量販売先が決まっている。今、和歌山のほうとの取り引きのなかで、全量販売ということで、これが決まっているために、安心して栽培ができ、安心した経営が望めるという利点がございます。

また、梅振興会もしっかりした基盤があることから、新町でも振興計画に取り入れ、全町的な「梅の里づくり」を進めるため、やる気のある農家への推進を図っていくという基本的な考えでいるところでございます。

梅の特性や有利性・優良事例等を、ことあるごとに紹介しながら推進を図っていくということで、広げてまいりたいと思っております。

それから、2点目の「これからの梅園並びに梅の木の管理について」であります。現在、梅振興会会員は175名、栽培面積は約80ヘクタールとなっています。

梅は永年作物であり、植栽から収穫できるまで、最低でも5～6年はかかりますが、そこを我慢して頑張ると安定した収量が見込まれてまいります。

高齢化、後継者がいないなどで離農されるというのは、これから収量が上がる時期にこれほどもったいないことはないと考えております。

一昨年、就農希望者があり、廃園・放棄園について調査をしましたが、場所が悪い、放置期間が長い、そして、梅園が点在し手間がかかる、地主が貸さない等問題もいろいろあり、結局、借用できたのは2ヘクタールのみであったということであります。

場所がよい、管理がよい、収量が上がる等の条件の良いところは、借り手がすぐ現れるということでございます。

農家の皆様には、栽培管理指導を徹底するとともに、補完的な作業をお願いしているシルバー人材センター等の作業員に技術指導を行う必要もあると考えます。併せて、農業委員会と一緒に、土地の利用集積に努めてまいりたいと思っております。

3点目の「生産者の収益確保並びに後継者や新規生産者の確保について」の問題であります。どの農業も同じであります。農家がお金を取り経営が安定しなければ、後継者も新規就農者も難しいと考えております。

今頑張っている農家の方々はもちろん、行政・農協・普及センター等で構成している経営改善支援センター、技連会などを中心に、農家個々の経営技術指導にさらに努めてまいりたいと思っております。

次に、「さつまの梅をいかに付加価値を上げて販売するか」ということについてであります。梅そのものは和歌山産と遜色のない良いものができていると言われております。

人が食するものであり、健康に良いと言われる梅のイメージから、現在、減農薬・減化学肥料栽培に取り組み、農家全員が同じ認識でエコファーマーを取得し、「さつまの梅」は安心・安全であると消費者に認められるようになってきております。

今後、ミネラル栽培など消費者ニーズにあった「梅の産地づくり」を目指したいということで取り組みを進めております。

ただ、新興産地でありますので簡単ではありませんが、「さつまの梅」というこの特徴をPRしながら、販路を広げていくという努力をしなきゃいけないと思っております。

また、市来議員の答弁でも申し上げましたとおり、二次加工場が誘致されれば、その及ぼす効

果は多大なものになると考えられます。

さつまをイメージさせる梅加工品が開発され、消費者に喜んでいただけるようになればということで、この二次加工場には期待をしているところであります。このことが、高付加価値型農業の展開につながると信じて、「梅の里づくり」に努めてまいりたいと思っております。

〔町長 井上 章三君降壇〕

○議長（濱田 等議員）

しばらく休憩します。再開は概ね午後２時２０分とします。

休憩 午後２時１１分

再開 午後２時２１分

○議長（濱田 等議員）

休憩前に引き続き会議を開きます。

米丸議員。

○米丸 文武議員

大変答弁といたしまして、この梅を全町で取り組んでいきたいというようなことでもございます。

先ほど申し上げましたとおり、今この我々の地域の、全体的なものですけれども、農業を取り巻く全般的な状況は大変厳しいなかで、この梅の生産については町民の生産者の皆さんも喜んでおられる面もたくさんあるわけですが、いろいろと先ほども申しましたけれども、管理上の面から、やはりその栽培を持続することにいろんな心配もされておるわけですが、

また、先ほど全町で町長も取り組んでいくんだというような答弁もいただいたわけですが、今までのちょっと状況のなかで申し上げたいと思うんですが、耕作の放棄されている面積が先ほど申し上げましたけれども、放棄者は１８５名ということでございますが、面積が４０ヘクタールに上ると、梅の木にすると８，０００本ぐらいの形でございますが、しかし、自家用として、これをまだ利用されている方々もあるようであります。ですから、実際移植をするなどすれば、これの２０％ぐらいが利用できるんじゃないかというようなことも言われております。

先ほど、新しい生産者、それから後継者のことで申し上げましたけれども、今の状況で申しますと、若い方が、年齢的に申し上げますと、１０代の生産者はございませんが、２０代が１人、３０代１人、４０代２７名、５０代４９名、６０代５２名、７０代４５名というようなことで、５０、６０、７０という年代の方々が主になって生産をされております。７０代の４５名という

方々に対しては、やはり今後の後継という問題も大きな問題として残ってくるんじゃないかというふうに思っております。

そのようななかで、若い方々が今、仮によそに出ていってお勤めされている方、それからまた学校を卒業して、この地域に残って、これが続けていく方々というのは、やはりそれなりの先ほども申しましたけども、収入がなければ生活が維持できないというような面もありますので、ますますこの付加価値を高めて、収入の確保を図ることが重要だろうというふうに思っております。

それと、また一大産地として持っていくためには、新町のなかで宮之城地区、鶴田地区のなかでも、これの耕作面積を広げていくということが、大変重要じゃないかというふうに思っています。

ですから、先ほど町長のほうも梅生産に対する魅力を十分PRしながら、新しい参加者を募っていきたいというような答弁でございましたけれども、これを今2～3日前に発表されたそうでございますが、2005年の農林業センサス速報によりますと、現在、耕作放棄地の面積が、宮之城地区で72.43ヘクタール、鶴田地区で36.67ヘクタール、薩摩地区で49.66ヘクタールあるそうでございます。さつま町全体で158.76ヘクタールが、耕作放棄地として県の調査に生産者のほうからの回答があったというふうなことのようでございますが、この耕作放棄地のなかにも、梅園として、先ほど町長も申されましたけども、活用できない、言えば山間部であり、農道が整備されていなかったり、面積が小さかったり、いろんな制約もあるんじゃないかというふうに思うんですが、しかし、これを先ほど80ヘクタールで、現在されておるわけですから、その倍近い放棄地があるわけです。これを本当に積極的に取り組んでいていただきたいのと、生かしていただきたいというふうに思うわけでございます。

それから、次に販売価格でございますが、平成8年からの販売価格が、青梅と完熟ですね、要するに加工する梅との販売の量と、それから金額の実績をいただいておりますが、青梅につきましては、平成8年から年次で言いますと、この「南高梅」が8年で216円、それから9年が268円、10年が435円、11年が335円、キロ当たりです。平成12年が282円、13年が210円、それから14年が143円、15年が294円で、16年が276円であったというようなことでございます。完熟で一次加工されて、出荷されたものが農家、それから加工センターの両方で出荷されているのが、16年度だけでも845トンが出荷されておるようでございます。

そのようなことで、この加工品につきましては、当初8年度で287円あったものが、現在では159円とか160円とかという値段が示されておるわけでございます。青梅と、この一次加工した梅の平均でキロ当たりの単価が218円の換算で、生産農家の手取りとして入っているというふうに聞いております。手取りと言いましても、人件費、もちろん消毒、それから肥

料、また、燃料等はこのなかに含まれておるわけで、手取りと言いますのは、運賃手数料、それから資材、箱等の資材を差し引いた単価が280円になるんだそうでございます。その金額が、先ほど申しました平成16年度で販売した金額が、2億470万5,000円程度に上がるんだということでございます。

そのような状況のなかで、価格の推移を見ますと、生産量が拡大するにつれて価格は下がってきているそのような傾向にあるようでございますが、今後、この梅の木はまだまだ梅の木ですか、梅自体が生産量はまだまだ増大していくと、収穫量は増大していくというふうに言われております。

そのようななかで、管理の面とか、そういう面での経費というのはたくさんかかるわけですが、この実収益につながる値段が下がってくるということに対しては、やはり生産者の方も心配をされているというようなことでございます。

そのようなことで、二次加工場等を建設しながら付加価値を高めることも必要であるでしょうし、また、販売先の検討、それから商品開発というような面でもいろいろと今後、突っ込んだ政策を施策なり、方法をとっていかないといけないんじゃないかというふうに思っております。

町長も二次加工についても今後取り組んでいくというような答弁をいただきました。具体的な質問については、また、後ほどしたいと思っておりますが、この今ありますこの遊休農地に対して、どれぐらいの啓蒙をしていって、その皆さんの可能性があるとお思いになっているのか、そこいらについてお聞きしたいと思うんですが。

○薩摩総合支所経済課長（赤崎 敬一郎君）

今、申されました40ヘクタールほどの荒廃地というか、放棄地というか、これにつきましては、自家用も含まれておりまして、ほとんど自分の家で食べる、それから縁故用、それから市場に自分の家から出す、ただ、やはり梅振興会に入っていると組織的な厳しさ、それからそういうエコファーマー、そんなのをたくさんとって、そして、そういう一緒になってやるというのが大変な方もいらっしゃる、そういう方で脱退された方がおります。

そういうなかで、40ヘクタールのうち約半分以上は耕作されておりまして、そして、先ほども町長の答弁でありましたとおり、うちのほうも調査したとき、どうしてもこれはもう買いたくないという山奥とか、それから消毒がしにくい場所に植えてらっしゃる、それから転作田として植えた感じの方も多くおられまして、そしてその方々に言わせると、「転作で見てもらうんだからほっといてくれ」と言われる方もいらっしゃいます。

そういうことで、いいところは移植したりして、移しているところもございますが、今、先ほど町長の答弁でもありましたとおり、いいところはすぐ借り手がきます。もう今、すぐ貸してくださいというような感じで、もうすぐきます。

今後は、先ほど言われましたとおり、旧薩摩の限界もございますので、今後は新しく植えられる方のなかには、こういう園がありますよということで紹介をして、金になるまで5～6年かかりますので、その間は、旧薩摩のもうやめたいという方の園を借りて、つくっていただければありがたいということで、それを推進していきたいと考えているところでございます。

○助役（経済）（山下 彦志君）

先ほどから質問がたくさん出ておりますが、町長の答弁、あるいは薩摩の経済課長の答弁と重複する部分もあるかと思えますけれども、わかっているだけ、質問が多岐にわたっていますので、わかっているだけ、ちょっとお答えしたいと思えますが、最初に管理上の問題でございますが、全町での取り組みということでございますけれども、やはりこれは農政の、特に前から出ていますように、重要作物というのが旧3町で13品目から14品目あるということでございますが、これを基幹作物としてどう育て上げていくかということでございますので、やはり拡大作物の一品目として、鶴田のゴボウもですけども、そういうことで今詰めをしているということでございます。そういうことで、全町的に拡大作物の基幹作物として取り組んでいきたいということで、今調整をいたしております。

それから、加工の関係でございますけれども、今、値段的にも単価的にも、そういうことでおっしゃいましたけれども、技術的には、振興会の方々が一次加工の技術はほとんど持っていらっしゃいまして、約58名、約60名ぐらいの方が16年度も一次加工について自家用で、自分の家で一次加工はしていらっしゃいまして、これが約50トンぐらい漬け込みがなされております。

そういうことで、技術的にはほとんどの振興会がそういう漬けの技術は持っていますので、それらを新しいところの会員を増やすなかで、どう拡大していくかということもありますので、そういうことで進めていきたいと、二次加工については、今、先ほど市来議員のほうからの質問がございましたように、町長の答弁があったとおりでございます。

それから、補完的な管理の問題でございますが、後継者の不足ということもございますけれども、これは今年度、あるいは07年度でございますけれども、それぞれ皆さん方も新聞等で見られていると思えますけれども、経営所得安定対策大綱というのが、政府が出されておまして、そのなかで非常に今、農政そのものが目まぐるしく動いております。そういうなかで、経営所得安定対策大綱のキーワードとして、担い手、認定農業者、集落営農、米政策、環境保全と、そういうなかで、非常に担い手、個別形態、集落農場、そういうなかでの農地の集積というのが非常に叫ばれて、また、変えなければいけないということになってきておりますので、今そういうことで農政課のほうでも、それぞれ係を中心にしながらかめておりますが、支援チーム等をつくりながら、話し合い活動に入らなければもう手遅れになるというようなことも、危機感を持ったなかで今動いております。

21日の日には、皆様方に御説明をしたいということで調整を図っておりますけれども、米を含めながら、地域の農業を変える根幹になる大綱でございますので、これらについては皆様方の方に御説明しながら、それぞれ支援センターなり、あるいはJA、農林、そういうところとも協議を重ねながら、地域の農業というものについて、やはり、掘り下げて農家の皆様方に理解をもらう必要があるというふうに考えておりますので、そういうことで、後継者というものについては、そこら辺からもちょっと関係があるかというふうにも考えているところでございます。

販売価格については、それぞれ今、下がってきているというようなこともございますが、それは出荷量とも、価格等についても、出荷量等に確認結果ということも梅は言われておりますけれども、多い年、少ない年あるわけでございますが、質のいい年、質の悪い年、それから和歌山の産地の収穫が多い年、少ない年、それぞれ市場というのについての変動がありますので、やはりあくまでも農家が振興課を中心にしながら立派な梅をつくと、そういうことで努力をしていく必要もあるというふうに考えておりますので、やはり組織を中心にしながら、やはりそういうことで、怠りなく頑張る必要があるというふうに考えているところでございます。

それぞれ質問の中身がちょっと多岐にわたって覚えておりませんが、ここに書いていますところについては、そういうことで答弁とさせていただきたいと思います。

○米丸 文武議員

なかなか国のほうも経営の所得安定対策というようなことのなかで、農地集積なりいろんな対策をとっていただくというようなことで、大変ありがたいわけでございます。是非ともそういうものを大いに利用していただいて、本当に新しい町の目玉となるようなものに育てていてもらいたいというふうに思うわけでございます。

そこで、私ちょっといろいろ調べてみまして、販売面において、今後どういうふうにすることが生産者のために一番いいのかなあというようなことを思っております。最終的には青梅は青梅で、農協等を通じておられるわけでございますが、じゃあ果たしてこの「さつまの梅」が実際、一次加工し、和歌山のほうへ出て行って、あとどのような価格で売られているものなのかなというように、少し調べてみました。

たくさんあるなかで、2カ所ほどの資料を取り寄せてみたわけでございますが、これは、農家の店というようなことで、個人経営をされているところで、商品化されて販売されている資料でございますけれども、「南高梅」として1キロ当たりA級の「白干梅」っていうんですか、1.5キロ当たりで3,100円から3,300円で小売をしておるというようなことなんです。

あるところでは、またほかの農園でございますが、こちらでは「伯方の塩」を利用して、国内産の塩で一流の塩をして付加価値を高めようというような取り組みをされておりますが、これがサイズにもいろいろあるようでございますが、1キロ当たりで税込みの2,500円、3キロ

で7,500円とか、5キロで1万2,000円とかというふうなことで出されてます。

これを見ますと、こちらでは一次加工で150～160円とか200円とかで出ていってやるものが、向こうに行きますと二次加工という一つの特色ある技術を持っておられるんだろうと思いますが、こういう価格までなって、売られているんだということを思うときに、どうしてこれだけ差があるのかなあというような気がするわけです。この点について、おわかりでしたら、ちょっと御説明いただきたい。そのようなことは、私はつかんでおられると思うんです。商品化したときに、どれぐらいで売られてるんだということをしたときに、これはどういう形でこの1割程度の価格で納めておられるのか、それは市場性として当然なのか、そこいらはどのようにお考えなのか、それをちょっとお聞きしたいと思います。

○助役（経済）（山下 彦志君）

ただいまの質問でございますが、私の旧町の時代には、平均相場が10キロ8,000円ということが平均の相場ということでございましたが、申年の梅については倍の値がつくと、よく言われておりました。これについては縁起物ということで、言われていたこともあります。

ただ、今おっしゃいました1キロのA品で1.5キロの3,100～3,300円というようなこともあったということでございますが、今、米丸議員さんのお手持ちの資料によりますと、やはり単価が安いということでございますが、これはA品から外品までの価格ということでございまして、これは全部買い取っていただくと、これは、ここでなければ外品はいいところだけ買うというところは多いわけですが、やっぱりA品から外品まで買い取っていただくというところは、そうざらにないということで、これはそういうことで御理解していただきたいと思います。

それから、3,100円、2,500円、まだこれは安いというふうに私は考えております。というのは、私どもの取引先の相手である商社については、やはり1キロの5万円とか、というのも値をつけて、こだわりの梅をつくって販売していращやるというのもあります。ですからこれは、そのこだわりのというのはマル秘の部分も商社にあると思います。

ですから、そういうことで販売するノウハウというのは、民間の方々はほとんど自分のノウハウというのは持っていращいますので、今、米丸議員さんのおっしゃいますように、1キロの「伯方の塩」を使ったのが1キロの2,500円とかというともありますけれども、この前、私は山形屋の地下のスーパーに行ったところ、「つぶれ梅」というのも出ておりました。これはもう格安でございます。和歌山から出てきたつぶれの梅が出てきてましたけども、これは今まで全然加工をしてなかったということでございますが、市場については、この梅は余り使ってほしくないということもあります。というのは、市場をやはり混乱させるということでございまして、安く梅をみられるというようなこともございます。ただ、いま「つぶれ梅」というのが出ておりましたけれども、非常に安い値で売られております。

そういうことで、今、業界については、そういう一つの動きもあるということも念頭に置きながら、やはり外品もつくらないで優秀な品をつくりながら売っていく、そして、ブランドをある意味では信頼をつくっていくというのは、いい品を信頼のおける品を量的にも質的にも販路を開拓しながらやっていくというのが、地域をつくるということでございますので、そういうことで今後とも、振興会を中心にしながら頑張っていきたいというふうに考えております。

○議長（濱田 等議員）

米丸議員、ちょっとお待ちください。薩摩経済課長。

○薩摩総合支所経済課長（赤崎 敬一郎君）

今、助役のほうから申されましたが、10キロで一番いい梅は6,400円。それから一番悪いのは「ガリ」といって300円、10キロです。そのように価格が大分違うと、上と下の価格がです。そして、それには20通りあるということで、今、A級品でも5LからSまで、それからB級品でもS、M、Lと、そういうサイズで、そういうことで20通りあって、全部価格が違うと、その平均が先ほど申されました160円とか、その農家手取りになっていますが、今、A級品率を上げなさいということで、農家の方々の栽培技術、指導、それに力を入れてるんですが、今、A級品率がまだ35%ほどしかございません。そういうことで、A級品率が50、60%に上がることに於いて、価格はもっと上がるということが一つでございます。

それからもう一つ、商品の原料として、今、一次加工し出荷しておりますが、大体価格の先ほど米丸議員さんから申されました価格の2割程度が、原料の価格になろうと思います。そして、工場から出荷で50%、それから卸問屋がまた20～25%、そして小売店が取って100%という金額になっておりまして、これは、大体変わらないということで、農家の方々はたった25%しかないのかということでございますが、先ほど出ました製品工場、今度こちらに工場ができるとなると、恐らくその工場は営業をかけて、「さつまの梅」をPRしたり、宣伝したり、消費者の方に「いい梅ですよ」ということを訴えていかれると思います。そして、消費者が認知されて、「さつまの梅をください」というようなふうになると、自然とここは「さつまの梅」はここしかありませんので、それは農家の方が売らないとなると、価格は自然と上がっていくんじゃないかなあと考えているところでございます。

○米丸 文武議員

数字をお聞きしますと、私も突っ込んで数字をお聞きしたくなるわけでございますが、このA級品が35%というようなことになりましても、いえこの20%の、仮に、キロ当たり2,000円の20%とすると400円ですよ。これを35%にしても、いえ金額からすれば影響が余りないような気がするんです。ですから、もちろん良質の梅をつくっていただくということで、品質の保証というような面から、当然これはいいことで上がっていくだろうと思いま

す。

私は何をお聞きしたいのかと言いますと、今、町がこうして一生懸命し、和歌山で売られている梅が、いかに生産者の方に、もう少し見入れできないのかなあというふうなことのなかから、こういう価格の差についての説明をいただいたところでございます。

いろいろと商業というような形のなかで、先方は取り組んでおられますので、宣伝とかいろんな加工技術もそうでしょうし、流通段階での手数料も要するだろうというふうに思っておりますので、しかしながら、現在おさめておるところも収益を目的とされておるわけでございますので、安くこがなれば、安くこうたほうがいいんだろかなあというふうに思いますが、しかしながら、だんだんだんだんこれから量もとれてくるとなると、少しでもやはり収益が上がらんないかんというようなことではなかろうかというふうに思います。

それで、私は手数料についてちょっと情報を提供していただいたわけでございますが、青梅についてJAで2円、経済連で1.3円、振興会2円、それからJAの予冷代キロ当たり4円20銭と、それから、要するに市場で売られるときの手数料が、JAを通じて売られるそうでございますが、これが8.5円というように、全体を見ますと13.8円が手数料として生産者の方が納められておるわけでございます。JAのこの市場手数料においては個人で出せば10円ばっかい取られるというように、JAを通じるんで8.5円で終わっているというようにございます。

先ほどから付加価値を高め、流通段階の経費も、私は、少しでも安くしていくことが収益につながるんじゃないのかなあと思うわけでございますが、こういう段階をしないと販売はやはり難しいんでしょうか。そこいらについてどのようにお考えなんですか。そうしないと、要するにこれだけの量はさばけないという判断でおられるんでしょうか。それとも振興会等を通じながら、この販売先を自分たちで直接その市場に持ち込むとか、そういうふうなことは考えられないのかということをお聞きしたいと思います。

○薩摩総合支所経済課長（赤崎 敬一郎君）

青梅の手数料につきましては、農協さんのほうも大変苦慮されまして、特に先ほど米丸議員さんから説明がありました単価が、だんだん下がっているというところで、また、15年度から上がってきていると思うんですが、農家手取りが。これはどういうことかと申しますと、もう市場に出したらたかかれるだけだということを農協さんのほうも感じておられます。というのは、和歌山の梅はブランドで、例えばキロ当たり500円、うちの価格は250円という半値です。さほど遜色はないんですが、消費者への認知度が低いということで、もう半分値でございます。

そういうことで、農協のほうとしては、今、イトーヨーカドー、イオン、Aコープ、そういう生協、そういうところに契約で値決めをして出荷していると。だから、農協さんのほうもそうい

うことでしておりますが、ただ、全量そこにまだ出せないと、やはりそれ以上の量がきたときは、市場にやはり出さざるを得ないということもございまして、それから、市場に全然出さないと、今度は市場の認知度が低いということで、やはり少しは出さないと、いつまでたっても「さつまの梅」は市場に出てこないということも言われておりまして、なかなか歯がゆいところもあるわけですが、今のところそういうことをやっているところでございます。

それから、一次加工につきましては全量、全部とっていただけると、それが大きな強みでございまして、いいところだけ取ろうとするのであれば、他にも業者はあると思います。ただ、あとのB品、先ほどの「ガリ」というのは捨ててくださいと言われると、農家の方は捨てるほうが多いということにつながるということで、やはり今の優良企業だということで、和歌山のほうに送っているのが現状でございます。

以上です。

○米丸 文武議員

なかなか商品を開発し、生産して有名になるには、大変いろいろな皆さんの手も経なきゃならない、そのようなことで手数料もこら納めんにやいかんというのは、こうして説明をされるわけですが、単純に言えば、自分たちでつくり自分たちで販売していつがないような形をつくることは、本当に産地とし、また、自分たちの苦勞された方々の収入につながり、生産の意欲にもつながるといような観点からすれば、やはりこういうことに対しても、もう少し自分たちで販売をしていくため、どのような取り組みをすればいいのかといような研究も私は必要なんじゃないのかなというふうに思います。

今後、やはりこうして今、話を聞いておりますと、できたものを売するためにはこういう方々を経ないと販売できないんだといような、そういう受身的な感覚を私は受けるわけでございます。もう少し、今から全町的な特産品としてやっていくのであれば、そこまで一緒になって、生産者と一緒になって、やはり、これに販売の体制に取り組んでいかれるべきであろうといようなふうに思っております。

次に、今、二次加工の話も出てまいりました。この二次加工について、先ほど和歌山のほうからの二次加工工場の建設の申し出があるといような答弁をいただいたわけですが、まず、二次加工場について、私もちょっとお聞きしたところによりますと、18年度に国庫事業の申請をし、19年に着工、20年に操業、順調にいけば、したいといような計画であるようでございます。それが見込みとして、これはあくまでもまだ計画がちゅうか、想像の段階ですか、予定といようなんですか、そういう段階のようでございます。3億円程度の事業費を見込み、一時的に、見込んでおられるといような話も聞いておりますが、また、企業誘致的な考え方でといようなことですが、これはどの程度まで、町としてはその話を今、受け止めておられる

のか、18年度からということですが、そのことについては何かお聞きになっておるのかどうか。ただ、企業の計画だけであるのか、その点についてちょっとお聞きしてみたいと思います。

○町長（井上 章三君）

この件に対しましては申し出がありまして、詰めなきゃいけないということではありますが、その詰めることを前提としながら、今、県のほうに事業の申請を上げる準備をしてるところでございます。それで、県のほうの事業申請が来年の8月頃と、そうしたときに認可がおりて、工場の建設が19年、そして、実際にこれが稼働するのが20年になるだろうというふうに予測をされてるところでございます。

○助役（経済）（山下 彦志君）

二次加工の関係でございますが、事業導入については、それぞれ今ちょっと町長のほうと違うんですが、事業導入については今、当初18年事業導入、それから20年操業ということもあったわけですが、この前、民間の業者の方がおみえになりまして、自分でということでございます。と申しますのも、やはり先ほど町長が市来議員のときにも答弁をされましたけれども、やはりJA、それから振興会、それぞれの団体と打ち合わせをしながら進めていく必要があるということでございます。

そういうことで事業導入、例えば、団体と言いますと民間の方もございますが、任意団体の方も農業団体ということでもありますけれども、あった場合に、事業導入した場合については、それぞれ補助裏をどうするかと、今、町のこの行財政改革という一つの先ほどから町長のほうからもありますように、そのなかから言いますと、やはり補助裏等もいろんな問題があります。そういうことからしますと、やはり、これから振興会、あるいは先ほどからくどいように言いますが、JA、それからそういう業者の方々、いろいろとそういうスタンスを保ちながら協議をしていく必要もあるということもございますので、今後まだ18年度からということではないわけですが、近々に詰めていく、話し合いを進めていくということもございますので、そのように御理解していただきたいと思います。

○米丸 文武議員

あと5分ということで、こら大変まだまだお聞きしたいのがたくさんあるんでございますけども、時間がございませんので。

と言いますのは、この二次加工場建設に、現在してる、申し入れておられるところ、これが生産者の一部の生産者かもわかりませんが、この方が一遍に過去において全量出荷というような形のなかで助かってるという説明はあるんですが、そうすることによって市場競争の原理から外れるんじゃないのかと、要するにそのなかで、この価格がどうしても通常価格でやられてるのか

という不審をもってる生産者もあるようでございます。

この辺のところを、やはり市場のいけば競争の原理というものが働いているのかという、その面。それから、先ほど言いましたけども、この加工場については、町はこれは行政側のなかですから、これに対しての公社とかそういう形で、また資金とかそういうものは考えずに、そちらのほうでやっていただける、これ大変ありがたいわけですが、そこのそういう取り扱いの面について、やはりどのように考えておられるのかなあということと、それから、私は最終的にこの梅振興会の方々がどのようにこれを受け止めておられるのか。

それからもう一つ、もうまとめて聞きますが、この梅振興会自体が新しく加入された方々、今から振興されるそれも全部ひっくるめていくんだというようなことのなかで、了解をもらっていくのかどうか、その点を聞いてみたいと思います。

時間があれば、またちょっと聞きますけども。

○町長（井上 章三君）

先ほどの答弁を少し補足しておきたいと思いますが、この二次加工場の取り組みということに対しましては、町としてはあくまでも支援と、町が主体となってという考えではおりませんので、そのところは確認をさせていただきます。

○薩摩総合支所経済課長（赤崎 敬一郎君）

先ほども言われましたが、全量取っていただけることにおいて、さつまの農家の方々、梅の振興会の方々は、一方では不満もあられることは間違いありませんが、実は何回も説明をするんですけど、やはりその一企業がもうかってるようなふうに思われる農家の方々も多くあることはもう事実です。

ただ、先般、和歌山のほうから別の企業が、うちの「さつまの梅」を欲しいということで来られたときに、そのの分けてもらっている価格を言われたんです、「さつまの梅」の価格を。その価格は、今農家から買ってる価格とほとんど、10円か20円は違ったですけど、ほとんど変わらないということで、それは全部その価格で出されていると。だから、途中でマージンを取ったり、そんなことはされていないようでした。

ということは、やはりいいものから悪いものまで全部取るということは、要らない部分については、もうどうしても、どこに行っても要らないんだという部分もあるんですが、それを梅振興会と契約をして、全量、私が引き取りますとってあるその責任で、取られているということで、心配されているところもあるようでございましたので、そこだけ御理解いただきたいと思います。

○米丸 文武議員

議長、延長をお願いしたいんですが、お認めいただければ。

○議長（濱田 等議員）

時間がまいりましたけど、それじゃ簡潔に願います。もう答弁までいきますと、かなり時間がかかりますから、答弁が要るような質問だったら、もう簡潔にしてください。

○米丸 文武議員

お許しをいただきましたので、簡単に申し上げます。

先ほどから申しますように、市場原理を本当に競争の原理をいかに活用されているのかどうかということの心配でございます。やはり一定ということに対して、これはやっぱり普通から考えてちょっとおかしいんじゃないのか、やはりそれなりの必要な方々は高い値段で入札をするなり、市場で競り上げていただくなり、そういうものは働かしていく、これが公平性につながるんじゃないかという気もするわけでございますし、また、そうすることによって、私は生産者の一生懸命取り組まれた成果にもつながるというふうに思っております。

そのようなことで、この仮に二次加工場を自分の資金のなかで取り組まれ、していくことは、またそして、さっきも申しました全量出荷をそこでやるというような、こういうことに対して、もう少し私は生産者の方々の意見も聞きながら、その何というんですか、競争原理を働かしていく、そういうような取り組みも必要んじゃないか、ひとつとこお世話になってきたという面もあるかもわかりませんが、しかし、そこいらについては参考とするまでも、やはりよその業者の方々、そういうようなものを調べる必要があるんじゃないかと。

それともう一つ、いえば〔「簡潔に願います」と発言する者あり〕状況のなかです。要するに、A級品、B級品以外のものも取り組んでいただくというようなことでございますが、それが果たして5割以上あるのかどうかというようなことなんです。そんな品物を出荷してるはずじゃないと私は思う。

ですから、そこいらのことも考えながら、それが物すごい負担になってるんだというふうに言われますけども、私はそこまでいってないと、生産者の方も一生懸命品質に対しては吟味しながら出荷されてると、そういうようなことも考えながら、今後、この梅を町の新しい産物として取り組んでいかれるわけですから、是非その公平性というもの、また、市場性というものも勘案しながら取り組んでいただきたいということと、もう一つ言いました先ほどの二次加工場について、しっかりとした生産者の方々の意向を聞きながら、これを進めていただきたい。

終わります。

○議長（濱田 等議員）

もう答弁はいいですが。〔「いいですか」と発言する者あり〕議員の皆さん方をお願いをいたしますが、持ち時間60分となっておりますので、60分の間で、自分で構成をして、そして、効率的な質問をしていただきたいというふうをお願いをいたします。

それじゃ、次に１９番、柳田議員の発言を許します。柳田議員。

〔柳田 隆男議員登壇〕

○柳田 隆男議員

６人の議員の方から、それぞれの立場から、それぞれの方角からいろいろ一般質問がされたところではありますが、本日の最後の一般質問というようなことで、できるだけ簡単に短い時間で終わるように努力しますので、よろしくお願いします。

私は去る１０月６日～７日に曾於中央家畜市場で開催されました鹿児島県畜産共進会に出品の機会を与えていただきました。出品に対しましては、町当局をはじめ関係機関の多大なる御支援をいただき、この場を借りまして厚く御礼を申し上げます。さすがに県の大会ということでありまして、各地区から選りすぐられた素晴らしい牛が出品されておりまして、大変な共進会だったというふうに思っているところでもあります。勉強になりました。

審査報告のなかで、今回は地区代表として農業高校生の出品が前回は上回るとともに、若雌２区、父系群での最優秀賞を受賞し、さらに鹿屋農業高等学校が九州農政局長賞を受賞するなど大いに活躍されたという報告がなされたところでもあります。ちなみに県共進会に出品された高校は、伊佐農林高等学校、市来農芸高等学校、加世田常潤高等学校、鹿屋農業高等学校の４高校であります。特に、鹿屋農業高校は父系群ですので、３頭１組の出品であります、３頭出品されたわけであります。残念ながら、我が母校の宮之城農業高等学校は、地区の共進会ですら出品されないような状況でありました。残念であります。

一方、茶についてであります。本町は農作物の基幹作物として茶を振興し、販売額も約５億円あり、生産農家は規模拡大に取り組んでいる状況であります。宮之城農高は約２０アールの茶畑を管理されており、防霜施設もなく、茶摘みも農家に委託しており、生徒が関心を持って取り組むような施設・設備はされておりませんが現状であります。

私は、地元の農業高校は地域に根差した農業高校であり、地域のモデルになるような飼育、栽培をして、農家と農業高校が近距離にあるというか、農家が農高に足を運びたがるような高校になることを願っております。

本町は農業を基幹産業とした町であり、畜産振興や優良茶生産を図る上からも町と農業高校の連携は極めて重要であり、そのことが地域農業の発展振興や後継者育成にもつながると確信をいたしております。

そこで、町長はさつま町高校振興対策協議会であられるようであります。そのような立場から今、私が申し上げましたようなことについてどのような考えをお持ちなのか、見解を賜りたいと思います。

次に、農村定住策についてであります。今、農村部は過疎化が進み、空き家が増えつつありま

す。一方、高齢化が進み、遊休農地や遊休施設の拡大は深刻化しております。農水省は「田舎暮らしに対する都市住民のニーズに応えつつ、農村の活性化を目的に団塊の世代を対象に農村への定住を促す方針を決めた」と報道されたところであります。

計画では、農家の空き家を町村が借り上げ、周辺の遊休農地とセットで貸し出す事業を柱に、既存の施設や農地を利用して、長期滞在型の市民農園をつくり、都市に自宅を持ちながら、農村にも活動拠点を持つ2地域居住を定着させたいとしております。「ふるさと回帰支援センター」というところが、5万人にアンケート調査をしたところが、「ふるさと暮らしをしたい」と答えた人は全体の4割で、農山村の定住に都市住民のニーズが高いということがうかがえます。2007年以降、定年を迎える団塊の世代は700万人と言われ、第2の人生を送る上で、田舎暮らしを有力な選択肢に上げているようであります。

こうした取り組みが、団塊の世代が前職で培ったノウハウ、都市部から見た農村部での取り組みなど、地域活性化にかなり期待が持てると思いますが、こうした取り組みは考えられないのか、考えをお伺いいたします。

〔柳田 隆男議員降壇〕

〔町長 井上 章三君登壇〕

○町長（井上 章三君）

ただいま柳田隆男議員から2点についての質問がございました。

第1点の「農業振興と農業高校の連携について」であります。本年の県畜産共進会では、鹿屋農業高校などの高校生の活躍が目立ったと、先ほど御指摘、報告がございました。本町におきましても、宮之城農高、薩摩中央高校で現在、生物生産科、農業工学科で畜産・お茶・野菜・農業機械について、生産牛9頭、育成牛1頭、子牛9頭、肥育6頭の飼養実習、川薩共進会での研修、昭和43年に植栽された「やぶきた」の約25アールの茶園での摘採・整枝、施肥などを通して、農業の基礎・専門的学習を深めているという取り組みがされているところでございます。

なお、茶園については防霜ファンのことが言われましたが、設置を検討したものの周辺民家への配慮により断念をした経緯があるということでもあります。

このような学習の成果の一つとして、去年は、春季川薩共進会の若雌区に出品し、最優秀賞3席に入賞。本年は、県内の農業高校生による家畜審査競技大会で、本町中津川の段君が、去年の虎居の中野君に引き続き優勝と、牛の見方など他校を上回る成績を収めたという成果を上げている面がございます。

また、現在、農業高校の卒業生4名が県立農業大学校で、畜産業経営の後継者、技術指導者、茶業経営の後継者を目指して、知識・技術の修得に励んでおり、本年度も2名が農業大学への進学を希望しているということで、報告を受けております。

農業振興と農業高校との連携についてであります。地元の高校が、県共をはじめ各種の部門で活躍し、新聞等で広く報道されることは、生徒はもちろん、地元にとっても大きな励みになるところであります。

しかし、このことは学校の教育方針、カリキュラムの設定をはじめ、施設整備、予算確保などの課題があると思いますが、町の高等学校振興対策協議会等を通じて、学校・生徒が必要とすることについて、学校と連携し、県及び県教育委員会へ働きかけることによって、本町の農業振興につながるよう連携をする必要があると思っております。

また、薩摩中央高校では、中学生の日帰り体験入学による農業体験など実施されております。多くの中学生が地元高校への進学を望み、明日の農業を担う後継者として育ってくれることを期待するものであります。

そういう点で、我が宮之城農業高校、そして薩摩中央高校もそれなりに頑張っている面はありますが、これからもっともっとやはり行政としても、あるいはまた地域のそういう農業の担い手の方々との連携のなかで、地域の先ほど言われましたモデルとなるような、あるいは地域に根差したというそういうような高校づくりをしていただけるように、もっと密接な関係をつないでいくということは必要ではないかと、私も感じているところでございますので、今後また、努力をさせていただきたいと思っております。

次の「農村定住対策について」でございます。団塊世代の農村定住の支援についてどう思うかということでございますが、団塊の世代につきましては、日本の高度成長時代を支えてきた方々で、あと2～3年で一斉に定年退職を迎えようとしております。

本町も農業者の高齢化や担い手不足が進むなかにおいて、これら団塊世代の方々が退職を機に本町に定住していただくことは、新規就農者等担い手となる人材が確保されるということにもなり、その方々が長年培った経験等が、また、本町の農業・農村の活性化につながっていくことにもなると思っております。

現在、国におきましては、都市と農山漁村の共生・対流の促進を重要課題として位置づけて、団塊の世代など、都市住民との交流、定住の促進などの施策が検討されております。

これまで、町といたしまして、本町へ定住し就農していただくために、県や農協と連携し、就農相談、技術・資金面での支援、住宅や農地の斡旋など個別に対応を行っております。

今後とも、これまでの取り組みの充実・強化を図り、そして、定住対策の専門スタッフの配置による各種施策を総合的に展開して、団塊世代のU・Iターンをターゲットとした取り組みも検討しながら、まずは、農村の魅力を町内外に広く情報発信を行い、農村への定住、就農促進に努めてまいりたいと思っております。

〔町長 井上 章三君降壇〕

○柳田 隆男議員

町長は所信表明のなかで、「生徒の皆さんが意欲と努力によって、県内のどこの高校にも負けない新たな伝統を築いていただくよう期待をし、必要な支援を行ってまいる」ということで言われております。それなりに頑張ってるということではありますが、生徒が意欲を持って取り組む、これにはやはり学習環境を整えることが大事であると、この環境には人を含めてのことです。指導者を含めてのことです。

これまでいろいろ一般質問でもスポーツのことが取りざたされましたが、スポーツで優秀な選手や、あるいは団体は華やかに横断幕を作ったり、応援がなされているようですが、農高にもそうした一つの取り組み、環境をつくってやって応援をしてやる、これが本当に大事ではないのかなあというふうに思います。

春の大会で3席に入賞したというようなことではありますが、秋の大会はいろいろ条件がありますので、県大会に通ずる一つの共進会です。条件もありますが、予算も伴うということでもありますけれども、ほかの学校はこうして取り組んでいるわけでもあります。これがいきなり来年の共進会に行くからこの牛をという、そういう簡単にはいきませんが、そうした取り組みが大事です。予算の確保にも、ほかの学校はやってることですので、やれないわけではないというふうに思います。

生徒の意欲と努力を育む環境を醸し出すことというのが本当に大事だと思いますので、必要を感じるので努力したいという答弁であります。具体的に、ほんなかやどうするのか、お知らせいただきたいと思います。

それから、ちなみに今朝の南日本新聞には「伊佐農林高校が黒豚の原種競り市で最高値を出した」というようなことが報道されましたけれども、それなりに頑張ってる。そしたら、我が宮之城農高は何が秀でたものがあるのか、お知らせください。

○助役（経済）（山下 彦志君）

それぞれ県共の関係で、私も今、柳田議員さんのおっしゃるように伊佐農林高校、市来農芸高校、加世田常潤、鹿屋ということで、出品していくところの現場に居合わせまして、地元の関係者からおしかりを受けた一人でございます。「なよしちょっとよ、わや」ちゅうことでおしかりを受けました。「気をつけます」ということで言いましたけれども、帰ってからそれぞれ聞きますと、今、町長の答弁にありましたように、春の川薩の共進会で3席ということであったようでもありますけれども、これについては、育種化の関係でちょっと出品要件に満たなかったと、出品すれば当然、予算的な面については支援ができたと思いますけれども、そういうことでございますので御理解していただきたいと思います。

また、今朝の新聞に黒豚の関係も出ていましたけれども、うちの農高が、何がはいじゃ秀でて

いるのかということでございますが、それぞれ地域にイチゴの苗、サツマイモの苗、バイオの技術というのは皆さん方も御存じのとおりであると思います。そういうことで、バイオの関係については地域に還元して、地域のイチゴのさつまブランドとしての名声を高めているのは、その一翼を農高が担っていると言っても過言ではないかというふうに考えております。

以上でございます。

○柳田 隆男議員

今、助役のほうから答弁がございましたが、「それなりに頑張ってる」、それはそれなりにやはり応援もしていただきたいものだし、ほかの高校がこうして、いろいろ新聞等でも報道されますし、いろいろ活躍されている。農高も何回か体験発表をしたりというようなことで報道されたこともあります。特にこの今、振興対策協議会の会長さんというような立場でもありますので、それこそ「宮之城農高、あるいは薩摩中央高校ここにあり」というようなことで、町長も取り組んで、県のほうにも積極的に働きかけてほしいと思います。

次に、「農村定住策について」であります。町長も理解されているようでありますが、農水省がそうした取り組みをしてる。中山間地域では、この農村の、あるいは農家の後継者、跡取り、これも都会に出て帰ってこないような状況であります。何らかの支援で帰ってこられるような条件、支援というのはできないものか。

県は、東京・大阪などで、Iターン、Uターンフェアを開催したり、県外事務所で就業相談を行っているようでありますが、本町はそうしたところに、この取り組みを宮之城にも、やっぱそうしたIターン、Uターンをしてほしいという届け出というのか、登録というのか、それをしてあるのかどうかお知らせいただきたいと思います。

それから、この旧町ごとに、例えば宮之城であれば東京宮之城会、近畿宮之城会というようなことで組織をつくってありましたが、これまでも町長、あるいは執行部、議員も出席したことがあります。そうした場所で、こうこういう今状況ですので、是非定年後は、あるいは今でも帰ってきたい、あるいは帰って就農したいという希望があれば、是非帰ってきてくださいというようなPRはされているのかお尋ねいたします。

○企画広報課長（和気 純治君）

Uターン対策でのそういう県の関係の登録ということですが、現在のところまだ、その確認はいたしていませんが、今のところしてないというふうに思っております。

ただいま質問にもありましたように、どうしてもこのさつま町にも先ほどからありますように、住宅団地、それから工業団地等がありますので、これの宣伝というのは各町の出身者会ですか、そういうところの会合には必ず持って行って、そういう宣伝をいたしております。

以上です。

○柳田 隆男議員

町長は、トップセールスを行うんだというようなことでありましたので、是非やっぱいそうした場に顔を出されたときは、トップセールスを行っていただきたい。特に、「定年後はどんなところに住みたいですか」というのは、お聞きしたところ、「やっぱ温暖な地域で温泉の豊富なところ」というのが、本当に多いというふうに聞いております。是非、この「帰ってこいよ運動」を展開していただきたいと思います。

終わります。

○町長（井上 章三君）

トップセールスをどこまでやってるかというお話がありましたので、ちょっと回答させていただきますが、先般も近畿宮之城会がございまして行って参りました。そのなかで、この団塊の世代の方々に対する呼びかけというのはさしていただいたところでございます。

それと、企画広報課長が言いましたように、こういう出郷者の会があるたびに、分譲住宅などのそういう資料を持ちながら、それを配りながらアピールはしてきたところでございますが、ただ、今日、柳田議員が今、指摘しておられますような、こういうこの農村部に空き家が増えている遊休農地も増大しつつあると、こういうのをうまく活用したような「帰ってこいよ運動」という点においては、まだ十分にそれが整っていない面がございますので、アピールできるところまでいっておりません。

そういう点では、今後の取り組みのなかに、やはりそういうようなことをもう少し研究をしながら、そしていろんなところにアピールできるような取り組みにつながるように、努力をしてみたいと思うところでございますので、また、御理解と御支援をお願いいたします。

△延 会

○議長（濱田 等議員）

お諮りします。本日の会議はこの辺にとどめ延会したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（濱田 等議員）

異議なしと認めます。したがって、本日の会議は延会することに決定しました。

12月12日は、午前9時30分から本会議を開き、引き続き一般質問を行います。

本日はこれで延会します。ご苦労さまでした。

延会時刻 午後3時30分

平成 17 年 第 6 回 定 例 会 一 般 質 問

平成 17 年 1 2 月 1 2 日 (第 4 日)

順 番	(議席番号) 質 問 者	質 問 の 要 旨
1 5	(6) 木下 敬子	1 少子高齢化対策について (1) 「医療の充実」があげられると考えるが、郡医師会病院に対してどのような申し入れをされているのか、現時点での状況について (2) 幼稚園児の「学童保育」について 小学生と同じように「学童保育」を利用できないか (3) 高齢者を対象にした「ふれあいサロン」の取り組みについて 元気な高齢者と共に暮らすためには、町民の協力が必要と思うが、その方策について 2 仮称「男性 5 0 人委員会」の組織づくりについて (1) 住民が主体となった町づくりを進めていく上で、「女性 5 0 人委員会」と同じように男性の組織をつくり、声を聞いていく考えはないか
1 6	(23) 中尾 正男	1 町民体育祭について (1) 第 1 回町民体育祭が 2 0 支部対抗で実施され、好評であった。第 2 回目以降の開催年が決まっていない。第 1 回実施後のアンケート調査では毎年、あるいは 2 年に 1 回開催しても良いとの声はかなりある。 区や旧町の各運動会の計画もあり、町民体育祭の開催年を明確にすべきと思うが、考えを伺う 2 新庁舎建設について (1) 庁舎の位置選定と建設は新町の大きな課題の一つである。6 月議会において町長は、建設委員会を設置し対応したいと答弁された。6 カ月を経過しても委員会が設置されていない。 早急な対応と庁舎建設に対する町長の考えを伺う

順 番	(議席番号) 質 問 者	質 問 の 要 旨
1 7	(8) 麥 田 博 稔	1 1 8年度予算編成について (1) 1 6年度決算及び1 7年度当初ベースをもとに作成された財政シミュレーションによると、約1 3 8億3, 0 0 0万円の歳入に対して約1 4 3億円の歳出になっている。基金を約4億8, 0 0 0万円取崩して予算をつくると、1 9年度予算が組めなくなるのではないかと危惧される。 次の4点について伺う ア 1 8年度予算規模について イ 歳入の確保策について ウ 歳出削減の具体策について エ 指定管理者制度の具体策について

平成17年第6回さつま町議会定例会会議録

(第4日)

○開議期日 平成17年12月12日 午前9時31分

○会議の場所 さつま町議会議事堂

○当日の議員の出欠は次のとおり

出席議員(26名)

1番	高 嶺 実樹雄 議員	2番	市 来 修 議員
3番	平 田 昇 議員	4番	新屋敷 浩 議員
5番	肥 後 紀 康 議員	6番	木 下 敬 子 議員
7番	米 丸 文 武 議員	8番	麥 田 博 稔 議員
9番	平八重 光 輝 議員	10番	新 改 秀 作 議員
11番	楠木園 洋 一 議員	12番	宮之脇 金次郎 議員
13番	柏 木 幸 平 議員	15番	別 府 静 春 議員
16番	舟 倉 武 則 議員	17番	日 高 政 勝 議員
18番	田 中 伸 一 議員	19番	柳 田 隆 男 議員
20番	山 崎 文 久 議員	21番	岩 元 涼 一 議員
23番	中 尾 正 男 議員	24番	東 哲 雄 議員
25番	川 口 憲 男 議員	26番	内之倉 成 功 議員
27番	木 下 賢 治 議員	28番	濱 田 等 議員

欠席議員(2名)

14番	久 保 道 夫 議員	22番	新 改 幸 一 議員
-----	------------	-----	------------

○出席した議会職員は次のとおり

事務局 長	中 村 慎 一 君	議事係 長	福 田 澄 孝 君
議事係 主査	角 茂 樹 君	議事係 主査	原 田 健 二 君

○地方自治法第121条の規定による出席者は次のとおり

町 長	井 上 章 三 君	教 育 長	福 満 隆 徳 君
助役(総務)	宮之脇 尚 美 君	教委総務課長	上久保 澄 雄 君
助役(経済)	山 下 彦 志 君	教委学校教育課長	瀬戸山 稔 君

鶴田総合支所長	岡村兼利君	教委社会教育課長	永田清信君
薩摩総合支所長	山口正展君	水道課長	楠木園建雄君
健康増進課長	中村政己君	開発課長	北原美義君
介護保険対策室長	小椎八重廣樹君	建設課長	前囿義広君
福祉介護課長	鬼塚三武君	税務課長	二階堂清一君
農政課長	久保蘭純隆君		
耕地林業課長	脇黒丸猛君		
企画広報課長	和気純治君		
総務課長	湯下吉郎君		

○本日の会議に付した事件

- 第 1 一般質問
- 第 2 議案第148号 さつま町町民センターつるだ荘の指定管理者の指定について
- 第 3 議案第120号 さつま町公の施設の指定管理者の指定の手續等に関する条例の一部改正について
- 第 4 議案第121号 さつま町町民センターつるだ荘条例の一部改正について
- 第 5 議案第122号 さつま町営住宅等条例の一部改正について
- 第 6 議案第123号 さつま町水道事業給水条例の一部改正について
- 第 7 議案第124号 平成17年度さつま町一般会計補正予算（第5号）
- 第 8 議案第125号 平成17年度さつま町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）
- 第 9 議案第126号 平成17年度さつま町老人保健医療特別会計補正予算（第1号）
- 第10 議案第127号 平成17年度さつま町介護保険事業特別会計補正予算（第2号）
- 第11 議案第128号 平成17年度さつま町水道事業会計補正予算（第4号）
- 第12 議案第129号 平成17年度さつま町簡易水道事業会計補正予算（第3号）

議 案 付 託 表

委員会	議案番号	件 名
総 務 (第1委 員会室)	1 2 0 1 2 4	さつま町公の施設の指定管理者の指定の手續等に関する条例の一部改正について 平成17年度さつま町一般会計補正予算（第5号）関係分 第1条 歳入歳出予算の補正 歳 出 1 款 議会費 2 款 総務費 3 款 民生費（関係分） 7 款 商工費（関係分） 8 款 土木費（関係分） 9 款 消防費 1 2 款 公債費 人件費全部 歳 入 1 款 町税 1 0 款 地方交付税 1 1 款 交通安全対策特別交付金 1 5 款 県支出金（関係分） 1 9 款 繰越金 2 0 款 諸収入（関係分） 2 1 款 町債 第2条 地方債の補正
文教厚生 (議 場)	1 2 1 1 2 4	さつま町町民センターつるだ荘条例の一部改正について 平成17年度さつま町一般会計補正予算（第5号）関係分 第1条 歳入歳出予算の補正 歳 出 3 款 民生費（関係分） 4 款 衛生費 1 0 款 教育費 歳 入 1 2 款 分担金及び負担金（関係分） 1 3 款 使用料及び手数料 1 4 款 国庫支出金 1 5 款 県支出金（関係分） 1 6 款 財産収入（関係分） 2 0 款 諸収入（関係分）

委員会	議案番号	件 名
	1 2 5	平成 1 7 年度さつま町国民健康保険事業特別会計補正予算（第 1 号）
	1 2 6	平成 1 7 年度さつま町老人保健医療特別会計補正予算（第 1 号）
	1 2 7	平成 1 7 年度さつま町介護保険事業特別会計補正予算（第 2 号）
	1 4 8	さつま町町民センターつるだ荘の指定管理者の指定について
建設経済 (第 2 委 員会室)	1 2 2	さつま町営住宅等条例の一部改正について
	1 2 3	さつま町水道事業給水条例の一部改正について
	1 2 4	平成 1 7 年度さつま町一般会計補正予算（第 5 号）関係分 第 1 条 歳入歳出予算の補正 歳 出 6 款 農林水産業費 7 款 商工費（関係分） 8 款 土木費（関係分） 1 1 款 災害復旧費 歳 入 1 2 款 分担金及び負担金（関係分） 1 5 款 県支出金（関係分） 1 6 款 財産収入（関係分） 1 8 款 繰入金 2 0 款 諸収入（関係分）
	1 2 8	平成 1 7 年度さつま町水道事業会計補正予算（第 4 号）
	1 2 9	平成 1 7 年度さつま町簡易水道事業会計補正予算（第 3 号）

【参 考】 陳情

○「違法伐採問題への対応強化を求める陳情書」

△開 議 午前9時31分

○議長（濱田 等議員）

おはようございます。ただいまから、平成17年第6回さつま町議会定例会第4日の会議を開きます。

14番、久保道夫議員、22番、新改幸一議員から本日の会議に欠席する旨、9番、平八重光輝議員から途中退席する旨届け出がありましたので、お知らせします。

△日程第1 「一般質問」

○議長（濱田 等議員）

日程第1、「一般質問」を第3日の会議に引き続き行います。

通告に従い、6番、木下敬子議員の発言を許します。木下敬子議員。

〔木下 敬子議員登壇〕

○木下 敬子議員

おはようございます。通告に従い質問をいたします。

まず、「少子高齢化対策について」です。このことについては、6月議会でも数名の方が質問をされ、私は今回、具体的に3点ほどお尋ねいたします。

さつま町においても、少子高齢化、過疎化現象は急速に進行している状況にあります。少子化対策については、児童手当をはじめ、子育て支援事業、地域子育て支援センター事業など、幾つもの支援制度が設けられており、若い親御さんたちにとっては、経済的にも精神的にも多少なりとも負担が軽くなっているのではと考えています。

その前に、その子供を生む場所、病院がないということ、小児科が不足しているという現実があります。郡医師会病院も小児科は月1回、日曜日の当番医のときだけということです。症状を訴えることのできない幼い子供たちが病気になったときほど心痛めることはありません。今では個人の医療機関も整備が充実されておりますが、郡医師会病院としてある以上、個人病院以上に設備の充実を図り、救急な場合でも対応できる体制が必要ではないかと考えます。住民ニーズの高い特定診療科目については、「医師の確保・充実に努めていく」と、自立促進計画のなかにもありますが、現時点での取り組みについてお尋ねいたします。

次に、「学童保育について」お尋ねします。小学生の放課後及び休日の学童保育については、保護者の方々より「大変助かっている」という声を聞きます。その一方では、町立の幼稚園に通う園児に対してこういった制度がないため、幼稚園が宙に浮いた格好になっています。幼稚園児の帰りの時間が早いため、働くお母さんたちにとっては切実な問題となってくるわけです。この幼稚園の児童が、学童保育を受けられる制度をつくる必要があると考えますが、その点について

お尋ねいたします。

3点目に、「高齢者を対象にした『ふれあいサロン』の取り組みについて」お尋ねします。この「ふれあいサロン」の取り組み、充実こそが、「人々が織りなす元気で快適な活力あるまちづくり」になると考えます。財源の乏しいさつま町において、それを補っていくのは、町民一人ひとりが自分たちにできることは何かを真剣に考え、協力し、支え合っていこうとする心構えだと思います。この「ふれあいサロン」を意義あるものとするためには、行政の連携、福祉課、健康増進課、社会教育課などはもちろん、社会福祉協議会、民政委員、ふれあいアドバイザー、健康促進委員、食生活改善推進委員、公民会長、そして地域の人たちの協力をいただかなければなりません。

以前、同僚議員の発言のなかにもありましたが、ボランティアで働いてくださろうとしている方も大勢いらっしゃいます。そういった人たちの善意をいただいたなら、元気な高齢者とともに暮らせる住みよい、温もりに満ちたさつま町になることと確信いたします。

このサロンを利用することで高齢者の孤独感を和らげ、引きこもりを解消し、強いては医療費の軽減にもつながると考えます。

平成17年度の取り組みとして、宮之城地区では27カ所で、鶴田地区では4公民館での実施計画が出されており、薩摩地区では計画がなされていないようですが、この事業について町長の考え、思いをお尋ねいたしまして、「少子高齢化対策について」の質問を終わります。

次に、「男性の組織づくりについて」お尋ねいたします。

住民が主体となった町づくりを進めていくために提案するものです。町長の女性の声を町政に生かしたいという強い要望で、「女性50人委員会さつまおごじょ元気会」という組織が9月15日に発足いたしました。このメンバーは一般応募された人たちで、自分たちの意識を変えていこうと考えているやる気まんまんの女性たちです。年齢層も幅広く、任期は2年で、もちろん手弁当です。50人が5つの分科会に分かれ、毎月1回の定例会をもち、それぞれがどのようなことを町政に提案できるか、自分たちの力で何ができるかと真剣に勉強を行っています。

3地区の女性たちが学び、仲間づくりをし、何かを生み出そうとしている姿は、我がさつま町にとっても頼もしい限りです。我が町を何とかしようとする意気込みはだれにも負けるものではありません。女性は50～60歳くらいになると、一応子供たちからも手が離れ、カルチャー、文化に走り、男性は定年を迎え引きこもりがちになると言われます。

実際町で開催する行事、生涯学習講座なども男性の姿が少ないような気がします。団塊の世代を迎え、町内外で培ってきた貴重な経験をお持ちの方々がたくさんおいでです。男性の視点と女性の視点の違いをよく言われますが、町政に対して様々な思いを持つ男性の意見を聞く、今がチャンスだと思います。町長の考えをお尋ねいたしまして1回目の質問を終わります。

〔木下 敬子議員降壇〕

〔町長 井上 章三君登壇〕

○町長（井上 章三君）

ただいまの木下敬子議員の２点についての質問にお答えしたいと思います。

第１点の「少子高齢化対策について」ということでございますが、その１点目、郡医師会病院に対しての関係はどういう状況にあるかということでございます。

薩摩郡医師会病院は、当地域の中核的な医療機関として位置づけされ、町としては、地域医療・救急医療体制の充実のため、在宅当番医制事業、共同利用型病院運営事業に対する補助事業を行うなど、連携を図ってきているところであります。

御質問の主旨は、薩摩郡医師会病院における産婦人科とか小児科などの特定診療科目の設置についてのようでございます。

この件につきましては、さつま町過疎地域自立促進計画の「医療の確保」という項目で、住民ニーズの高い特定診療科目については、薩摩郡医師会病院等と連携を図りながら、医師の確保・充実を目指していくという対策を掲げているところであります。

このようなことから、現時点では、年度内には薩摩郡医師会、薩摩郡医師会病院との三者における懇談会を開催し、薩摩郡医師会の今後の動向、薩摩郡医師会病院の現状や課題に加え、地域医療、医療体制の充実に向けて、協議・意見交換を行うこととしているところでありまして、そのような申し入れをし、賛同を得ているところでございますが、まだ現在のところは具体的に開催がなされていないというところでございます。

いずれにいたしましても、過疎化、少子高齢化のなかで医療の確保・充実をどう図っていくかは、行政のみならず医療機関も同様の問題点や課題を抱えていくことになりますので、今回の懇談会開催を契機に、毎年開催して、地域医療体制の充実を図っていければと思っているところでございます。

２点目の幼稚園児の学童保育の問題でございます。現在、学童保育につきましては、えいしん児童クラブ、恵光学童クラブ、錦光保育園こすもす少年クラブ、永野学童クラブの４カ所で、学校の空き教室、旧幼稚園園舎、保育園等を利用して、小学校１年生から３年生までの低学年の児童のみを対象とする国の放課後児童健全育成事業を導入して実施しているところでございます。

このようなことから、当補助事業につきましては、公立の幼稚園児は対象になっていないわけでありまして、幼稚園児の授業終了後、保護者が仕事をしていて、家庭での保育に欠けているという状態があるとすれば、どちらかという幼稚園よりも、定員の関係もありますが、保育園に入所していただくことが望ましいという形になってるわけでございます。

単に幼稚園児の学童保育利用となりますと、終日預かるという形になりまして、保育園と同じ

ような形態となつてまいりまして、幼稚園の授業料よりも高い保育料を負担している保護者にあつては、保育園より幼稚園を希望する保護者が多くなり、民間保育園の経営に支障をきたすことも考えられるわけでありまして、制度上からも私立幼稚園には補助事業があるが、公立幼稚園にはないという形になっているわけでございます。

そういう状況のなかで、現在、学童保育、公立幼稚園児の学童保育の利用ということは制度的にも困難ではないかと思つてるところでございます。

それから、少子高齢化対策の3点目、ふれあいサロンの問題でございます。高齢者が住み慣れた地域で自分のことは自分でできる生活をされ、閉じこもり老人にならないように、町と社会福祉協議会では「ふれあいサロン」の立ち上げと運営に当たって、支援をしているところでございます。

この「ふれあいサロン」では、地域住民が気軽に集まって、健康体操やレクリエーション、食事会などを定期的に行い、参加されている高齢者の方々に喜ばれております。

このような「ふれあいサロン」には世話人として、公民会長、民生委員、在宅福祉アドバイザー、健康づくり推進委員、食生活推進委員や地域住民ボランティアの方々に御協力をいただきながら、月に1回程度、公民館などを会場として、世話人の数人が力を合わせて運営されております。

この世話人は誰でもできるわけでございますが、地域に理解された「サロン」として活動するために、公民会長の理解のもとに立ち上げがなされ、現在のところでは34カ所が運営をされております。12月の段階で宮之城が28カ所になってきてると、鶴田が6カ所になってきてるといふ状況でございます。

取り組みの状況としては、開催箇所が増えるように、町社会福祉協議会と一体となつて、地区社協長・民生委員・在宅福祉アドバイザーへの説明、ボランティア養成講座やヤング高齢者ボランティア講座において「ふれあいサロン」の研修、広報紙でのお知らせなどに取り組んでまいりました。

今後におきましても「ふれあいサロン」が、多くの地域で地域住民の支援により運営されるような取り組みが広まっていくようさらに周知を深め、町民の方々の御協力をいただきながら努めてまいりたいと思っております。

それから、大きな2点目の「男性の50人委員会」というようなことは考えられないかということでございます。「個性と知恵と協働で創造する豊かなまちづくり」を基本理念として、町民の多様な考え方、意向をくみ取り、町民が主体となつたまちづくりを進めるため、先般、町内全地域を対象に町民懇談会を開催し、様々な御意見、御提案をいただきました。

また、これまで女性が活躍する機会が十分でなかったこともあり、女性の発想や行動力をまち

づくりに活かしていただこうと、「さつまおごじょ元気会」を発足し、それぞれテーマを定め、問題解決に向けた実践活動を積極的に展開していただいているところでございます。

男性については、現在、様々な分野で政策や方針決定への参画が行われておりますので、行政が主導する新たな組織づくりということについては、現在のところ考えておりません。

今後においては、「さつまおごじょ元気会」等におきましても、既存の各種団体と幅広い意見交換を進めていただくことも大切ではないかと考えているところでございます。

男女共同参画社会の実現に向けた取り組みを推進するため、今後とも提案箱の設置やホームページの御意見箱の活用促進、町長への手紙など、あらゆる機会を提供し、町民と行政がともに知恵を出し合い、ともに協働するまちづくりを進めてまいりたいと考えております。

〔町長 井上 章三君降壇〕

○木下 敬子議員

郡医師会病院につきましては、今後話し合いもしてくださるということですので、医療の充実が仕事、働く場の確保とともに生活の基盤になるものと思いますので、今後とも安心して子育て生活ができる環境づくりとして、町民の声を十分に届けていただくよう要請いたしまして、このことについては終わります。

次に、学童保育のことなんですけども、公立の幼稚園の場合にはちょっと難しい、今説明を受けたわけなんですけども、そういう制度がないばかりに、小学校に通う子供たちも、幼稚園児が弟、妹にいたるために、自分たちも長い休暇のときには我が家で子供たちだけで過ごさなければいけないという、そういう状況も生まれてきております。

確かに、保育園に行けば終日預かってくださいます、いろいろな面でいいことがたくさんあると思うんですが、公立の幼稚園としてある以上、そこをちょっと何かこう考えてあげられるその制度を設けられないかということで御質問したんですが、私が考えてるのは、幼稚園のなかでするのでなくても、小学校の低学年の方たちと一緒に小学校にちょっとお願いをして、普段の日は無理だったら、せめて長期休暇のときだけでも、そういう取り組みをしていただけたら、親御さんも随分と助かるのじゃないかなと思うんです。

今、面倒を見てくださるおじいちゃん、おばあちゃんたちもまだまだ元気で、働いている方々というのはたくさんいらっしゃるものですから、そういう方がお願いできれば理想なんです、なかなか難しい面が出てきますので、せめて長期休暇のときにそういう取り組みができないのか、再度質問をいたします。

○福祉介護課長（鬼塚 三武君）

ただいま御質問がありましたように、また、町長も答弁を申し上げたわけでございますが、私立につきましては国の補助事業によりまして、延長保育という感じになろうかと思っておりますけれど

も、現在、旧宮之城町にあります聖母幼稚園が行っているところでございます。

それから、公立につきましては、旧薩摩町と旧鶴田町に2カ所あるわけでございまして、そのなかで、実際はさつま町におきましては3カ所で学童保育を行っているという状況でございます。

人数的にみますと、幼稚園のほうで、実際はさつま幼稚園のほうが児童数10人、それから鶴田幼稚園のほう4人ということで、合計14人ということになっておりまして、この方々を学童保育ということになりますと、先ほどの答弁にもございましたように、そちらのほうに保育園児が流れていく可能性も強いと、長期休暇だけで保育ができないかということでございますが、このことにつきましては、教育委員会のほうとの関係もございまして、そちらとも打ち合わせをしながら行っていかなければならないというふうに思っております。

ただ、私どもの保育園の場合は、厚生労働省の関係でございまして、文部科学省とまた違った部分というのもございます。そういった意味で、厚生労働省のほうではできかねるというような部分もございまして、今後は教育委員会とも打ち合わせをしなければならないのかなというふうに思っているところでございます。

○木下 敬子議員

教育委員会としての見解はどうなんでしょうか。

○教委学校教育課長（瀬戸山 稔君）

学童保育の件でございますが、先ほど町長の答弁にもありましたように、私立の幼稚園では国庫事業でされておりますが、公立では現在そういった補助事業もないということで実施はしていないわけでございますけれども、現在、子供の数が大分減っておりまして、5年後には町内で入学児童が43名減っていくというような数字が出ております。

こういった子供たちが減少していくなかで、町独自で学童保育的な内容を実施をするとした場合に、先ほど答弁にありましたように、安い保育料で保育園と同じような時間保育を行うと、民間保育所の経営を圧迫するというようなことも考えられまして、現在のところ実施はできないということですが、長期休業中につきましては、学校としては施設の面等もございまして、学校の施設については学校とも相談をしながら、開放ができるかどうかというのはまた、学校長と相談しないといけないところ、空き教室等もありますので、判断しないといけないかと思いますが、そういったところにつきましては福祉のほうとも相談いたしまして、そういった保護者の要望等がありますれば、教育委員会として預かり保育を実施するというものではございませんけれども、そういった相談があれば、学校の空き教室と、それから福祉のほうの体制等も相談しながら、検討はしてまいりたいというふうに考えております。

○木下 敬子議員

先ほどの町長の答弁のなかに、そういう延長を望むんだったら、私立の保育園のほうに通って

もらえばいいんじゃないかというようなお答えだったと思うんですが、ということは、もう町立の幼稚園は、そういうのを望まなければ要らなくなると、そういうような見解のもとで言われているんじゃないか。

今、教育委員会の方からの答弁を聞きまして、そういういろいろな事情を踏まえて、検討をしてくださるっていう、そういうお答えもいただいたんで、ちょっとある面、この検討するってことは、専門の皆さんが一生懸命頑張って討議してくださることですので、可能性は100％に近いんであろうと、期待をして思っておりますけれども、よろしくその点をお願いいたします。

確かに普通の保育園、私立の保育園はいろんなことを考えて、独自に特徴を出してやっております。でも、そういうふうなところにあっても、公立幼稚園に行かせなければならない、そういう方たちもいらっしゃると思うんです。そういう人たちのために選択肢として、こういう方法もあるんですよということをつくっておくことが、この少子化対策、小さなことなんですけども、一つひとつ小さなことの積み重ねがいい方策に向かっていくんじゃないかと考えておりますので、ひとつよろしくをお願いいたします。

○町長（井上 章三君）

現在のこの御指摘の点は、今も話が出ておりますように厚生労働省と文部省の政策の違いというのが基本にありまして、この折り合いがつかないことによって、ちょっと変なことになってきているというのがあると思っております。

ですから、学童保育がないという形の公立の幼稚園に対しては、メリットが半減するというんじゃないか、ということで入園者が段々と少なくなっていると。ただ、これが公立の幼稚園でも学童保育をやりますよとなると、これは負担が非常に軽減されるということで、この申し込みは殺到するんじゃないかというふうに考えられます。そうしたときに、保育園は今、民間的な経営のなかで、それぞれ特色を出すように一生懸命努力をして、そして、学童保育についても取り組んでいただいているところが多いわけでありましてけれども、そこらの取り組みとの間に混乱が生じてくるということで、ここらが国の政策が縦割りで調整がうまくついてない部分なのかなというふうに思っているわけでございます。

それで、そこに対して、町として何かできないかと。町として独自に負担をしてでもできないかということにもなるわけでございますが、そのところが、現在のこの町の財政状況がまた極端に厳しい状況にありますだけに、町単独でやれることというのは可能性といいますか、それが非常に厳しい判断を迫られてるということでありまして、ここが町としては苦しいところだと思っております。

それで、この課題がまだ、なかなか整理されないわけでございますけれども、このままでいくとなると、幼稚園の存在、公立の幼稚園の必要性というのが、もう問われてくるということにも

なりかねない。そして、これだけ数が減ってくると、せっかく入ってくる園児の方々自体が、ちょっと環境的にどうなのかということで問われることにもなるのではないかと、先行きに対してはどうしたものかと、行政としても、今このままでやっていけるのかどうかということ案じざるを得ない状況にあるというのが、率直な気持ちでございます。

〔町長 井上 章三君降壇〕

○木下 敬子議員

幼稚園のことにつきましては、そちらも大変苦慮されているということですので、しかしながら、そういう親御さんの要望もあるということも頭に入れて検討していただきたいと思います。

それから、サロンのことについてです。私は、これは町長に内容を知っていただきたいという思いから質問をいたしました。身近なところでいろいろな取り組みができるというメリットがありますのですが、わかっていただけましたでしょうか。

今回質問いたしました事柄は、福祉全般から見ましたらほんの一部のことです。福祉という分野は総合的なものが必要と考えます。高齢者の方々のためと他人事のように言いますけれども、私たちも予備軍であります。元気なお年寄りが大勢いらっしゃれば、その方たちが地域を守ってくださいます。町長は特色ある町づくりを目指すと施策にもうたっておりますが、いまだこれだけは絶対にやり通すといった強い意思をお聞きしていないように思います。

そこで、是非、我がさつま町は福祉の町であるということ大きな柱として、どこにも負けないという気概で望んでいただきたいのです。さつま町は自然がいっぱいです。それに加え、生活環境も整った福祉の町となれば、人口流出を止めるどころか、よそのからの人たちを迎えることにもなります。5年、10年後の町づくりに夢を持って取り組んでください。

今の時代、物の豊かさより心の豊かさが求められています。人をつくるのも、人を動かすのもまた人であります。町長のリーダーシップにかかっております。今一度、町長の思いをお聞かせください。

○町長（井上 章三君）

この特に「ふれあいサロン」のような取り組みというのは、今後の高齢化が進んでいく我が地域にとりましては、大変大切な取り組みになってくると思っております、このような取り組みが町内全域に広がっていく、そして、できるだけきめの細かい形で、こういう取り組みが広がっていくという方向に、これはみんなで力を合わせて進めていかなきゃいけないと思っているところでございます。

現在のところ、16年度からこの取り組みが始まりまして、16年度は宮之城で15カ所ほど、鶴田では1カ所ということでスタートをいたしました。先ほど申しました形で、17年度は宮之城で28カ所、鶴田で6カ所、34カ所に広がっておりますが、残念ながらまだ旧薩摩地域に

において具体的な動きになっていないということがございます。

それで、12月6日にも地区の社協長の皆様に集まっていただくなかで、「ふれあいサロン」の説明会、これは特に鶴田と薩摩の皆様に説明会をしながら、また協力の要請をしようとしているところでございますが、地区社協という形が今まで旧鶴田、あるいは薩摩のほうではとってこなかったために、この地区社協として、こういうことに取り組んでいくということがまだ、十分に理解されていなかったり、また、不慣れであったりという状況があると思っております。

そういう点から、この説明会を開いたり、あるいはまたボランティアの方々に対する養成講座とか、できるだけ「ふれあいサロン」ということに対する理解と協力をいただけるような努力を、いろんな機会に進めてまいりたいというふうに思っております。高齢者の方々が元気で生活をしていただくということは、議員も御指摘になりましたように、医療費の軽減にもつながりますし、私たちの町が本当に活力を持ち続けるという意味で、大変大切な取り組みになると思っておりますので、この点に対しましては、今後とも力を尽くして、我が町の全体的な取り組みになるように努力をしてまいりたいと思っております。

○木下 敬子議員

ありがとうございます。是非そうしてください。これが町のあちこちに、福祉の町何とか、福祉の町何とかという看板がたくさんあちこちに立てられますけれども、ただ、看板に終わらないような福祉の町をつくっていただきたいと思います。

次に、「男性の組織づくりについて」ですけれども、極端な言い方をすれば、町政のかぎを握っているのは男性であります。ここにいらっしゃる50数名の方が、最高の機関に位置しているわけですので、多分、町民の声は十分に届いていると確信はしております。

一般応募による人たちが自由な立場から町政を見たらどんな提言・提案が出されるのだろうか、非常に興味深いものがあります。男性と女性が同じことを同じ土俵に立ってみたときどう違うのか、その違いをどう生かしていくのが、これからの町政にとっても大事なことだと思いますので、今一度、是非検討をされ、実現するよう要請いたしまして質問を終わります。

ちょっと質問ではありませんけど、意見を述べさせていただきたいと思います。

先日、南日本新聞にも載りましたが、循環バス導入の件でアンケートをとったり、職員120名の方が実際に足を運んで実態調査をしたとのことでありました。私はこれが住民へのサービスだと思います。自分の仕事として足で稼いだものには愛着も感じ、仕事に対する達成感も当然大きいものがあると思います。町民はその一生懸命な姿を見て満足するのです。

職員の資質の向上、町民へのサービスは、研修を受けることも大事ですが、仕事を通してお互いが責任と自信を持って取り組むことから始まるような気がします。高齢者の方も大変喜んでいらっしゃいましたのでお伝えしておきます。

以上で私の質問を終わります。

○議長（濱田 等議員）

次は、23番、中尾議員の発言を許します。中尾議員。

〔中尾 正男議員登壇〕

○中尾 正男議員

先に通告しました2件について、町長に伺います。

まず、「町民体育祭について」、第1回町民体育祭が20支部対抗で実施され、概ね好評でありました。町民体育祭は当初、体協の支部長・体育部長会のなかでは、旧宮之城町で実施されていたとおり、4年に1回実施の方向でなされた経緯があります。その後、事務方の協議のなかで、第1回を実施後、その結果を見ながら実施年を決定するということになったようであります。

第1回実施後のアンケート調査では「毎年」、あるいは「2年に1回開催してもよい」との回答がかなりあります。各区や旧町ごとの運動会の計画もあり、その関係から町民体育祭の実施年を明確にすべき時期に来ていると思いますが、町長の考えを伺います。

この件については、教育委員会の所管でありますけれども、大会会長が町長でありますので、町長に答弁を伺います。

2点目の「庁舎建設について」伺います。庁舎の位置と建設は、新町の大きな課題の一つであります。6月議会において町長は、「時期を見て、建設委員会を設置して取り組む必要があるのではないか」と答弁されております。

その後6カ月を経過しても、委員会が設置されていません。合併後の財政状況等を踏まえ、議会でも行財政改革特別委員会等設置し、協議がなされておりますけれども、行革の大きな柱であります組織機構の見直しや職員の適正配置、定数の適正化など、庁舎問題がネックとなり議論が進展しない面があります。庁舎建設の第一歩となります建設委員会の早急な建設と庁舎建設に対する町長の考えを伺います。

以上、1回目の質問とします。

〔中尾 正男議員降壇〕

〔町長 井上 章三君登壇〕

○町長（井上 章三君）

ただいまの中尾議員の2点の質問にお答えしたいと思います。

まず、第1点の「町民体育祭について」でございます。さつま町誕生を記念し、10月9日に開催いたしました第1回町民体育祭は、多くの町民の皆さん方に御参加をいただき、おかげさまで盛大に実施できたところでございます。

大会運営に御協力いただきました多くの方々にお礼を申し上げたいと思います。

町民体育祭の開催年度につきましては、合併協議において「第1回大会を平成17年度に開催し、第2回目以降の開催については、第1回の開催状況を踏まえて、新町において協議する」と調整がなされております。

町民体育祭終了後、各区の公民館長や体育部長さん、体育指導委員、その他多くの方々、総勢160名の方々にアンケートに御協力をいただきました。

それによりますと、4年に1回の開催でいいんじゃないかという方が44％で最も多く、あとの毎年開催、2年に1回、3年に1回、開催しないというのが12～15％で、ほぼ同数の意見となっていたようでございます。

このアンケートの取り方が、限られた方々の御意見ということにもなりますから、町民の全体の意見をどこまで反映しているかということはあるかと思いますが、これらを踏まえて検討し、4年に1回ということでは、期間が空き過ぎること。また、中高生がその在学中に出場できないことになるということ。また、第1回大会の盛り上がりを大切にする必要があることなどを総合的に判断をいたしまして、2年もしくは3年に1回の開催が適当ではないだろうかというふうに考えているところでございます。今後、大会を主体的に運営していただく体育協会や関係の方々と協議して、詰めてまいりたいと考えているところでございます。

それから、2点目の新庁舎建設の問題でございます。新庁舎建設問題は、新しいさつま町の町づくりを進める上で重要な課題であります。また、各方面、各分野に大きな影響を与える問題でもありますので、総合的判断のもとに計画的に進めていく必要があります。このようなことから、より慎重に対応していかなければならないと考えております。

行政改革で検討を行っております組織機構や、それに伴う本庁と総合支所の機能の問題、それから、総合的な土地利用の課題などはもちろんであります。現在、まちづくりの基本となる総合振興計画や行財政計画、これらの年次計画が策定中でありますので、これらとの整合性をとりながら進めていかなきゃいけないと思っております。

まだ、新庁舎建設について具体的な検討までは入っておりませんが、これらの状況を見極めながら、第一段階として17年度中に内部の検討組織を立ち上げ、合併協議の結果も踏まえながら総合的に研究を進めてまいりたいと思っているところでございます。

〔町長 井上 章三君降壇〕

○中尾 正男議員

まず、1点目の体育祭のことについてから伺いたいと思うんですが、単純な質問でありますから、端的に町長の答弁は「2年か3年に1回の方向で」ということですが、裏を返せば「毎年、あるいは4年に1回」という可能性は、もう100％ないというふうに考えてよろしいでしょうか。

○町長（井上 章三君）

特に来年度のことににつきましては、県民体育大会が川薩で行われるということがあったりいたしますので、時期的にも重なる部分もございますから、ちょっと難しいのではないかとというのがまず前提としてございます。

しかし、今後のことににつきましては、まだその、確定という気持ちではございませんけれども、先ほどのアンケートの結果も踏まえながら、関係のところでこれは詰めていただくんだという気持ちでいるところでございます。

○中尾 正男議員

運動会の実施年については、わりと単純なことでありますから、協議をして何年というふうに結論を出していただけたら良かったと思うんですが、あるところで聞きますと、町長は運動会については毎年やってもいいんじゃないかというような考えも持っておられるということを聞いたもんですから、伺うわけですが、実はこの町民運動会に裏腹で関係しまして、旧鶴田町、あるいは薩摩町でもそうだと聞いておるわけですが、町民運動会が、全体の分が開催されなかった場合は、旧町の運動会をやりたいと、そういう機運が、前もって私たちのところでもそういう話があるもんですからこういう質問をしているわけでございます。

来年ないということになれば、早速そういうことの計画も入らんなんらんし、予算的にも措置もしていただく、こう考えているわけで、そこあたりの関係があったもんだからこういうことを聞いているわけですので、来年はないということであれば、早速そういう準備もせんなんらんと思うんですが、そういう観点から二、三ちょっとお願いというか聞いてみたいと思うんですが、旧町ごとでいいますと、旧鶴田町のことをいいますと、旧町の運動会をするというのは、組織もないわけですから、何らかの支所の総合支所、旧鶴田町の役場、今の支所のほうで全面的にというか、ある程度包括してもらわんと、旧町ごとの運動会はなかなか難しいと、体育協会の役員だけではなかなかできないという面があります。

そういう面からこういうものを実施するには、総合支所がやはり中心になって全面的にバックアップをしていただかないとできないわけですが、そこあたりについてそういう体制をとっていただけるものか、直接の関係ではないですけども、その点を伺っておきたいと思います。

○町長（井上 章三君）

旧町ごとに町民体育祭の取り組みっていうのは、差があったということでございますが、旧鶴田町の場合などで申しますと、小学校の運動会がある、あるいは、これを校区と一緒に運動会を行っている。そして、それが町民体育祭につながる形で毎年行われると、ですから、各校区ごとの種目っていうのが、町民体育祭を想定しながら、それに向けた準備というような観点で、この競技も進められたり、そして、校区対抗ということを想定した取り組みが、準備をされたという

ことでございました。

それで、各地域ごとに、校区ごとの、区域ごとの運動会というのをやっておられるところも何カ所も、宮之城においても何カ所もございますし、そういうものと町民体育祭というのを、やはり自分たちのそういうのもやりたいという気持ちも強いという話も聞いたところでございます。

ですから、これを交互にやるとか、何年に1回という形にするかということは、早いうちにこれをまた詰めていただいて、それを踏まえて、町民体育祭がない時期においては、旧町単位でやるのか、あるいは校区単位でやるのか、どういう形でやるかということについては、また、さらに話し合っていたきながら、それに対しては各支所で応援をするというのは、これは当然のことだろうというふうに思うところでございます。

○中尾 正男議員

今、各総合支所では、そういうものについては全面的に応援をするのは当然であろうという考え、そのことを伺いましたから心強い限りでございます。

旧鶴田町では、4年に1回というような当初の話では、もうとてもそれでは寂しいから、ない年は当分の間、旧町の運動会をやりましょうと、ただネックになっていたのが、やはりバックアップ体制がとれるか、そこあたりのことが非常にネックになっておりましたから、そういうことでやっていただければ何とかなるんじゃないかと思います。

それから、その組織のことを申しますと、例えば、旧薩摩、旧鶴田町、体協のなかを一つの地域としてまとめる組織が、公的なものがないわけです。合併協議の前では一応体育部長、支部長間の間では、それぞれ鶴田総支部あるいは薩摩総支部というようなものを、そこに体協の組織のなかに入れてやるという話し合いがなされて、そういうつもりでいたんですが、途中で、合併協議のなかでその組織がなくなりまして、非常に運動会とか、あるいは駅伝で非常に一つにまとめた組織がない、困ったものですから、それぞれ任意団体を振興会という形でつくって対応をしているわけです。

そこあたり、この前の新改さんの話のなかでも、教育長のほうからでしたか、体協の組織等も見直すというようなこともございました。ここあたりひとつ正規のやはり体協の組織の一つとして取り入れていただいて生かしていただくというような方向も考えていただきたいと思います。これは質問の要旨と少し離れていきますので、要請という形にしておきたいと思います。

そういう形でつくっていただいて、振興会等も組織のなかに入れていただいて、幾らかの予算化もしていただければ、旧町間の運動会も何とかいくんじゃないかというふうに考えておきますので、この件については、2年か3年に1回と、その間、今年度中に開催年は決定するということを確認しておいて、質問を終わりたいと思いますが、そういうことでよろしいでしょうか。

○町長（井上 章三君）

そういうことでいいかと思っております。

○中尾 正男議員

庁舎問題について伺います。先ほどの町長の答弁を聞いておりますと、6月議会で私が聞いた答弁からほとんど一歩も踏み込んでいない、そういう感じを持つわけです。庁舎問題は非常に微妙な問題でありますから、なかなか進まない、トップダウンでもいかないということもあるんでしょうけれども、私が、これはもうすぐ新町が建設して1年を迎えます。何らかの少しずつ進展をしていかないと、なかなか進まないと思うんですが、一つだけ、その6月議会のなかで町長が明言されました建設委員会をといることを、ようやく年度内に内部で立ち上げるという答弁をいただきました。

このことが質問の要旨でありますから、目的の50％ぐらいは行ったかと思うんですが、あとの半分について、いろいろ詰めをしてみたいと思うんですが、建設委員会は内部で立ち上げるというようなふうのことでしたから、この内部のメンバー、あるいは、この協議事項等について、どうように考えておられるのか、町長の考えを伺っておきたいと思います。

○助役（総務）（宮之脇尚美君）

庁舎建設の問題でございますが、内部で全く検討していないということではございません。不動産価格評価委員会というのがございます。これは、町有財産のいろんな処分関係、あるいはそういう財産の位置づけ等についての検討を行う会議がございますが、こういうところで数回、検討を行っております。また、町長を交えて、この庁舎建設に対しますいろいろそういう検討委員会の立ち上げ、あるいは今後の方向性というのは協議をいたしているところでございます。

ただ、正式に名称をつけた組織というのができておりませんで、これについては早急に取りかかる必要があらうかというようなふうを考えております。

現在、指定管理者制度につきまして、いろいろ町全体の施設につきまして、いろいろ振り分け作業を行っておりますが、これが先般、大体概ね方向づけがなされたということでございます。こういう組織等を活用いたしまして、主体的には両助役と、それから各課長、それぞれ入っておりますが、特に庁舎建設の場合には土地利用の関係とか、あるいは、そういう庁舎建設、直接建築にかかわる問題等でございます。こういう関係課が入って内部検討をすべきであらうと、このようなふうを考えているところでございます。なお、併せまして、また支所のほうからも当然出ていただく、職員のほうからも出ていただくというようなふうを考えております。

あらかじめ合併前に庁舎の内容等については、概要だけは一応資料等が作成をされております。中心にはこういうものを参考にしながら、また、十分具体的な検討を図るべきであらうと考えておりますが、ただ何せ、現在、行財政改革の問題で、特に財政シミュレーション等も策定中でございますが、この振興計画の実施計画の問題、これとの整合性というのは非常に大きな課題

になってくるといいますのは、やはりその財政を抜きに考えられないということでございます。

そういう問題を基本にしながら建設年度、あるいは庁舎の規模、あるいは現在本町には正式な図書館等もございません。そういう複合的な施設になるのか、あるいはまた、内容をどの程度にするのかということなどを十分まだ精査しなければならない部分がございます。

それらについていろんな資料収集、あるいは必要なそういう施設設備、そういうものも十分資料収集しながら検討しなければ、ただ、アバウト的な検討じゃなかなか先行かないだろうと、このようなふう考えているところでございますので、そこら辺についてはもうしばらく時間をいただいて、年度内に立ち上げながら、それぞれの関係者の話し合いも進めていきたいと、そういうふう考えているところでございます。

○中尾 正男議員

今、助役の申されたことは、るる最もなことだろうと私も思っています。方向性そのものもまだ今から、ほとんどまだ出てないというようなことですが、町長の考え方、答弁できる範囲内です。いいですから、何間かちょっと伺ってみたいと思うんですが、今、この委員会については、主に内部でということですが、庁舎問題については内部もですが、非常に町民広くからやはり意見を求める必要もあると思うんです。そこあたり、町長はどのように考えておられるのか聞いておきたいと思います。

○町長（井上 章三君）

当然、住民の代表の方々の御意見も聞かなきゃいけないわけですが、内部的にまだ、そのための前提となるいろんな条件整理というのをやった上で、時期をみてそういう形にしていかないと混乱が起こるんじゃないかと思っておりますので、まず基本的な考え方というのを整理した上で、皆さんの御意見を聞くというふうにしたいと思っております。

○中尾 正男議員

当然、最初の第一歩の問題でありますから、内部だけでということ、外部の、外部というか、外からの意見も聞くということも。私はやはり町長は、その委員のなかに入れなくても、いろんな諮問機関はたくさんお持ちですから、町づくり、地域審議会、先ほどの女性の50人委員会とか、商工会とか、そういう方のいろんな機関がありますから、そういうことから、やはり意見を吸い上げて、内部のなかでしっかりと基本的なものをつくっていただきたいと思うんですが、この委員会を、やはり今さっきも助役からありましたとおり、そのまとめたものがアバウトなものではないかという答弁がありましたけれども、私も全くそのとおりだと思うんですが、やはりそこあたりを踏まえてしっかりしたものをつくっていかんと、なかなか先に進みませんから、この結論を出す時期、委員会の、やはりそこあたりからもしっかりと、そこをもっとやらんとなかなか進まないと思うんですが、ここあたりの目安を、町長の考え方でいいですから聞いてお

きたいと思うんですが、どの程度までにその建設委員会が一つの方角性を出せるのか、伺って
きたいと思います。

○町長（井上 章三君）

この問題はやっぱり、先ほど助役も申しました総合振興計画の実施計画、これは財政的なもの、
行革を前提とするわけですが、それを踏まえて、ある程度の方角というのを立てていかなきゃい
けないということでありまして、まだそれを、ある程度具体的に設定するという段階まで行って
おりませんので、この件についてはもう少し時間をいただきたいと思っております。

○中尾 正男議員

町長の考え、大体いつぐらいまでには出してもらってというような考え方があると、それはそ
のとおりにならんでもいいですから、考えでいいですから、ちょっと聞いておきたいと思いま
す。
「いつぐらいまでには結論を出してくれよ」と、そういうことが必要であると思ふんです。そう
していかにと進みませんから、その考えを、そこあたりを出せないでしょうか。ちょっと伺って
みたいと思ふます。

○町長（井上 章三君）

私の個人の気持ちとしては、現在の本庁舎というので、こうして歩んでみますと、本庁舎の老
朽化の状況、そして建て増し、建て増しできている関係もあると思ふますが、住民の方々に大変
わかりにくいと、そして、仕事がしにくい手狭な状況であると、駐車場も狭いと、こういうよう
な状況から考えると、余り長くほっとくというのは住民サービス上よくないのではないかという
気持ちは持ってるところでございます。

ですから、私の今回の任期中に、ではどうなのかということではございますが、そういう状況の
実情のなかでこの問題はできるだけ、ただ、間延びしないで、やっぱり詰める作業をしななきゃい
けないと、その任期中にできるかどうかということでははっきりは言えませんが、一応特例債とい
うのは10年間ということになっておりますけれども、しかし、長く置いておくということは、
かえって住民に御迷惑をかけるんじゃないかという気持ちもありますので、財政との兼ね合いも
あるかと思ふますが、詰めは早目早目にやらなきゃいけないんじゃないかという気持ちを持って
おるところではございます。

○中尾 正男議員

私の質問は町長、この建設委員会が方向性を出す、そこ辺の報告書、まとめを出す、そこあた
りのメドを町長がどの程度に置いておられるのか。建設をその1期4年間のなかでということでは
なくて、そのところの質問だったんですが、それに対する答弁だったのかちょっと違うのじゃ
ないかなと思ったのですが、今のその結論、方向性を出すのが1期4年間のなかということにな
れば、まだ、その検討委員会のなかで3年間もあとまだもんでいかないかと、それでは非常に

なかなか進まないと思うんですが、どうでしょうか。

○町長（井上 章三君）

この庁舎問題と関連いたしましてよく言われるのが、宮之城高校がもう来年度で廃止になるという状況があると、この跡地利用の問題をどうするかということも関連してまいります。そういうことからいたしますと、やはり方向性というのは、そういう点では来年度のうちにはできるだけそのメドをつける、あるいは方向性が見えるような形にするような検討をしないといけないんじゃないのかなあというふうに思うところです。

○中尾 正男議員

今、町長が言われました。全くそのとおりだと思います。私も、今から今年度中に立ち上げると言われましたから、1年間かけて、踏み込んだ位置の問題、建設をどうするかという原点に返って、そこからしっかりと議論をしていただいて、月に最低1回は、1回ないし2回、そういう検討委員会を持って方向性を出して、1年後にはこういう方向でいくという、その方向性をやはり当初から、そういう町長が指摘されて、いつまでも引っ張ったら、いつできるかわかりませんから、1年以内にはこれは結論を出してくれよと、そしてそれから建設に取りかかるから、そのことが大事だと思いますから、今、そういうふうな考え方だと伺いましたので、そういう方向で進めていただくように了承したいと思います。

それから、委員会についてはこれで終わりたいと思うんですが、今、宮之城高校の件も触れられました。この件については6月議会でも町長が唯一位置として触れられておられるわけですが、その後、期間があるから、まだその前に協議はすることは可能であると言われたわけですが、その後、県あたりとこの跡地のことについて協議をされた経緯があるのか、伺っておきたいと思います。

○企画広報課長（和気 純治君）

宮高の廃校になりました後の対策ということでございますが、県のほうに1回、5月頃だったと思いますが出向いて、教育委員会の次長のほうと打ち合わせを行っております。

教育委員会としましても、やはりこの地元の意向というのも十分聞いて進めていきたいという考え方で、こちらの地元の意見もまとめてくれというようなこともございましたので、今後、こちらの町としましても検討していかないといけない問題だというふうに思っております。

○中尾 正男議員

宮高の問題もあります。もうあと1年後には廃校というそういうことになります。いろんな選択肢の一つのなかであろうと思います。合併しまして、この財政状況が合併する前と非常に資産とか、我々も思った以上に悪い状況のほうに走っているなか、庁舎建設については、合併協議のなかでもやはり必要だから、つくるということを前提にしてこの協議をしてきたわけですから

も、やはり10年経てば職員も100名から少なくなって300名ということで、現庁舎のなかで10年経てば、やはり総合支所として収容能力といいますか、そういうものがあるということを考えますと、やはり最初からの議論としてつくるということを前提としていいのか、そこあたりからやっぱし考えて、再度考えてみる必要もあらうと思うんです。

私は当初どうしてもつくったほうがいいというような考えを持っとったわけですが、今この財政状況、20数億円かかるとすれば、30億円、そういうこともやはりもう一遍視野に入れて試算をし直して、考えることが必要だと思うんですが、そこあたりについて町長はどのように考えているのか伺っておきたいと思います。

○町長（井上 章三君）

御指摘のように町の財政の見通しというのは、合併協議の当初よりも相当厳しくなっていることがございます。ですから、私も、現在の本庁舎の状況については、使いにくいと申し、狭いとか、老朽化と申しましたけれども、全面的な建替えのみがその方法なのかということについては、それ自体も含めて、やはり代替案というのではないのか、それも含めて検討をしてみる必要があるんじゃないかというふうに思っているところです。

○中尾 正男議員

そこから、建替えのことを前提としないでやると、非常にまた時間のかかる作業ではあらうと思うんですが、やはり大事なことであらうというふうにも思います。慎重に、先ほどの建設委員会、特にこういう内部で非常に決定していくべき事項だと思うんですが、それにしてもやはり、こういうのは非常に微妙な問題でありますから、なかなかみんな判断がつかねないところがあると思うんです。最終的には町長のリーダーシップだろうと、6月議会でもこの問題については、やはりリーダーシップをもってやっていくと言われております。庁舎問題の解決に向けて、町長のリーダーシップは、本当に問われるところだろうと思うんです。

1年間のなかで、議論をしていただいてなんですが、仮定としまして、先ほど私も申しましたけれども、10年経てば職員も300人規模になると、そうしたときに、合併特例債106億円、そのなかの、庁舎を当分は仮定としてこのままいくとした場合に、やはり特例債を使って、基金を積み立てておく方法があると思うんです。それはできるだけ早いほうがいいと思うんですが、私は、ちょっとその基金、特例債が基金で積み立てる額の上限があるのかないのかどうか、ちょっと勉強不足で調べておりませんが、助役のほうでも。

例えば20億程度を、その特例債で基金積み立てができるのか、そういうことが可能であるのかです。ちょっと勉強の、参考のために伺っておきたいと思うんですが。

○助役（総務）（宮之脇尚美君）

特例債を借り入れる人の基金積み立てということでございます。これは、基本的にはできませ

ん。いわゆる特例債の場合は、あくまでも建設に関わります借り入れということでございます。

特例債につきましては、いわゆる起債でございますので、そういう交付金ではございませんので、これはできないということでございます。

したがいまして、ただいま申し上げましたように、建設を実際、工事に着手しないと、この特例債そのものの借り入れというのは不可能であるというふうに理解をいたしております。

なお併せまして、やはり、今あります特例債で完全にその改築に入るのか、あるいはリース方式なのか、あるいは現在の建物のいわゆるそういう建て増しなのかということも総合的に勘案する必要があるかと思うんですけれども、そういう部分も含めて検討委員会で今後詰めをしていくということでございます。

○中尾 正男議員

特例債の基金積み立てについては、私なんかも以前、研修したときでできると。その合併してからも、ちょっと聞いたときに、総務課長だったかどうか、「特例債を使つての基金積み立ては可能だ」と、こういう話を聞いたわけですが、どっかで話が違ってる。私が早急に庁舎の建設をしないということがあれば、そういう方向で10年すれば取り崩しができますから、担保としてそういう方向もいいのかなあと考えて質問してるわけですが、私の勉強不足ですけれども、確かに、それは積み立ては可能だというふうな答弁をいただいたとも思ってたんですが、どっか制度が変わったのか、私が認識不足なのか、再度答弁をお願いしたいと思います。

○助役（総務）（宮之脇尚美君）

基金積み立てといいますのは、独自で基金を積み立てるということにあるかと思います。特例債の起債の借り入れをして基金積み立てと、これはできませんので、そのようなふうに御理解をいただきたいと思います。

○中尾 正男議員

その特例債のことについては、本論ではございませんので、ここで置いておきたいと思います。

それでは、今までの質問のなかで、この庁舎建設に対して、ようやくその第一歩となる委員会を設立して、1年間ぐらいで協議をして結論を出すと、そういう答弁をいただきました。

やはり今、合併してもう9カ月なって、当初庁舎問題はいろいろ議論をされておったわけですが、財政問題等いろんな難しい問題が出てきて、議会のなかでも、あるいは場内でも、どうかわかりませんけども、余り議論をされていないんじゃないかという、そこ辺のところがちょっと気になってはおったわけです。

やはり、非常に微妙な問題であって、町長もリーダーシップを非常に発揮しにくいと、そういうような問題でありますから、ここ早急に今言われましたその建設委員会、ここを立ち上げてしっかりと議論をして、1年間かけて悔いのない議論をしていただいて、しっかりと結論を出し

ていただきますように要請をして、私の質問を終わりたいと思います。

○議長（濱田 等議員）

しばらく休憩します。再開は概ね11時とします。

休憩 午前10時50分

再開 午前11時00分

○議長（濱田 等議員）

休憩前に引き続き、会議を開きます。

次は、8番、麥田議員の発言を許します。麥田議員。

〔麥田 博稔議員登壇〕

○麥田 博稔議員

私は先に通告いたしました「平成18年度予算編成について」お伺いいたします。県の総務部地方課が取りまとめた「平成16年度市町村普通会計決算の概要」によると、県内78市町村すべてで、経常収支比率が80％を超え、平均で94.7％と、前年度より3.7％増えて、過去最悪を記録したとありました。

私たちのさつま町は皆様方も御存じのように、101.8％で、悪いほうから78団体中7位でありました。80％を超えると自由に使えるお金が減り、財政の硬直化が懸念されると言われていますが、私たちの町は決算委員会で報告があったように、経常一般財源が約91億3,300万円で、経常経費に充当した経常一般財源が約93億2,600万円であります。これを財政指標であります80％にするには、約20億1,960万円の削減をしなければなりません。仮に目標を95％にしても約6億5,000万円の削減であります。経費の削減ができなければ、一般財源の確保に努めなければならないのですが、これも地方交付税の削減や町税等の減少で難しい状態であります。

このような厳しい財政状況を乗り切るために、簡素で効率的な行政運営を目指すさつま町行政改革大綱を策定しました。私は合併効果を生み出すためには、行政改革審議会から答申があったように、改革に対する認識を町民と共有し、町民の十分な理解と協力のもとに、組織機構の見直しや協働の町づくりなど、やろうと思えばすぐできることから始めるべきではないかと思っています。

そこで次の4点についてお伺いいたします。

まず1点目、平成18年度予算規模についてであります。17年度は12月議会提案までで約

１５９億５，０００万円であります。これには、今年度だけの予算であるバイオマス利活用フロンティア整備事業約７億６，５００万円と、永野小屋内運動場２億３，０００万円などが入っていますから、１８年度は大きな事業がなければ、約１０億円ぐらいは減ります。

ただ、財政改革推進計画書で示された財政シミュレーションの１３８億３，０００万円にするには、相当切り込まないと難しい数字であります。どのような手段、手法でもってそれを実現されるか、そして、そのときの経常収支比率は何％ぐらいになるのか、町長にお伺いいたします。

次に、「歳入の確保策について」であります。国の三位一体改革による地方交付税の削減や県の財政非常事態宣言など、自主財源の乏しい私たちの町では、財源の確保というのは非常に難しい課題であります、また、重要なことでもあります。

現在、町税等の収納率向上対策については、滞納整理の強化など成果が上がってきていますが、固定資産税等の課税客体の拡大による税収の増や使用料、手数料、負担金の見直しなど、私たち選挙で選ばれる人間にはタブーと言われる部分にも踏み込んで、負担の公平性と受益者負担についての議論をして、町民の皆様方に理解を求めながら、歳入の確保策を考えるべきだと思いますが、町長の考えをお伺いいたします。

次に、「歳出削減の具体策について」であります。経常収支比率が１０１．８％という状態を考えると、どうしても１８年度予算では、経常経費の削減は避けて通れない問題であります。

また、後年度の負担を考えると、投資的経費についても、投資効果を十分に検討して計画的に行い、将来の公債費の削減を図る必要があると思います。合併したのだから合併特例債を利用して町づくりをとという考えもありますが、私は慎重に考えるべきだと思います。

なぜならば、合併協議会で話し合いのもとになった財政シミュレーションの歳入の予定が大きく違ってきているからです。特に、町税と地方交付税の減が大きく響いています。町税は２１億２，０００万円の予定が、１７年度当初予算では約１８億３，６００万円で、２億８，４００万円の減、地方交付税は６３億１，０００万円の予定が約６０億円で、３億１，０００万円の減で、町税と交付税で５億９，４００万円の減であります。そのために、合併協議では基金繰り入れは１億４，３００万円の予定が、１７年度当初予算では６億２００万円の繰り入れになって、４億５，９００万円の増であります。財政調整基金の繰り入れによって１７年度当初予算は、新町建設計画のシミュレーションより１億円少ない約１５２億円で組まれましたが、現在は先ほど言いましたように、１５９億５，０００万円になっています。１０月末現在の財政調整基金の残額は約１０億９，０００万円であります。１８年度予算で１７年度並みに基金を取り崩せば、残は約５億円あります。１７年度決算である程度の積み増しはできますが、単純に考えると１９年度の予算は組めないのではと危惧されます。

合併のときの約束はありますが、協定書のもとになった歳入の落ち込みがこれだけ大幅になっ

てきた以上は、見直しのための削減策をまとめるべきだと思いますが、町長の考えをお伺いいたします。

次に、「指定管理者制度の具体策について」であります。総務省が今年の3月に出した「地方公共団体における行政改革推進のための新たな指針」によりますと、「少子高齢化による人口減少時代を目前に控え、国・地方を通じた厳しい財政状況のなかで、今後の我が国は、地方公共団体が中心となって住民の負担と選択に基づき、おのおのの地域にふさわしい公共サービスを提供する分権型社会システムに転換していく必要がある」とうたっています。

そして、指定管理者制度の活用ということで、「現在、直営で管理しているものを含め、すべての公の施設の管理のあり方についての検証を行い、検証結果を公表すること」とあり、また、「管理のあり方の検証に際しては、各施設ごとに、行政としての関与の必要性、存続すべきか廃止すべきか、存続する場合には、管理主体をどうするかなどについて、その理由を明らかにした上で、住民等に対する説明責任を十分に果たすこと」とあります。

地方公社についても、「経営の改善が極めて困難と判断される地方公社については、法的整理を含め抜本的な見直しをすること」とうたわれています。財政の状況が非常に厳しいなかで、総務省通達を踏まえ、町長はどのように指定管理者制度を活用され、廃止も含め財政の負担を軽減されるのか具体策をお伺いいたします。

これで1回目の質問を終わります。

〔町長 井上 章三君登壇〕

○町長（井上 章三君）

ただいまの麥田議員の「18年度予算編成について」という質問にお答えしたいと思います。

まず、平成18年度の予算規模について、どうなるかということであります。平成17年度は合併直後で暫定予算から始まりましたので、年間の本格予算編成は今回が初めてということになるわけですが、今日の地方財政を取り巻く状況から考えますと、国県の取り組みと同様に、持続可能な行財政基盤の確立ということが、大きな柱となると思っております。

このため、合併後の予算編成のあり方として、今後のベースにもなりますので、財政健全化に向け思い切った見直し、改革を進めなくてはならないと考えており、18年度の予算編成は極めて厳しいものになると思っているところでございます。

現段階の見込みとしましては、概ね140億円前後での調整ができればと思っております。

しかし、予算規模については、国の地方財政計画の枠組みや、とりわけ歳入の地方交付税がどの程度になるかが大きく影響する面がありますので、不確定な要素があるということになります。

次に、「歳入確保策について」ということでございます。歳入につきましては多くの財源を国

県に依存しております。どちらかといいますと、町税や使用料などの自主財源については、ある程度一定の安定した額で推移しているわけではありますが、依存財源部分であります国県の補助金や地方交付税などは、国県の財政構造改革に伴い大きく見直され、減少額も大きくなっております。

歳入と歳出の差が大きくなる傾向のなかで、これらを埋めていくには、歳入確保と歳出削減の両面からの取り組みが肝要と考えております。

歳入の確保対策といたしまして、一つには、各種歳入金の収納対策、収納率向上を図ることは基本的事項といたしまして、具体的な問題としては、受益者負担の原則に立った使用料等の見直し、次に、普通財産等の処分を積極的に進めるということ、次に、歳入確保と同時に管理コストの引き下げにもつなげていきたいと考えているところであります。

税収の対策については、町民所得の課税客体の把握に努めるとともに、固定資産税については、土地利用のあり方と地域振興の関連を踏まえ、税源確保と併せた検討をしていきたいと考えております。

次に、歳出削減の具体策であります、削減策の最も大きなものとしたしましては、職員の定数管理計画による職員人件費の総額抑制という問題であります。これは年次的になりますので、単年度に一気に反映はできないものでありますが、一般財源支出の大きな削減になるものであります。

しかし、現在におきまして基金繰入金が大きくなっており、一般財源充当の事務事業を大きく削減していく必要があります。そのために、一つには、経常的な事務管理経費を削減していくために事務管理経費の徹底した見直しをすると、次には、職員のマンパワーを最大限生かすという意味から、業務委託を、できるものから職員が直接行うなどの取り組みを進めていきたいと思っております。

次には、町単独事務事業などにおきまして、単に継続して行ってきたということだけでなく、現在、行政改革の一環として進めております事務事業評価を基本に投資効果など十分に検討をし、各種の事務事業、補助金など全般を対象として見直しを進めてまいりたいと思っております。

このような取り組みを踏まえ、予算規模につきましては、普通建設事業の縮減や事務管理費、町単独事務事業の思い切った見直しと、また、合併調整協議事項についても見直しをという御意見のように、先般、実施しました平成18年度予算編成及び行政改革推進の説明会におきまして、合併調整事項についても、国・地方をめぐる急激な財政環境の悪化から、歳入歳出両面から見直しを進める方針を出しているところであります。

これら財政の健全化に取り組んだとき、経常収支比率はどう改善するのかという点では、最終的にこの数値は決算額を基礎に地方財政状況調査によることになりますが、平成16年度調査を

基本に考えますと、経常一般財源収入より経常経費に充当した一般財源が１億９，０００万円程度超過しております。

併せて、経常一般財源である地方交付税が２億円程度減少することが見込まれますので、歳出の一般財源部分で約４億円を削減しなければ、１００億円以下にならないという現状にありますので、１８年度では９０億円台を目標にして努力をしてまいりたいというふうに思っているところでございます。

次に、指定管理者制度の具体策についてであります。自治法の改正に伴い、来年の９月から公の施設の管理につきましては、自治体の直営か、指定管理者のいずれかによることになります。

現在、本町では町の出資法人や公的団体に管理委託している施設も多くありますので、新年度からは指定管理者制度を導入する施設も出てまいります。

導入に当たっては、当初で決めました「さつま町指定管理者導入に関する指針」に基づき、施設の設置目的、性質、管理状況、社会情勢、施設との関わりや住民サービスの向上、さらには経費節減など総合的な観点から、一つに指定管理者制度を適用する施設、二つには民営化を検討する施設、三つには直営とする施設の三つに管理運営形態の分類を主管課の施設運営方針をもとに、助役、関係課長で組織する専門部会で進めてきているところでありまして、新年度においては一部を除いてほとんどの施設の管理方針が固まってきたというところでございます。

若干の調整も出てくると思いますが、１１３の施設のうち、指定管理者の導入が３３施設、直営が７３施設、区公民館等への移管が４施設、もう少し検討を要するものが３施設と、現段階では予定しているところでございます。

なお、１８年度は直営とした施設のなかには、管理形態、社会情勢等から指定管理者を導入、あるいは民間移管、または廃止が望ましいと考えられる施設が含まれておりますが、これは国県の補助金や起債の関係、地域協議の熟度の問題、さらには定員管理計画等との整合をとる必要もあることから、年次的に進めていく必要があると考えております。

新年度予算に係る施設の管理経費については、直営とする施設を１７年度比９５億円以内としておりますが、指定管理者制度を導入する施設については、これ以上の節減が図られると思っております。

〔町長 井上 章三君降壇〕

○麥田 博稔議員

ただいま、いろいろ答弁をいただきましたけれども、先ほどの答弁のなかでも、やはり合併前の話と、今ちょっと財政状況が変わってきてると、そのようなことで、今さら言ってもどうしようもないことなんですけれども、やはり合併協議の話し合いをもっと慎重に、財政についてもすべきだったというような意見をお持ちかどうかです、感じを。それをちょっと、まずお伺いし

たいと思います。

○町長（井上 章三君）

この合併協議の時期と現在と相当の誤差が出て来てるという問題に関しましては、これは国のこういう合併に対する取り組みといいますか、地方分権と言いながら、しかし、この国の構造改革、そして三位一体の改革であるとかという国自体の基本的な方針というのが変革の途上にあるというなかであるだけに、なかなかこれが予測がしにくいという状況があったという点からいいますと、もっとできなかったのかということはあったかもしれませんが、概ねやむを得なかったのかなあと、しかし、状況の変化を的確に把握しながら、やっぱりそれに対処しなきゃいけないというふうに思っているところであります。

○麥田 博稔議員

今なぜそれを尋ねたかという、私たちがやはり合併のときに議員でありましたので、いろいろ財政シミュレーションについては議会で検討しました。そして、法定協議会には出席することができませんので、傍聴には行ったんですが、やはり議会のなかでいろいろあって、今思うのは、だまされたなという感じがするんです。というのが、こういう単独というようなこともあって、財政シミュレーションもつくってもらったんです、しつこく言いまして。

そしてそのときに、合併しなければ単独のときのそのシミュレーションは、17年度の地方税は19億2,516万円という、こういう単独のシミュレーションであった、地方税は。それで、合併すれば、その21億ですか、2,000万円、そのときも非常におかしいということで当時の議会というか委員会で、私も執拗にしたんですけれども、なかなかそれが理解してもらえなかった。

そして、実際の数字はそれより低い18億3,600万円で組まれたということで、やはり、今、町長が言われたように、時の流れというか、社会情勢、それから交付税、三位一体の改革は組まれてきたと思うんですけれども、やはり、さっきも質問のなかで触れましたが、それと町長の答弁にもありましたけれども、この協定書を、基本から見直さないかと、そういう状況考えて。

それで今、財政改革の大綱もできていろいろしてますけれども、やはり総合振興計画をつくる上で、やはりここをもう一度見直さんないかんのじゃないかなあという私は気持ちを持ってるんですが、町長はどのようにお考えなのか答弁を伺います。

○町長（井上 章三君）

協定書の内容をそのまま実行するということは、とても財政的に難しいというのが見えておりますから、そういう点でやはり見直しをしながら、また、地域審議会とか住民の皆さんに理解をいただく。あるいはまた、こういう見直しをせざるを得ないという状況をよく説明もしながらい

かなきゃいけないのではないかというふうに思っているところでございます。

○麥田 博稔議員

やはり、そのことは町民にも理解してもらわなければいけないし、そして、職員の方にもだと思うんです。この協定書によると、私ここを物すごくついたんです。現職員については現給を保障して合併後速やかに給料の格差、原給を保証するという一番肝心なところを今度変えなくてはいけないという世論です。

やっぱり何回カットしろとかいろんなことがあって、やはり自らという話が出ますので、やはり職員の人にも、やはりこういうのを、まず基本になる一番最初に約束したことができないということで、やはり労使間というか、自治労のほうともいろいろ話をしながら、そして職員の理解を求めながらやっていただきたいというふうに思うんですけれども、その考えをちょっと町長にお伺いします。

○町長（井上 章三君）

御指摘のところは、もうそのとおりであると思います。三位一体改革の次は、公務員改革だというようなことが、いろいろともう既に言われておりますし、そういうことについての情報というのは、職員もまた入手してると思いますので、これはもうお互いに理解をしながら進んでいかなきゃいけないだろうと思っております。

○麥田 博稔議員

やはりそのところが、職員の理解というのが一番大事だと思いますので、その辺はやはり十分に話し合いをしながら、そして、やはり意欲を失わないように配慮しながら、そこはやっていただきたいというふうに思います。

それから、歳入の確保策についてであります。一昨日ですか、舟倉議員の質問のなかにもあったんですけれども、町民所得の推移ということで、こういう資料を私たちももらったんですが、これを見ますと、舟倉議員からも話がありましたように、一番町で結局所得税高いのは給与所得者なんです。これは公務員も含めてすべてですけれども、201億5,000万円。そして、営業、商工業が20億8,400万円、そして私たちがいつも、私たちの町の基幹産業は何かと言われると農業だ農業だと言うのが5億1,400万円、5億円なんです。その他で23億7,000万円と、それで合わせて251億。

だから、基幹産業が農業だといって、予算的にも20億円ぐらい入れてるんです。私が議員になったときからずっとそうです。ここをやはりちょっと見直して、基幹産業は農業であるけれども、やはり企業誘致とか、それから商工業、今度は1,000万円ですか、2,000万円あとで来ましたけれども、やはり小売店舗の改築とかありましたけれども、その辺の考えを、町長が今どのようにお考えなのか、町税を増やすために、考えをお伺いしたいと思います。

○町長（井上 章三君）

御指摘のように、基幹産業は農業だと、これは農業地帯ですから、そしてまた、山とか農地とかを抱えるこの地域を荒らしてはいけないという気持ちもあり、この農業の活性化ということについては、それぞれの町で努力をしてきたというふうに思っております。

しかし、国もそれは相当の努力をして、そういう手厚い助成策というのを行ってきたわけでありまして、それに乗りながら県も町もということで、いろいろと努力をしてきたんですが、結果を見ると、それが税金ということにはなかなか思うようにつながらないと、ますます見通しは厳しいという現状があるということは認識するところであります。

しかしながら、これをほっておくわけにはいきませんから、やっぱり努力をするところは努力をしながらも、全体のこの財政のパイが厳しくなっているわけでありますから、そこらはまた見直すところは、やっぱり農家の方々にも理解をしていただきながら、そして商工業の振興ということも一方で大きな町の財源になっているということからいっても、この商工業に対する振興策支援ということについてもまた一方で努力をしないと、これ自体が損なわれてしまっただけで、町としてはまた大きくつまづいてしまうことになりかねないという認識のなかで、またそれなりの工面をしなきゃいけないと思っているところでございます。

○麥田 博稔議員

今町長も言われましたように、とにかく国の政策が農業には手厚いんです。ほんで、先ほど約20億円と言いましたけれども、一般財源の持ち出しが6億6,600万円、商工業は1億2,300万円、そのうちに職員給料が5,300万円ですから、ほんの微々たるもので、商工業の振興には使われてない。特に今年は1,000万円がありましたから、まだあるんですけども、非常に少ないと。

そして、国の政策ですから、この1億6,000万円のうちに、結局国の補助が商工業に2,000～3,000万円しかないわけですね、国、県の。農業については13億円ぐらいということですから、それをするによって、いろんな商売も発展するんです。

というのが、建設業とか建築業とか、いろんなそういう方たちも施設をつくったりいろんなことでお金が回っていると、それは確かに理由があるんですけども、やはり活力をつくるためには、ある程度独自の商工業の発展策をここで考えてやらないと、一般財源をちょっと振り込んでも、財源は厳しいけれども、それをどこから財源を持って来るかという、いろいろ補助金の見直しとかそういうのがありますけれども、有効な政策のほうに振り向けていく必要があるんじゃないかと思うんですけども、特に、農業については、国・県の補助を見えますと、個人にもいっぱいあります。

今度ちょっと変わりますけど、町長も御存じのように、認定者とか、やる気があるとか、そ

れから集落営農とか、大分そういうふうに変わってきますから、個人にばらばら利子補給とか何だかんだちゅうのも相当出てます、何千万円って出てますけれども、その辺もやはり、今後政策のなかに考えていただきたい。

それで町長も忙しいと言われましたけれども、前の質問で。やっぱその辺は、先ほどの議員のあれにもありましたように、自分がリーダーシップをとって、これだけはこのことをやっていただきたいと。これは補助金のこと、商工業の要望ですから、それで置きます。

それから、歳出。いろいろあっちゃこっちゃすると思うんですが、歳出の削減で、ビルドアップっていうんですか、もう結局ダメなやつといいやつといろいろやっていくと、決算委員会の人にちょっと質問も出て、課長の答弁は今後検討するとあったんですけども、敬老祝金の廃止についてです。これが予算的に1,820万円あるんです。そしてこれを、いろんなところで廃止されてます。廃止じゃなくて節目です。例えば、古稀のときとか喜寿、米寿ですか、そういうときの節目にして、ある程度圧縮して。そしてその金で、先ほど出ました「ふれあいサロン」ですか、だから全部廃止して、だからそういうことをする財源がないわけですから、そっちを縮めて、高齢者に理解を求めて、そういうふれあいをするとか、健康づくりをするとか、いろんなそういう転換をする必要があると思うんですけども、町長の考えをちょっとお伺いしたい、基本的な。その具体的な高齢者のこれだけじゃなくて、総体的な町長の考えを。

○町長（井上 章三君）

今回のこの予算の編成方針のなかでも、「スクラップ・アンド・ビルド」と言われる、やっぱりその課内で、課内の事業に対して総枠というのをある程度前提としながらも、そのなかで新しいことをやる場合にはどっちかを、どこかを削っていくというような考えでいかないと、積み上げ方式ではとてもやっていけないということを前提としているところであります。

そういう点で事業の効果とか、その評価に基づくそういう見直しというのは、これはもう厳しくやりながら取り組んでいかなきゃいけないというふうに思っておりますので、今言われた敬老祝金のことなども、当然その検討の項目には入ってくるというふうに思っております。

○麥田 博稔議員

やはり、今までの事業全部洗い出して、そして、今の社会情勢に合った制度というかお金の使い方に変えてくる。ただそのためには、こういう特別な敬老祝金なんかは、高齢者の方の理解を得ないと大変なことになりますから、町長も選挙があるし、私も選挙がありますから、大変な問題になりますけれども、やっぱりお金の使い方をしっかり考えて、そして理解を求める。

先ほど言ったように、そういう「ふれあいサロン」みたいなものに使うとか、それから高齢者を支えていく少子化対策のほうにお金を回すとか、そういうことをしながら理解を深めながらやっていただきたいというふうに思います。

そして、そのお金の使い方とあれですけど、削減するためには、時間預託制度、ボランティアによるあれですけども、森総理が言われたんですが、ボランティアをしたら、その時間を預金制度ちゅうんですか、地域のそういう通貨貯金というのもありますけれども、私たちが若くて元気なうちに、いろんなボランティア作業に出ます。例えば、町でいいですと「道の日」だから公園の草刈りをしてくれと言われたと、私が行きます。2～3時間したら、2～3時間あなたはしましたよと、通帳をつくってそれをうってくれと、私が年をとって、もう動けないとか何だかんだとなったときに、お願いすると持って来ると、だから、お金は要らないけれども、だから、地域の「ふれあいサロン」みたいなのもやはりボランティアで来てもらったら1年間に何点かやって、その人がまた、自分ができないときにはだれかがやってやると、そういう助け合いの制度の導入というのを、ちょっと時間がないので深くまではいきませんが、その辺の考えはどうかということで、町長のお考えをお伺いします。

○町長（井上 章三君）

今言われましたボランティア何と言うのかな、預金と言うのかな、何と言うのかな、そういうことを取り組んでいる地域があるというのは、私も聞いてるところでございます。そういうような制度に取り組むことによって、やっぱりボランティアで頑張った人にはそれだけのメリットがあると、これはまたわかりやすい面もございますが、まだ現在のところ具体的な検討をしているという状況にはありません。その件を今御指摘もありましたが、また含んで、今後のどこかで検討はしてみたいと思っております。

○栗田 博稔議員

この制度は全国展開をされてるのもあるらしいんです。そして、昨日の新聞に載ってましたけれども、都会におって田舎にお父さん、お母さん一人だけ置いているとかそういう人が、東京なら東京でボランティア活動をして、その時間を自分はこっちでできないから、その団体に連絡すると、社会福祉協議会でも、私はこっちでしましたからちゅって、そうすると、こっちから2時間行って手伝ってやるとか、全国的なネットワークもできつつあるそうですので、やはり今後のお金を使わないで改革する制度にもなるのかなあと思いますので、また今後、検討していただきたいというふうに思います。

それから今日の、あとで一括もありますけれども、ちょっと水道料金のことについてお伺いしたいんですが、合併協議会のなかでは18年度から速やかになるとなって、今、水道課で一生懸命してもらって、やりたいということで、私は湯田地区は上がるのはしょうがないと思うんです。ただ、この上がるところについては、3年間で段階的にとあったんですが、今まで鶴田で中央簡水でもうほっといたことですから、これもう早急に500円上げんと、590円ですか、仕方がないと思うんですけども、ほかのところを一気に下げるとというのが非常に問題があるのかなあ

というふうに思ってるんです。

というのが、17年度の予算を組んだときに、簡易水道に持ち出したお金が9,800万円、約1億円です。今度の、後でまた詳しい話にはなと思うんですけども、今度の改正をしたときに、幾らぐらいの持ち出しになるのか、その辺を数字は多分わかってると思いますので、水道課長に答弁していただければと、これは歳出の問題になりますのでお願いいたします。

○水道課長（楠木園建雄君）

今回の料金改定をするに当たりまして、この水道料金の総括原価から一般会計のほうから繰り入れをしていただくものを差し引いて、そして原価を算定をし、現在、料金改定の原案を出しておるわけですが、その原価から引きました一般会計からの繰入金といたしましては、18年度が1億649万8,000円、これは高料金対策の繰り出し、こういったものまで含んでおります。それから19年度が1億329万3,000円、20年度が1億266万7,000円、21年度が9,743万5,000円、それから22年度まででございますけれども9,737万円ということにいたしております。これから後につきましては、起債の償還が終わっていきますので、24年度頃をピークとしまして、後は減額になっていくということでございます。

○麥田 博稔議員

というのは、今1億円ぐらい、だからそんなには増えないという、1,000万円ぐらい増えるというような感じですけども、私がここで問題になると思うのは、国調の調べがあったです。それで、私たちは今まで2万7,770人だということだったんです。先ほど町長の答弁にありましたけれども、約2億円減るだろうと。

この前県の議員定数の、人口調査があったときに2万5,690人ですか、なったと。それで約2,000人ぐらい減ってるんです。だから1人10万円ぐらいしたときに2億円ぐらい交付税が減ると、そして、交付税がそうして減ってきたときに、1,000万円とはいえ、やはりそれを、負担金が増えるちゅのは非常にあれだと。だから、落とすのも段階的にすればいいのかなあと。

1億円という話だったんですが、職員をほら3名ぐらい減らすという話だったです。仕事が無くなって職員を減らすというと、普通の民間会社では辞めさせるんですけども、この場合は辞めさせられないから、こっちの一般会計で引き受けるわけです。1,000万円ちゅうけど3,000万円になるわけです。

だから、そこを考えたときに、やはり早急にはできないから段階的に上げるほうも上げないかんです、はっきりいって私は湯田ですけど、これはもう選挙のときにも言った、上げないかん。鶴田のあれが、今まで余りにもその住民福祉ちゅか、そっちを交付税が多かったからという話も

してますから、上げないかんけど、やっぱ下げるほうもある程度やって、19年度が公債費のピークですから、こっちの一般会計のほうの。

だから、その辺の財政の状況を見ながら、両にらみの方法でいくべきじゃないのかなあと思うんですけども、町長、基本的な考えを、どうかなあと思うんですが、数字は別ですけども、財政について。

○町長（井上 章三君）

18年度の予算編成をどういうふうに仕上げられるかということは、非常に厳しいなかでの取り組みをしなきゃいけないということで思ってるわけですが、この水道料金を先ほどあったような形に統一するということは、合併協議のなかで一応前提となっていたということで、担当課としても、それを余計な持ち出しにならないような形のなかで、できるだけ計算をしながら、これを割り出してきたということでもあります。

今、指摘されたような議論もあるんだろうというふうに思っておりますが、個々のところをどういうふうに進めていくかというのは政策的な問題もあり、もっと議論をしながら判断をしなきゃいけないところだと思っているところでございます。

○麥田 博稔議員

このことについては一括もありますし、また委員会もありますので、委員会のほうにお願いしたいと思うんですが、私としては、やはりそういう下げるほうも段階的に、上げるほうもというような基本的な考えは持ってますので、その辺もまた、委員会とか、後でまたほかの方の御意見も出していただきたいというふうに思います。

それから、先ほど中尾議員の質問であったんですが、私もほかにもあったんですけども、言いたいんです。町長、体育祭についてです。町民体育祭については、今度新町の記念ということで一緒にしましょうと、一体感を持とうということであそこでしたんです、みんな集まって。そして、予算は150万円だったですか、予算を150万円つけて、しました。

そのなかでは、いろいろ行うことによって、問題もあって、いろいろなことも言われたりしましたけれども、やはり経費節減ということで、来賓の弁当もつくらない、役員の弁当もつくらない、いろんなことを向こうのスポーツ振興係でもいろいろ言われながらも苦労してやりました。

そして、先ほど言われたら、町長はすぐ、ほんなら分散会をしますよと。分散会をして、役場の職員にしてもらうのは結構なんですけれども、そのときもさっき言ったようにボランティア制度で、全部ただですよと、そして明くる日に、振り休もとらない、何もとらないだったら経費も要らないんですけども、そうすると大変だと思うんです。

一体感をとろうと思って、いろんな問題があったのに、せっかくしたのに、4年に1回、毎年できないから、ほんなら各地でばらばらにやってくださいよと、私たちは鶴田が近いですから、

私は歩いて3分ぐらい、走ったら4～5分で行くような距離ですから、参加さしてち湯田なんか行ければ一番いいんでしょうけれども、やはりそれだけ経費を使うんだったら、一体感を持つためにこっちでやったほうが、私は安く上がるんじゃないかなあと思うんですけども、その辺の考えをちょっと町長に、基本的な考えをちょっとお伺いしておきたいと思うんです。

○町長（井上 章三君）

そこらのところも含めて、これはいろんな意見があるわけですから、まだ検討がこれからだと思っています。

ただ、先ほども言いましたように、来年度については、県体があるということも特殊な事情がありますが、あります。しかし、今指摘された財政的なことも加味しながら、やはり最終的には総合的に判断をしなきゃいけないということだろうと思いますから、これは体協を中心とした検討のなかで十分議論していただきたいと思っています。

○麥田 博稔議員

いや町長、私が聞いてたところでは、今町長が言われましたけれども、行いますと。支所の応援もしますというようなふう聞こえたもんですから、やはり一体感、私はそう言われたから、来年していいんです。ただ、将来的には一体感があるから、そうして別個にあちこちでお金を使うよりも、せめてあちこちでするやつは一つにまとめて経費の削減をしたほうがいいんじゃないですかということでお伺いしたんです。

こっちから強く言われれば、はいそのとおり、こっちから言われれば、これじゃやっぱり大変ですから、信念を持って、そして、できんもんはできん、こうするんだということをやはり出してほしいと（「そのとおり」と呼ぶ者あり）いや、非常に町長は人がいいですから、その辺でつけこまれるちゅうか、言われたらしまししょうねち、そして帰って考えたときに、うんにゃこや、まずかったかなあちある。私なんかもそうですけれども、あんまい言わんほうがいいち、今日も妻からも言われて出て来たんですが（笑声）やっぱいお互いに言いにくいことも言いながら、町民のためにということで、思うわけですけども、その辺は十分気をつけて、私が言うのも失礼ですけども、発言をしていただきたいと思います。

それから、この前の新聞に電算システムの導入についてこう書いてあります。これは経費の削減ですけども、「自治体間で非常に格差があった」ということ書いてあるんです。それで調べてみたら、私たちの町はもう済んでるんですけど、これはもう補助があってちゅうようなことで言われたんですが、私はちょっと高すぎるんじゃないかと言ったんですけども、財務会計システムの初期構築費用を比較した場合に、青森県の三沢市と長崎県の島原市はリースにして、初期費用はゼロだったと。北海道の石狩市と群馬県の沼田市は1億円以上かかった。5,000万円以上の市も9市あったと、これは非常に非難的というか、あるんです。

それで私たちの町は、財務会計だけだったのか、いろんなあれだったのか、結局「電算システムの導入」とか書いてありますから、それに1億円、これはもう全国でも下手するとトップクラスだったのかなあと、今なってしまうんですけども、やはり今後の歳出の仕方いろいろ、今、委託してます。後の面倒をみるちゅうかそれを、維持管理経費を。

だからそこは十分にやはり検討して、いろんなところの情報をとって、そして向こうと専門的に折衝をして、経費を少しでも抑える工面をしていただきたいと思うんですけども、町長の気持ちをちょっとお伺いします。

○町長（井上 章三君）

この問題に関しましては、合併協議のなかでも議論があったところだと思っています。旧町において鶴田とか薩摩においては町村会の方式を導入してやったほうが、将来的にいいんではないかという意見も出たと思っておりますが、宮之城が人口が多いし、今まで蓄積してきたそういう電算の技術、あるいはそのノウハウっていうのを生かしたほうがいいということで、最終的に今の体制になった。

しかし、そこで実際に実務的に取り組みを始めて、いろいろと意見があったよだということでは聞いております。

それで、いずれにしてもこの方向で方針を出して進めたわけありますから、どこかの段階で、このままでずっと行っていいのかどうかということについては見直しも含めて、やはり評価はしなきゃいけない段階があるんじゃないかと思っておりますので、内容については、また適切な時期に、そういうような判断をしてみなきゃいけないのかなあと、個人的には思っているところでございます。

○麥田 博稔議員

この電算については本当にわけがわからないというか、私たちにはとてもじゃないけど雲をつかむような話ですので、十分にやはり、いろんなところの意見を聞いたり調査をして、適切な処置をしていただきたいとお願いしておきます。

それから、「指定管理者制度について」ですけれども、先ほど町長の説明では、指定管理者に33、直営で73、区や公民館に4、その他が3ということだったんですが、薩摩川内市が廃止を28カ所決めてるんです。だから、廃止にするようなところが町内ではもうないのかなあという気持ちがして、いろいろやはり今まで各地域、旧町で思いのあった施設ですけれども、やはり薩摩川内市が28カ所も廃止にするという新聞記事が出てますけれども、やはりその辺の感触が今のところ全然話にあがらなかったのかどうか、お伺いしておきたいと思います。

○町長（井上 章三君）

この廃止という問題に関しましては、先ほども少し答弁のなかにもありましたが、今、廃止も

含めた検討を要すると思っている施設はございます。そういう点で、まだ結論が出ておりませんので、もう少し時間をいただきたいと思いますと思っています。

○麥田 博稔議員

やはり指定管理者をちょっと調べてみたら、千葉県の野栄町ですか、国民宿舎を廃止したと、運営を打ち切りです。それで、廃止の理由にこう書いてあったんです。「これ以上町税を投入することへの理解が得られがたい」と、平成8年度から年間3,000万円の繰り入れになり、累積赤字が1億円になった。そこで、町民から、町民の理解がとてもしゃないけど得られないと、それでもう13年3月には廃止するという決断を出したと。

ですから、国のこの指針にあるように、今の地方公社を含めて経営状態がどうなのかということ町民に知らせないとダメだと思うんです。

なぜかという、町の広報紙に出てくるのは繰入金とかいろいろ入って、最終的に200万円の黒字だとかいうけど、中身が、町民の方は全然理解されてない。そういえば失礼になりますけれども、だから黒字やらいという気持ちがあるかもしれないし、ここは町民の合意を得なければいけないところが出てくるのかなあと思うんです。

それは確かにわかります。旧町の思いもあるし、いろんな思いもある。ただ、指定管理者にしても非常に、この前、湯田の方が言われたちゅて、読売に載ってて、私も後で聞いたんですけれども、ああいう問題もありますし、それから、民間委託とか、そういう指定管理者にしても、やはり当初はコストが低くなっても、これではできませんよと言って、段々こういう田舎の場合は、今まで1,000万円だったのが、「1,500万円くんやれんな、いけんしてんしがならんがを」というようなことで、契約をするたびに言って、何年か経つと、最初の2～3年はいいいけど、やる人がいないから「元の木阿弥」になると、そこを一番懸念すると。「元の木阿弥」になった上に、施設が老朽化してるので手を入れないといけない、大変な負担になってると、ですから、こういう事例がいろいろ出てます。阿久根のグランビュウなんかもそうですけれども、あれもう完全に民営化というか、貸してそのままお金を取ると。

新聞によると薩摩川内市は、そういう施設は民間委託ちゅかそれをするけど、委託料は全然払わないようにするんだというようなことが出てますので、やはりこれは今後の大変な課題になると、いろんなことをしめないかん。なぜかといいますと、やはりそういう歳出を抑えていかないと、今後なっていかなくなるというのが、じゃないかと私は心配するんです。

この前新聞を見てると、児童手当が6年生までなったと。その児童手当の財源が、今まで6分の4ですか、3分の2が国だったのを3分の1にすると、3分の2が3分の1、それで県が6分の1、あとが町です。今度それを3分の2の国の負担を3分の1にすると、もう県と町でもたんな仕方がないから、3分の1になるのかなあと思うんですけれども、それがしかも今まで3年生

までやったやつが6年生までになると。児童手当も1億2,000～3,000万円だったですか、ちょっと数字を忘れましたけれども、それぐらい出してます。補助があるから2,000万円かそこらで済んでると思うんですけども、その辺を考えると、この指定管理者制度も、大体ここの委託料の問題、それから廃止するのか残していくのか、非常に大きな選択のポイントになると思うんですけども、その辺の基本的な考えを、再度、町長に確認をお願いしたいと思います。

○町長（井上 章三君）

最初に、この間、読売ではなくて朝日新聞にちょっと記事が出ておりました。これが、その薩摩川内のほうは委託料を出さない形で、指定管理者制度をとるんだと。うちのほうは委託料を、額はあれですが、一応前提としてるということでございます。これはもう施設の条件が全く違いますから、ただそこだけを言われると誤解を与える面がございます。

薩摩川内の場合は「ゆったり館」だったのかと思われませんが、こちらの場合は、例えば「あび〜る館」の場合は、プールという維持管理に相当の費用を必要とする施設を含んでいるということがありますし、また、薩摩のこの施設の場合は公園施設を含んでおりますから、公園施設、観光施設と。ですから、この全体の管理、キャンプ場なども含めたそういう管理経費というのも含めて一括で委託をしようと、指定管理者制度に移行しようとしてるわけでありますから、これを、委託料を全く考えないでということは考えられないわけでありまして、施設の条件が、基本が全然違うんだということで、ここのところはしっかりと理解をしてもらわなきゃいけないと思っております。

ただ、公の施設の評価というのはやはりしなごういかなきゃいけないということは事実でありますから、そういうことも含めながら、この指定管理者制度の検討委員会のなかでも、それは進めているつもりでございます。

○麥田 博稔議員

公の施設のあり方というか、やっぱその辺を考えるべきだと思います。そして、2万7,000人の町に、今、公園のことも言われましたけれども、やはり考えたときに、もともとが2万7,000人の町だったら、これだけのキャンプ場もないでしょうし、これだけの公園もないでしょうし、いろんながあると思うんです。

ですから、私は、町民の理解を得ながらですけども、できるだけ早く2万7,000人の町の規模にすると、この学校にしてもそうだと思うんです。中学校が果たしてこの2万7,000人の町で、何人かしかいないのに四つ要るのかと、小学校も一人しかいないのに本当に小学校残さんないかんのかと、ここは、町民の理解を得なければいけませんけれども、やはり財政がこれだけ厳しくなってきた、あれもやらんやならん、これもやらんやならんという時代に、

やっぱその辺は、今後も十分検討せないかんし、そして公表ということがありますから、やはり町民にいろんなことを公表して、そして適切な判断をしていただきたいというふうに思います。

それから、外部委託については、余り簡単に考えて、職員が行ってるところなんかを、簡単に職員が本庁に帰ってきますから、やはり総体的な経費の削減にならないというときも出てくる可能性がありますので、その辺は十二分に配慮しながらやっていただきたいというふうに思います。

最後になりますけれども、この前も職員の給料とかそういうときにも話をしましたけれども、やはりみんなが財政難と認めているのに、なぜ自分たちの町のこの財政、財布の中身、考えないで、あれもせんないかん、これもせんないかんとなるのか。

やっぱり自分たちの町の、それなりの生活というか、それなりの施策、先ほどこちよつと言ったんですけれども、いろいろこっちをやめてこっちに変えるとか、ここは我慢してもらってこっちの政策を、転換です。そういうのを十分しながらやっていただきたいと、そしてやはり、自分たちの体力に合った財政、自分たちの町の財政力に合ったそういうのをして、そういうのができなければ、再建をあきらめて、本当3～4年したらお手上げよというようなことになると思いますので、十分配慮しながら、ここ4～5年がやっぱり私は勝負だと思うんです。19年に公債費のピークも来るし、それから職員もある程度減っていくでしょうから、ここ5年間ぐらい我慢して時限立法でもつくってやっていただくと、お願いをして質問を終わります。どうもありがとうございました。

○議長（濱田 等議員）

以上で、通告に基づく一般質問を終わります。

しばらく休憩します。再開は概ね午後1時5分とします。

休憩 午後0時02分

再開 午後1時04分

○議長（濱田 等議員）

休憩前に引き続き会議を開きます。

△日程第2 「議案第148号 さつま町町民センターつるだ荘の指定管理者の指定について」、日程第3 「議案第120号 さつま町公の施設の指定管理者の指定の手続等に関する条例の一部改正について」、日程第4、

「議案第１２１号 さつま町町民センターつるだ荘条例の一部改正について」、日程第５、「議案第１２２号 さつま町営住宅等条例の一部改正について」、日程第６「議案第１２３号 さつま町水道事業給水条例の一部改正について」、日程第７「議案第１２４号 平成１７年度さつま町一般会計補正予算（第５号）」、日程第８「議案第１２５号 平成１７年度さつま町国民健康保険事業特別会計補正予算（第１号）」、日程第９「議案第１２６号 平成１７年度さつま町老人保健医療特別会計補正予算（第１号）」、日程第１０「議案第１２７号 平成１７年度さつま町介護保険事業特別会計補正予算（第２号）」、日程第１１「議案第１２８号 平成１７年度さつま町水道事業会計補正予算（第４号）」、日程第１２「議案第１２９号 平成１７年度さつま町簡易水道事業会計補正予算（第３号）」

○議長（濱田 等議員）

日程第２「議案第１４８号 さつま町町民センターつるだ荘の指定管理者の指定について」から日程第１２「議案第１２９号 平成１７年度さつま町簡易水道事業会計補正予算（第３号）」までの、以上の議案１１件を一括議題とします。

「議案第１４８号 さつま町町民センターつるだ荘の指定管理者の指定について」、提案理由の説明を求めます。町長。（「議長、９番着席」と呼ぶ者あり）９番着席。

〔町長 井上 章三君登壇〕

○町長（井上 章三君）

議案第１４８号、追加提案、「議案第１４８号 さつま町町民センターつるだ荘の指定管理者の指定について」御説明を申し上げます。

これについては、地方自治法第２４４条の２第３項の規定に基づき、さつま町町民センターつるだ荘の管理運営を行わせる指定管理者を指定しようとするものであり、同条第６項の規定に基づき、議会の議決を求めるものであります。

また、「議案第１２１号 さつま町町民センターつるだ荘条例の一部改正について」は、先に御提案申し上げましたが、県の指導等によりまして、指定管理者制度に移管することが適当ではないかとの見解などもあったことから、今回、議案の訂正をお願いするとともにおわび申し上げます。

内容につきましては、鶴田総合支所長に説明させますので、よろしく御審議いただきますようお願いいたします。

〔町長 井上 章三君降壇〕

○鶴田総合支所長（岡村 兼利君）

それでは、「議案第148号 さつま町町民センターつるだ荘の指定管理者の指定について」御説明をいたします。

〔以下議案説明により省略〕

○議長（濱田 等議員）

ここで執行部から「議案第121号 さつま町町民センターつるだ荘条例の一部改正について」、訂正の申し入れがあります。これを受けたいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（濱田 等議員）

異議なしと認めます。したがって、執行部からの訂正の申し出を受けることに決定しました。

執行部の発言を許します。鶴田総合支所長。

○鶴田総合支所長（岡村 兼利君）

「議案第121号 さつま町町民センターつるだ荘条例の一部改正について」御説明をいたします。

改正条例の説明につきましては、お手元に配付をさせていただきました新旧対照表のほうで一応説明をさせていただきたいと思います。

〔以下議案説明により省略〕

○議長（濱田 等議員）

ただいま説明のあった箇所につきましては、訂正されたものとして審議くださるようお願いいたします。

ただいまの議案第148号及び議案第120号から議案第129号までの各議案について、提案理由については説明済みであります。

これから一括質疑を行います。質疑はありませんか。お願いをいたしますが、質疑の発言許可に当たりましては、会議規則の定めるところによりまして、「議長、何番」と発言をしていただきますように御協力方お願いいたします。質疑はありませんか。平田議員。

○平田 昇議員

「議案第123号 さつま町水道事業給水条例の一部改正について」質問をいたします。

午前中の麥田議員の質問と重なりますが、合併して簡易水道の給水負担金を改定するという方向で進められてきたことは承知いたしております。合併協議の段階では、一気に料金を低額の部

分に合わせて統一すれば一般会計の依存度、つまり一般会計からの持ち出しがかなりなものになると、概略概算して5,000万円ぐらいだったのですか、及ぶという説明を受けており、私たちには、これは一気に低額の部分に合わせて統一することに大きな疑問を持ったわけでございます。

だから、私は行政改革特別委員会の場を借りて、説明会のなかで、水道課長が改定について説明をされましたが、そのなかで自分の意見として、そして町民の多くの意見として、一気に料金統一に進むのではなく、幾つかの段階を進みながら高いほうの分は下げ、低いほうの料金も幾分か上げ、互いが近づいていく、この進め方もあることを意見として申し上げておりました。

この問題について、財政部局を交えた検討の場では、どのような試算がなされたのか。先ほど何事も財政抜きでは考えられない時代であるとの答弁もあり、町長も来年度の予算編成には厳しい方針を示されているところでございます。財政に重圧が加わるようなことは心配ないとした上での提案となったのであるのか、これが第1点。

それと午前中にもあったように、改革は一気に進むのが実質の効果が即得られるので理想的であるかもしれない。実際はそうはいかない。しかし、ほかに及ぼす影響が大き過ぎる。だから、ある程度の期間が必要である。

行財政改革の全般の進みを見ればはっきりしているのではないかと、そうした行革の進みの視野のなかにこの料金統一も置き、行革の進みに合わせて進む、この方法は検討対象とならなかったのか。検討されているのであれば、なぜこれが取り上げられなかったか。この2点を伺いたかったのですが、伺いましょう。（笑声）

○総務課長（湯下 吉郎君）

統一料金につきましては合併協議ということで言われるとおりですが、一般会計に及ぼす影響は非常に大きいということでございました。そうしたなかで、少し前にさかのぼりますけれども、合併協議では先ほど出ましたように、国の基準額は今、本年度9,800万円ですけれども、それ以外に、前をさかのぼれば5,000万円の追加政策繰り出しというのをしていただきたいというような話もございましたけれども、それをすると非常に財政が、一般会計が圧迫するという事で、これは繰り出すことはできないという協議のなかで、しかし、水道事業においても一般会計から繰り出す額が明確でないと、その統一料金に向けた協議ができないというようなことから、17年度の当初の予算編成におきましてルール分、つまり水道事業も起債を借りて、過疎債とかいろんな起債を借りておりますが、その償還分の交付税で見られる分、それをルール分と言っておりますけれども、概ね2分の1、50分ぐらいですけれども、そのルール分については出しましょうと、ただ政策分のその上積みについては出すことができないというようなことから、先ほど水道課長が申された、麥田議員の一般質問で申されましたように本年度が9,881万5,000円、18年度が1億600万円、それから19年度が1億300万円とい

ったことで、それをもとに水道事業も算定してるということでございます。

○平田 昇議員

結局、今課長の言われたことは、一般財源を圧迫するようなことはない、重圧を加えるようなことはない、大丈夫だと、これをおっしゃるわけ。

○総務課長（湯下 吉郎君）

大丈夫だということではなくて、その一般会計から水道事業、企業会計に繰り出す分のルール分については、一般会計としてもやむを得ないという判断のもとに出して、協議を進めているということでございます。

○平田 昇議員

その検討のなかで、なぜこの段階的に少しずつ下りていくか、または幾分か下も上に上げるかという検討はなされなかったのか。検討をされたら、それを取り上げるに至らなかったその理由は何でしょう。

○総務課長（湯下 吉郎君）

3案ぐらいをもって検討いたしました。そうしたなかで、今の合併協議を踏まえたなかでのこの料金改定というのは喫緊の課題であるということから、今のこの料金改定に至るまでのその財政出動と言いますか、それはもうやむを得ないという判断のもとに、協議をしたところでございます。

○水道課長（楠木園建雄君）

実際のこの料金改定につきまして、この原価を計算した立場から説明をさしていただきたいと思えます。

この一般会計の財政負担につきましては、先ほど総務課長のほうからございましたように、合併当初の段階では現在提案をいたしております3,000円程度にするためには、政策繰り出しとして、この現在の元利償還金分に5,000万円程度の繰り出しがないと、3,000円程度にはどうしてもならないということが、協議のなかで検討されておりました。

しかし、水道課でこの料金を算定する場合におきまして、「ほんなら5,000万円ください」ということは、これはもう言えないだろうと、こういう厳しい状況でございますので、ルール化されてるものを最低限として、そしてこれを決まった額ですので、この分だけはどうしても入れてもらわないと、入れてもらわないと言いますか、額が決まってこないと料金の原価が、この5年間分ができないということから、ここの合併当初、あるいは17年のその予算編成のなかでそのルール分が決まっておりましたから、このルール分は、水道会計として起債を水道課で返した分の交付税で財政的に見られてるものでございますから、過疎債については70％、辺地につきましては80％、こういった財政措置がちゃんと法でルール化されてるものですから、この

分を、ルール化されてるものは原価を引き下げるためにルール化されてるんだと。そういったことから、その分を差し引いた額を原価として算定をしたということでございます。

その場合におきましても、やはりまだ料金が相当高くなってまいりましたから、ほんならそれを3,000円程度に近づけていくためにどうするかということで検討をしたところでございます。

その段階で、職員体制の見直しを行い、また、この合併に伴いまして2億4,000万円程度繰り越しておりましたうちの、これを将来の建設改良のために充てるつもりでございましたけれども、そういったことではなくて、もう料金の原価を引き下げるために充てざるを得ない、ということから、今回の料金の試算を行って、そして最終的に財政当局とも協議をしながら、運営委員会にお諮りをし、議員の皆さん方にも御説明をしながら、この改正案の提案ということになったところでございます。そういう経過で検討をしてきております。

○平田 昇議員

どうもわかりにくいです。3人職員を減らした。じゃ受け取ったほうはどうか。大変なことだろうという、そういう語りがあつたばかりなんです、説明になってない。だから全体を眺めおろして、どうやっていくのかちゅうそれがない。水道は水道だけで一直線でいこうというような考え方、だからわかりにくいわけです。

だから、それと、合併したら統一するという前語りがあつた、それは当然でしょう。もうやっぱり否定的なことを言う空気は出て来ない、合併をする段階では。しかしそれが、規定の方針のごとくなってしまうては困るわけです。よく、「合併をして何が良かったか」とか、「合併して良かったということがなければならぬ」などという言葉が出ますが、合併して良かったかというのは、これから何年後か、我々が努力してからじゃないでしょうか。だから、合併すればこうなるんだという考え方はいかがかなと思うわけです。

料金を安くし、門戸を開くことによって加入戸数が増加する。経営安定につなげるという私たちは説明を受けていたわけです、課長から。しかし、そういう甘いもんじゃないという考えがありました。結局、結論としては、財政当局の最高責任者である宮之脇助役にお尋ねしましょう。一般財源に、一般会計に重圧に係るようなことにはならない、町の財政部局もそれを見込みの上に立ってると、こう判断していいんですか。

それと、町長も財政的見込みの上に立ってこの方針を了とされたのか。先ほどは、これから議論をするんだと、こう言われましたが、一体、本腰を入れた提案なのかどうか、それも聞きたいわけです。大丈夫なんですか、これをお聞きしたい。

○助役（総務）（宮之脇尚美君）

水道料金統一の問題でございます。結論から申し上げますと、その一般会計に財政的な圧迫は

ないということはないということでございます。いわゆるそのルール分を繰り出しをいたしますと、今年もルール分の全額を繰り出しをしてないわけでございますが、それに伴いますいわゆる増額分というのが予定をされるところでございます。約2,000万円を若干上回るんじゃないかと思うんですが。

それとやはり、今後、職員を一挙に引き上げるということは考えておりません。いわゆる今後の水道会計のなかで経営できる範囲、概ね大体3年程度をメドに、いわゆる3名の職員については一般会計で引き取るという形になろうかと思えます。

当然これらが、全体的ないわゆる職員の削減の影響というのがあるわけでございますが、今後、新しい退職者制度に基づきます退職者がどの程度出るかというのが、まだ把握をいたしておりませんので、それらについては、さらに努力が必要であろうと、このようなふうを考えているところでございます。

それとやはり公共施設等におきますその料金体系の問題でございますが、これにつきましては、やはり公共別の料金設定によりまして、通常の必要な口径にメーターを変えていただく、このことによって、ほぼ横ばいになってくるんじゃないかなろうかというような試算を行っているところでございます。

全体的には今指摘がありましたように、ルール分の繰り出しというのは若干そういうことで、延びてまいるわけでございますが、やはり政策としてこれを、実施をするかしないかという判断が、いわゆる三役協議のなかで行われたところでございます。

行財政改革のなかで、非常にあらゆる面にわたっての改革というのを進めますし、歳出面におきましては、やはり削減というのを当然進めてまいるわけでございますが、いわゆる水道料金につきましても、そういうものを一つのベースにしながら、今後あらゆる改革を図っていくということが必要ではなかろうかと、いわゆる一つの線上に並べて、その全体的に削減を図っていくということも必要であろうと、いわゆる今の格差のあります料金体系というのは、やはり非常に住民の負担というのにも一部にはあるわけでございます。ただ、その公共料金のあり方としては、やはり統一化というのが望ましいわけでございまして、一般会計のほうではそういう努力をしながら、やはりその必要な部分については削減を図っていくということで考えております。

非常に一般会計のなかでも、来年度の予算の見通しというのが、なかなか難しい部分もございますが、ここ国が、やはりその制度改正のなかで、ここ1年は大きな変革な時期を迎えるんだろーうというようなふうを考えております。地方団体におきましては、そういういろんな改革をある程度見詰めながら、今後、必要な部分についての検討を加えていくということでございます。

今回、料金改定のお願いをいたしていただくわけでございますが、これが未来永劫にこの料金で、運営ができるかどうかというのはまた、一般会計の財政の運営にもよってくるということでござい

まして、当然、必要な部分についてはまた今後、改定をしていくこともあるだろうというふうなふうに考えております。

○町長（井上 章三君）

この水道の料金改定の問題に関しましては、今まで説明がされているような考え方のもとに提案をしてるということであります。それで、もちろんいろいろなまたそれに対する御意見もあるでしょうけれども、そこらを議論を踏まえながら、私どもとしては一応いろいろと検討した結果、この線で一応水道の統一料金改定というものを進めていきたいということで提案してるということでございますので、御理解いただきたいと思います。

○麥田 博稔議員

今ののに関連して、一般質問でもちょっと触ったんですけれども、意見が出ないようですから、先ほど課長の説明では、過疎債の返還分がルールにのっとって来るわけです。70億円ぐらいは国の交付税措置があると、だからそれをくれと言われるんだったら、ルールどおりに公務員法の28条を適応していきますか。一般会計に圧迫を与えないために、どうしますか。

○水道課長（楠木園建雄君）

今このルール分と言いますのは、どうしても水道事業を建設する場合におきまして、中山間地域のこの人家が連担してないところの水道については、建設コストが相当高くつくわけでございますので、こういったものにつきましては、国が料金の平準化を図っていくということから、国庫補助制度を設けておりますし、そして、その国庫補助制度に乗って補助対象残につきましては、過疎債等のこの有利な財政措置がなされる起債が認められるということになっております。

以前はこの起債の借入額につきまして、充当額につきまして、国庫補助残の60億円についての25億円が過疎債、75億円が簡水債ということでございましたけれども、やはりこの料金格差を是正をしていく、そして国民皆水道を達成していくためには、どうしてもこの財政的な支援が必要だろうということから、この分について現在50億円、50億円まで過疎債の充当も認められてきております。

そういった建設する創設時の段階から、水道事業建設する場合におきまして、そういう財政措置を含めて、どれぐらいの料金になるものかということ算定いたして、そして、その政策的な判断で、繰り出しはそんなら将来的にもこれだけは、将来その過疎債の70億円、こういうものについては財政負担をせざるを得ないというようなことから、水道の建設がなされてきたものというふうに理解をいたしております。

ですから、料金を改定する場合におきましてもそういったものは、どうしても一般会計も苦しいところでございますけれども、その目的が水道料金の格差是正ということから、簡易水道に対する国庫補助金、あるいは起債制度こういったものもあるという理解のもと、理解をいただきな

がら、この原価の抑制を図って、統一をした料金に近づけるように、全国どこでも同じような水道料金になるようにしていきたいというようなことで、水道課としては厳しい財政状況のなかでございますけれども、財政当局にお願いをして、理解をいただいてる、こういうふうに思っております。

○麥田 博稔議員

公務員法28条、後で行きますけれども、私が一番思ってたのは、合併の協議会のときの、私がちょっと不安に思ったんです、一遍に統一するちゅうのはいかなものかということで。

なぜかという、私が1年生議員になったときにびっくりしたんです。平川と湯田の全然水道料金が違うので、全く今課長が言われたような論を述べたんです。だけど宮之城ではダメだったんです。何でかちゅうと、財政に与える影響が非常に大きいと、だからここは我慢してもらわないかん。

そして、水道事業というのは、こう説明をもらったんです。水道については住民と話し合っ料金説明をして、そして納得してもらった上で事業を進めてるんだと。だから、今からあんたが1年生議員になってびっくりするけれども、そういうことを言ってもらったら、ほかのところはダメ、水道は水道にきた金を使う、交付税です。それで、建設課は建設課にきた道路の財源のそれを使う。そしたら、総務課は何で食っていくんですかという理論もされました。

それで私も納得してきて、だけどそれでも高いんじゃないかと、もっと安くしてやらんないかんねちゅうて、いろんな提言をしたんですけど全部ダメだったんです。それが合併したときに何でできるのかちゅう話をしたんです。

福祉のほうも予算が結局5,000人までと、1,000人と2,000人と5,000人と、5,000～1万人という高齢化の人数があって、そして、そっちのほうで今まで宮之城は6,500～6,600人ですから、何千万だったですか、5,000～6,000万円来たやつが、今度は合併しても1万人にならないので同じ金だと。そして、鶴田と薩摩の今まで来よった金は、これは合併のまずいところで、国が政策を間違ったとは思ってるんですけど、来ないと。

そのときにだから私は、全体で福祉をとるのか、水をとるのかという論議も大事じゃないんですかと、一般財源もこれだけ減っていけばという話もしたんです。

そしたら、課長の話では、いろいろ政策的な判断、まさに政策的な判断です。ここで、やはり基本となるのは、合併の協議のなかではしましようとしたけど、見込みの税収がこれだけ落ちて、交付税も落ちて、そして今まさに言われたように、ここ2～3年の間が非常に国も過渡期です。そして私たちの町も19年度が、公債費のピークが来ると、そうなったときにやはり住民の方に説明して、こうして合併の協議のなかでは統一すると言ったけれども無理だと。ただ、一般質問のときに言ったように、湯田地区の方なんかはこうして鶴田で、今まで8億円かけたやつを転嫁

してないから、これは上げざるを得ないでしょうと、だから上げてください。そしてこっちの下がるほうも、やはりちょっとは下げても、ある程度ここ2～3年様子をみて、そしてそういうなかで、私は政策的な判断をするべきだと思うんですけども、その辺を町長に再度お伺いしたいんですが、助役さんでも、その辺の財政の担当のあれ。

○助役（総務）（宮之脇尚美君）

今ありますように、確かに一般会計につきましては非常に厳しい運営を強いられております。いわゆる再建団体一步手前ということでございます。

ただ、水道料金につきましては、水をとるか福祉をとるかという問題でございしますが、やはりその水そのものについても全体的には福祉の向上ということでございます。御承知のとおりでございしますが、いわゆる今回の場合には、その合併協議も当然あったわけでございしますが、やはりその住民福祉のあり方ということについて、これは当然、いわゆる交付税で措置をされる分については、それを主管課が主張されますと、なかなか否定ができない部分もありますが、ただ、一旦入ってまいりますと一般財源でございします。これはもう政策的に、この料金統一を図っていくということでございしますので、そこら辺については御理解いただきたいと思います。

ただ今後、いわゆる一般会計の全体の運営という点からいたしますと、先ほど申し上げましたように、全体的な見直しというのは、もう来年度予算から早速反映させなければなりません。いわゆる必要なものについては、そのメリハリをつけながらやはり、いわゆるその負担をする、あるいはまた効果のないものについてはもう徹底して削減を図っていくと、そういう姿勢でのぞんでまいりたいというふうに考えておるところでございします。

○麥田 博稔議員

やはり非常に厳しい問題だと、そして持ち出しが今まで9,881万円というのが、1億600万円、700～800万円の増です。ただ、人員を3減らすと。そこでだからさっきの公務員法の、多分28条だったと思うんですけども、ひっかかってくると思うんです。だから、それを今度適応するのかどうか。結局1,000万円の増ですよちゅうけど、こっちのほうの一般会計に振り回せば、その分が一般会計で増えるわけじゃないですか、人件費が。

だからそういう、私は前も言ったんですけど、やっぱいただきますような手打ちはいかんと思うんです。町の全体の出費ですと、これだけはやっぱり増えるというあれが要るんじゃないですか。そのだから28条に関して、どのような政策をとられるつもりかお伺いします。

○助役（総務）（宮之脇尚美君）

地公法の28条につきましては、分限処分のことであるかと思います。これについては、水道課の職員につきましては、いわゆる公営企業法の適応がありますので、これは交渉権というのがあるわけでございしますが、争議権は当然禁止されておりますけれども、いわゆる一般会計のほう

の移動という形でとらえますと、いわゆる全体的なそういう人事管理の問題というのが出てくるかと思います。

先ほど申し上げましたように、新しい退職制度によります早期退職者のいわゆる促進というのが必要になってくるわけでございます。当然、全体的にはそういう人事管理というのは必要な部分、あるいはそうでない部分というのを現在調整中でございます。そういういわゆる特別会計、一般会計を含めて、調整をしてまいる必要があるだろうというようなふうを考えているところでございます。

○麥田 博稔議員

やっぱりこれは民間委託と全く一緒の考えだと思うんです。こっちを下手にして料金を安くして、本庁に引き上げれば人件費が増えると、だから、3人分減るということは、確実に3人分の、水道のほうでは安くして住民は喜ぶけれども、一般会計のほうで3人分です。

だから、だれがこっちのほうに本庁に来るのか知りませんが、やはり700万～800万、900万円ということで、3人来ると三八、二十四、真んなかをとっても2,400万円。だから1,000万円の増ですよと言うけれども、実際は3,400～3,500万円の増です。町民から3,400～3,500万円というのは、これは水道料金だから文句を言わずにとれてます。だけど一般会計でほかの税収から、一般財源を3,400万円ひねり出すというのは並大抵のことではないと私は思うんです。

これはみんなの、今度採決のあれになりますけれども、だからその辺は十二分に配慮しながらというのが、やはり町民の方に理解してもらいながら、こうして、くどくなりますけれども、合併協議では18年度に統一するちゅうけど、やっぱりちょっと難しいようだ。ここ2～3年はちょっと我慢してくださいませんか、それで財政の動きを見ながら、やはりそういうのは福祉的に安くするのが当然ですから、同じ町民ですから。

そしてまた、今度水道については、ちょっと大きな声では言えませんが、いろんな問題がまだあるじゃないですか。まだしかないかとか、だからその辺を考えたときに、今後、歳出の問題がいろんなところで出てくると思うんです。

だから、今度は私はちょっと延ばして、ここ2～3年の様子を見るというのが妥当じゃないかなあというふうに提言をして、私の質問は終わります。

○議長（濱田 等議員）

ほかにありませんか。川口議員。

○川口 憲男議員

水道課長に確認だけしときます。今この料金改定のところで、確か平川地区と薩摩地区ですか、ちょっとはつきり私も確認してないんですが、メーターまでは設置してある戸数があるって、水道

は実際出ないというような状況があるということの説明があったわけですが、今後、こういう値上げをしていくなかで、こういう水道の設置者あるいは利用者が増えていくことが、今の議員のなかの質問のなかにもありましたように、軽減とか、一般財源の持ち出しにもつながるんじゃないかと思うんですが、そこあたりの対策をどうしていかれるのか。

実際、水道料の、この今の統一体系のほうに使っていただくような工夫をされるのはどうしていかれるのか、それが、コスト的にわかつとれば、大体どれぐらいあるのか。大体、普及率でいきますと、全町的にとれば約80％行くか行かんかの状況じゃないかと思うんですが、そこあたりの説明を。

○水道課長（楠木園建雄君）

水道の引き込みをしても、水を使ってないところがあるのではないのかなというようなことだと思うんですが、それともう一つは、その水道の普及をどうして図っていくかというようなことであると思います。

実態として、料金が高かったところにつきましては、当初やはりみんなで水道を布設するんだということから、加入はいたしておるけれども蛇口が庭先に1個ぐらいしかついてなくて、使用水量が余り上がらないというところがあるという実態もあるようでございます。そのところが今回、料金が下がっていきますと、水を使ってもらうことで水道の設置目的が達成をされていくわけでございますから、私共としても、その水を使ってもらう工面をしていかなければならないのではないのかなあというふうに思っております。

その一つの方法は、水道週間というのが6月1日から1週間ございますので、この水道週間等を目安にしながら、地域のほうにチラシを配るなりして、そして水を使ってもらう工面もしていかなければならないだろうと思っております。

それから、まだこの給水普及率が低いところがありますので、ここにつきましては、やはり指定給水工事店と一緒にしながら、水道をとる場合には幾らぐらいの工事費がかかるんですよというようなところを、やはり未普及の方々にお知らせをしていかないと、幾らかかるかわからないというなかでは、なかなか水道に加入されるという方もおらないというふうに思っておりますので、今回、給水負担金につきましても、安いほうに統一したというのは、その間口を広げて、できるだけ加入をいただく工面をしていきたいということから、このようにいたしておりますから、給水指定工事店と一緒にしながら、そこら辺を進めていきたいというふうに考えております。

そういうなかで、今、使用水量が延びていけば、5年間の料金算定期間にいたしておりますけれども、これが1年でも長くなっていくように努力をしていかなければならないのではないのかなあというふうに思っているところでございます。

○議長（濱田 等議員）

ほかにありませんか。市来議員。

○市来 修議員

議案第124号の一般会計補正予算でございますが、18ページ、歳出でございます。ここに庁舎管理費であるんですが、説明で確かカウンターの改修と受け止めたんですが、これをどのような形の改修されるのか。それから、この工事費は発注先をどのように考えておられるのか。この2点について伺います。

○開発課長（北原 美義君）

カウンターにつきましては、町民課の窓口の部分が、合併しましてからかなり、利用者といいましょうか、お客様が多くなってるということで、対応が困難であるということから、あそこを、テレビ等を置いておりますけれども、向こうのほうにも一部カウンターを延ばしていきたいということでございます。

発注先につきましては、もとのカウンターも竹材等を利用してございますので、同じような形で、地元の業者に発注をしていきたいというふうに考えてます。

○市来 修議員

発注については満足いたしました。

そのカウンターの改修なんですけど、私が確か6月だったですか、非常に高齢化社会になって、年寄りの方が窓口に来られると、そうすると自分が行きたいところがどうもわからんと、そこで、受付のところでだれか女性の方を置いて案内をしたらどうですかということも言いました。そういうとこ、あったもんですから、これを今伺うわけですが、そういう受付のところで、そういう案内の人も窓口に置くというそういう考え方はございませんか。

○助役（総務）（宮之脇尚美君）

市来議員の御質問で、前に一般質問だったでしょうか、受付の案内係をとということでございます。この体制の問題でございますが、現在は内部的にいろいろ各課によります懸案事項、あるいは体制の再見直しの問題、そういうものを協議中でございます。

ただ、その案内係で案内をすれば、一番サービスのいいかと思います。ただ、どうしても年配の方々は、この庁舎がこういうふうに入り込んでおります。ただ口頭で案内してもなかなか不案内になってくるというようなこともございまして、いわゆる町民課のほうで、できれば言われた職員が誘導をしていくということが一番ベターではなかろうかというふうに考えておりますので、そこら辺は今後また検討させていただきたいというふうに考えております。

○議長（濱田 等議員）

ほかにありませんか。肥後議員。

○肥後 紀康議員

議案１２４号の一般会計の３０ページです。畜産業費のなかでバイオマス利活用のこの問題ですが、ただいま山崎のほうで鶏糞を利用した発電装置の建設が行われておりますが、事業の終了がこの前の説明では１７年度で終了するというようなことなんですが、建設に際しては二渡、山崎、久富木、船木の一部でしたか、地域の方々に地元説明会が行われまして、地元の方々も了解ということでおるんですけれども、この操業開始と騒音、悪臭等について、まだはつきりわからないわけですが、そこらあたり再度、地域の方々に説明をしていただく計画があるのか、そこらあたりをお伺いいたします。

○農政課長（久保蘭純隆君）

バイオマス利活用フロンティア事業の関係で、南九州バイオマスが山崎のアクシーズの裏側に建設中でございます。当初の計画では、１６年度から１８年度ということで計画をいたしておりましたが、順調に進んでおりまして、一応１８年度を繰り上げまして１７年度ですべて完了するというようにいたしております。

操業につきましては、当初の計画からいきますと１８年７月としておりますけれども、今のところでは操業期間はそのままということで、ただ１７年度末で終わりましたも、試運転期間とか、いろいろあるかと思しますので、その辺につきましてはまた南九州バイオマスとの協議になるかと思っております。

それから、騒音あるいは悪臭対策につきましても、当初の説明でも、臭いにつきましては発電所のほうが密閉されておりますので、そう影響はないというようなことで説明いたしておるようでございますので、地元の不安等もあるかもしれませんが、今後、それに向けての説明というのはまた業者のほうとも話をしていきたいと思っております。そして、可能な限り地元への説明をしていきたいと思っております。

○肥後 紀康議員

なかなか畜産公害というのは、もう目に見えない公害もあるわけですので、やはり地域の方々も、今できてみれば、余りにも大きな建物で、私も２～３回お伺いしたんですが、工場建設のところに。「臭いはせんもんじゃろかいな、騒音はいけんじゃろかいな」と、あの近所の方々から言われるわけです。ですから、やはり町当局とされても、特に二渡と山崎のほうに臭いが、悪臭が以前もいろいろと漂ってきたもんですから、できるだけ地元には詳しく説明をしていただくように要望をいたしておきます。

○議長（濱田 等議員）

ほかにありませんか。中尾議員。

○中尾 正男議員

水道課長と農政課長に伺っておきたいと思います。水道課長、先ごろ政府系金融機関の統廃合というようなことで、新聞等出てまして、そのなか公営企業金融公庫ですか、この関係が出ておいたと思う。本町の水道課で、公営企業債があるのか、ちょっと確認をしたいと思います。

それから農政課長に、同じく30ページの国庫補助事業で、原油価格高騰施設園芸緊急対策事業費が2,100万円程度計上してあります。この内容について、ちょっと伺っておきたいと思っています。

以上です。

○水道課長（楠木園建雄君）

公営企業金融公庫債があるかどうかということでございますが、これにつきましては、まだ残っております。今詳しい資料は持って来ておりませんので、何件、幾らぐらいの金額が残っているのはちょっと申し上げられませんが、残っております。

○農政課長（久保蘭純隆君）

原油価格高騰施設園芸緊急対策事業ということで2,147万3,000円を計上いたしております。この事業につきましては、今般の原油価格の高騰によります農業経営を大きく圧迫しているということで、野菜、花卉、それから果樹の施設園芸農家を支援するというで、緊急に国が対策をとったところでございます。施設園芸における省エネルギーの対策ということでございます。

特にこの施設園芸等につきましては、A重油を燃料として暖房いたしておりますので、これのA重油がかなり高騰しているということでございます。価格につきましては、平成16年11月に1リットル当たり40円が、今年の11月におきましては62円と、約155%値上がりしているというようなことでございます。これを支援するというでございまして。

特に国からの2分の1の補助ということで、トンネルで行くというようなことにいたしております。重油のコスト削減のなかで、ハウスはガラスのハウス、それから普通のハウスがあるわけですが、これの二重、あるいは三重のカーテン、それから排煙排熱回収装置と、そういうものを設置するというでございまして。そういう事業でございまして。

事業主体につきましてはJAさつまの果樹部会、あるいはさつまの鉢物部会と、そういうものもございまして。4団体の16戸に補助をしていくというようなことでございます。

以上であります。

○議長（濱田 等議員）

ほかにありませんか。中尾議員。

○中尾 正男議員

公営企業債についてはまだ残っていると、この公営企業公庫ですか、これがどういうふうになっ

ていくのか、その後、私も確たるあれはないわけですが、民間みたいなふうになっていくと、ある程度、今その額がどれだけ残ってるのかわかりませんけれども、かなり今までと違って借換えとか、そういうのがある程度自由になってくるんじゃないかというようなふうな考えを持つわけですが、非常に今低金利の時代ですから、そこあたりやはり状況を踏まえて、もしそういうことができるのであれば、そういうことをするための一つの改革ではないかと思うんですけれども、そこあたりはつきりわかりませんが、そういう情報を早くつかんで、もしできるのであれば、そういう対策をとっていただきたいと思います。

それから、その園芸事業のほう、後で委員会のほうで付託されてありますので、交付団体等についてはいろいろ聞きたいと思ったんですが、4団体16戸ということで説明がございましたので、そういうことで了解したいと思います。

○日高 政勝議員

同じく一般会計の関係でございしますが、24ページ。一般質問のなかでも若干お聞きしましたが、地域包括支援センターの準備経費が300万円余り出ておりますけれども、この設置のメドにつきましては、いわゆる法の施行が来年の4月ということですので、そういう時期になるのか、あるいは若干遅れるのか、その辺のところ。

それから、ここに直接経費として上げてございしますが、センターについては直営で行われる計画であるのか。それとも、いわゆる医療法人とかそういうものに委託の方向でいかれるのか、まだそこまで決まっていないのか。

それと、このセンターの体制はどのようにお考えで、場所的にはどこをお考えになってるのか、そのへんをちょっとお伺いしたいと思います。

○介護保険対策室長（小椎八重廣樹君）

介護保険法の改正によりまして、18年4月1日より大きく制度が変わってまいります。そういうなかで、一番大きなのが地域包括支援センターの設置というのがございます。

まず、2番目に出てまいりました直営かということですが、一応本町としましては直営という形で包括支援センターを設置したいということでございます。今回の補正の内容でありますけれども、この支援センターは4月1日より設置するわけですが、そのための準備というのが必要でありますので、来年明けてから1、2、3月におきますセンター設置のための準備、それから人的養成、業務の習得などの係る経費ということで補正を計上したところであります。1、2、3月におきまして、包括支援センターには、いわゆる3職種の職員の配置というのがありますので、保健師、それからケアマネジャー、それと社会福祉士、これらの者につきまして、研修等も含めながらシステムの習得、それから4月1日からのサービス開始に向けての諸準備を行うというものでございます。

それと、人的なもの、それから人事的なものがありますので、今所管課、総務課のほうにいろいろ配置等もお願いしてるところであります、体制・場所につきましても、福祉介護課、現在の介護保険対策室等も含めて、また体制の再編ということも今いろいろ所管課のほうで検討し、また総務課のほうとも協議をしてまいりたいということで、進めているところでございます。

○日高 政勝議員

準備経費ということで、これから具体的に進められると思いますけれども、直営でということでもありますので、期間的にも少ないし、万端整えて進めていただきたいと思いますところでは。

それから、歳入の関係ですけれども、10ページです。先ほど説明のなかでは、老人福祉費負担金の関係と、これは国庫と県がございしますが、合わせて1億1,086万円ですか、減額ということでもありますけれども、今回の三位一体改革によります一般財源化ということの説明があったようでございますが、この減額の分が、例えば、どういう形に一般財源化されたのか。例えば、通常、今までありましたのが義務教とか公立保育園については、所得譲与税に振り替わってきたとか、あるいはまた義務教の関係の児童手当等については、税源移譲の特例交付金に変わったということになっておるんですけれども、この分はどういう形に変わってきたのか。そしてその減額分は何で手当をしてあるのか、その辺は、わかっておりましたら教えていただきたいと思います。

○総務課長（湯下 吉郎君）

養護老人ホームに係る一般財源化でございますけれども、これにつきましては普通交付税で本年度約8,560万円程度増額ということで、算定をしているところで。

○日高 政勝議員

ただいま、大体8割程度になるということですが、今お聞きしますと、そういうことに結果的になってるのかなあという感じがいたします。

交付税に振り替わったということであれば、一方は国庫補助金、例えば歳入のほうには普通交付税を出すべきじゃなかったのかなあという感じがしますが、ここでは税収を充ててありますけれども、この辺は法人税が出ましたから、それで調整をされたと思うんですけれども、通常のこの予算計上のあり方というのは、やっぱ普通交付税に振り替わったのであれば、普通交付税を財源としては充てるべきじゃなかったかと思うんですけれども、今後いろいろまた今後の編成においては、十分ご指導いただきたいと思います。

○議長（濱田 等議員）

ほかにありませんか。木下議員。

○木下 賢治議員

鶴田町の町民センターつるだ荘の指定管理者制度についてお尋ねしますけれども、提案のなか

に、指定期間ですけれども、18年の1月1日から18年3月31日までとなっておるようでございます。

指定管理者を指定する場合、議会への提案というものが不可欠だと思いますけれども、3月31日まで今回の方法でやられて、これまで合法的な処置をとられて、今回提案されているわけですが、その後の対応についてお聞きしたいわけですが、現在の時点で、また3月に改めて提案される考えがあるものか。その後のことについての考え方を聞いておきたいと思います。

○助役（総務）（宮之脇尚美君）

今回の指定管理者につきまして、つるだ荘の関係でございますが、来年の3月31日ということをお願いをしているところでございます。それ以降の取り扱いということでございますが、今後どうするかという問題が、まだ最終的な決定はみておりませんが、可能であるとすれば普通財産への所管替えとか、あるいは施設の廃止とか、そういうなかでの選択肢しかないだろうというようなふうに考えているところでございます。

と申し上げますのが、非常に施設が老朽化いたしておりまして、貸付をするには非常に耐えがたいような施設になっております。ただ、現在いらっしゃいます管理をされ、お願いをしてある方にも概略そういう話は申し上げてるわけでございますが、なかなかそういう今後施設を変わられる場合のそういう移転先とか、そういう問題もございます。今後どういう形になるかわかりませんが、私共としてはそういう希望のなかで、話し合いは進めていきたいというようなふうに考えているところでございます。

○木下 賢治議員

今後の検討のなかで廃止もあり得るような答弁ですけれども、これまで管理をお願いしていた方のスタンスというものも考えるわけですが、軽微な施設の保守なり、あるいは備品的なもの、これまである程度投資もされてきていらっしゃったことでしょうし、そういうなかで、残された3月31日までの契約のなかで、本人のこれまでの努力というものは、当然旧町時代から本人さんとは、旧町と話し合いの上で、これまで一生懸命頑張られた経緯もあるかと思いますが、そういうなかで、これで終わりですよというような方法につきまして、私一個人的な考えになるかもしれませんが、この議会で、いろいろちょっとおかしんじゃないか、法的におかしんじゃないかというような指摘もお互いみんなでやり合ってきて、結果として、あの施設が廃止になること自体、忍ばれないような気がします。

当然、どうしてももう使われないような状況、だれが見てもそういうものであれば納得するわけですが、一つの財産でもあるわけですので、使えるうちは少しでも使って、町民のために利活用できるものであれば、そういうこともしてもらいたいし、当然本人さんの今まで管理をお願いしていた方との話し合いの上でも必要ではあるかと思いますが、そこ辺を無視

した上での一時的な対応というものをしていただけないように、執行部に希望するものですが、いかがなものでしょうか。

○助役（総務）（宮之脇尚美君）

先ほど説明不足がございましたが、当然、普通財産に切り替えて貸し出しを行う場合、あるいは施設を廃止いたしましても、当然使えない状態にするというわけではございません。当然これまで30年近く経営をされてきております。旧町の鶴田町では、そういう長い間お願いをした経緯もございます。したがって、廃止をしたからこれがもう一挙に使えなくなるということではございません。当然処分というのは、払い下げということもありますので、今後そういう形で営業ができるそういう支援・対策というのは当然、町としては考えていくべきであろうと。ただ、町の施設としてこれを、機能を維持をするかどうかという問題を、もう3月までには結論を出していきたいということでございます。

○木下 賢治議員

よくわかりました。

もう1点ですけれども、これまで従来の地権者に入浴料の無料というものがうたわれていたことが話題になったわけですが、たとえそういう個人への払い下げをするに、そういう方向になるにしても、そこ辺は、今のこういう行政財産であるうちに方向性を定めた上で、次へのステップを踏んでいただくような手立てをしてやるべきじゃないかと思いますが、3月31日までの間にそこ辺をされる考えがあるものか。

○助役（総務）（宮之脇尚美君）

入浴権の関係者でございます。もともとは地権者、あるいはもとの温泉を管理されていた方々でございますが、それらについては既得権というのが当然あるわけでございます。この指定管理者にいたしましても、普通財産にしても、あるいは施設を廃止するにしても、いずれにいたしましても、その施設が存続する以上はその既得権そのものは保護されるというようなことでございます。

当然、今後どういう形態をたどるにせよ、そこら辺については施設が存する限りは、そういうものについては保護していくべきではなかろうかというようなふうに考えておりますので、また、当然そういう権利者の方々とも協議をし、あるいはまた、最終的に先ほど申し上げましたそういう選択肢のなかで、今後管理をされる方があるとすれば、そういうことでまたお願いをしていきたいというふうに考えているところでございます。

○議長（濱田 等議員）

ほかにありませんか。平八重議員。

○平八重光輝議員

一般会計補正予算４３ページですが、先日、差し替えて出しましたら、私の付箋をしとったのがなくなっとなって、間違っって私のものでないのが返ってきたかと思って見たら、ちょうど付箋をしとったところが修正になって、差し替えてありまして、プラスがマイナスにはなっておるんですが、パソコン保守業務ということで１４万円マイナスになっております。

これは当初予算で３００万円、１４万円マイナスなんですが、私は「保守」という言葉は、メンテナンスというふうにちょっと理解しとったんですけれども、今現在でもうマイナス１４万円でもう済んだちゅうことは、メンテナンスじゃなくて工事かなあと思ったりもしてるんですけれども、これはどういうのをされて、どういうものがこれだけ減ったのか、１６年度決算でも約５００万円保守業務ということでありまして、決算のときにその内訳をお知らせくださいと申しましたけれども、まだいただいております。

これについても、リース物件につきましては、メンテナンスという意味であれば、ほとんど要らないと思います。だからそういう意味で、これはマイナスになるのがいいということだけでもないですが、この中身についてちょっとお尋ねいたします。

○教委総務課長（上久保澄雄君）

ただいまの御質問でございますが、これは、まず予算から申し上げますと、従来、委託料のほうで計上いたしておりました分を役務費に組み替えるものでございます。すぐ上に１４万円上がっております。これは、薩摩中学校のパソコン室、それから校内ＬＡＮの保守の、町村会コンピューターの保険対応の変更による組み替えということで確認をいたしておるところです。

○平八重光輝議員

ちょっと理解しがたい、私がちょっと頭の回転が悪いのか、ちょっと理解できなかったんですけれども、これは保守ではなくて、いろんな設備を構築されるというふうに理解すればよろしんですか。

保守というのは、私は元来メンテナンスの悪く、悪くちゅうか、修理業務をするとか、そういう意味のメンテナンスかと思って理解しておりましたけれども、それを含めて何かその、ＬＡＮの構築とか、そういうのも含めたものというふうに理解すればよろしいわけですか。

○教委総務課長（上久保澄雄君）

ただいまの御質問ですが、先ほど申し上げましたとおり、薩摩中学校におけるパソコン室と、それから校内ＬＡＮ、この保守について町村会のコンピューター保険のほうへ対応するというところで、いわゆる費目の業務委託から役務費の手数料のほうに切り替えた、というふうに聞いております。

詳細についてはちょっと確認をさせていただきたいというふうに思います。

○平八重光輝議員

変更される分についてどうこうゆうことは申しませんが、当初の予算のなかでも申しましたけれども、鶴田中学の場合2,500万円、薩摩中の場合も約2,500万円ぐらい債務保証されたわけですか。40台ぐらいのコンピューターをされると。そのほかに毎年300万円ぐらい5年間使われるとなれば1,500万円、40台のパソコンに4,000万円使うわけですよ、5年間で、大変なお金です。

5年でリースが切れたから即使えなくなるちゅうものじゃないち、先般も申しましたけれども、やはり先ほどから出てます非常に財政が厳しいなか、教育にはお金は惜しむなと私は言いたいんだけど、惜しむべきところはやっぱ惜しんでいただきたい。もう少し研究していただきたいということを申し上げておきます。

そういうもともとのお金もちよっと私は余り金額的には多過ぎるというふうに考えておったんですけども、替える分はですけども、もともとはもう済んだというふうに理解すればいいわけですね。まだ引き続き3月まで使って、そのうちの一部をこちらに回すというふうに理解すればいいわけですか。

○教委総務課長（上久保澄雄君）

この小中学校におけるパソコンの整備の問題、それからLAN工事の問題、これについては国の一つの指針がございまして、そういった指導を全国的にやっております。というのは、国の目標といたしましては、児童生徒一人当たり5.4台という目安がございます。したがって、これについてはもう既に（発言する者あり）失礼しました。逆でした。1台当たり5.4人という指針がございます。したがって、また本町で全体的なトータルを、これは3町、3町と言っているのかあれですが、全18校すべて合わせてみますと、今5.68台という形になるようです。ただ、各町によってはそれぞれ格差がございますので、それぞれ今後もまだ整備していく必要があるということだけは申し上げておきたいと思います。

○議長（濱田 等議員）

簡単に願います。平八重議員。

○平八重光輝議員

14万円振り替えて、あと3月まで大丈夫ですかちゅう意味もあるんです。その残りの分で足るんですかと、またこっちのほうに足りなくなったから追加ちゅうことはないですかという意味を込めて聞いとるんですけども。

○教委総務課長（上久保澄雄君）

お願いしている予算の範囲で、3月いっぱい可能というふうに理解しております。

○議長（濱田 等議員）

暫時休憩します。開会を概ね2時半、2時35分ですか、お願いします。

休憩 午後 2 時 2 2 分

再開 午後 2 時 3 3 分

○議長（濱田 等議員）

休憩前に引き続き会議を開きます。

ほかにありませんか。教育委員会総務課長。

○教委総務課長（上久保澄雄君）

それでは、先ほど答弁の保留をさしていただいております組み替えの関係でございます。当初におきましては、委託料のほうで保守業務ということでお願いをしてございましたが、そのうち一部の機種等において保守部分で対応できないと、いわゆる保険のほうでないと対応できないという部分がございます、その部分を今回抜き出して組み替えたというものでございます。

○議長（濱田 等議員）

ほかにありませんか。麥田議員。

○麥田 博稔議員

議案第 1 2 4 号の一般会計について、3 款 1 項 4 目介護保険対策事務費についてお伺いしますが、先ほどあった地域包括支援センターとか、それから 1 0 月から食費の自己負担率とかいろいろ上がってきたわけですが、ここに介護保険法改正に伴うシステム改修業務委託料ですが、やはり今後、住民生活に影響があるような改正が、大きな点でどの点があるのか、わかってたらお知らせ願いたいと思います。

○介護保険対策室長（小椎八重廣樹君）

補正予算におきます介護保険対策事務費の委託料、介護保険法改正に伴うシステム改修業務ということでの内容であります、今回改正がなされて、1 0 月からは食事料等が本人負担のほうになったわけですが、4 月 1 日からにつきましては、大きく変わる点と言いましては、現在、要介護の区分が 1 から 5 までありますけれども、その要介護 1 の部分で、要支援 2 と、それから要介護 1 に分かれます。そして、さらにその下のほうに要支援 1 というのができまして、6 階層 7 区分という形になるものがございます。

それと、住所地特例対応ということで、養護老人ホーム等につきましては、介護保険のサービス対象者も出てくるということで、これが、住所地特例の対応をしなければならないという部分、それから、新予防給付の関係で、介護予防等も出てまいります。それと、特別徴収方法の見直し、それから仮徴収変更対応、そしてまた保険料の細分化とか、課税総区分の見直しなど、これはす

べてにおきましての介護パッケージ費ということで、システムの改修作業を行うものでございます。それから、10月1日からの分につきましては、もう今現在サービスが開始されておりますので、4月1日からの分につきましては、先ほど申し上げました分での改修作業ということでございます。

○麥田 博稔議員

詳細については委員会にお願いしたいと思いますので、またいいシステムになるようにしてください。よろしくお願いします。

○議長（濱田 等議員）

ほかにありませんか。水道課長。

○水道課長（楠木園建雄君）

先ほど中尾議員のほうから、地方公営企業金融公庫債についての残高についてお答えをいたします。地方公営企業金融公庫から借りてるものにつきまして、16年度末残高で5億3,262万8,000円の残高がございます。このうちに金利が4割未満のものが5億90万円、それから4ないし5割のものが1,144万8,000円、7割以上のものが2,028万円というようになっております。

御指摘のように、今後この問題につきまして、また国のほうからも指示がありましたとき、借り換え等ができるようであれば、この経費の節減という意味から検討していきたいというふうに考えております。

○議長（濱田 等議員）

ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（濱田 等議員）

別にありませんので、これで一括質疑を終わります。

ただいま議案となっています議案11件については、お手元に配付しました議案付託表のとおり、それぞれ所管の常任委員会に審査を付託します。本日から15日までの常任委員会の審査会場は、総務常任委員会が第1委員会室、文教厚生常任委員会が議場、建設経済常任委員会が第2委員会室となっています。

△散 会

○議長（濱田 等議員）

本日の日程はこれで全部終了しました。本日はこれで散会します。御苦労さまでした。

散会時刻 午後2時39分

平成17年第6回さつま町議会定例会会議録

(第5日)

○開議期日 平成17年12月22日 午前9時30分

○会議の場所 さつま町議会議事堂

○当日の議員の出欠は次のとおり

出席議員(28名)

1番	高 嶺 実樹雄 議員	2番	市 来 修 議員
3番	平 田 昇 議員	4番	新屋敷 浩 議員
5番	肥 後 紀 康 議員	6番	木 下 敬 子 議員
7番	米 丸 文 武 議員	8番	麥 田 博 稔 議員
9番	平八重 光 輝 議員	10番	新 改 秀 作 議員
11番	楠木園 洋 一 議員	12番	宮之脇 金次郎 議員
13番	柏 木 幸 平 議員	14番	久 保 道 夫 議員
15番	別 府 静 春 議員	16番	舟 倉 武 則 議員
17番	日 高 政 勝 議員	18番	田 中 伸 一 議員
19番	柳 田 隆 男 議員	20番	山 崎 文 久 議員
21番	岩 元 涼 一 議員	22番	新 改 幸 一 議員
23番	中 尾 正 男 議員	24番	東 哲 雄 議員
25番	川 口 憲 男 議員	26番	内之倉 成 功 議員
27番	木 下 賢 治 議員	28番	濱 田 等 議員

欠席議員(なし)

○出席した議会職員は次のとおり

事務局 長	中 村 慎 一 君	議事係 長	福 田 澄 孝 君
議事係 主査	角 茂 樹 君	議事係 主査	原 田 健 二 君

○地方自治法第121条の規定による出席者は次のとおり

町 長	井 上 章 三 君	教 育 長	福 満 隆 徳 君
助役(総務)	宮之脇 尚 美 君	教委総務課長	上久保 澄 雄 君
助役(経済)	山 下 彦 志 君	教委学校教育課長	瀬戸山 稔 君

鶴田総合支所長	岡村兼利君	教委社会教育課長	永田清信君
薩摩総合支所長	山口正展君	水道課長	楠木園建雄君
福祉介護課長	鬼塚三武君	税務課長	二階堂清一君
健康増進課長	中村政己君	商工観光課長	橋之口幸男君
介護保険対策室長	小椎八重廣樹君	会計課長	下市真義君
建設課長	前園義広君	代表監査委員	木原成孝君
耕地林業課長	脇黒丸猛君		
開発課長	北原美義君		
企画広報課長	和気純治君		
総務課長	湯下吉郎君		

○本日の会議に付した事件

- 第 1 行財政改革対策調査特別委員会報告
- 第 2 家畜市場再編対策調査特別委員会報告
- 第 3 議案第148号 さつま町町民センターつるだ荘の指定管理者の指定について
- 第 4 議案第120号 さつま町公の施設の指定管理者の指定の手續等に関する条例の一部改正について
- 第 5 議案第121号 さつま町町民センターつるだ荘条例の一部改正について
- 第 6 議案第122号 さつま町営住宅等条例の一部改正について
- 第 7 議案第123号 さつま町水道事業給水条例の一部改正について
- 第 8 議案第124号 平成17年度さつま町一般会計補正予算（第5号）
- 第 9 議案第125号 平成17年度さつま町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）
- 第10 議案第126号 平成17年度さつま町老人保健医療特別会計補正予算（第1号）
- 第11 議案第127号 平成17年度さつま町介護保険事業特別会計補正予算（第2号）
- 第12 議案第128号 平成17年度さつま町水道事業会計補正予算（第4号）
- 第13 議案第129号 平成17年度さつま町簡易水道事業会計補正予算（第3号）
- 第14 陳情第 4号 違法伐採問題への対応強化を求める陳情書
- 第15 発議第 10号 違法伐採問題への対応強化を求める意見書（案）の提出について
- 第16 報告第 8号 平成17年度さつま町土地開発公社事業変更計画及び事業会計補正予算（第3号）について
- 第17 所管事務調査報告の件
- 第18 議員派遣の件
- 第19 閉会中の継続調査について

△開 議 午前9時30分

○議長（濱田 等議員）

おはようございます。ただいまから、平成17年第6回さつま町議会定例会第5日の会議を開きます。

△日程第1 「行財政改革対策調査特別委員会報告」

○議長（濱田 等議員）

日程第1「行財政改革対策調査特別委員会報告」の件を議題とします。

行財政改革対策調査特別委員長から中間報告をしたいとの申し出があります。

お諮りします。本件は申し出のとおり、報告を受けることにしたいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（濱田 等議員）

御異議なしと認めます。したがって、行財政改革対策調査特別委員会の中間報告を受けることに決定しました。

行財政改革対策調査特別委員長の発言を許します。平田議員。

〔平田 昇議員登壇〕

○行財政改革対策調査特別委員長（平田 昇議員）

行財政改革対策調査特別委員会のこれまでの調査結果について、御報告申し上げます。

当委員会は、平成17年6月議会定例会において、合併後の新町行財政運営の健全化、並びにこれらに係る行財政改革の推進等の取り組みについて調査研究するため設置され、7月8日に第1回目の会議を開催して以来、7回の委員会を開催しました。また、当委員会のなかに、さつま町行政改革大綱に基づく、具体的取り組み方針や重点項目の審査を集中的に行うため、「行政」、「財政」の2つの小委員会を設置し、それぞれに計3回の小委員会を開催するなど、さつま町の行財政の健全化及び効率化等について、慎重かつ精力的な審査を行い、このたび当委員会の審査と、その結果として、ここに中間報告を行うものであります。

以下、審査経過、続いて、提言を御報告いたします。

最初に、審査経過について申し上げます。

審査経過。

まず、委員より、本町行政改革について、「行政改革大綱に基づく実施計画の進行管理及び行革審議会の今後の運営について」の考え方を質したところ、「大綱は将来にわたる行財政運営を円滑に行うための大きな道筋であり、これに基づく実施計画を着実に実施していくことが重要で

ある。来年度予算編成の方向性が定まり、目標値等が固まり次第、審議会等へも示していきたい。年2回程度は、進捗状況を評価しながら進捗管理を図っていきたい」との答弁がありました。

これに対して、委員から「三位一体の改革など国県の厳しい行財政改革の影響により大変難しい行政運営を求められている。合併協議のときと状況は違ってきており、本町の行財政改革の必要性を町民に説明する責任があるのではないか」との意見が出され、「町民参画や簡素で効率的な行政システムを確立し、住民サービスの低下を最小限に行革を進め、メリハリのついた町政を目指していく。町民には説明責任を果たし、理解を求めながら進めていきたい」との答弁がありました。

次に、組織機構の見直しについてであります、「本庁方式にしていくのか、総合支所方式のままでいくのか」と質したところ、「1、2年後に直ぐということではないが、本庁方式への移行を視野に検討する。定員管理などの動向を見ながら検討を行っていく」との答弁があり、これに対し、「行政改革は進めていかなければならないが、総合支所のある地域では、行革の名のもとにサービスが低下する懸念があるので、住民の利便性に影響が出ないように検討組織をつくり、様々な視点から検討をするように」との意見が出されました。

次に、定員管理の適正化について、「10年後の定数目標を300名にした基準」を質したところ、「類似団体の状況を参考に、財政健全化を図り、持続可能な財政運営を行っていくということから算出した」との答弁があり、特に、早期勧奨退職者の再就職に関する雇用対策、人事評価システムの早期導入、職員数の減に伴う職員の資質向上を図るための研修制度確立等について、意見が出されました。

次に、職員給与の適正化については、「旧3町の職員給与の足並みが揃っているのか」と質したところ、「旧3町のなかで最も低い、旧宮之城町の給与水準に合わせて運用を図る。5年間程度で号俸の差などについて適正化を図っていく」との答弁がなされ、「旧宮之城町の給与に人事評価を踏まえながら、できるだけ早く、適正化を図るように」との意見が出されました。

次に、財政規模の適正化についてであります、「類似団体と比較すると財政規模はかなり高くなっている。財政指数の数値目標を掲げ縮減に努める必要はないか」と質したところ、「できるだけ基金を取崩さない努力をし、数値目標を設定し、その達成に向けた積極的な取り組みを行っていききたい。事務事業評価をベースにした事務事業の見直し、補助金や使用料等の見直し、外部委託、定員適正化計画、人事評価制度の構築、本庁方式移行への検討などを進め、規模の適正化に向けた努力を行っていく」との答弁でありました。

次に、事務事業の見直しについては、「事務事業評価制度の具体的な考え方」を質したところ、「評価に基づき、事業ごとの優先順位等に反映させ、効率的で効果的な事業の推進を図っていききたい」との答弁であり、これに対し委員からは「補助事業や政策的事項等については、3年間の

時限的措置とするなど、永久的ではなく、政策の検証・評価による事業の継続、中断、廃止など柔軟に対応できる制度の確立を望む」との意見が出されました。

次に、公共施設等管理方法等の見直しについては、「公の施設の指定管理者制度を採用する公共施設はどれくらいあるのか、老朽化した施設等の状況把握と今後の取り扱いをどう進めていくのか」と質したところ、「指定管理者制度の導入による民間委託の推進のほか、民間移管・移譲・廃止を視野に検討を進めている」との答弁でありました。

このように、本町においては、これまでの行財政システムを改革し、時代の要請にふさわしい簡素で効率的・透明なシステムに再構築する取り組みが進められるにあたり、多くの委員から「議員定数・議員報酬に対する見直しや開かれた議会、チェック機能の強化等を含む議会組織の活性化策の検討など、議会改革への取り組みの必要性について」の意見が出されており、当委員会において、さらにより良い議会活動が展開できる環境整備について、今後、引き続いて積極的検討を行うことといたしました。

このほか、執行部及び委員双方から「協働のまちづくりについては、自分たちの地域は自分たちで創る、地域の役割を行政も一緒になって考え、協働、協力していきたい。そのためにも情報の共有化に努めていく」「職員の意識改革、資質の向上については、接遇などの基本的事項をベースに地方行政の最先端での職務に誇りと責任を持ち、地方分権型社会に的確に対応できる人材育成を図るべきである」などの意見が出されました。

また、本町行財政改革推進に関する意見等について、議員各位からの意見集約や町民懇談会の意見把握、指定管理者制度への取り組み調査、簡易水道料金統一化計画の調査などを行ったところであります。

次に、行財政改革対策調査特別委員会として、執行部におかれて行政改革大綱に基づく実施計画の策定を進められるに当たっての提言を申し上げます。

提言。

今日、長引く景気の低迷と相次ぐ経済対策で、国は財政収支の悪化を招き、まさに非常事態となっている。地方行政においても、地方分権の進展、市町村合併、三位一体改革への的確な対応、危機的な財政状況からの脱却など、各自治体においては、存否をかけた大変難しい行政運営が求められている。

このように社会経済情勢が構造的な変革を迎えているなかにおいて、本町の行財政運営は、時代の変化を的確に見極め、町民のニーズに応じた行政サービスを提供していくことが必要であり、そのためにも合併により肥大化した組織機構、各種事業、行事など、本来の適正な規模への早期実現を図り、将来にわたり足腰の強い行財政構造を構築できるよう行財政改革を進め、体質強化に努めるよう次の各項目について提言する。

1、組織機構の見直しについて。

町民の時代のニーズに応じた行政サービスを提供していくためには、迅速で連携の取れた組織機構の構築が必要である。また、現在の総合支所方式から本庁方式への移行については、庁舎問題や町民の利便性への影響、職員の定員管理の適正化など、様々な視点からの十分な研究と地域住民への理解が必要であり、それらを研究・検討する検討委員会の早期立ち上げを行い、行政改革大綱の計画期間内に本庁方式移行へ実現できるようその目標年次、スケジュール等を議会や住民に提示する積極的な取り組みを求める。

2、定員管理の適正化について。

平成17年度当初予算に占める人件費は、合併により約23.4％と、決算で示された類似団体や県内市町村の平均値と比較しても高くなっている。

先に示された行革大綱に基づく、10年間125人の削減計画については、年次ごとの定員管理計画や財政計画との整合性を図りながら、職員の新規採用の調整など、その達成に向け、最大限の努力を要する。

特に早期勧奨退職者については、退職後の再就職対策など雇用の面での配慮が必要であると思慮する。

また、行財政改革における行政組織の見直しや職員定数の適正化のなかにあつては、臨時・嘱託職員についても見直しを進め、必要最小限にとどめる必要がある。

組織の効率性が求められるなかにおいては、職員の資質の向上は不可欠な要素であり、待遇などの基本的事項をベースに、人材育成の基本方針を定め、常に地方行政の最先端での職務に誇りと責任を持ち、国や県等への研修制度や早急な人事評価システムの導入により、厳しい行財政環境を乗り切る勤務意欲の醸成を図り、地方分権型社会に的確に対応できる人材の育成と確保を図るべきである。

なお、少子高齢化の進行に伴う社会保障制度の進展や防災対策など、専門的人員の確保については、職員定数や部門別職員配置バランスなど町政における長期的視野にたった適切な対応を求める。

3、職員給与の適正化について。

職員給与については、これまで人事院勧告に伴う国家公務員の給与改定に準じた形で進められてきており、長引く景気低迷を反映して給与の減額改定など厳しい状況が続いている。

しかし、今日、厳しい財政環境のなか、住民サービスへの影響を考慮しながら行政改革に取り組まなければならない状況下において、職員相互間の給与については、旧宮之城町の給与レベルに人事評価を加味しながら、5年以内でのできるだけ早い時期に不均衡是正を求める。

4、財政規模の適正化について。

行政改革大綱に基づく各実施計画に従って改革プログラムを着実に実施することにより、より効率的で効果的な行財政運営がなされるよう、特に財政指数については、財政基盤を確立する目的として「財政健全化プラン」を策定し、目標年次や目標数値等を示しながら、常にその進捗の管理に努め目標達成に向けた努力を求める。

なかでも、財政の健全性の判断となる経常収支比率については、大綱計画期間内に95%以下を目標にし、起債制限比率については、公債費負担適正化計画を策定し、原則として7年以内に13%以下を目標としていることから、同じく大綱計画期間内に14%以下を目標に適正化に努めるとともに、予算規模については、類似団体等との比較検討を行いながら、できるだけ早い機会に、適正規模に近づけていくことを要請する。

歳入の確保策については、過疎、少子高齢化が進行するなかにおいて、地域ニーズに必要な財源をいかに確保するかは重要な課題である。自主財源比率が3割にも満たない本町においては、地方税を中心とした自主財源の確保に努めるとともに、行政サービスにおける適正な受益者負担の検討を行うなど、「サービスと負担」のあり方についても積極的な研究や取り組みを要請する。

また、約4割を占める地方交付税については、国家財政の動向等、情報収集や分析に努め、長期的視野に立った安定的な確保を図る必要がある。

歳出の削減策として、特に各種団体等への運営補助金等については、政策的なものは除き、運営状況を精査し、その団体の設立目的に基づいた活動に対する補助に重点を置き、活動・事業補助的な性格、また補助期限を設定するなどの見直しを求める。

5、事務事業の見直しについて。

限られた財源と人員を最大限に活かしながら、よりよいサービスをより安く提供し、町民満足度の向上を目指すために、「住民視点」「成果主義」に立ち事務事業を見直すとともに、経営感覚を高めて行政運営にあたる必要がある。

また、行政と町民との役割分担を踏まえ、責任領域を明確にしながら、スクラップ・アンド・ビルド方式及びサンセット方式の確立を図り、既存の制度・施策等を抜本的に見直し、事務事業の整理統合や必要な事業に機能的に振り替え、施策の重点化を図るなど、効率化を一層推進するよう求める。

6、公共施設等管理方法等の見直しについて。

管理方法等の見直しについては、町民のニーズ、行政運営の効率化、行政サービスの向上、経費節減等の観点から十分な検討を行い、指定管理者制度等の民間委託の推進や民間活力の導入を図る等、効果的で効率的な対策を講じるよう求める。

以上であります。

執行部におかれては、これまでの審査経過及びこの提言を十分に踏まえ、行政改革大綱に基づ

く実施計画の策定を進められるよう要請するものであります。

これで、行財政改革対策調査特別委員会の中間報告といたします。

終わります。

〔平田 昇議員降壇〕

○議長（濱田 等議員）

これで、行財政改革対策調査特別委員会の報告を終わります。

△日程第2 「家畜市場再編対策調査特別委員会報告」

○議長（濱田 等議員）

日程第2「家畜市場再編対策調査特別委員会報告」の件を議題とします。

家畜市場再編対策調査特別委員長から中間報告をしたいとの申し出があります。

お諮りします。本件は申し出のとおり報告を受けることにしたいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（濱田 等議員）

異議なしと認めます。したがって、家畜市場再編対策調査特別委員会の中間報告を受けることに決定しました。

家畜市場再編対策調査特別委員長の発言を許します。柳田議員。

〔柳田 隆男議員登壇〕

○家畜市場再編対策調査特別委員長（柳田 隆男議員）

家畜市場再編対策調査特別委員会のこれまでの調査・研究経過等について、中間報告を申し上げます。

家畜市場再編問題については、県内の各家畜市場の取り扱い頭数の減少により、年々運営が厳しくなっていることから、平成15年9月、鹿児島県経済農業協同組合連合会から家畜市場再編整備諮問委員会に対して、「本県家畜市場枠組みの方向性について」の諮問がなされ、家畜市場再編整備諮問委員会では、各地区の生産頭数、セリ市開催日数、生産者・購買者の利便性及び家畜市場運営の安定を考慮して、離島を除いて「曾於」・「肝属」・「統合市場」の広域3市場態勢とし、5年以内に市場再編を実施することが望ましいとの答申が、平成16年3月になされたところであります。

これにより、本町船木地区にあります「薩摩中央家畜市場」についても市場再編対象となり、本町にとっては町の将来を左右する重要な問題であることから、平成17年第2回定例会において、「薩摩中央家畜市場の統合家畜市場としての再編整備に向けた取り組み」について調査、研

究するため、9名の委員による「家畜市場再編対策調査特別委員会」が設置され、平成17年7月8日の第1回以降、これまで6回にわたって調査を進めてきたところであります。

「薩摩中央家畜市場」は、平成4年に現在地に新設・統合され、敷地面積は約4万2,000平方メートル、平成16年度取り扱い実績は子牛5,935頭、約27億9,000万円であります。

再編・統合における経過については、平成16年6月、旧宮之城町に対して、薩摩畜産農業協同組合連合会代表理事会長ほか関係団体長の連名により、「駐車場用地の確保」、「町道船木前田線の拡幅」などを盛り込んだ「家畜市場再編に伴う要望書」が提出されております。また、平成17年1月、薩摩畜産農業協同組合連合会代表理事会長、薩摩川内市長、旧宮之城町長、旧鶴田町長及び薩摩町長の連名により、鹿児島県経済農業協同組合連合会に対して「統合家畜市場を薩摩中央家畜市場へ誘致を求める要望書」を提出したとのことであります。

特別委員会では、薩摩畜産農業協同組合連合会代表理事会長・同参事・さつま農業協同組合参事と統合家畜市場再編整備に向けた取り組みについての意見交換会も開催いたしました。このなかで、「統合家畜市場について、他地区からの誘致運動はないものか。また、本町の今後の対応策や課題は何か」についての説明では、「他地区では話し合いはされているようだが、要望書を出してあるのは薩摩地区だけで、鹿児島県経済農業協同組合連合会でも手つかずになっているところがあり、平成17年度では関係会議も開かれておらず、先も見えない状況である。内部では話し合いをしているのではないかとその思いもあるので、当地域としても前向きに先手を打っていくべきだと思うが、急ぎ過ぎるあまり、住民への配慮を欠き、用地買収などに支障が出てくるといけないことから、慎重に進めていきたい」とのことです。

課題としては、「優良雌牛が地区外に流出し、その保留率が低下傾向にあること」、また畜産関係補助金体系では、「本町と薩摩川内市では格差があること」、道路問題については、「大型車が離合できない状況であること」などです。

これらの対策として、優良雌牛の保留、補助金の格差是正、ドーム牛舎・堆肥処理施設の推進、道路網の整備等の対策を講じる必要があります。

家畜統合市場誘致が実現することになれば、年間2万8,000頭程度の上場により毎月4日～5日間は市場が開催され、生産者や購買者といった多くの来町者も見込まれることから、多大な経済効果が期待できるとのことです。

以上のような調査・研究を踏まえ、本委員会では、「統合家畜市場誘致に当たっては、牛の増頭が必須条件であり、鹿児島県畜産共進会の誘致も含め、農協・行政が連携を密にして、畜産農家がやる気を起こすような施策が望まれる。統合家畜市場問題については、今後、各団体の動向を注視するとともに、関係機関と連携をとりながら取り組みを進めていく必要がある」との意見

の一致をみたところであります。

以上で、「家畜市場再編対策調査特別委員会」の中間報告といたします。

〔柳田 隆男議員降壇〕

○議長（濱田 等議員）

これで家畜市場再編対策調査特別委員会の報告を終わります。

△日程第３ 「議案第１４８号 さつま町町民センターつるだ荘の指定管理者の指定について」、日程第４ 「議案第１２０号 さつま町公の施設の指定管理者の指定の手続等に関する条例の一部改正について」、日程第５ 「議案第１２１号 さつま町町民センターつるだ荘条例の一部改正について」、日程第６ 「議案第１２２号 さつま町営住宅等条例の一部改正について」、日程第７ 「議案第１２３号 さつま町水道事業給水条例の一部改正について」、日程第８ 「議案第１２４号 平成１７年度さつま町一般会計補正予算（第５号）」、日程第９ 「議案第１２５号 平成１７年度さつま町国民健康保険事業特別会計補正予算（第１号）」、日程第１０ 「議案第１２６号 平成１７年度さつま町老人保健医療特別会計補正予算（第１号）」、日程第１１ 「議案第１２７号 平成１７年度さつま町介護保険事業特別会計補正予算（第２号）」、日程第１２ 「議案第１２８号 平成１７年度さつま町水道事業会計補正予算（第４号）」、日程第１３ 「議案第１２９号 平成１７年度さつま町簡易水道事業会計補正予算（第３号）」

○議長（濱田 等議員）

日程第３「議案第１４８号 さつま町町民センターつるだ荘の指定管理者の指定について」から日程第１３「議案第１２９号 平成１７年度さつま町簡易水道事業会計補正予算（第３号）」までの以上の議案１１件を一括議題とします。

これから各常任委員長の審査報告を求めます。

まず「議案第１２０号 さつま町公の施設の指定管理者の指定の手続等に関する条例の一部改

正について」及び「議案第124号 平成17年度さつま町一般会計補正予算（第5号）」の関係分について、総務常任委員長の審査報告を求めます。平八重議員。

〔平八重光輝議員登壇〕

○総務常任委員長（平八重光輝議員）

総務常任委員会の審査の経過と結果について、御報告申し上げます。

当委員会に付託されました議案2件については、いずれも原案のとおり可決すべきものと決定した次第であります。

審査の過程の主な論議について、その概要を申し上げます。

まず、「議案第120号 さつま町公の施設の指定管理者の指定の手続等に関する条例の一部改正について」であります。

質疑のなかで、教育委員会が管理する公の施設は町内にどの程度あるのか、また、そのうち指定管理者制度を導入したい施設は、何箇所程度あるのか質しましたところ、現在、教育委員会で31施設の管理を行い、そのうち18年度において、4つの施設に指定管理者制度を導入する予定としているとの説明であります。

指定管理者制度導入に関しては、現在、助役を委員長とする専門部会において、鋭意検討作業が進められているとのことであります。委員から敬老園の民間移管を例に、長期的視野では経費面で低くなってくるが、現在では、人件費を含んだ負担増となっていると考える。簡単に民間移管すればいいという問題でもないと思うので、職員定数を考えながら、慎重に行っていただきたいとの意見が出されております。

次は、「議案第124号 平成17年度さつま町一般会計補正予算（第5号）」の関係分についてであります。

歳出の2款1項5目交通防災費のなかで、交通安全施設の施工工事箇所について質しましたところ、交通安全対策特別交付金を財源に予算の範囲内において、地元の要望に基づき、現地調査を行い、特に通学路や交通量の多い所、危険箇所を優先的に行っているとのことであり、今回の補正は、通学路を中心とした道路路側帯の区画ライン工事を中心に行う予定とのことであります。

また、昨今の小学生をめぐる痛ましい事件が多く発生しているが、防犯事業という観点から教育委員会、警察など関係機関との連携について質しましたところ、地域には警察から委嘱された地域安全モニターや少年補導員のほか、地域の自主的な防犯組織があり、年間を通じ地域の安全確保のための活動を行っていただいている。このような組織と各行政機関とが今後も連携を図りながら取り組みを推進していきたいとの答弁であります。これに関連して、集落と集落をつなぐ路線で、特に通学路の役割を担っている路線の防犯灯の設置について、今後、地域調査を含め検討をされるよう意見が出されたところであります。

同じく 2 款 1 項 1 1 目の財産管理費において、さつま町田原字宇治ヶ迫、字三ツヶ迫の町有地の払い下げについて、その経緯を質しましたところ、かつて旧宮之城町の牧草地であった当該地を昭和 54 年に田原酪農同好会へ自給飼料供給対策を目的として貸付を行い、同組合が国の自給飼料総合振興対策事業を導入し、飼料地としての活用をはじめ、現在に至っている。また、昭和 40 年から町との借地契約に基づき、自主開墾をされてきた井手之上氏についても今回、払い下げを行う予定とのこととあります。当該土地については、当事者から払い下げの要望が出され、内部検討の結果、これまでの経緯を考慮し、払い下げの方向で作業を進めることになったとのこととあります。

当委員会では、現地調査を踏まえ、払い下げの面積及び適正価格について質しましたところ、面積については、現在、5 万 3,000 平方メートルを田原酪農同好会と、1 万 1,190 平方メートルを井手之上氏と契約を締結しており、今後、測量を行い確定していきたい。払い下げ価格については、内部組織でつくる評定委員会で具体的に検討を行っていくとのこととあります。

この点については、特に町長の見解を求めたところであり、今回の土地の払い下げについて、今後の評定委員会の評価の方法など、町長におかれても十分認識をされ、町有地の売買に対しては、慎重な対応をするよう質しましたところ、評定委員会等において様々な角度からの検討を行い、住民にも説明できるような評価になるよう慎重に進めていきたいとの答弁であります。

次に、2 款 5 項 2 目指定統計調査費の国勢調査費に関連し、今回の国勢調査の概要について質しましたところ、調査結果の概要発表は、12 月下旬以降になるが、調査段階では、本町の人口は 2 万 5,690 人、世帯数で 1 万 2,488 世帯という結果で報告を行ったとのこととあります。

これは、5 年前と比較すると人口で 6 分の減少で、その前の減少率約 3 分の弱からすると、倍以上の減少率ということになる。今後、データ分析を詳細に行い、定住対策等各町政運営の基礎資料として活用していきたいとの答弁でありました。

以上で、総務常任委員会の報告を終わります。

〔平八重光輝議員降壇〕

○議長（濱田 等議員）

ただいまの総務常任委員長の報告について、質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（濱田 等議員）

総務常任委員会関係の審議を一応中止しておきます。

次は、「議案第 121 号 さつま町町民センターつるだ荘条例の一部改正について」、「議案第 124 号 平成 17 年度さつま町一般会計補正予算（第 5 号）」の関係分、「議案第 125 号 平成 17 年度さつま町国民健康保険事業特別会計補正予算（第 1 号）」、「議案第 126 号 平

成 17 年度さつま町老人保健医療特別会計補正予算（第 1 号）」、「議案第 127 号 平成 17 年度さつま町介護保険事業特別会計補正予算（第 2 号）」及び「議案第 148 号 さつま町町民センターつるだ荘の指定管理者の指定について」、以上の議案 6 件について文教厚生常任委員長の報告を求めます。宮之脇議員。

〔宮之脇金次郎議員登壇〕

○文教厚生常任委員長（宮之脇金次郎議員）

文教厚生常任委員会の審査の経過と結果について、御報告申し上げます。

当委員会に付託されました議案 6 件については、いずれも原案のとおり可決すべきものと決定した次第であります。

審査の過程の主な議論について、その概要を申し上げます。

まず、「議案第 121 号 さつま町町民センターつるだ荘条例の一部改正について」及び「議案第 148 号 さつま町町民センターつるだ荘の指定管理者の指定について」であります。

地方自治法の改正により、「公の施設の指定管理者制度」が導入されたことに伴い、「つるだ荘」の管理を指定管理者に行わせること等のため、条例の一部を改正し、「つるだ荘」の指定管理者に「鶴田振興協会」を指定しようとするものであるとのことで、施設の老朽化等について説明もあったことから、現地調査も実施したところであります。

質疑のなかで、指定管理者の選定に当たって、公募型による考えはなかったのか質しましたところ、施設の老朽化、泉温が低いこと、さらにトイレ・シャワー施設等の整備が必要なことから、公募型による導入は難しいことと、また、管理問題についてできるだけ早く適正な状態にする必要性から、指定期間を平成 18 年 1 月 1 日から平成 18 年 3 月 31 日までの 3 カ月間とするものであるとのことであります。

なお、平成 18 年 4 月 1 日以降についてはまだ検討中であるとのことから、当委員会の意見として、「つるだ荘」の管理を 4 月以降も指定管理者制度により継続するのであれば、指定管理者は公募型で選定し、温泉入浴利用料金の設定についても考慮するよう強く申し入れたところであります。

次に、「議案第 124 号 平成 17 年度さつま町一般会計補正予算（第 5 号）」の関係分についてであります。

まず、3 款 1 項社会福祉費のなかの地域包括支援センター準備費について、町直営で設置する方針であるとの説明であったが、地域包括支援センターで行う業務と体制について質しましたところ、改正された介護保険法では、介護給付に至るその前の予防を重視している。これまで介護認定された者が介護保険のサービスを受けていたが、地域包括支援センターにおいては、介護認定を受ける以前の者、認定を受けた者で軽度の要支援の者を対象に、地域において提供される介

護予防のための健康運動教室等をはじめ、様々なサービスや制度の利用につなげていくための支援として、そのマネジメントを行うことになる。地域包括支援センターでは、保健師、社会福祉士、主任介護支援専門員の3職種の専門員でチームをつくりその業務を行うことになる。当初の体制は、町職員の配置を基本的に考えているが、保健師2名、社会福祉士1名、主任介護支援専門員1名での構成を考えているとのことである。

次に、歳出の3款2項児童福祉費のなかの私立保育所運営費が増額補正となった要因について質しましたところ、当初予算段階では、入所者定数での予算計上をしたが、入所者の定数枠の変更により、入所者数が延べ532名増加したことによるものであるとのことである。

次は、「議案第125号 平成17年度さつま町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）」についてであります。

医療費の増加要因の一つとして、診療多受診の問題がある。レセプト点検のなかで、チェックができないか質しましたところ、重複、頻回による多受診が確かに多くあることから、レセプト点検をしていくなかで、そういったものをピックアップして、在宅看護師による訪問を行い、できるだけかかりつけ医をもつようにといった指導を行っている。現在の在宅看護師については、国保・老保1人ずつ雇用しているとのことである。

次に、「議案第127号 平成17年度さつま町介護保険事業特別会計補正予算（第2号）」についてであります。

在宅サービスの必要な者で、介護保険の制度を知らずに家族介護を続けられているというケースもあるかと思うが、本人の申し出がない限り、認定調査は実施できないのか質しましたところ、認定調査は基本的に本人の家族の申し出がないとできない。調査は申請を受けたあと、日程等を設定し出向くことになる。必要な者に制度をお知らせし、申請につなげていくためには、今後、地域包括支援センターや在宅介護支援センター等を十分活用し、また、民生委員等とも連携を図り対応していきたいとのことである。

以上、文教厚生常任委員会の報告を終わります。

〔宮之脇金次郎議員降壇〕

○議長（濱田 等議員）

ただいまの文教厚生常任委員長の報告について、質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（濱田 等議員）

文教厚生常任委員会関係の審議も一応中止しておきます。

次は、「議案第122号 さつま町営住宅等条例の一部改正について」、「議案第123号 さつま町水道事業給水条例の一部改正について」、「議案第124号 平成17年度さつま町一

般会計補正予算（第５号）」の関係分、「議案第１２８号 平成１７年度さつま町水道事業会計補正予算（第４号）」及び「議案第１２９号 平成１７年度さつま町簡易水道事業会計補正予算（第３号）」、以上の議案５件について、建設経済常任委員長の報告を求めます。

〔市来 修議員登壇〕

○建設経済常任委員長（市来 修議員）

皆さん、今年は１２月から大変雪が多くて、もう今日で３回目でございます。今朝起きたら大分私のほうは紫尾山のふもとで積もっておりまして、今日は延会かなあと非常にこう心配しておりましたが、土木行政が大変よく整備されておりまして、国道３２８はきれいに雪をのけてありまして、出勤ができて大変喜んでおるところであります。

それでは、報告申し上げます。建設経済常任委員会の審査の過程と結果について、御報告申し上げます。

当委員会に付託されました議案５件については、現地調査も踏まえて慎重なる審査を行った結果、いずれも原案のとおり可決すべきものと決定した次第であります。

審査の過程の主な論議について、その概要を申し上げます。

まず、「議案第１２２号 さつま町営住宅等条例の一部改正について」であります。

今回の改正は、東谷団地住宅８戸の完成による戸数変更及び団地の名称を「宮之城東谷団地」に変更するものであります。質疑のなかで、建替えによる移転者に対する入居の取り扱いについて質しましたところ、再入居希望者を優先し、家賃については建替えにより最低額で１万８，６００円となることから、従前家賃を段階的に５年間で引き上げていく制度となっている。一般入居者については、正規の家賃になるとのことです。

次に、「議案第１２３号 さつま町水道事業給水条例の一部改正について」であります。

今回の主な改正は、「宮之城簡易水道事業」、「鶴田中央簡易水道事業」、「鶴田簡易水道事業」及び「薩摩簡易水道事業」の水道料金及び負担金を統一するものであります。質疑のなかで、水道料金の段階的な統一については、検討がなされなかったか質しましたところ、合併と同時に「宮之城簡易水道事業」、「鶴田中央簡易水道事業」、「鶴田簡易水道事業」及び「薩摩簡易水道事業」を一つの会計にまとめ、地方公営企業法を適用して運営を行ってきた。これまで料金統一を検討してきたなかで、それぞれの簡易水道事業をグループ分けして、１３ミリメートル口径で２０立方メートルを使用した場合で料金の原価計算を行ったところ、３，０２０円～３，１９０円となったもので、このため格差がないと判断し、３，０００円で料金統一することになった。段階的に料金改定するとすると、どうしても今の口径別料金体系に対して、用途別料金体系を残しながら格差是正を図っていくことになり、水道料金原価についての説明責任が果たせなくなるということもあり、今回、一挙に料金統一となったとのことです。

次に、「議案第124号 平成17年度さつま町一般会計補正予算（第5号）」の関係分についてであります。

6款農林水産業費の「原油価格高騰施設園芸緊急対策事業補助」について、具体的事業内容を質しましたところ、原油高騰により国が緊急に施設補助を行うもので、使用燃料抑制と暖房効果を高めるために、園芸ハウスに二重カーテン、三重カーテン、排熱回収装置などの整備をすることとあります。

次に、「バイオマス利活用フロンティア整備事業」について、平成17年度完成し、平成18年4月から試運転、同年7月頃の操業開始予定との説明であるが、悪臭等の問題に対する指導状況について質しましたところ、平成16年5月、「旧宮之城町」を立会人として、周辺の「二渡」、「山崎」、「久富木」及び「船木」の4地区と「株式会社南九州バイオマス」との間で「環境保全協定書」を締結しており、万が一、悪臭等の問題が発生した場合は、この協定書に基づき、直ちに対処したいとのこととあります。

次に、「議案第129号 平成17年度さつま町簡易水道事業会計補正予算（第3号）」についてであります。

質疑のなかで、水道料金の統一によるメーター取替えの進め方について質しましたところ、「宮之城簡易水道」及び「薩摩簡易水道」では、これまでの用途別料金体系から口径別料金体系に変わることになることから、20ミリメートル口径、25ミリメートル口径のメーターの家庭101戸について聞き取り調査をしながら、必要に応じて13ミリメートル口径のメーターに取替えていきたいとのこととあります。

次の点については、特に町長に見解を求めたところとあります。

水道料金の改定により、大幅な料金値上げとなる地域の理解を、どのように求めるかについて質しましたところ、大幅に上がる地域は「鶴田中央簡易水道事業」地域であり、旧町時代の平成13年度から平成16年度にかけて、約8億円の多額な投資による整備が図られ、水道料金についても検討されたが、合併の段階で水道料金の統一をとということがあり、水道料金は据え置かれていた経緯がある。合併により水道料金が上がるのではなく、それだけの投資によって水道料金が上がるという説明をすることで、理解は得られると思う。また、財政的に厳しいなか、合併して何も良いことはなかったということではなく、合併して良かったというものが見えてくることも大切である。今回の水道料金の統一については、多くの町民が合併して良かったと思える取り組みにつながることから、政策的に取り組んでおり、理解を求めているとのこととあります。

以上で、建設経済常任委員会の報告を終わります。

〔市来 修議員降壇〕

○議長（濱田 等議員）

ただいまの建設経済常任委員長の報告について、質疑はありませんか。平田議員。

○平田 昇議員

私は一括の場で、この料金の統一する、一気に統一することについて疑問を示し、そして段階を経て、行革の進みにあわせて、これを段階的に改正していくと、統一していくという意見を示しましたが、執行部からは納得のいく答弁は得られておりませんでした。建設経済委員会がさらに踏み込んだ審査で、建設的な非常にいい結果を持ち込んでくると期待いたしておりましたが、得られませんでした。

まず、段階的に料金を改定するとなると、用途別料金体系を残しながら是正を図っていくことになり、水道料金原価についての説明責任が果たせなくなると、これも理解できないことです。

簡易水道事業導入の際はどうかと、水源はどうか、戸数は、人口は、そして人家は集落しているか散在しているか、地形、地勢はどうか、地質はどうか、そういった条件のもとで、いろいろな条件のもとで投資額が違ってくる。そして、それにかかわる料金が決まってくる。その説明と、それを納得の上で事業は導入されて成り立ってきた。それについて、合併すれば何もかもよくなるというような説明はおかしいんです。

これを少しずつお互いに努力し合って、協力し合って少しずつ改革していく、なぜこれだけが一気にいくのかと、これについての説明がなされてなかった。

それと、それだけでいいです。説明してください。

〔市来 修議員登壇〕

○建設経済常任委員長（市来 修議員）

ただいまの平田議員ののは、なぜ一気に統一したかという質問であると思いますが、水道料金の取り扱いは、合併協議において統一する方向で調整された。この基本的考え方については、同じ町に住みながら、町民生活の根幹をなす水が、たまたま住む場所が違った、市街地に住む人は安い、農村部に住む人は高いということで、水道料が高い、低いというのは不均衡ではないかという視点からであったわけであります。

例えば、生活基盤の根幹をなす電気、ガス、電話など、基本的には地域によって初期投資の額が違って、統一料金ではないかということであります。国の制度として、企業会計として、上水道の経営は成り立ちにくい農村部、例えば5,000人以下の給水人口、家屋が点在して市街地等に比べて初期投資が膨大、使用料が高く見込めない。その水道施設の整備は、水道料金だけでは賄い切れないという部分もありまして、簡易水道施設事業として、こういう国の補助金や元利償還金の2分の1を負担するような繰り出し基準を設けており、このような不均衡の是正を図るように、今回こうして踏み切って統一したというような経緯であります。

〔市来 修議員降壇〕

○議長（濱田 等議員）

ほかにありませんか。麥田議員。

○麥田 博稔議員

建設経済委員会の審査について、委員長にお伺いしたいと思います。

先ほどの報告によりますと、今、平田議員のほうから質問がありましたように、一気にするということで、私も一括のなかで話をしたんですが、財源について、今の説明では、国・県の補助が元利償還金の2分の1、それと過疎債については、皆さん御存じのように7割が来るということで、それでするんだと。

だけど今までは、私も一括のなかで言っていましたように、それだけ来たのに、なかなか旧宮之城じゃ難しかったわけです。その頃は経常収支比率も80割台であって、私は平川とか、高いところ5,000何百円ですから、かわいそうじゃないかと。そして、一括のときにも言ったように、これで合併も失敗したと。祁答院町では宮之城は5,000円幾らだと、水道料が。だから、こういうところと合併するんですかと。それと保育園です。宮之城は2割だったですか、保育園のあれが高くなる。

だからその財源の問題で、今までは交付税措置されてるいろんなことで2分の1、先ほど言ったように元利償還金の2分の1が来るとあったんですけども、ただそのお金を、いろんなほかの政策に拾われていたわけです。先ほど平田議員のほうからあったように、簡易水道事業というのは、住民の理解を求めながらこれだけの料金になりますよということで、今まで走ってきたわけです。

そして、その質問をしたら、町長は先ほどこの報告書にありますように、「財政的に厳しいなか、合併しても何も良いことはなかったということじゃなくて、合併して良かったというものが現れてくることが大切である」と言われたと書いてありますけれども、合併協定書のなかを、そのときはそれを守ると言われましたが、合併協定書のなかに簡易水道料金については、平成17年度中に見直しを行って、18年度から統一料金にすると、それは決まっていた、だからそれを守るんだと。

ただその後に、それでいくんだったら、なお従前の料金よりも高くなる場合には、3年以内をメドに段階的に上げるというのが決まってるわけじゃないですか。だから、その辺の審査がされたのかどうかということをお伺いしておきたいと思います。

〔市来 修議員登壇〕

○建設経済常任委員長（市来 修議員）

ただいまの麥田議員の質問に対しては、それは審議しておりません。

〔市来 修議員降壇〕

○議長（濱田 等議員）

ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（濱田 等議員）

それでは、ただいままで審議を中止しておきました議案第148号及び議案第120号から議案第129号までの議案11件について、一括してほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（濱田 等議員）

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。討論がありますので、原案に反対の方の発言を許します。平田議員。

○平田 昇議員

議案第123号に反対の討論をさせていただきます。

私は、さつま町水道事業給水の条例の一部改正についての議案第123号を可決することに反対します。

この簡易水道料金を他の改革すべき問題より先行させて、それも低い料金のほうに一気に統一する進め方は、合併を協議する段階から疑問視されてきております。私たちは、合併すれば何か良いことがあるという期待を持つことはせず、なぜ合併しなければならなかったかということの考えを持って、新しい町をスタートさせよう、そして互いに我慢すべきところは我慢し、努力と協力で新しいまちづくりに取り組もう、やがてそれが実を結ぶときに、合併して良かったと言えるときではないのか、私はそれを主張し続けてきております。

簡易水道料金を一気に低額のほうに統一するとすれば、一般会計からの持ち出しがおよそ5,000万円と試算されることが、合併協議の段階で説明されています。これから年度ごとの予算規模を幾らに圧縮できるかが最大の課題とするこのとき、一般会計だけのこうした重圧をどうするのか、この点を質問すると、課の職員3名を減らせば、一般会計からの持ち出しは1,000数百万円で済むとの答弁、理解しようがない答弁である。3名分の人件費が一般会計に移るというだけで、水道事業という足もとだけを見て、町の財政という最も重要な問題を視野に入れていない。

本来なら他の合併協定と同時に、同じテーブルの上で検討すべき案件であるのに、水道料金の統一だけを先行させる、このことについて、トップからの明確な説明もなされない。

財政難という厳しい悪条件のなかではあるが、数多い合併協定のなかでも、この水道料金の統一だけは、かくかくしかじかの理由で優先させてくれ、そのためには一般会計のこの分とこの分

をこれだけ削り、これに充当すると、これを理解してくれという熱意がまるでない。

これからすべての事業を洗い直し、改革していこうというときに、この財政に大きな負担を負わせる水道料金の統一を急ぎ先行させることに納得のいく説明がない。

この議案についての疑問、不信、不満は、庁舎内でも当然耳にします。町長自身が政策を持たないからこうなるのだという不満、例えば、あることを進めることについて、熱意を込めた言葉で部下を感動させる、そんな言葉を聞いたという職員には、まだ1人もお目にかかれない。

簡易水道料金を低いほうに統一するという約束が、多くの合併協定のなかの一つであったことはわかります。まずは合併する、これを至上課題とした当時の3町の指導者が、関係町民の合併の条件ともとれる多くの要望を大方「いいですよ」と飲み込んできた事実もわかる。

しかし、当時と大きく事情は違ってきている。平成12年度からすると、旧3町が受けてきた交付税交付金は13億円も減になっているのです。また、国は来年度の予算の大枠で、地方に対する交付税交付金と補助金を合わせて2兆円ほど減らす方針である。地方にはさらに厳しいものが迫ってくる。これらもしっかり認識すべきだ。

このようなとき、先行してこのような議案が出されたのはなぜか。約束していたこの料金統一で、料金が安くなる地域からは大歓迎される、当然です。これにより生ずる財政の問題は、わかりにくいので、町内ではそう問題にならないだろうと、反対の声は出ないだろう。議員も、特に関係住民が歓迎することには反対しにくいだろう、こういう読みがボトムアップで、それもボトムのほんの一部からのアップで議案化したものと解釈する。

はっきりした説明がないことと、庁舎内から漏れてくる声を耳にすればそう判断せざるを得ない、庁舎内でも批判が多いのです。これが町長の信念に基づく本腰の入った議案とは受け取れない。こんなことで来年度予算を140億円で圧縮できるのか。ただ、同じ町の町民なのに、なぜ生活水の負担に大きな違いがあるのかという思いは十分理解できます。だから、水道料金の統一も、他の行革の進みとあわせて段階的に進めるべきである、これを主張したいのです。

財政の厳しさとほかにも多くの改善しなければならない難しい問題がいっぱいある。これらを一息に解決しようとすれば、必ず痛みを受ける人たちが出ること、水道料金の低額への統一も一挙に行えば、町財政に大きく響き、他の部署に痛みを与えること、だから、水道料金統一も行革のベースを見ながら改善していくべきこと、このことを根気よく説明すれば、必ず関係住民の皆さんも理解される。

なぜなら、先ほど言いました簡易水道事業の導入の経緯はどうだったか、振り返ればわかります。水源はどうか、給水人口は、戸数は、その人家は集合しているのか、散在しているのか、地勢、地質はどうなのか、いろいろな条件が投資する金額を決めること、この給水原価に対応して供給単価が決められること、この説明とこれに対する理解の上にこの事業が成立したことを思い

起こしていただければ、これから進める行革とペースを同じくして、料金の統一を検討する方針に理解は得られる。説明すれば必ず理解は得られるはずです。

これから厳しい行革に取り組もうとするとき、関係地域の方々がただ喜ばばよいという安易な手段はとるべきではない。手段は安易でも、見えない形で、町の財政に及ぼす影響は大きく、やがてこのことが当地区以外の町民の方々に、つまりこの料金統一の恩恵を直接受けない圧倒的多数の、絶対多数のさつま町民が知ることになったとき、大きな財政不信を持たせるのではないのか、議会は何を審議したのかという議会への不信もつながるのではないか、私たちは町全体をしっかりと見据えて、行政のどの部分、さらにはどの部署を改革するにしても、財政と整合させて進めなければならないのです。

以上の理由により、私は議案第１２３号の可決に反対します。議員各位、行動をとともにしてください。

○議長（濱田 等議員）

議案第１２３号に対しての反対の討論がありましたので、原案に賛成の方の発言を許します。
木下敬子議員。

○木下 敬子議員

さつま町水道事業給水条例の一部改正について、原案に賛成の立場から討論をいたします。

今回の水道料金の改定については、新町の町づくりの基本的な考え方に沿って、住民の視点に立ち、住民と協働して新しい町をつくり上げていこうという考え方に基づくものであると思慮するわけであります。

財政運営上の問題、人事管理上の問題は、これまで本会議、行財政改革特別委員会でもる説明がなされ、議論がなされてまいりましたので、これを前提として、法の趣旨に基づいたルール分に対する取り扱いは、そのようにすべきだと。住民が水道料金として負担している分については、水道料金に還元し、反映させるべきであるとする次第であります。

さつま町のなかでも、人口の移動によって、過疎、高齢化が進み、地域格差が進んできているなかで、どうすれば均衡ある発展につながるかというのは、大きな課題であると思います。地域間格差をなくすというのが最初の目標であったと思います。

平均を上回る高齢化が進む我が町で、今回の水道料金の影響の大きい地域は、特に高齢化が進む超高齢社会地域であります。そこに生活する人々が、この高齢社会を乗り越えるに当たって、どうすれば過疎地、辺地にも若い人たちに住んでもらえるのか。交通も不便でお店も遠い、ごみ出しも不便、水道も高い、子供の声も聞こえなくなった、こういう生活環境のなかで、皆さんに住んでもらえる地域政策を進めることは、大きな課題であります。

そこに住む人々がお互いに助け合い、励まし合って地域福祉や環境美化、大きな課題である集

落営農、これを支えていくということが最もあるべき姿であると考えます。そこに住んでもらうための最初の一つの施策が、今回の料金改定であると思うわけであります。年金暮らしの高齢者の皆さんも多いなかで、生活者の視点から、合併をして良かったと言える施策は、大変にありがたいことだと思います。

厳しい財政事情のなかで、思い切ったメリハリのある行政執行に努められることに対しては、十分に理解して余りあると思います。この問題については、原案可決すべきものとする次第であります。是非、議員諸兄の御賛同をお願いいたしまして、私の原案に対する賛成討論とさせていただきます。

○議長（濱田 等議員）

ほかに討論はありませんか。麥田議員。

○麥田 博稔議員

私のところまで討論が回ってくるとは思ってませんでしたので、まとめていませんから聞きづらい点、わかりにくい点があると思いますが、私は反対の立場から討論をしてみたいと思います。

まず、今、木下敬子議員からいろいろ言われましたメリハリのある行政、それが大事であると。ただ、そのためには財源が必要であります。この前私が一般質問をしたときに、町長は大体140億円で抑えると、そして、経常収支比率は100を超えないようにすると、80を超えたら危機的状況であると言われる、政策的なことができないと言われて、私たちの町は101.8、実際は政策的なものは何もできない町なんです。だから、国から来た交付税によって、いろいろな政策を行っております。

そして、御存じのように、昨日発表がありました交付税については、先ほど平田議員のほうからも話がありましたように、約1兆5,000億円の減と、出口で約1兆円です。今大体、合併して市町村が2,500ぐらいと言われてます。単純に割りますと4億円の減であります。そういうなかで、果たして水道にその金を5,000万円ぐらい使ってやっていけるのかという、非常に私は不安に思っています。

先ほども言ったように、私は、水道料金は統一するほうがいいということで、旧宮之城町議会ではずっと委員会でも言い続けてきました。その私が、なぜ今ここで一緒になるという自分の思いができるときに反対しなければいけないかというのは、これは、先ほども委員長の報告にもありましたように、社会情勢の流れ、それと国の三位一体改革というなかの財政の構造的な部分の今改革の時期なんです。

そして、私たちの町も19年度に公債費が31億4,200万円ぐらいだったですか、そこがピークになります。だから、私は基本的には統一するべきだと思うんですけども、ここ2～3年我慢するべきだと思っているわけです。

なぜならば、私たちの町の行政改革によって職員も減らそうと、定員管理が言われています。17年度に3人という予定だったんですが、町長の英断で、助役を現場から引き揚げるということで、2人の助役があつて、大体3人じゃなくて6名ぐらいの減となると思います。そしてまた18年度には3人と、19年度には11人、20年度には17人です。職員が退職で減るのが。だから、私はここ2年ぐらいを我慢して、国の政策が落ちついてきたら、そこで考えるべきだと。

ただ、私は湯田ですけれど、湯田はやはり590円上げる必要があると思うんです。いろいろ言われましたけれども、私の地域でも。これは、先ほどあつたように8億円もかけて、それを水道料金に転嫁、今までしてこなかった、私ははっきり言えば、行政の怠慢だと思います。

そして、湯田地区のほうについては、旧宮之城町から550万円とか、多いときは700何万円だったと思うんですが、そういう財政負担、これは先ほど木下敬子議員が言われましたように、ルールにのっとって国から来た交付税措置のなかのあれを、補てんしていたということだ。

ですから、ここ今三位一体改革のなかで、いろいろ言われてますけれども、私たちの町が持続可能な町にするためには、ここ2年ぐらいはやはり我慢してもらって、そして、交付税もピークが過ぎて、20年になれば29億7,000万円ぐらいになると、そして21年度には28億円です。結局18年度からすると3億円ぐらい減になります。

だからそういうなかで、みんなで話し合つていって、適正な水道料金の価格にするのが必要ではないかなあというふうに思います。ですから、議員の皆さん方には、私は統一するのが基本的には賛成なんですけれども、やはりこれは、屋地・虎居地区に住んでおられる上水道を利用されている方をひっくるめたところのなかで、大きな改革として、水道料金はやはり町民に等しく水は与えるべきだというふうに思います。

ですから、今度の123号には反対しますけれども、2年後か3年後には私がまたここに立つて、一般質問で今度は料金を統一するべきではないかということ言うかもしれません。是非、議員の皆さん方には熟慮の上に、今回は見送って、次の段階でということで、123号には反対していただきたいというふうに思います。ちょっと長くなって申しわけありませんが、私の気持ちを伝えて終わりたいと思います。よろしくお願いいたします。

○議長（濱田 等議員）

ほかにありませんか。柳田議員。

○柳田 隆男議員

私は、議案第123号に賛成する立場から討論を行います。

まず、この水道料金の取り扱いについては、先ほどからありますとおり、合併協議において統一する方向で調整がなされたものであります。基本的な考え方につきましては、建設経済常任委

員長のほうからもありましたが、それこそ住民生活の根幹をなす水でありますので、住むところが違ったというだけで高い、低いというのは不均衡ではないかという視点があったのであります。

そうしたことから、水道事業の健全な発展を前提条件として、適正に定めなければならないとする料金改定の基本原則に従って、綿密な原価計算のもとに計算が、算定がなされたものと思っております。

一般会計繰り出しについては、金額的な問題から、現在行革に取り組もうとするなか、いかなものかという議論もありますが、計画されている内容は、国が繰り出し基準として定めている2分の1を基本として、その範囲内、すなわち過疎債は70億円、辺地債は80億円が交付税措置され、その償還は一般会計でなく、簡易水道会計で行っていく以上、簡易水道会計に繰り出すべきが筋であると思うのであります。

これまでも行政区域外設置であった湯田地区の鶴田中央簡水については鶴田町に、池之野地区の薩摩簡水については、薩摩町にそれぞれ宮之城町で措置されていた当該地区の給水人口見合い分の交付税額を繰り出していた経緯からしても、新たな繰り出しではないと思っております。高料金対策繰り出し金についても、今までと同じ内容のものであり、これも特別交付税措置の対象になっているものと聞き及んでおります。

こうしたようなことから、執行部内で、財政的な面も十分検討された上で決断し、提案されたものと思っております。

さらに、職員の配置がえの問題であります。部分的に見れば、水道会計が一般会計に振り替わるという面はありますが、基本的に職員採用は、企業会計分を含めた定数管理のなかでの人員配置であり、総合的な定数管理計画によって、さつま町としての一般会計、特別会計、企業会計を含め、全体的な職員数を削減するものであり、一般会計負担増にはならないと考えられます。

統一料金は一挙に進めないで、徐々に改定したらという意見もありますが、水道料金が毎年変わるとなると、水道使用者は混乱するし、業務的にも煩雑な上に余分な出費がかさむと思われます。

また、水道料金は適正な原価に照らし、公正妥当なものでなければならないとする水道法の基本原則である原価主義を反映しないこととなつて、水道使用者に対し合理的説明ができなくなるという大きな問題を生ずることになると考えます。

統一料金に向けた公営企業法の全部適用については、既に承認され、平成17年度はその作業が進められ、簡易水道事業の経営効率化と健全化並びに経理の明確化と透明化を図ることは、行財政改革の目指すところであり。住民の意見を聞く場の水道運営委員会にも諮り、また、料金の引き上がる地区への住民説明会をなされているとのことであり。新町の水道普及率が90%近い状況では、同じ給水サービスを受けている水道使用者の不公平感を取り除くとともに、

新町の一体感を高めるためにも意義あることと考えております。

以上、原案に対しての賛成討論といたします。議員各位の賢明なる御判断のもとに、御賛同くださいますようお願いを申し上げます。

○議長（濱田 等議員）

ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（濱田 等議員）

これで討論を終わります。

これから採決します。まず「議案第１２０号 さつま町公の施設の指定管理者の指定の手続等に関する条例の一部改正について」及び「議案第１２２号 さつま町営住宅等条例の一部改正について」並びに「議案第１２４号 平成１７年度さつま町一般会計補正予算（第５号）」から「議案第１２９号 平成１７年度さつま町簡易水道事業会計補正予算（第３号）」までの以上の議案８件を一括して採決します。

お諮りします。各議案に対する各常任委員長の報告は、原案可決です。各常任委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（濱田 等議員）

異議なしと認めます。したがって、議案第１２０号及び議案第１２２号並びに議案第１２４号から議案第１２９号までの議案８件については、各常任委員長の報告のとおり可決されました。

次に、「議案第１４８号 さつま町町民センターつるだ荘の指定管理者の指定について」及び「議案第１２１号 さつま町町民センターつるだ荘条例の一部改正について」、以上の議案２件を一括して採決します。採決は起立によって行います。

お諮りします。本議案２件に対する文教厚生常任委員長の報告は、原案可決です。委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（濱田 等議員）

起立全員です。したがって、議案第１４８号及び議案第１２１号は、いずれも委員長の報告のとおり可決されました。

次に、「議案第１２３号 さつま町水道事業給水条例の一部改正について」を採決します。採決は起立によって行います。

お諮りします。本案に対する建設経済委員長の報告は、原案可決です。委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（濱田 等議員）

起立多数です。したがって、本案は委員長の報告のとおり可決されました。

しばらく休憩します。再開は概ね１１時１０分とします。

休憩 午前１１時０１分

再開 午前１１時１０分

○議長（濱田 等議員）

休憩前に引き続き会議を開きます。

△日程第１４ 「陳情第４号 違法伐採問題への対応強化
を求める陳情書」

○議長（濱田 等議員）

日程第１４「陳情第４号 違法伐採問題への対応強化を求める陳情書」を議題とします。

建設経済委員長の審査報告を求めます。市来議員。

〔市来 修議員登壇〕

○建設経済常任委員長（市来 修議員）

当委員会に付託されました「陳情第４号 違法伐採問題への対応強化を求める陳情書」について、審査の過程と結果について報告いたします。

本陳情は、薩摩川内市鳥追町１５－７、全林野労働組合九州地方本部北薩分会執行委員長山下和也氏とさつま町神子４４５７、さつま地区代表植村隆三氏の連名により、平成１７年１１月２２日に提出されたものであります。

陳情の趣旨は、違法伐採は今や地球環境を保全する上で大きな問題となっており、その増加により森林の減少、劣化による環境破壊や地球温暖化を加速させ、さらには違法伐採木材が国際市場に流通することによって、地球的規模での持続可能な森林経営を阻害する要因となっている。

このことは日本の森林・林業・木材関連産業への与える影響も深刻なものとなっていることから、違法伐採された木材は使用しないという基本的な考え方に基づく、政府調達の実施や違法伐採問題の対応をさらに強化させることを国に対して要望するものであります。

当委員会といたしましては、執行部の説明や意見等を参考に慎重に審査を行った結果、陳情の趣旨を了として採択すべきものと決定した次第であります。

以上で報告を終わります。

〔市来 修議員降壇〕

○議長（濱田 等議員）

ただいまの建設経済常任委員長の報告について、質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（濱田 等議員）

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（濱田 等議員）

討論なしと認めます。

これから陳情第4号を採決します。

お諮りします。本案に対する建設経済常任委員長の報告は、採択です。委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（濱田 等議員）

異議なしと認めます。したがって、陳情第4号は委員長報告のとおり採択することに決定しました。

△日程第15 「発議第10号 違法伐採問題への対応強化を求める意見書（案）の提出について」

○議長（濱田 等議員）

日程第15「発議第10号 違法伐採問題への対応強化を求める意見書（案）の提出について」を議題とします。

提出者の趣旨説明を求めます。市来議員。

〔市来 修議員登壇〕

○市来 修議員

ただいま議題となりました「発議第10号 違法伐採問題への対応強化を求める意見書（案）の提出について」の趣旨の説明を申し上げます。

お手元に配付してあります案のとおり、森林は森林資源の供給、生物多様の維持、地球温暖化防止対策等地球環境の保全など多面的機能を有しているが、違法伐採などにより、開発途上地域の熱帯雨林を中心に世界の森林の減少が続いており、木材輸出国の自然環境のみならず、地球環

境への影響が懸念され、各国における持続可能な森林経営の取り組みを著しく阻害するものとなっていることから、国においては「違法伐採された木材は使用しない」という基本的な考え方に基づく政府調達の実施や、違法伐採問題への対応をさらに強化させるよう内閣総理大臣ほか関係大臣などに対して、意見書を提出しようとするものであります。

以上で趣旨説明を終わります。

〔市来 修議員降壇〕

○議長（濱田 等議員）

ただいま議題となっています発議第10号については、印刷してお配りしてあります。御了承願います。

お諮りします。ただいまの発議第10号については、会議規則第39条第2項の規定によって、委員会付託を省略したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（濱田 等議員）

異議なしと認めます。したがって、発議第10号については、委員会付託を省略することに決定しました。委員会付託を省略します。

これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（濱田 等議員）

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（濱田 等議員）

討論なしと認めます。

これから発議第10号を採決します。

お諮りします。発議第10号は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（濱田 等議員）

異議なしと認めます。したがって、発議第10号は原案のとおり可決されました。

お諮りします。ただいまの発議の提出者は記載のとおりです。本意見書の送付については、私に一任いただきたいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（濱田 等議員）

異議なしと認めます。したがって、そのように取り扱うことにいたします。

**△日程第 16 「報告第 8 号 平成 17 年さつま町土地開
発公社事業変更計画及び事業会計補正予算（第 3 号）に
ついて」**

○議長（濱田 等議員）

日程第 16 「報告第 8 号 平成 17 年度さつま町土地開発公社事業変更計画及び事業会計補正予算（第 3 号）について」であります。

報告の内容については説明済みです。何かお聞きしたいことはありませんか。中尾議員。

○中尾 正男議員

補正予算の資本的歳出のなかで、土地関連費で、補償費として 250 万円支出がなされているわけですが、これは説明のときに、住宅団地の地盤沈下ということだったわけですが、その詳しいちょっと地盤沈下に至った経緯の説明と、ここ 250 万円補償費、この経費を補償するに至った経緯、そこあたりをもう少し詳しく説明しておいていただきたいと思います。

○開発課長（北原 美義君）

この補償費の関係でございます。東谷住宅団地の一連の造成工事に関しまして、町道部分等の境の既設の現場うちの擁壁があったわけなんです、この擁壁を通常のバックホー、コンクリートの擁壁の解体をバックホーで行って、設計をしておったわけなんですけれども、このバックホー等の振動によりまして、直近する約 5 メートルぐらいの近くの民家なんですけれども、この宅地の地盤が沈下をいたしまして、住宅が傾斜したことに伴う補償ということになるわけなんですけれども、実質的には 3 月 29 日、この本人より擁壁の解体中に振動が激しくて、どんどん家が傾いてきているということでございまして、もう至急、係のほうで現場のほうに出向きました。

そして、その翌日にもまた、同じようにまた確認をいたしております。かなりの振動でございまして、これを確認した後いろいろと調査を早速行っております。具体的には、鹿児島県という建物の修復の専門業者のほうにお願いをして、地盤等の調査等も行っておりますが、この地盤につきましては、敷地全体が盛り土であったということと、それから支持層が 5 メートル、あるいは 7 メートルということで深いということ、そして、この宅地の地質そのものが粘土状と申しましょうか、そういう状況でございまして、かなり水が含まれて、その排水がきかないということもありまして軟弱であると、その支持層までの関係が軟弱であるということでございまして、それで、結局はその振動により傾斜したということでございしますが、これまでに地震の関係でも少し傾斜をしたということで、それにつきましては補修を、障子等の、建具等の補修をして、きちっとなっていたわけなんですけれども、それが、また今度の振動でかなり傾いたということで、

それを確認をいたしているところでございます。

これを修復するという事で、見積もりをその専門業者のほうにお願いいたしまして500万円程度の見積もりが上がってきたわけなんです、その業者と、またその本人と交えていろいろ工事の関係について協議を行っております。

地盤の沈下の関係で、土地のいけば形状がそういう状況と、事前に地震等でも傾斜していたということ、それと、もう建築後20数年を経過しているということでございまして、本人と十分協議をしながら、数回協議をしたわけなんです、その協議の過程で、その半額の250万円ということで補償費、補償するという事にいたしましたところでございます。

その後、業者のほうには、設計にはなかったわけなんですけれども、挟んで、圧で解体する機械を急きょ入れていただきまして、その部分で工事を進めていたら、その後の傾斜は、振動はある程度あるんですけれども、その後の地盤の沈下はなかったということでございまして、その後、その上のほうに大きな岩盤等が出てきたわけなんですけれども、その解体につきましても地盤の沈下等は見られなかったということでございまして、それで、本人とこれを協議をしまして、本人の承諾を得て、今回計上をしたところでございます。

○中尾 正男議員

団地の造成をしたところが沈下したのかと思ったんですが、団地造成に伴って隣の民家が沈下したということですね。ただいま説明を聞きますと、やはり原因としては工事の仕方が、ちょっと原因があったんじゃないか、その前の地震でも沈下するようなそういう軟弱のところで、工事のやり方でちょっとそういう被害が出たのではないかなと思うんですが、ここあたり土地開発公社で、その業者との関連もあるんですが、交渉のなかで、土地開発公社が補償をするという、この当然発注者で責任はあるんでしょうけれども、支払う、今後またこういうことがないとも限りませんから、支払いの根拠といいますか、そういうものを明確にしておかないと、今後もやっぱりいろんな問題が出てくると思うんですが、そこらあたりについて、業者のほうは全然賠償責任はなかったのか、ないのか、そこあたりもちょっと確認をしておきたいと思います。

○開発課長（北原 美義君）

業者のほうには設計書どおりのことで、やり方で、業者のほうには工事をしていただいておりますので、またその後、無理を言いまして、変更してということで、それはもう金額等には、設計額等には変更なくて、無理を言ってしたということで、当初の設計書どおりの施工の方法でやっております。

○議長（濱田 等議員）

ほかにありませんか。麥田議員。

○麥田 博稔議員

ただいまのことに関連してですけれども、課長、設計書どおりの工事であっても、結局その工事をするによって業者の責任というんですか、やっぱり周囲に十分配慮しながらしなければいけないと。それで、今措置を聞きますと500何万円のやつを、町が全部250万円、だから半分で話し合いがついたということですから、業者のその工事に対する責任とか、その辺の話が、今ちょっと中尾議員も触れられましたけれども、あるべきではないかなあというような感じがするんですけれども、その辺の交渉のあれがあったのかどうか、お知らせ願いたいと思います。

○開発課長（北原 美義君）

工事の保護については、周辺に十分配慮していただくように注意は促しているところでございますが、通常の工事では考えられないようなことでございまして、通常はこのやり方で工事をしても、そういう支障はないわけなんです、たまたまこの土地が軟弱で水を多分に含んで、宅地の形状がかなり悪いということでございまして、その部分までの、言えば考え方というのが、普通はそこまで考えてやらないところでございます。

そういう不可抗力による今回のことだというふうに受け止めているところでございます。

○麥田 博稔議員

不可抗力はですけれども、大体工事をすれば、その専門家の方はやはり下の軟弱性とかいろんな今、課長が言われた水がたまって危ないなあということは十分配慮されるべきだと、私は思うんです。

そして、バックホーでばんばんやったらやって、結局言われて、あと工事の方法を変えたら、やっぱり良くなったということですから、今度の場合はもう仕方ありませんけれども、やっぱり今後、その辺を十分注意しながらしてくださいということを、やはり契約のときをお願いをしていただきたいという、これは要望でありますけれども、今後やはり十分注意していただきたいということを要望しておきたいと思います。

○議長（濱田 等議員）

ほかにありませんか。平八重議員。

○平八重光輝議員

宅地の販売の件でちょっとお伺いいたしますが、佐志ニュータウンができて、もう何年も経ちます。なかなか完売はほど遠いんですが、ほかのところから小規模なやつでもいいからつくっていただきたいちゅうような要望も出ております。

しかし、そういうなかで、今つくっているのが売れない限り、ちょっとできないというような状況にあるように思うんですが、佐志ニュータウンの現在の契約数ちゅうか、売却済みがどれくらいあるのか、そしてそれについて、このままの状態で待っておられるのか、あるいは何らかの

方法を、宣伝を含めて考えておられるのかお尋ねいたします。

○開発課長（北原 美義君）

佐志ニュータウンにつきましては、現在12区画が販売といいたいでしょうか、売っております。今後の関係につきましては、大きな課題になっているところでございますけれども、いろんな対策をしているところでございますが、今回1月号のほうにも広報紙のほうに1ページ、総体的な住宅団地のPRということで、正月の帰省の方々をターゲットにしたねらいで行ったところでございます。

それとまた、もう少ししますと団塊の世代の方々が定年を迎えられるということで、今、あるいは東京、大阪、名古屋あたりで、そういう郷土の会議なんかが開かれているわけなんです、そのときにはもう必ず出席させる、町長が出席されますけれども、必ずパンフレットを持っていたりまして、そういう方々へのPRもしているところでございます。

また、今後につきましては、ハウスメーカー等への働きかけと申しまいしょうか、ハウスメーカーはかなりそういう情報といいたいでしょうか、そういうPRをしておりますので、今までは地場産業ということでも配慮をしてきましたけれども、ハウスメーカー等へのそういうPRもしていきたいというふうに考えておりますし、いろいろとまた売り方の方法についても、新年度の予算のなかでまた、いろいろと工夫をしていきたいというふうに事務局のほうでは考えているところでございます。

○議長（濱田 等議員）

ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（濱田 等議員）

これで報告を終わります。

△日程第17 「所管事務調査報告の件」

○議長（濱田 等議員）

日程第17「所管事務調査報告の件」を議題とします。

各常任委員会から調査中でありました事項について、報告をしたいとの申し出があります。

お諮りします。本件は申し出のとおり報告を受けることにしたいと思ひます。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（濱田 等議員）

異議なしと認めます。したがって、各常任委員会の報告を受けることに決定しました。

まず、総務常任委員長の発言を許します。平八重議員。

〔平八重光輝議員登壇〕

○総務常任委員長（平八重光輝議員）

総務常任委員会の所管事務調査の報告を申し上げます。

平成17年11月9日から10日までの2日間、熊本県下益城郡美里町と熊本県宇土市において、調査を実施いたしました。

調査事項は、「指定管理者制度の取り組みについて」と「行財政改革に関する取り組みについて」であります。

なお、熊本県宇土市における「行財政改革に関する取り組みについて」は、当常任委員会、文教厚生常任委員会及び建設経済常任委員会の3常任委員会合同の調査を行ったところであります。

まず、美里町において「指定管理者制度の取り組みについて」を調査しましたので、概要を申し上げます。

美里町は、平成16年11月1日に旧中央町と旧砥用町が合併した、人口約1万3,000人の町であります。

指定管理者制度については、平成15年6月の地方自治法改正後、建設された公の施設の2施設について直ちに組み組みを行ったとのこととあります。

その一つ「美里町やすらぎ交流体験施設」通称「かじか」は、平成12年に小学校の統合によりその跡地を交流体験施設として整備をし、「NPO元気の森かじか」を指定管理者として管理を委託しております。

この運営には、3名の職員と宿泊者等の食事部門を担当する地元婦人会、様々な体験プログラムをサポートする地元老人会など地域ぐるみの組み組みで行われており、収入としては、町からの委託料年800万円と利用者の利用料で賄われているとのこととあります。

もう一つの「美里町自立生活訓練施設」は、知的障害者の通所型施設であり、「中央自立援助の会」が指定管理を受け、年間600万円の町からの委託料と月額8,000円の利用者負担金で賄われており、福祉施設ということもあり、経費節減しづらい施設であると行政側も認識されているようであります。

この2つの施設について、指定管理者制度へのメリットについて、お尋ねをしましたところ、まず一つに、交流体験施設等においては、年次ごとに委託料を減額していく考えであることから、経費を節減できるということ、二つ目に、民間能力による対象施設の効能を最大限に引き出すことができるということがあるとのこととあります。これは、交流体験施設の組み組みのなかにおいて、指定管理者自ら体験プログラムを作成し、県内の幼稚園や保育所、小中学校などを訪問し営業活動を行ったり、地域を巻き込んだNPO組織を立ち上げ、法人化に向けた組み組みを始め、

美里町における今後の指定管理者制度への波及効果を与えたことから検証できるのではとの説明でありました。

また、指定管理者の指定に関する審議会の取り扱いについて、それぞれの施設の設置条例において、審議会条項を定め学識経験者や専門職委員の委嘱等、施設に対して専門的立場から指定管理者指定へのスムーズな審議が行える体制を整えていました。

次に、宇土市において「行財政改革に関する取り組みについて」調査したところであります。

宇土市は、人口約3万9,000人で、昭和57年度から行財政改革への取り組みを始め、現在第5次大綱の計画期間、最終年度であり、第6次大綱に向けた計画策定を行っているとのことでもあります。

これまでの成果として、職員数を424名から約300名に削減するなど人件費の抑制に努めたほか、給食センターの調理・配送業務、5つの保育園の民間委託、情報公開の実施や文書管理システムの導入など全国に先駆けた積極的な取り組みを展開し、経費節減、職員の意識改革、能力向上、民間活力の導入につながってきたとのことでもあります。

現在、取り組みを行っている第5次大綱は、これまでの行財政改革への取り組みと成果を踏まえ、さらに改革に向けた基本的方向を定め、30項目の推進プログラムによる個別の進行管理を図っているとのことでもあります。なかでも、経常収支比率、職員数、市税の収納率については、行政側の説明責任として市民にわかりやすい行革を目指す意味から明確な数値目標を示して取り組みを進めているとのことでもあります。

経常収支比率については、国の三位一体改革による5億円程度の大きな歳入の落ち込みにより目標としていた89分の達成は、困難な状況となっているが、目標値に1分でも近づけるよう財政健全化プランを策定し、努力していくとのことでもあります。

職員数の削減については、大綱計画期間内に定年退職を迎えない50歳以上の職員に対して勧奨退職を推進しており、ここ3～4年では、定年退職よりも勧奨退職者が多い状況である。特別な退職金制度や再就職の対応をしているわけではなく、職員数の減少により職員への負担がかなり増してきていることや人事評価制度を採用し、勤勉手当に反映する取り組みや昇給への反映を職員組合と合意するなどが影響しているのではとのことでもあります。

市税の収納率については、全ての部課長に徴税吏員証を交付し、親戚、知人などを中心に臨戸訪問を行い、かなりの成果をあげたとのことでもあります。

また、差し押さえ等法的措置についても市長が積極的に対応されており、職員としても心強く感じているとのことでもあります。

最後に、調査を進めるなかにおいて、行財政改革を進めるに当たり、市長の一生懸命に取り組む姿に、職員の意識も変わってきたことやその職員の意識改革においても、職員研修に多くの予

算を措置したり、提案制度の積極的活用を進め、人事評価制度の推進、地域活動への参加促進等、取り組む姿勢に一貫性があり、こうした取り組みを通して、住民への説明責任、住民の行革へ理解が深まっていると感じた次第であります。

以上、調査の概要を申し上げ、報告いたします。

〔平八重光輝議員降壇〕

○議長（濱田 等議員）

次に、文教厚生常任委員長の発言を許します。宮之脇議員。

〔宮之脇金次郎議員登壇〕

○文教厚生常任委員長（宮之脇金次郎議員）

文教厚生常任委員会所管事務調査の報告を申し上げます。

平成17年11月9日から10日までの2日間、熊本県下益城郡富合町と熊本県宇土市において調査を行いました。

調査事項は、「教育環境の整備充実と生涯学習の推進について」及び「行財政改革について」であります。

富合町では、「富合町小中一貫教育特区」の取り組みについて調査いたしました。

富合町は、県庁所在地熊本市の南に隣接する人口約8,000人の町であります。

町内には、富合小学校と富合中学校があり、以前から小中連携の取り組みを進めていたが、小中学校1校ずつであるにもかかわらず、指導体制や指導方法の違い等により、いまひとつ十分な連携がとれていない状況であったとのことであります。

そういうなかで、平成14年度に構造改革特別区域法が成立し、「構造改革特別区域」制度が設けられ、地域限定で規制の特例措置が受けられるようになったことに伴い、富合町においては、法令等で規定されている教育課程の基準によらない教育課程の編成・実施を可能とする「構造改革特別区域研究開発学校設置事業」と、児童生徒に所属学年以外の教科書を早期に無償給与することを可能とする「構造改革特別区域研究開発学校における教科書の早期給与特例事業」という2つの特例事業を利用し、小中一貫教育に取り組んでいるとのことであります。

「富合町小中一貫教育特区」計画の認定申請にあたっては、前教育長の関心が高く、前町長の理解を得て、平成15年7月に申請し、平成15年11月に認定され、平成16年4月1日から実施しているとのことであります。

この計画は、小中9年間を見通した系統性・継続性のある小中一貫教育を推進するため、「教育段階の工夫」、「基礎教科の充実発展」、「国際科の創設」、「生き方創造科の創設」等の創意工夫した特色ある教育課程を編成し、これを実施するといった内容のものであります。

具体的には、小学校6年間、中学校3年間という「6・3制」の教育課程を見直し、小1～小

4を「前期」、小5～中1を「中期」、中2～中3を「後期」という「4・3・2制」に教育課程を再編して、授業時数の重点配分を行っているとのことであります。

主なものは、国語・算数・数学を基礎教科と位置づけ、習熟度別学習を含めた重点的指導を行い基礎学力の向上を図るといった取り組みや新たに「国際科」を創設し、英語教育の充実を図るため、英語の教員免許を持った先生が、小中学校それぞれにおいて英語指導を行うといったような取り組みをされているとのことであります。

小中一貫教育の取り組みは、平成16年度からの段階的取り組みであるが、これまでの取り組みのなかで、児童生徒の学習意欲が高まってきているようであるとのことであります。

次に、宇土市では、「行財政改革に関する取り組みについて」を調査しました。内容については、総務常任委員長の報告のとおりであります。

以上で、調査の概要を申し上げ、報告といたします。

〔宮之脇金次郎議員降壇〕

○議長（濱田 等議員）

次に、建設経済常任委員長の発言を許します。市来議員。

〔市来 修議員登壇〕

○建設経済常任委員長（市来 修議員）

建設経済常任委員会所管事務調査の報告を申し上げます。

平成17年11月9日から10日までの2日間、「農林業振興策について」及び「行財政改革について」の2点について、熊本県の菊池市及び宇土市での取り組みを調査しました。

まず、菊池市では、「農林業振興策について」として、「菊池いきいき農業特区」の取り組みを調査しました。菊池市は、平成17年3月22日、菊池市、菊池郡七城町・泗水町及び旭志村が合併し、新「菊池市」となりました。面積は276.66平方キロメートル、人口は約5万3,000人となり、菊池温泉・菊池溪谷などが有名であります。基幹産業は農林業で、県内一の生産量を誇る「椎茸」、菊池米ブランドの「きくちのまんま」と「七城のこめ」、「七城メロン」、「旭志牛」などは「菊池ブランド」として、県内外に出荷されています。

「菊池いきいき農業特区」については、旧「菊池市」が平成16年6月に、構造改革特区の指定を受けており、対象は旧「菊池市」の範囲内ということであります。特区導入の背景については、農業従事者の高齢化等により就農人口が減少し、耕作放棄地が増加傾向にあるなかで、市外からの就農希望者は、増加傾向にあることから、Uターン、Iターン、Jターンなどのやる気のある就農希望者の参入を促進し、農地の有効利活用を図ろうということになったが、農地法による農地取得後の50アールの下限面積要件が資金面・技術面、農地選定等においてネックとなったことから、下限面積要件の緩和を図るため、平成15年6月から市農業委員会等の意見を聴き

ながら、特区指定に向けての取り組みを進め、平成１６年６月、特区指定を受けることができた
とのことであります。

農地取得後の下限面積要件は、特例措置では１０アールとなっており、幾らにするかについて
論議がなされ、農業としてやるならば２０アールが適当ではないかということになったとのこと
であります。

現在、特区参入者に対する支援体制づくりの取り組みとして、平成１７年１月から定期的に
「新規就農支援セミナー」を開催している。これまでに、延べで約１，０００人が受講しており、
このセミナーで農業のノウハウを学び、特区を活用して、まず２０アールぐらいからスタートし
て、少しずつ規模拡大してもらえればと期待している。特に、特区制度についての広報等はして
いないが、現在までの新規就農者は４名となっている。６０歳代が３人、４０歳代が１人で、経
営規模も２０アールから４０アールとなっており、水稻・麦・野菜等を組み合わせた複合経営と
のことです。今、新たに一人、新規参入希望者があり、農地取得の途中であります。

菊池市では、新規参入者が２年間就農した場合、「就農奨励金」として３０万円を交付してお
り、５年間は「就農報告書」提出の義務づけを行っているとのことです。今後も「特区」
の取り組みを積極的に推進し、農業後継者育成を図っていききたいとのことです。

次に、宇土市では、「行財政改革に関する取り組みについて」を調査いたしました。調査内容
については、総務常任委員長の報告のとおりであります。

以上、調査の概要を申し上げまして、報告いたします。

〔市来 修議員降壇〕

○議長（濱田 等議員）

これで所管事務調査報告を終わります。

△日程第１８ 「議員派遣の件」

○議長（濱田 等議員）

日程第１８「議員派遣の件」についてを議題とします。

お諮りします。会議規則第１２１条の規定により、別紙のとおり次期定例会までの期間に開催
される研修会等について、議員を派遣したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（濱田 等議員）

異議なしと認めます。したがって、別紙のとおり議員を派遣することに決定しました。

お諮りします。ただいまの議員派遣につきましては、やむを得ず期間、派遣議員等に変更を生

ずる場合には、私に一任願いたいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（濱田 等議員）

異議なしと認めます。したがって、そのように取り扱うことにいたします。

△日程第１９ 「閉会中の継続調査について」

○議長（濱田 等議員）

日程第１９「閉会中の継続調査について」であります。

各常任委員会及び議会運営委員会並びに各特別委員会の各委員長から、会議規則第７５条の規定によって、お手元にお配りしました各事項について、閉会中の継続調査の申し出があります。

お諮りします。各委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（濱田 等議員）

異議なしと認めます。したがって、各委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

△閉 会

○議長（濱田 等議員）

以上で、本日の日程は全部終了しました。会議を閉じます。

平成１７年第６回さつま町議会定例会を閉会します。御苦労さまでございました。

閉会時刻 午前１１時５２分

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

平成 年 月 日

さつま町議会議長 濱 田 等

さつま町議会議員 柏 木 幸 平

さつま町議会議員 川 口 憲 男

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

平成 年 月 日

さつま町議会議長

さつま町議会議員

さつま町議会議員